常陸大宮市地域防災計画

令和6年4月

常陸大宮市防災会議

目 次

第1編	総 則
第1章	計画の目的と構成
第1節	計画の目的······
第2節	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	市の概要
第1節	地勢· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2節	気候·····
第3節	人口·····
第3章	既往災害の状況
第1節	地震······
第2節	風水害· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3節	事故災害· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第4章	被害想定
第1節	地震· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2節	風水害· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3節	土砂災害 ······17
第4節	その他の災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第5章	東日本大震災を受けた防災基本方針12
第1節	自助・共助による地域防災力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第2節	人的被害軽減に向けた予防体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第3節	広域複合災害への対応力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第6章	業務の大綱13
第1節	常陸大宮市 ······13
第2節	茨城県 ·····13
第3節	指定地方行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第4節	白衛隊

第5節	指定公共機関 ······16
第6節	指定地方公共機関・・・・・・・・18
第7節	公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者・・・・・・・・・18
第2編	震災対策計画 19
第1章	予防計画19
第1節	活動体制の強化・・・・・・・・・・19
第2節	情報通信ネットワークの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第3節	防災まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第4節	被害軽減への備え······27
第5節	防災訓練・防災教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第6節	複合災害に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・36
第2章	応急対策計画37
第1節	初動対応 • 組織編成⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯37
第2節	災害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・46
第3節	応援・派遺 ·······55
第4節	被害軽減対策 ······59
第5節	被災者生活支援······ 67
第6節	災害救助法の適用 83
第7節	応急復旧 • 事後処理 ·····84
第3章	復旧・復興計画 91
第1節	被災者の生活の安定化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
第2節	被災施設の復旧 ·····102
第3節	激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
第4節	復興計画の作成・・・・・・・104
第3編	風水害・土砂災害対策計画 105
第1章	予防計画105
第1節	治山・治水対策の推進
第2節	防災まちづくりの推進・・・・・・・109

第3節	防災教育・訓練 ·····110
第2章	応急対策計画111
第1節	初動対応・組織編成· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2節	気象情報等の収集・伝達 ·····113
第3節	水防計画
第4節	防 疫······ 127
第5節	農業の応急対策・・・・・・・・・・128
第3章	復旧・復興計画 128
第4編	大規模火災・林野火災対策計画 129
第1章	予防計画129
第1節	大規模火災・林野火災の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
第2節	火災に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・129
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
第2章	応急対策計画 131
第1節	初動対応,情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・131
第2節	救助・救急, 医療及び消火活動
第3節	広報·情報提供·被災親族等支援·····133
第4節	二次災害の防止活動 ······133
第3章	復旧・復興計画133
第5編	交通災害対策計画 134
第1章	予防計画134
第1節	交通災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え
第2章	応急対策計画 136
第1節	初動対応,情報の収集・連絡 ·····136
第2節	捜索, 救助・救急, 医療及び消火活動
第3節	道路施設の応急復旧
第4節	広報・情報提供・被災親族等支援 ·····139

第3章	復旧・復興計画	139
第6編	原子力災害対策計画	140
第1章	予防計画	141
第1節	原子力施設の安全確保の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
第2節	国・県及び関係機関等の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
第3節	災害応急体制及び設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
第4節	情報収集・連絡体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
第5節	市民等への的確な情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · 143
第6節	環境放射線の監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
第7節	避難計画等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 144
第8節	要配慮者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 145
第9節	防災関係資機材の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 146
第 10 節	う 物資の調達,供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 146
第 11 貿	5 国・県による緊急輸送活動への協力·····	· · · 146
第 12 貿	5 原子力災害医療体制等の確立⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	147
第 13 節	う 教育及び防災訓練等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 147
第 14 節	市民に対する防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 148
第 15 貿	う 行政機関の業務継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 149
第2章	応急対策計画	150
第1節	警戒事態発生時における連絡及び初期活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · 150
第2節	市災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
第3節	事故発生事業所の原子力防災要員等の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · 152
第4節	関係機関等への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 153
第5節	広 報	154
第6節	屋内退避・避難⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	156
第7節	治安の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
第8節	要配慮者の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
第9節	緊急輸送⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	160
第 10 貿	5 原子力災害医療····································	161

第 11 節	飲食物等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
第 12 節	行政機関の業務継続に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
第3章 征	复旧·復興計画	163
第1節	放射性物質の除去等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
第2節	各種規制措置の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
第3節	広 報·····	163
第4節	被害状況の調査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
第5節	市民等の健康影響調査等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第6節	事故発生事業者の原子力防災要員の受入れ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第7節	物価の監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第7編 参	考資料	165
第1節	消防力の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
第2節	避難所の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
第3節	関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
第4節	医療機関の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
第5節	ドクターへリ発着場の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	177
第6節	協力建設業者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
第7節	土砂災害危険箇所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	179
第8節	気象庁震度階級関連解説表⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	192
第9節	災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
第 10 節	常陸大宮市防災会議条例⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	196
第 11 節	常陸大宮市防災会議規程⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	197
第 12 節	常陸大宮市防災会議公印規程⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	198
第 13 節	常陸大宮市災害対策本部条例⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	199
第 14 節	常陸大宮市災害見舞金等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第 15 節	災害時応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
第 16 節	自衛隊の災害派遣要請の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	203
第 17 節	自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	204
第 18 節	市職員・消防職員による被害調査の様式⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	205

第 19 節	被害状況報告様式(火災・災害等速報要領)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	206
第 20 節	被害の判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213
第 21 節	り災証明申請書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	215
第 22 節	被災証明願・被災証明書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	216
第 23 節	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	217

第1編 総 則 第1章 計画の目的と構成

第1節 計画の目的

「常陸大宮市地域防災計画」は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、常陸大宮市防災会議が作成する市町村地域防災計画であって、常陸大宮市の地域にかかわる災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画は、①「総則」、②「震災対策計画」、③「風水害・土砂災害対策計画」、④「大規模火災・ 林野火災対策計画」、⑤「交通災害対策計画」、⑥「原子力災害対策計画」、⑦「参考資料」で構成す る。

各対策計画は、発災前の「予防計画」と発災時の「応急対策計画」、発災後の「復旧・復興計画」で 構成し、③~⑥の一部事項は、②「震災対策計画」で初出の記載内容を準用する。

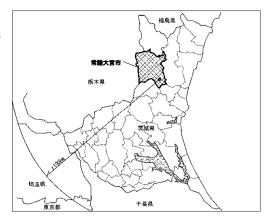
第2章 市の概要

第1節 地勢

本市は、茨城県北部の内陸地域にあり、首都東京から北東に約100km、県都水戸から北に約25km、太平洋から西へ約20kmの立地にある。

市域の中央からやや東を久慈川が、西部を那珂川が南流している。市域の大半は標高100~500m程度の八溝山地・阿武隈高地の丘陵・山地帯で、開析作用により細かく谷が刻まれ、標高の割に地形が複雑で、交通や土地利用上の制約となっているが、反面、里山と呼ばれる自然環境、自然景観を多く有している。

また, 南東部は関東平野北縁の平坦地が広がり, 都市的な 土地利用が進み人口も集積している。



第2節 気候

本市の気候は、夏季に多雨多湿、冬季に少雨乾燥となる太平洋岸式気候である。気温は例年、夏は35℃以上の猛暑日を記録し、冬は-10℃より下がる日もある。降水量は年間1,300mm前後であるが、日最大降水量が200mm、1時間最大降水量が50mmを超える年もある。

気象庁常陸大宮地域気象観測所の気象統計(所在地:常陸大宮市上小瀬)

		気温(℃)					降水量(mm)				
年			平均		u	7	۸ جا ۱	1	日最大	1 時間	1 時間最大
		日平均	日最高	日最低	最高	最低	合計	日最大	記録月日	最大	記録日時
昭和 55 年	1980	12.0	17. 7	6. 9	31.9	-9.1	1270.0	63. 0	10/20	26. 0	10/20 02:00
平成 12 年	2000	13. 2	19. 1	8. 1	36.3	-8.5	1629. 0	128. 0	7/8	37. 0	9/11 07:00
平成 22 年	2010	13. 2	19. 7	8.3	36.3	-8.6	1482.5	78.0	9/28	44. 0	8/2 14:01
平成 23 年	2011	12.6	19. 1	7. 5	35.8	-10.6	1526.0	168. 5	9/21	50. 5	7/10 15:59
平成 24 年	2012	12. 4	18. 9	7. 2	35.6	-9.9	1328.5	157. 0	5/3	28. 5	6/20 00:50
平成 25 年	2013	12.8	19. 3	7. 5	35.6	-9.2	1364.5	107.5	9/15	49.0	9/15 11:14
平成 26 年	2014	12.6	19.0	7. 3	36.4	-10.3	1566.5	121.0	10/6	37. 5	10/6 10:47
平成 27 年	2015	13. 3	19. 4	8. 3	36.7	-7.6	1210.0	88.5	7/16	33. 0	9/10 09:00
平成 28 年	2016	13. 2	19. 5	8. 2	35.3	-7.7	1376.5	95.0	8/22	38. 5	8/17 02:30
平成 29 年	2017	12.5	18. 9	7. 2	34.4	-8.2	1148.5	83.0	7/25	60. 5	7/12 17:37
平成 30 年	2018	13. 7	20. 1	8. 5	36.8	-10.3	1272.0	77. 5	8/27	50.0	8/11 20:07
令和元年	2019	13. 7	19.8	8. 4	36.7	-7.9	1502.0	216.0	10/12	49. 0	9/10 17:23
令和2年	2020	13.8	19.8	8.8	37.0	-8.6	1154.5	76. 0	4/18	22. 5	4/18 14:57
令和3年	2021	13.6	20.0	8. 3	34. 9	-9.3	1734. 5	80.0	8/14	34. 5	7/12 17:03
令和4年	2022	13.6	19. 9	8. 4	37.0	-8.0	1077.5	73. 5	7/27	58. 5	7/27 18:13
令和5年	2023	14. 6	21. 3	9. 1	37.0	-9.1	1402.0	108.0	6/2	56. 5	9/6 16:00
平年値		12. 9	19. 3	7. 7	_	_	1363.7		_		

※平年値は、気象庁が算出した1991年から2020年 (30年間) の平均値

第3節 人口

令和5年10月の本市の人口は37,400人で,大宮地域が23,698人,山方地域が5,226人,美和地域が2,706人,緒川地域が2,823人,御前山地域が2,947人となっている。合併の翌年の各地域の人口と比較すると,各地域ともに人口が減少している。

令和2年の国勢調査での年齢構成は、年少人口割合(14歳以下)が9.4%、生産年齢人口割合(15~64歳)が52.8%、老年人口割合(65歳以上)が37.8%となっており、過去の推移をみると一貫して少子高齢化が進んでいることがうかがえる。

人口・世帯の動向

◆地域別人口 (単位:人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大宮地域	25, 240	25, 234	25, 114	24, 733	24, 404	24, 241	23, 949	23, 698
山方地域	6, 263	6,086	5, 895	5, 750	5, 633	5, 407	5, 361	5, 226
美和地域	3, 314	3, 225	3, 115	2, 997	2, 955	2, 804	2, 796	2, 706
緒川地域	3, 427	3, 320	3, 199	3, 092	3, 083	2, 923	2, 916	2, 823
御前山地域	3, 594	3, 477	3, 424	3, 332	3, 192	3, 109	3, 034	2, 947
常陸大宮市	42,018	41, 342	40, 747	39, 904	39, 267	38, 484	38, 056	37, 400

資料:10月1日現在の常住人口

◆年齢別人口と世帯数

	区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	(人)		49, 561	48, 964	47, 808	45, 178	42, 587	39, 267
世帯数	(世帯)		14, 905	15, 566	16, 029	16, 087	16, 011	15, 643
世帯当	り人員(人/世帯)	3. 32	3. 14	2. 98	2.80	2.65	2. 51
	0~14歳	人	8, 139	7, 121	6, 237	5, 340	4, 483	3, 630
	人口	%	16. 5	14.6	13. 1	11.8	10.6	9. 4
年齢	15~64歳	人	30, 391	29, 552	28, 612	26, 476	23, 685	20, 414
構成	人口	%	61. 3	60. 3	59. 8	58. 7	56. 2	52.8
	65歳以上	人	11, 031	12, 291	12, 959	13, 321	14, 005	14, 627
	人口	%	22. 2	25. 1	27. 1	29. 5	33. 2	37. 8

注:総数には年齢不詳を含む。資料:国勢調査

◆避難行動要支援者

(単位:人)

大宮地域	山方地域	美和地域	緒川地域	御前山地域	合計
1,583	554	224	345	301	3, 007

令和5年10月1日現在

第3章 既往災害の状況

第1節 地震

第1 東日本大震災

平成23年3月11日(金)14時46分,国内観測史上最大マグニチュード9.0の「東北地方太平洋沖地震」が発生した。この地震の震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約450km,東西約200kmに及び,阪神・淡路大震災の1,000倍を超えるエネルギーが放出された。

本市では、死者はなかったものの、震度6強を観測した本震と震度5弱クラスの連続した余震により、地割れ、陥没、土砂崩れが各地で見られ、全壊79件など、建物、道路等の被害が生じるとともに、電気・水道等のライフラインが寸断されたため、災害対策本部体制のもと9日間にわたり避難所を開設し、延べ1、595人の市民が避難した。

一方,この地震により発生した10mを超える巨大津波は2万人近い尊い命を犠牲にしただけでなく,東京電力福島第一,福島第二原子力発電所の原子炉10基を飲み込み,第一原発では電源が破壊されて冷却機能を失ったため,炉心溶融や原子炉建屋の水素爆発を引き起こして大量の放射性物質が飛散・漏出する非常事態となった。

東日本大震災による本市の被害状況

区分	項目	被害状況				
	死者・重傷者・行方不明者	0人				
人的被害	軽傷	7人				
	全壊	79 件(住宅 11 件, 非住宅 68 件)				
11. 44. 44.	半壊	124件(住宅71件, 非住宅53件)				
物的被害	大規模半壊	26 件(住宅 11 件, 非住宅 15 件)				
	一部損壊	5, 437 件 (住宅 4, 558 件, 非住宅 879 件)				
	開設避難所数	19 箇所				
避難所	避難者数	1,595 人				
	開設日数	9日間 (3月11日~19日)				
	電気	市内全域が停電。3月13日から通電が開始され、17日に全域復旧				
電気・水道	 水道	市内全域で停電及び水道管破損等により断水。3月16日から部分復旧。				
		23 日に全域復旧				
	JR水郡線	全線運休。4月15日に全線運行再開				
	高速バス	全線運休。3月17日から通常運行				
		全線運休。茨城交通は3月16日から運行再開(山下橋~高部車庫~塙				
公共交通	路線バス	間は4月9日午後から運行再開)。那須烏山市営バスは3月25日から				
公共义进		運行再開				
	市民バス	全線運休。3月22日から運行再開(山方地域は通行止め箇所を迂回して				
	110.00	運行)				
	乗合タクシー	全線運休。3月16日から通常運行				
	市役所・総合支所	窓ガラス破損,天井ボード落下,壁柱,廊下の亀裂等				
いまたき	消防本部	望楼倒壊のため庁舎使用不可 (3月29日に仮庁舎に引越)				
公共施設	幼稚園・小中学校・保育園等	危険建物多数発生。立ち入り禁止区域を設けて授業再開				
	公民館等	大宮公民館大ホール,長倉地区センターで天井落下等				
河川	久慈川	富岡,下岩瀬地内で堤防亀裂等 14 箇所(4 月 3 日復旧工事完了)				
刊川	那珂川	小場地内で堤防亀裂(3月19日復旧工事完了)				
	国道	橋脚の損傷・路面の沈下・亀裂による損傷6箇所(通行可能)				
、关切	県道	法面崩壊・路面の沈下・亀裂による損傷21箇所(全面通行止め2箇所)				
道路	市道	法面崩壊・路面の沈下・亀裂による損傷 229 箇所 (通行止め 12 箇所)				
	農林道	林道損傷 33 箇所等				
·		T+00 F 0 F 1 F 7 F				

平成28年3月1日現在

第2 その他の地震

茨城県,福島県沖では,マグニチュード 7 クラスのプレート境界型地震が繰り返し発生しており,近年では令和 4 年 3 月 1 6 日にマグニチュード7. 4,令和 3 年 2 月 1 3 日にマグニチュード7. 3の地震が発生し,本市は震度 5 弱を観測している。そのほか,本市に関わる大きな地震として,明治28年の霞ヶ浦付近の地震(マグニチュード7. 2),明治29年の鹿島灘の地震(マグニチュード7. 3),大正10年の龍ヶ崎付近の地震(マグニチュード7. 0)がある。

第2節 風水害

第1 水害

本市の近年の水害としては、昭和61年8月の台風第10号、平成10年8月の台風第4号(那須豪雨)、 平成23年の台風第15号、令和元年の台風第19号(令和元年東日本台風)によるものなどがある。本市の 水害は、那須山脈など上流部での豪雨の影響を受けたケースが多い。

近年の水害の状況

昭和 61 年 8 月 4~6 日 台風第 10 号	◇ 台風第 10 号から変わった低気圧が茨城県内を縦断。関東各地が水害に見舞われた。 常陸大宮の 2 日間の降雨量は 231mm。茨城県内で 4 人が死亡し,全壊 8 棟,床上浸水 6,980 棟,床下浸水 8,029 棟 ◇ 久慈川は、山方で 4.29m、榊橋 (日立市)で 7.65m の水位を記録。堤防被害 5 箇所, 法崩れ、護岸崩壊 39 箇所、流域の浸水面積は 1,700ha ◇ 那珂川は、野口で 5.98m、水府橋(水戸市)で 9.15m の水位を記録。暫定堤及び旧堤 から越水するとともに、法崩れ、護岸崩壊等 57 箇所、流域の浸水面積は 5,200ha。千 代橋が落橋した。						
平成10年8月26~31日 台風第4号及び停滞前線	◇ 栃木県那須町で1日の降雨量607mmを記録し,那珂川支流の余笹川で民家が流されるなど,多大な被害が生じ,那須豪雨と呼ばれる。 ◇ 那珂川は,野口で警戒水位を超え,水府橋(水戸市)では計画高水位を超える8.43mを記録。茨城県内で床上浸水411棟,床下浸水400棟。市内では,富河原小場江堰用水路南で浸水した。						
平成 11 年 7 月 14 日 停滞前線	◇ 栃木県黒羽町で時間降雨量 43 mmを記録するなど, 久慈川, 那珂川流域で豪雨 ◇ 久慈川は, 富岡, 榊橋(日立市), 支流の山田川の常井橋(旧金砂郷町)で警戒水位を超過。無堤箇所より浸水し,流域での床上浸水 19 棟 ◇ 那珂川は, 野口と水府橋(水戸市)で警戒水位を超過。流域での床上浸水 53 棟(うち栃木県 22 棟)						
平成 14 年 7 月 9~11 日 台風第 6 号	◇ 3日間の降雨量は那須で396mm,常陸大宮190mm◇ 久慈川は浸水等の被害なし◇ 那珂川は,流域での床上浸水16棟(うち栃木県4棟)						
平成 23 年 9 月 22 日 台風第 15 号	◇ 常陸大宮の1日の降雨量は169mm, 那須は268mm ◇ 久慈川は田畑浸水のみ ◇ 那珂川は,野口で4.84mの水位を記録。市内で住宅一部損壊1棟,床上浸水3棟,床 下浸水8棟 ◇ 岩崎地内,大岩地内,長倉地内(計143世帯,457名)に避難勧告,避難指示発令 ◇ 自主避難者52名						
平成 27 年 9 月 10 日 関東・東北豪雨	◇ 茨城県内に大雨特別警報発表◇ 降雨量 (7日から11日) 常陸大宮市は128mm, 那須は266mm◇ 久慈川は浸水被害なし◇ 那珂川は市内流域で床上浸水3棟, 床下浸水3棟						
令和元年 10 月 12 日 東日本台風 (台風第 19 号)	 ◇ 茨城県内に大雨特別警報発表 ◇ 降雨量(主に12日から13日)常陸大宮市228mm,大子町276.5mm,大田原市312.5mm ◇ 堤防決壊,久慈川(小貫,下町,塩原,富岡),那珂川(下伊勢畑,野口) ◇ 全壊49棟,大規模半壊85棟,半壊294棟,一部損壊119棟,計547棟 ◇ 避難所19カ所開設(最大時約670名が避難) 						

第2 竜巻

平成24年5月6日, 茨城県, 栃木県, 福島県で4つの竜巻が発生し, このうち真岡市で発生した幅約650mの竜巻は本市に到達し, 御前山地域で軽傷1名, 住宅半壊1棟, 一部損壊14棟, 非住家全壊2棟, 一部損壊26棟の被害が生じた。

第3節 事故災害

平成11年9月30日10時35分に東海村の核燃料加工会社「ジェー・シー・オー(JCO)」東海事業所で臨界事故が発生した。核燃料の加工中に、ウラン溶液が臨界状態に達して核分裂連鎖反応の状態が約20時間持続し、死者2名、重傷1名のほか667名が被曝した。事故当初、JCOは350m圏内の市民に避難を要請し、22時30分に茨城県知事が半径10km圏内の市民(約31万人)の屋内退避を要請、翌16時30分に茨城県知事がその解除を発表した。

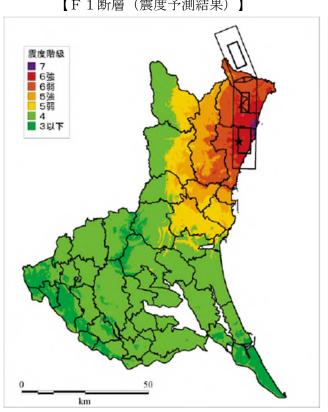
第4章 被害想定

第1節 地震

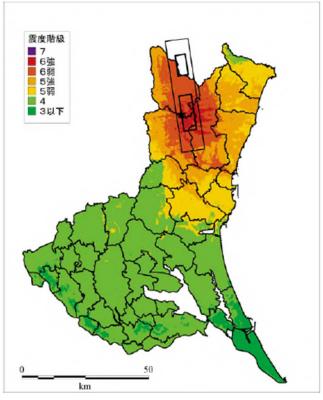
869年の貞観地震や1854年の安政地震など、マグニチュード8クラスのプレート境界型の地震の際に、 三陸地方から四国地方にかけて,数日から数年後にマグニチュード7クラスの連動型地震が発生したこ とが知られている。このため、マグニチュード9クラスの東北地方太平洋沖地震を受けて、マグニチュ ード8クラスの首都直下型地震や南海トラフ地震の発生の危険性が高まっていると考えられる。震源は 海域となる可能性が高いが、関東平野では、群馬県南部・栃木県南部の陸域までプレートの境界は存在 しているため、常陸大宮市直下でもプレート境界型地震が発生する可能性はある。しかし、震源は海溝 から離れるほど深くなるため、地上での揺れは減衰され、この場合、甚大な被害を及ぼす地震にはなら ないと考えられる。

一方,直下型地震は、活断層上で多く発生することがよく知られている。本市の市域を震源とする大 きな直下型地震は、記録の残る奈良時代以降発生していない。また、「茨城県地震被害想定調査報告書 等について【防危第745号(平成31年3月25日)】」によると、F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地 震断層の連動による地震(F1断層),棚倉破砕帯東縁断層,同西縁断層の連動による地震(棚倉破砕 帯)の茨城北部の活断層による地震は、県内では確実に活断層であるとされるものは知られていないが、 原子力規制委員会の審査会合資料で設定された地震を,発生すれば県北部に大きな被害をもたらす地震 として想定された。特に、棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(棚倉破砕帯)の場合の 常陸大宮市の最大震度は震度7が想定されている。なお、想定地震の規模等はあくまでも想定であって、 想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内又はその 周辺で発生する可能性があるという認識を持つことが重要である。

【F1断層(震度予測結果)】



【棚倉破砕帯(震度予測結果)】



第2節 風水害

第1 水害

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所では、久慈川、那珂川が破堤した場合の浸水想定区域及び水深を示した「久慈川、那珂川に係る浸水想定区域図」を平成18年7月6日に指定・公表しているが、新たに減災の一環として、市町村長による避難指示等の適切な発令や市民等の主体的な避難に役立つよう、久慈川、那珂川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、予想される水深及び浸水継続時間を示した「洪水浸水想定区域」を平成28年5月30日に公表した。

久慈川,那珂川はこれまで幾度となく水害をもたらしており,治水事業が進んだ現在においても,上流部での豪雨により計画高水位を超える流量に至ることは十分に考えられていたが,令和元年10月12日から13日にかけて本市を直撃した令和元年東日本台風では,久慈川で4箇所(小貫,塩原,下町,富岡),那珂川で2箇所(野口,下伊勢畑)の堤防決壊が発生し多大の浸水被害が発生した。また,東日本大震災でみられたように,今後も震災による破堤が起こる可能性も考えられる。

水害の発生場所については、過去の例をみても久慈川、那珂川の両方で発生するケースや、1本の河川の複数箇所で破堤するケースなど様々である。水害の被害程度は河川水流量や地形、堤防の構造のみならず、周辺の田畑等の雨水貯留機能の状況や下水道など排水路の状況など、複雑な要因に規定される。

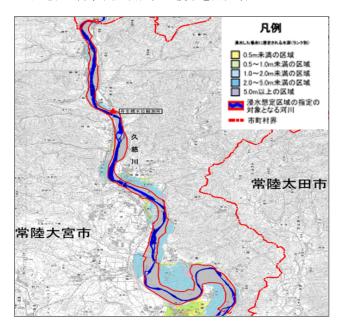
これらのことから,本計画では,「久慈川,那珂川に係る洪水浸水想定区域」の想定最大区域を目安 に水害対策を実施していく。

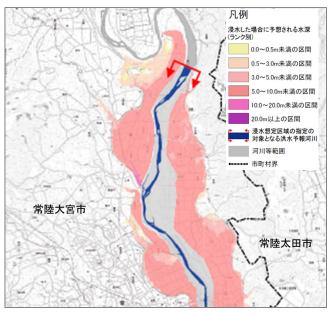
第2 風害

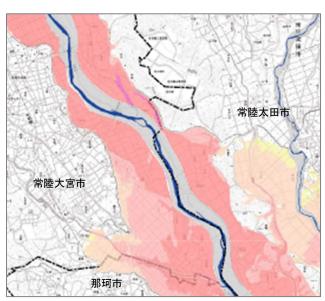
よく知られる台風や冬季の台風並みの低気圧による風害のほか, 竜巻や下降気流によるダウンバーストと呼ばれる突風が全国的に発生しており, 本市でも注意していく必要がある。

久慈川(水位周知河川)の浸水想定区域

久慈川 (洪水予報指定河川) の洪水浸水想定最大規模区域

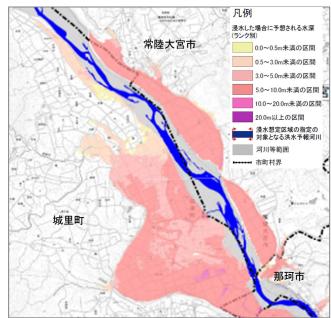












第3節 土砂災害

本市は、地形特性より北部の山地から南縁丘陵が続き、さらに河川による河岸段丘上の台地と低地からなっているため、山地の土石流危険渓流、地すべり危険箇所、段丘崖の急傾斜地危険箇所等の指定箇所が多く見られる。山間地では幹線道路の土砂災害により集落が孤立する可能性が予見されるとともに、段丘崖下の危険箇所に位置する住戸の土砂災害に注意をしていく必要がある。

第4節 その他の災害

第1 大規模火災

本市には、消防法上の危険物の製造所や貯蔵所、取扱所もあり、これらの場所での火災や危険物を運搬している車両の火災、さらには大規模な林野火災に注意していく必要がある。

第2 交通災害

鉄道や航空機の事故、大規模な交通事故などに注意していく必要がある。

第3 有害物質災害

工場事故や交通事故,テロ行為などによる化学物質や放射性物質などの漏洩,飛散に注意していく必要がある。

これらは広範囲に影響を及ぼすものであり、特に原子力発電所、関連事業所の放射性物質漏洩や、地 下鉄サリン事件のような化学テロ行為を想定していく必要がある。

第4 噴火災害

那須岳や富士山,浅間山など噴火警戒レベル導入火山が噴火し,降灰による視界不良や農作物等への 被害,排水施設被害などが生じることに警戒していく必要がある。

第5章 東日本大震災を受けた防災基本方針

東日本大震災を受け、想定外の規模の被害の災害が今後も本市で起こりうることを前提に、以下の防 災・減災方針を定める。

第1節 自助・共助による地域防災力の強化

大規模な災害のすべての応急対策を行政が対応することには限界がある。特に、初動期の避難、救助などに当たっては、市民の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことは、東日本大震災の大きな教訓である。

このため、家族・親戚・知人や近隣住民、区などコミュニティによる自助・共助による地域防災力の強化に努める。

具体的には、多様な機会を通じて市民の防災意識の啓発に努めるとともに、市民と行政の協働による 防災訓練の充実、発災時の市から市民への情報伝達、市と市民の情報共有体制の充実を図る。また、市 内全地区、全事業所での自主防災組織の結成と継続的・精力的な活動を促進するとともに、高齢者、乳 幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、要配慮者一人ひとりの支援ネッ トワークづくりを促進する。

第2節 人的被害軽減に向けた予防体制の強化

東日本大震災では、想定外の大災害が日本全国どの地域でも起こりうることが証明された。また、想 定外の事態には人的被害を最小限に抑えることが最優先であることが改めて認識された。

災害は防ぐことはできないが、減災対策を講じることで被害を最小限に抑えることができる。

このため、家具固定など市民への意識啓発はもとより、電源喪失下での情報伝達体制の確立、公共施設や民間建築物の耐震化の促進、雨水対策の推進、大災害時でも必要な日常業務の継続を図る業務継続体制の強化など、市内全域でハード・ソフト両面から「減災」に向けた対策を講じ、災害に強い常陸大宮市を形成していく。

|第3節 広域複合災害への対応力の強化

東日本大震災は、津波・原発事故を伴う複合災害であり、他県への避難などこれまでわが国が経験したことのない広域災害であり、今後も地震と水害をはじめ、各種災害が組み合わさり甚大な被害を及ぼす広域複合災害が生じることが懸念される。

このため,東日本大震災時のように行政職員自身が多数被災し,災害対応力を失った場合の広域的な応援・受援体制の強化や,市外に通勤・通学する市民,市外から常陸大宮市内に通勤・通学する人が帰宅困難に陥った場合の対策の強化など,広域複合災害への対応力の強化を図る。

第6章 業務の大綱

防災に関係ある各関係機関の所掌事務は、下記のとおりである。

第1節 常陸大宮市

常陸大宮市

- 1 常陸大宮市防災会議及び常陸大宮市災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防除と拡大防止
- 5 救助, 防疫等り災者の救助, 保護
- 6 災害復旧資材の確保
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災市町村営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害対策要員の動員
- 11 災害時における交通,輸送の確保
- 12 被災施設の復旧
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- 14 災害救助法の適用に伴う対応
- 15 生活救援物資の供給

常陸大宮市消防本部

- 1 消防, 防災活動
- 2 災害の予防警戒及び防御
- 3 人命の救出,救助及び応急救護
- 4 災害時の救助,救急,情報の伝達
- 5 危険物の安全確保のための指導

第2節 茨城県

茨城県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設,組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防御と拡大の防止
- 5 救助, 防疫等り災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員

- 12 災害時における交通,輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務,事業の指導,指示,斡旋等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

県北農林事務所

1 市の区域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整

ひたちなか保健所

- 1 医療救護
- 2 医療施設の保全
- 3 防疫その他保健衛生
- 4 毒物、劇物に関すること

常陸大宮土木事務所

- 1 茨城県の所管する河川, 道路及び橋梁の保全
- 2 水防活動の指導

茨城県警察本部 (大宮警察署)

- 1 災害警備及び災害情報の収集、被災地域における治安の維持
- 2 被災者の救出及び避難
- 3 警察通信及び交通規制等
- 4 死体(行方不明者を含む)の捜索及び検視

第3節 指定地方行政機関

警察庁 関東管区警察局

- 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること
- 3 管区内防災関係機関との連携に関すること
- 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
- 5 警察通信の確保及び統制に関すること
- 6 津波,火山警報の伝達に関すること

総務省 関東総合通信局

- 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること
- 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

財務省 関東財務局

- 1 災害復旧事業費の査定立ち合いに関すること
- 2 災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること
- 3 災害復旧事業の融資(長期)に関すること
- 4 国有財産の無償貸付け業務に関すること
- 5 金融上の措置に関すること

厚生労働省 関東信越厚生局

- 1 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
- 2 関係機関との連絡調整に関すること

厚生労働省 茨城労働局

- 1 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関すること
- 2 災害時における賃金の支払いの確保に関すること
- 3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること
- 4 労災保険給付に関すること
- 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること

農林水産省 関東農政局

- 1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること
- 2 防災ダム,ため池,湖岸,堤防,土砂崩壊防止,農業用河川工作物,たん水防除,農地浸食防止等の施設の整備に関すること
- 3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること
- 4 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること
- 6 災害時における農作物,蚕,家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
- 7 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること

農林水産省 関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること
- 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること

経済産業省 関東経済産業局

- 1 生活必需品,復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- 3 被災中小企業の振興に関すること

経済産業省 関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類, 高圧ガス, 液化石油ガス, 電気, ガスなど危険物等の保全に関すること
- 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

- 1 防災上必要な教育及び訓練に関すること
- 2 公共施設等の整備に関すること
- 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること
- 5 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること
- 6 災害時における復旧資材の確保に関すること
- 7 災害時における応急工事等に関すること
- 8 災害復旧工事の施工に関すること
- 9 河川, 道路等社会資本の応急復旧に関すること
- 10 大規模災害発生時のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣に関すること
- 11 大規模災害発生時のリエゾン(情報連絡員)の派遣に関すること
- 12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること

国土交通省 関東運輸局

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること
- 2 災害時における自動車及び被災者,災害必要物資等の輸送力確保に関すること
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること

国土交通省 東京航空局

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- 3 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること

国土地理院 関東地方測量部

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- 3 地殼変動の監視

国土交通省気象庁 東京管区気象台 水戸地方気象台

- 1 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- 2 気象, 地象(地震にあっては, 発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- 3 気象業務に必要な観測,予報及び通信施設の整備に関すること
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- 5 防災気象情報の理解促進,防災知識の普及啓発に関すること

第4節 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること
- 2 災害派遣計画の作成に関すること
- 3 茨城県地域防災計画に併せた防災に関する訓練の実施に関すること
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与に関すること

第5節 指定公共機関

日本郵便株式会社 大宮郵便局

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
- 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること
- 4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

日本赤十字社 茨城県支部

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
- 3 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること
- 4 義援金品の募集配付に関すること

日本放送協会 水戸放送局

- 1 気象予報,警報等の周知徹底に関すること
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関すること
- 3 社会事業等による義援金品の募集,配布に関すること

東日本高速道路株式会社 関東支社

1 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

- 1 国,県,所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等)
- 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援(事故拡大防止,汚染拡大防止 等)
- 3 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社

1 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること

東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社, 日本貨物鉄道株式会社 水戸営業支店

- 1 鉄道施設等の整備、保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

東日本電信電話株式会社 茨城支店

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

日本通運株式会社,佐川急便株式会社,ヤマト運輸株式会社,西濃運輸株式会社

1 救助物資の輸送の協力に関すること

東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社,株式会社JERA

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

KDDI株式会社 水戸支店

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 茨城支店

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

ソフトバンク株式会社 水戸

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

第6節 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

1 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること

[参考] 市内の土地改良区

Γ				土 地 改 良 区 名		
Γ	1	辰ノ口堰土地改良区	3	那珂川統合土地改良区	5	長田土地改良区
ľ	2	岩崎江堰土地改良区	4	玉川沿岸土地改良区	6	那珂川沿岸土地改良区

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
- 2 生活福祉資金の貸付に関すること

医療関係団体(一般社団法人 茨城県医師会, 公益社団法人 茨城県歯科医師会, 公益社団法人 茨城県 薬剤師会, 公益社団法人 茨城県看護協会)

1 災害時における応急医療活動に関すること

運輸機関(茨城交通株式会社,一般社団法人 茨城県バス協会,一般社団法人 茨城県トラック協会)

1 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること

報道機関 (株式会社茨城新聞社,株式会社茨城放送)

- 1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること
- 2 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること
- 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動への協力に関すること

第7節 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

社会福祉法人 常陸大宮市社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
- 2 生活福祉資金の貸付けに関すること

常陸大宮市商工会,常陸農業協同組合,常陸大宮市森林組合,城北森林組合

- 1 被害調査に関すること
- 2 物資,資材等の供給確保及び物価安定に関すること
- 3 融資希望者の取りまとめ、斡旋等に関すること

常陸大宮市女性団体連絡会

- 1 救護,炊き出し等,災害援助活動の協力に関すること
- 2 市の実施する防災訓練、広報活動等に対する協力に関すること
- 3 自主防災活動の実施に関すること

那珂医師会,一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること

一般運輸事業者

1 災害時における緊急輸送の確保に関すること

ガス事業者

- 1 ガス施設の安全、保全に関すること
- 2 災害時におけるガスの供給に関すること
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること

危険物関係施設の管理者

1 災害時における危険物の保安措置に関すること

第2編 震災対策計画 第1章 予防計画

第1節 活動体制の強化

第1 庁内体制の強化

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため,市は,災害対策本部組織を中心とした防災体制を整備 し,防災関係機関相互の連携を強化していく。

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割 と体制の周知徹底を図るとともに、市地域防災計画に基づき震災応急対策に関する活動要領(マニュア ル)等の整備・運用を図っていく。

この際,業務継続計画(BCP)を策定するなどにより,市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制,本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定,電気・水・食料等の確保,災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保,重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また,市の各部局は,災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに,研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておく。

第2 自主防災組織の育成

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加 し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、市は、関係機関の協力を得ながら資機材の支 援や人材育成、連絡調整への支援などを通じて、自主防災組織の育成、全区設置を図る。

また,自主防災組織のリーダーを養成するための教育,研修等を実施し,自主防災組織の活動の活性 化を図る。

自主防災組織の一覧

番号	区等名	設置	番号	区等名	設置	番号	区等名	設置	番号	区等名	設置	番号	区等名	設置
THE 7	口子石	年度	田々	区分石	年度	田々	△ 寸 □	年度	TH: 7	区分石	年度	留り	△ 寸 □	年度
1	大宮第 1	H18	17	久慈岡	H18	33	上檜沢	H18	49	北富田	H28	65	根本	R3
2	大宮第 2	H18	18	岩崎	H18	34	高部第1	H18	50	野上第1	H28	66	野田	R3
3	大宮第 3	Н6	19	鷹巣	H18	35	高部第2	H18	51	野上第2	H28	67	下伊勢畑	R3
4	大宮第 4	H18	20	小祝	H18	36	小田野	H18	52	大岩	H29	68	上伊勢畑	R3
5	大宮第 5	H21	21	下村田	H18	37	鷲子	H18	53	那賀	H29	69	大宮照田	R4
6	大宮第 6	H19	22	上村田	H20	38	下小瀬小玉	H18	54	富岡	Н30	70	下岩瀬	R4
7	大宮第 7	H19	23	石沢	H18	39	油河内	H18	55	塩原	H30	71	宇留野台	R4
8	大宮第 8	H21	24	小野	H18	40	小松	H18	56	入本郷	R1	72	野口平	R4
9	大宮第 9	H18	25	西塩子	Н8	41	長倉	H19	57	小場	R1	73	門井	R4
10	大宮第 10	H18	26	北塩子	H19	42	桧山	H19	58	野口第3	R2	74	金井	R4
11	大宮第 11	H18	27	山方第1	H18	43	小舟	H25	59	三美	R2	75	吉丸	R4
12	大宮第 12	H18	28	西野内	H18	44	小倉	H25	60	宇留野圷	R2	76	長田	R5
13	東野	H19	29	長沢	H18	45	上小瀬宿	H25	61	小貫	R2	77	上岩瀬	R5
14	八田	H18	30	氷之沢	H18	46	国長	H26	62	辰ノ口	R2	78	舟生	R5
15	若林	H18	31	下檜沢第1	H18	47	山方第2	H26	63	中居	R2	79	野口第1	R5
16	上大賀	H18	32	下檜沢第2	H18	48	泉	H26	64	秋田	R2	80	山方照田	R5

防火クラブの一覧

区分	組織名称	設立年度
女性防火クラブ	嶐郷女性防火クラブ	昭和 57 年
	小倉女性防火クラブ	昭和 61 年
	御前山女性防火防災クラブ	平成 10 年
	山方女性防火防災クラブ	平成 12 年
	緒川女性防火クラブ	平成 22 年
	大宮女性防火防災クラブ	平成 24 年
幼年消防クラブ	若草幼稚園幼年消防クラブ	昭和 59 年
	大賀保育所幼年消防クラブ	平成 11 年
	大宮聖愛・聖慈保育園幼年消防クラブ	平成 12 年

自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時
 - ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
 - ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や, 地域の危険箇所 の点検・把握等
 - ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
 - ④ 消火用資機材,及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
 - ⑤ 災害発生時における,行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュ アルの策定及び再確認
- (2) 災害時
 - ① 初期消火の実施
 - ② 情報の収集・伝達
 - ③ 救出・救護の実施及び協力
 - ④ 集団避難の実施
 - ⑤ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
 - ⑥ 要配慮者の安全確保等

第3 事業所防災体制の強化

1 多数の人が出入りする施設や危険物品等を取り扱う施設の防災対策

学校・病院・工場等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防 火管理者を選任し、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を 行うことになっている。

また、消防法で定める、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質(以下「危険物品等」という。)は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり、災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなる。

このため、多数の人が出入りする施設や危険物品等を取り扱う施設は、防火管理体制等の構築を図る とともに、市消防本部は施設の関係者と連携を図り災害予防管理の指導に努める。

特に、複数の用途が存在し管理権原が分かれている建物の防火管理体制については、統括防火管理者が中心となった防火管理体制がとれるよう指導する。

2 業務継続計画(BCP)の策定支援

市は、市内の事業所に対して顧客・従業員の生命、財産を守るための事業所防災計画の策定や、中核 となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための業務継続計画(BCP)の策定、防災訓練の実施、 自主防災組織の組織化、備蓄の充実等の指導に努める。 特に、本市は2つの工業団地に事業所が集中しており、工業団地で働く従業員の避難対策や工業団地内での応急対策活動(給水、道路啓開、健康管理等)について、日頃から協議等を進めておく。

3 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、災害発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を 図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また,災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう,従業員に対する 安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など,帰宅困難者対策に努めるものとする。

第4 ボランティアとの連携体制の強化

災害時にボランティアの協力を得て迅速・的確に防災活動が展開できるよう, ボランティアの育成や 受け入れ体制づくりに努める。

1 市内の災害ボランティアの育成

市及び市社会福祉協議会は、茨城県社会福祉協議会による研修事業や生涯学習、学校教育等を通じて、災害ボランティア活動に関する知識・技術の普及を図るとともに、災害ボランティアの登録を進める。

2 災害ボランティアセンター機能の充実

県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。

また、市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

3 災害ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、県民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう,平常時から活動拠点の整備に努めると ともに,情報通信手段となる非常時用電話,ファクシミリ,パソコン等通信機器等の資機材の整 備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

県及び市町村は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図ると ともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

(4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実, 資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進, ボランティア等の個人情報の保護や感染症 予防への配慮などにより, 被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

第5 相互応援体制の強化

市は、大規模災害(その後の復旧・復興対策を含む)が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制の確立を図る。

1 市町村間の相互応援

本市は、平成17年に東京都豊島区と「豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に 関する協定」を締結しており、東日本大震災の際には、豊島区その他防災協定を締結している市町村 から、多大な支援を受けた。

また平成26年7月には、同一災害による被害の及ばない自治体との支援・応援体制の構築を図るため、秋田県大館市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結した。令和3年7月には、宮城県蔵王町と「災害時における相互応援に関する覚書」を交換した。

今後も,適切な相互応援活動が展開されるよう「広域一時滞在」の応援・受援なども含め協定内容 を随時確認,見直しを行うとともに,必要に応じて新規の締結を進めていく。

また, 応援要請手続, 受け入れ窓口, 情報伝達方法の明確化及びマニュアルの充実を図るとともに, 平常時から協定締結市町村間での情報交換等に努める。

2 国・茨城県の機関に対する応援の要請

災害時に国・茨城県等の機関に対して職員の派遣や物資の支援等の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等の明確化及びマニュアルの充実を図るとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体・企業等との協力体制の強化

本市は、市建設業組合をはじめ、スーパーなど公共的団体・企業等との災害時応援協定を締結している(第7編第15節「災害時応援協定」参照)。今後も適切な応援協力を受けられるよう、協定内容を随時確認、見直しを行うとともに、必要に応じて新規の締結を進めていく。

また,応援要請手続,受け入れ窓口,情報伝達方法の明確化及びマニュアルの充実を図るとともに, 平常時から協定の相手方との情報交換等に努める。

第6 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は,防災力の向上を図るため,共同 して,防災訓練の実施,物資等の備蓄,高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に 努めるものとする。

当該地区の市民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市 防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、 必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2節 情報通信ネットワークの強化

第1 通信体制の確保の方向

災害時には、施設の被害や市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想される。このため、災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信とし、携帯電話、スマートフォン、衛星携帯電話、災害時優先電話、アマチュア無線、インターネットメール、緊急速報メールなど、様々な通信機器・技術をそれぞれの利点欠点を考慮して使用していくとともに、操作方法の習熟、平常時からの管理・点検に努める。

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し承認を受け登録しておく。また、非常通信や他機関の通信設備の利用などについて、関係機関・団体との調整や協定締結等を進める。

また,通信回線の多ルート化,制御装置の二重化,耐震・免震措置,非常用電源やその電源の発電用の燃料の確保を図る。

防災行政無線や消防無線については、茨城県の茨城県防災情報ネットワークシステムや茨城県消防救 急無線のデジタル化及び茨城消防指令センターの整備が完了し、市の設備については、電波法審査基準 に適合したデジタル化を進めるほか、屋外子局の増設、戸別受信機の未設置世帯への普及など、計画的 な整備・更新を進める。

第2 情報データの消失の防止

情報システムの耐災性の向上とバックアップの徹底を図り,災害発生に伴う各種重要データの消失を 防止するとともに,災害発生時に情報システムの継続的な稼動や復旧を行えるよう,業務継続計画の策 定・運用を図る。

また,災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止,災害発生後のホームページ用サーバに アクセスが集中し,情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても,情報発信を継続できるよう,ミ ラーリング(代替)サーバの確保など,サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整 に努める。

第3節 防災まちづくりの推進

第1 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い,総合計画との整合を図りながら,以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し,根幹的な公共施設の整備や道路,公園等の整備,地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用,建築物の不燃化等を総合的に推進する。

防災まちづくり方針で配慮すべき事項

- 1 災害危険度に応じた,防災に配慮した土地利用
- 2 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置
- 3 地域における災害対策活動の核となる防災拠点の配置

第2 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、同時多発的な火災に対応するための延焼遮断空間、避難や 緊急車両が通行するための交通路、防災活動拠点や避難場所などの確保が不可欠である。そのため、公 共施設や道路、公園等の整備に努める。

1 緑地保全地区の指定

都市緑地保全法や常陸大宮市自然環境保護林条例に基づき,緑地保全地区等を指定し,良好な緑地の保全を図る。

2 延焼遮断空間の形成

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進に努める。

3 防災通路や避難路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や,地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備に努める。また,消防車両が進入できない道路の解消に努める。

4 避難地となる公園等の整備の推進

防災活動拠点や避難地となる公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの場所において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、防災機能の一層の充実に努める。

第3 地震に強いまちづくりの推進

地震に強いまちづくりに向けて、耐震診断・耐震改修の促進、応急危険度判定体制の強化、落下物対 策の推進を図る。

1 耐震診断・耐震改修の促進

常陸大宮市建築物耐震改修促進計画に基づき,茨城県や関係団体との連携を図りながら,住宅,多数の人が利用する建築物,公共施設の耐震化を推進する。

2 応急危険度判定体制の強化

茨城県や関係団体との連携を図りながら、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成と、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

3 落下物対策の推進

茨城県及び建築主事の指導のもとに、建築物、看板等の落下物対策やブロック塀(石塀・石塚を含む)の倒壊防止対策を推進する。

建築物落下物防止対策で進めるべき事項

- (1) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査に努める。
- (2) 実態調査の結果, 落下のおそれのある建築物について, その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- (4) 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

ブロック塀の倒壊防止対策で進めるべき事項

- (1) 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を利用し知識の普及を図る。
- (2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

4 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備(収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等)の整備の促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

5 土木施設の安全性の強化

常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画など関連計画に基づき,道路,橋梁,河川,ため池,ダム等の土木施設の劣化に留意し、計画的に安全対策や長寿命化のための補修等を進める。

6 ライフライン施設の安全性の強化

市営水道については、老朽施設の更新や給水装置・受水槽の安全性の強化、さらには浄水場間を結 ぶ緊急連絡管や非常用発電設備の設置など緊急時に備えた施設整備を図る。茨城県の整備する水道に ついても、安全性の強化や災害時の復旧体制の充実等を要望していく。

下水道についても、老朽施設の更新等を進めるとともに、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設を中心に、一層の安全性の確保を図る。

電気,電話,ガス等の民間のライフラインについては,各事業者に対して,施設の安全性の一層の 強化を要望していく。

7 電源の確保と多様なエネルギーの普及

東日本大震災では、電源の喪失や燃料の流通ストップが生活や経済に多大な影響を与えたことから、 公共施設や各家庭、事業所での自家発電の普及や防災行政無線戸別受信機や懐中電灯などの電池交換 の周知を図るとともに、太陽光発電など多様なエネルギーの活用に努める。

8 地盤災害の予防

(1) 地盤情報等のデータベース化

茨城県と協力しながら、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集しデータベース化することにより、地盤災害の危険度を把握し防災避難マップ等に反映させるとともに、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

(2) 土地利用の適正化の誘導

茨城県と協力しながら、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(3) 斜面崩壊防止対策の推進

茨城県と協力しながら,急傾斜地崩壊対策事業,地すべり対策事業,砂防事業を推進する。また,国が制度を創設し,全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度の普及を図る。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、市民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に 努める。

(4) 造成地災害防止対策の推進

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を茨城県と協力して行う。

また,巡視等により違法開発行為の取締り,梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけ等の防災パトロールを実施する。

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの周知に努め、市民の防災意識の向上を図る。

造成地災害防止対策の指導基準

① 災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域内の土地については都市計画法等の適用により,原則として開発計画を認めない誘導を図る。

② 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

③ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

(5) 地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。このため地盤 沈下の誘因となる地下水の過剰揚水などに注意する。

(6) 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良指導を行うよう努める。

第4節 被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

茨城県地域防災計画において,第一次緊急輸送道路に指定されている国道118号,123号,293号に加え,市内各地区の孤立化を防ぐ県道・市道網や市役所本庁・支所と指定避難所・指定緊急避難場所を結ぶ県道・市道網など,災害時の緊急輸送に欠かせない道路については茨城県の「復興みちづくりアクションプラン」等をふまえ,計画的に橋梁の耐震化,法面の補強等の整備を進める。

また、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートの指定を関係機関と協議のうえ拡充し、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、自衛隊等のヘリコプター派遣要請を行う。 市や市内の公共的団体、企業等が所有する車両、燃料、重機等のうち、災害時の緊急輸送に必要なも

のについて緊急通行車両としての事前届出を徹底するとともに,公共的団体,企業等との間で車両,燃料,重機等の活用についてあらかじめ協議・協定等を進めておく。

茨城県及び市町村から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、茨城県及び市町村と協力 して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

国道118号沿線,岩崎地内の道の駅常陸大宮「かわプラザ」については,指定緊急避難場所として指定し,緊急輸送拠点,物資の集積・積み替え場所など,防災機能の充実に努める。

緊急輸送道路については,災害時の交通の確保を図るため,必要に応じて,区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに,無電柱化の推進を図る。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

1 消防・救急体制の強化

東日本大震災をふまえ、また、総務省消防庁「消防力の整備指針」に基づき、消火や水防、救助・救急等の初動活動が的確に実施できる体制を確立するために、消防本部、消防団の人員の確保・育成・強化を図るとともに、消防救急車両・資機材・水利の充実に努める。また、「茨城県消防広域化推進計画」(令和2年3月)に基づき、広域化による組織力の強化を近隣市町とともに検討していく。

救急救助体制強化のための重点事項

- (1) 救急救命士の計画的な養成
- (2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (3) 救急隊員の専任化の促進
- (4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- (5) 消防本部管内の医療機関との連携強化 (緊急時の通信機能の確保)
- (6) 市民に対する応急手当の普及啓発
- (7) 救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備促進
- (8) 救助隊員の教育訓練を充実強化し救助技術向上を図る。

2 応援・受援体制の強化

茨城県や県内各消防機関と連携しながら,緊急消防援助隊の適切な受け入れなど大規模災害発生時 の応援・受援体制の強化を図る。また,応援・受援計画を策定し,その手順や体制などを定める。

3 出火予防の啓発

市民に対し、災害時にすばやく火を消すことや対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないこと、電気器具のプラグを抜き避難時にはブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

4 地域の消防・救助力の強化

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風 呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との 連携を図り自らの初期消火力の向上に努める。

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、 鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や地域内の建築業者等からの調達を推進する。市はこうした地域の 取り組みを支援する。

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助 言に当たる。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから,市は応急手当方法の普及啓発を図る。

また,消防団が災害時に十分な活動ができるよう,資機材の整備,体制の確保,処遇の改善,団員の教育訓練,青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し,消防団の充実強化を図る。

第3 医療救護活動への備え

本市では、平成18年7月に公設民営方式による常陸大宮済生会病院が開設し、地域の中核的な医療を担うとともに、民設の病院・診療所や市立国保美和診療所、歯科診療所、薬局、保健所常陸大宮支所などの医療・保健資源がある。

東日本大震災時は、市民に震災に伴う死者・重傷者はなかったものの、建物・医療機器の破損・故障、停電に伴う酸素療法、人工呼吸、人工透析の困難、職員の通勤困難、食料・燃料・薬剤等の流通不足などの事態となり、関係者の努力で厳しい状況を乗り越えるとともに、日立市、北茨城市などの医療機関の甚大な被災に対する協力・支援に努めた。

今後,本計画が想定する東日本大震災と同程度の大災害が起これば,多数の傷病者の発生,医療機関 自体の被災,情報の混乱などが想定される。このため,応援・受援体制など医療救護体制の強化を図る。

1 医療救護体制の強化

医療機関など関係施設の耐震化,自家発電装置の整備,災害用井戸の確保,医薬品の確保を図ると ともに,無線等災害医療にかかわる情報連絡体制の確立を図る。

2 災害時医療救護マニュアルの作成

「茨城県保健福祉部災害対策マニュアル」(令和2年4月)を踏まえ、茨城県や那珂医師会等の協力を 得ながら、市の災害時医療救護マニュアルを作成・運用する。

3 災害時医療の訓練・調整の実施

茨城県や那珂医師会等の協力を得ながら、応急救護所の設置やトリアージの実施、DMAT、DPATや医療ボランティアの受け入れなど、災害時医療の訓練や関係機関との調整を定期的に実施する。

- ※トリアージとは、一時に大勢の負傷者が発生した時に、重症度によって治療の順番を決めること。
- ※DMAT(災害派遣医療チーム)とは、災害急性期に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チームのこと。
- %DPAT(災害派遣精神医療チーム)とは、大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うチームのこと。

第4 被災者支援のための備え

本市では、東日本大震災に際し、平成23年3月11日~19日にかけて19箇所に避難所を設置し、延べ1,595人の被災者の受け入れを行った。避難所の運営に当たり食料や飲料水の配給連絡が徹底されなかった点や、女性、障がい者、体調不良者など市民一人ひとりの状況に応じた個別ニーズへの対応が不十分であった点などが課題としてあがっており、避難所運営体制の充実や避難訓練の実施などにより、その改善を図っていく。

また, 備蓄や応急給水体制の充実を図る。

1 避難場所,避難所等の充実

本市では各地区の公民館や集落センター、小中学校 184 箇所を指定緊急避難場所に、うち 41 箇所 を指定避難所に指定している。また、福祉避難所として市施設 3 箇所と民間の特別養護老人ホーム等 の施設 8 箇所及び県特別支援学校を指定している。これらの施設は災害時の指定緊急避難場所・指定 避難所及び福祉避難所として必要な整備・改修を図っていく。

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の区分

指定緊急避難場所			難場	易所	災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、その危険から逃れるため の場所をいう。
指	定	避	難	所	災害の危険性があり、避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設をいう。
福	祉	避	難	所	一般避難所では避難生活が困難な,高齢者,障がい者,妊産婦,乳幼児, 病弱者など,災害時に配慮が必要な人たち(以下,要配慮者という。)に 配慮した市指定の避難施設をいう。

※指定避難所に福祉避難室を確保して、要配慮者の避難に対応する。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、あわせて市民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育 委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

各避難所では、孤立状態や停電等にも対応した地域完結型の避難所をめざし、可能な限り、以下の 備蓄に努める。

避難所で備蓄すべきもの(茨城県地域防災計画に基づく)

- (1) 食料,飲料水(断水を想定した井戸水の活用を含む)
- (2) 生活必需品
- (3) ラジオ, テレビ
- (4) 通信機材(衛星携帯電話,災害時用公衆電話(特設公衆電話),市町村防災行政無線を含む)
- (5) 放送設備
- (6) 照明設備(非常用発電機,太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む)
- (7) 炊き出しに必要な機材及び燃料

- (8) 給水用機材
- (9) 救護所及び医療資機材 (常備薬含む)
- (10) 物資の集積所(備蓄倉庫等)
- (11) 仮設の小屋又はテント, 仮設のトイレ
- (12) マット, 簡易ベッド, 段ボールベッド
- (13) 工具類

さらに,指定避難所に障がい者等とその家族が安心して避難できる福祉避難室を確保するとともに, 出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか,空調,洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮 者への配慮や専用の物干し場,更衣室,授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていく。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また,市内の社会福祉施設の協力を得て,在宅の要配慮者の災害時の受け入れを行う「福祉避難所」の拡充を進めるとともに,「大宮中央公民館(福祉センター)」を市外からの帰宅困難者の「一時滞在避難所」兼,他都道府県・他市町村からの避難者を受け入れる「広域一時滞在提供施設」に位置づける。

2 食料, 生活必需品等の提供体制の充実

本市では、計11箇所の備蓄場所に毛布・非常食等の備蓄を行っている。

茨城県の地域防災計画では、市町村に人口の3日分を目標とした食料、生活必需品の備蓄を求めており、本市でも各地区での地域完結型の備蓄を基本に、食料、生活必需品等の備蓄の充実を図る。

また,応援協定等を活用し流通備蓄の確保に努める。備蓄・調達品目の設定においては,高齢者や 障がい者等の要配慮者への配慮や,アレルギー対策,感染症対策等を考慮する。

このため、本市における災害時の被災者の生活を維持することを目的とした防災備蓄計画の整備を推進する。

市民は、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努める。

事業所においては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努める。

備蓄場所

No	名称	主な備蓄品目
1	大宮小学校	
2	(旧)大場小学校	
3	(旧)小貫小学校	
4	おおみやコミュニティセンター	毛布、非常食・水、ブルーシート、マスク、
5	大宮東部コミュニティセンター	!
6	大宮南部コミュニティセンター	投光器付発電機,コードリール等
7	市役所本庁倉庫	
8	山方地域センター倉庫	
9	美和地域センター倉庫	
10	緒川地域センター倉庫	
11	御前山地域センター倉庫	

3 応急給水体制の充実

東日本大震災では、発生直後に市内全域で断水し、3月23日の全域復旧までの間、市役所及び4 支所で1世帯当たり1日2リットルの応急給水を実施した。

この教訓をふまえ,災害時の応急給水マニュアルを策定・運用し,給水車,給水パック,臨時給水

所による給水や浄水場からの発電機による汲み上げの体制の強化を図るとともに、備蓄倉庫等にある 備蓄用ペットボトルの充実を図り、より身近な場所でより多くの量の応急給水が行える体制づくりに 努める。

飲料水を所有する企業との応援協定の締結・運用をさらに進めるとともに、災害時に既存の井戸水 や湧水等を活用するための登録制度の運用や水質検査体制の充実、学校などに新たな井戸の調査等を 進める。

第5 要配慮者の安全確保対策

自力で避難することが困難な高齢者,乳幼児,障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外 国人などの要配慮者について,安全確保対策の一層の充実を図る。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

市は、ケアマネジメントなどを通じて、日頃から市内の各社会福祉施設の入所者等の身体状況等の情報を共有し、施設の被災に当たり救急搬送や避難等が円滑に実施できる体制づくりに努める。

また,施設利用者・職員等への防災教育,防災訓練等を支援するとともに,防災資機材や食料等の 備蓄を促進していく。

2 在宅要配慮者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者の安全確保対策

市は、要配慮者のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」)を対象として、市社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、警察署、保健所等と連携しながら、聴覚障がい者、肢体不自由者、外国人など、個別の状況に応じて、災害時に適切に情報伝達や救助、避難誘導等を行える体制づくりを進める。

また、外国語の通訳や傾聴ボランティアなど、要配慮者を支援するボランティアの育成を図る。

(2) 避難行動要支援者状況把握

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、 安否確認を行うための措置について定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、避難支援等関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主 防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名 簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整 備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防 止等必要な措置を講じる。

なお,地区防災計画が定められている地区において,個別避難計画を作成する場合は,地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また,訓練等により,両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(3) 災害時の情報提供

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

(4) 相互協力体制の整備

市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、自主防災組織を含む防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別計画(避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報)の策定に努める。

3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

市は、災害発生時に避難所等で福祉的支援を行うDWATの迅速な受入れが可能となるよう体制の整備を行う。

※DWAT(災害派遣福祉チーム)とは、大規模災害の際に、避難所等で福祉的支援を行うチームのこと。

4 学校・保育所等の安全確保対策

各学校・保育所(園)・認定こども園は、飲料水、食料、毛布、燃料、医薬品等の備蓄に努めると ともに、非常用電源の確保、情報の連絡方法や伝達方法の周知徹底など、安全確保対策に努める。

5 外国人に対する防災対策の充実

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

第6 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、災害応急対策車両等、優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

第5節 防災訓練・防災教育の充実

第1 防災訓練の充実

市民,自主防災組織,事業所の防災意識の高揚と応急対策力の強化,関係機関相互の連携強化を図るため,防災訓練を定期的に実施する。

1 市防災訓練

市では、毎年1回、5地域から1地域を選定し、地域住民、自主防災組織、消防団、学校、企業等の協力を得ながら、令和元年度まで総合的な防災訓練を実施していた。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、避難所開設・運営訓練を実施したが、令和元年東日本台風災害の教訓から、令和3年度については、県と共同で、避難力強化訓練を久慈川・那珂川流域の浸水想定区域に居住する市民を対象に実施した。この際、マイ・タイムライン作成講習会などを事前に各地区で開催して、効果的な訓練の実施に努めた。今後は、このような住民参加型の防災訓練を実施することが必要である。

市防災訓練の実施項目(令和2・3・4・5年度開催分)

(1)令和2年度開催分

避難所レイアウトの研修、手袋・マスク等着脱訓練、避難者受入等訓練を一般避難所と体調不 良者用避難所に区分して実施

(2) 令和 3 年度開催分

災害対策本部設置・運営訓練,情報伝達訓練,住民避難訓練(マイ・タイムラインに基づく住民 避難訓練,避難行動要支援者避難訓練),避難所開設・運営訓練(指定避難所4箇所,福祉避難所 1箇所,自主避難所3箇所),要配慮者利用施設避難訓練

(3)令和4年度開催分

避難力強化訓練 : 災害対策本部設置連絡訓練,情報収集伝達訓練,避難所開設・運営訓練(指定避難所2箇所,自主避難所5箇所),住民避難訓練,要配慮者利用施設避難訓練

- (4) 令和 5 年度開催分
 - ア 避難力強化訓練 : 災害対策本部設置・運営訓練,情報収集伝達訓練,避難所開設・運営訓練 (指定避難所2箇所),避難行動要支援者避難訓練,住民避難訓練
 - イ 災害情報伝達訓練: マイ・タイムライン作成,情報伝達訓練,避難所開設・運営訓練(指定避難所5箇所),避難行動確認訓練,災害時用公衆電話設置訓練

2 非常参集訓練・通信訓練

市では、勤務時間外に大規模災害が発生した場合に備え、職員参集訓練を実施し円滑な災害対策本部の設置及び各部の初動体制の確立、職員の危機管理意識の高揚を図るため定期的に訓練を行う。

また,大規模災害により,通常の通信手段や情報伝達ができない事態を想定して,非常通信訓練も 実施する。

3 施設防災訓練

学校・保育所(園)・認定こども園・病院・社会福祉施設では、年1回程度、避難訓練を中心とする防災訓練を実施する。学校・保育所(園)・認定こども園では、保護者への「引き渡し訓練」も実施していく。

市は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

4 自主防災組織や企業での防災訓練

自主防災組織や企業に対し防災訓練の実施を働きかけ、可能な協力を行っていく。

|第2 防災教育の充実

市民一人ひとりが災害についての正しい認識をもち、日頃から災害予防の取り組みを進めるとともに、 災害時に適切な行動がとれるよう、体験教育や図上訓練等を採り入れながら、学校教育や生涯学習など を通じて、防災教育を推進する。

1 一般市民に対する防災教育

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助する等の、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(1) 普及啓発すべき内容

市は、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、市民に対し、 ハザードマップ等を示しながらその危険性を周知するものとする。また、災害による人的被害を軽減 する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明 のほか、以下の事項について普及・啓発を図る。

- 1) 「自助」「共助」の推進
 - ① 最低3日間,推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検,玄関や寝室への配置等についても推進する。 また,自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。
 - ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。
 - ③ 避難行動をあらかじめ認識するための取組 地域の避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。
 - ④ 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳(ふくそう)を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

また,災害時の家庭内の連絡体制等(避難方法や避難ルールの取り決め等)について,あらかじめ決めておく。

- ⑤ 地域で実施する防災訓練への積極的参加 初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- ⑥ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。
- ⑦ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等 平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知 するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。
- ⑧ 適切な避難行動

避難行動への負担感,過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識,正常性バイアス等を克服し,避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

⑨ 避難場所・避難経路の確認

平時において,指定緊急避難場所,安全な親戚・知人宅,ホテル・旅館等の避難場所,避 難経路等を確認しておくこと。

⑩ 被災状況の記録

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再 建に資する行動を促す。

2) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

- 4) 防災関連設備等の準備
 - ① 非常用持出袋
 - ② 消火器等消火資機材
 - ③ 住宅用火災警報器
 - ④ その他防災関連設備等

(2) 普及啓発手段

広報誌、パンフレット等の配布、講演会、講習会、シンポジウム、座談会等の開催、市ホームページ、市民ラジオ放送局、防災訓練などを通じて、防災に関する知識の普及、意識の高揚を図る。

2 児童生徒等に対する防災教育

学校・保育所(園)・認定こども園においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるように努める。

また,自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)による危険を理解するため,避難 訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

3 防災対策要員に対する防災教育

市職員や消防団員、区長など、応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、研修等の受講の促進や応急対応マニュアルの配布などを通じて、防災

教育の徹底を図る。

特に、市職員については、危機管理課が年数回実施する防災教育を受講して、市地域防災計画の概要、業務継続計画(BCP)、災害時職員初動マニュアルや避難情報の判断・伝達マニュアル等についての理解を深め、市職員自らの防災意識を高揚させる。

第3 地域での調査研究の推進

市民と行政が協働で各地区の防災総点検を定期的に実施し、避難所、備蓄、井戸・湧水など防災資源 や要配慮者の状況などを常に把握しておく。市は、自主防災組織が地域の危険箇所、避難経路などを調 査し作成した「防災マップ」「防災カルテ」等を活用できるよう支援していく。

第4 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査 分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広 く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、自然災害 伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第6節 複合災害に関する計画

市及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に 不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材 の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 市は、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第2章 応急対策計画

第1節 初動対応・組織編成

第1 参集・動員の基準

1 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

地震発生時の職員の配備及び災害対策本部の設置基準は、以下のとおりとする。

職員の配備と災害対策本部の設置の基準

種 類	配備基準	配備人員	災害対策本部 の設置
連絡配備	本市で震度4を記録したとき	危機管理監及び危機管理課員	_
警戒体制(事前配備)	本市で震度5弱を記録したとき、又は「南海 トラフ地震臨時情報」が発表されたとき	危機管理監及び危機管理課員 並びに危機管理監の指定する課,所属人 員の3分の1以下	_
非常体制第1配備		災害の発生を制御するための措置を強化 し、救助活動及び情報連絡活動等が円滑 に行い得る体制 所属人員の3分の1	
非常体制第2配備		非常第1配備体制を強化し各部の所要人 員をもって対処する体制 所属人員の3分の2	設置
非常体制第3配備		本部の全員をもって対処する体制。 所属人員全員	

2 消防団の出動基準

消防団の出動基準は、以下のとおりとする。ただし、市長又は団長命令により出動命令が発せられた場合はその命令指揮下に従う。また、出動者以外の団員は出動でき得る状態で待機する。

消防団の出動基準(地震)

種	類	配備基準	配備人員
第	1次出動	本市で震度5弱又は5強を記録したとき,若しくは地震により局地災害が発生したとき	団幹部役員は消防本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団は出動 他の分団長,副分団長は出動準備し自宅待機
第:	2次出動	本市で震度6弱を記録したとき,又は地震により大規模な災害が発生したとき	団幹部役員は消防本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団は出動 他の分団の班長以上は機械器具置場に参集
第:	3次出動	本市で震度6強以上を記録したとき,又は市全域にわたり大規模な災害が発生したとき	全団員出動とする 団幹部役員,分団長及び本部員は消防本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団は出動 他の分団の副分団長以下は管轄内の対応
特	命出動	特別命令する場合	特命する分団

消防団の出動基準 (火災)

種	短備基準	配備人員
第1次出	動 火災の発生するおそれがあるとき	団幹部役員は消防本部に参集 分団長,副分団長は出動準備し自宅待機
第2次出	動 山林,原野,車両等の火災で建物以外のとき	団幹部役員は現場指揮本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団は出動 他の分団長,副分団長は出動準備し自宅待機
第3次出	建物火災で火点が確認,しかも初期火勢大で あり延焼危険が強いとき	団幹部役員は現場指揮本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団及び応 援出場分団は出動
特命出	動特別命令する場合	特命する分団

3 職員の動員・配備の決定

警戒体制は危機管理監が、非常体制は市長が動員配備を決定する。ただし、決定者が不在かつ連絡不能の場合は、以下の表の代決者が代決する。

 決定者
 代決者

 1
 2

 警戒体制 危機管理監 危機管理課長 防災監

 非常体制 市長 副市長 教育長

職員の動員・配備の決定者

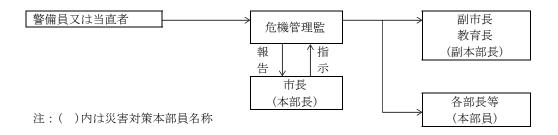
第2 招集の方法

各部において、各部長が配備人員と招集方法を定めておく。

勤務時間外は、携帯電話・携帯メール等により招集の連絡を行うが、通信途絶時は各職員が災害の状況から自主判断し市役所又は各支所、避難所指定場所等に登庁する。

勤務時間外の災害発生時には,市役所の警備員又は当直者は危機管理監に市役所の被害状況等を連絡 し,危機管理監が市長等に連絡する。

勤務時間外における市役所の警備員又は当直者からの連絡系統



第3 災害対策本部

1 災害対策本部の設置及び廃止

本市で震度5強を記録したとき、又は地震により局地災害が発生したときに、市長は常陸大宮市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

市長は、本市域において災害応急対策が概ね完了したと認めたとき、その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたとき、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部を設置し又は廃止したときは、関係機関に通知するとともに、報道機関に発表する。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は,原則として市役所本庁舎の庁議室又は会議室に設置する。市役所本庁舎が被災した時は,設置場所の優先順位を市消防本部,総合保健福祉センター(かがやき),文化センター,大宮中央公民館(福祉センター)とする。

また、必要に応じて各支所などに現地災害対策本部を設置する。

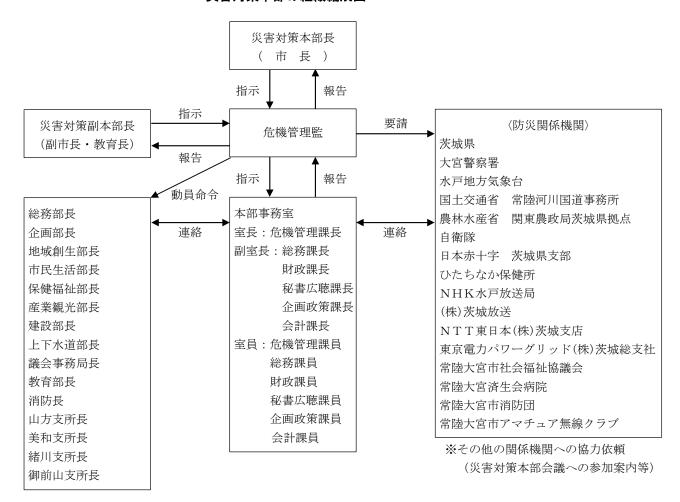
3 災害対策本部の組織編成

災害対策本部は、市長を本部長、副市長・教育長を副本部長とし、本部会議、事務室、部・班を置く。 本部長は、応急対策期間中、本部会議を定期的に開催し、災害応急対策に関する基本方針その他重要 事項を審議・決定する。事務室は、決定事項を各部・各班に周知し、各部・各班はその決定事項をもと に事務分掌に基づく応急対策を推進する。

各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、交代勤務など適切な措置をとる。

(1) 災害対策本部の組織及び事務分掌等

災害対策本部の組織編成図



本部事務室

	The Fit And Advisory Str. Ct
事務室の	室長:危機管理課長 副室長:総務課長,財政課長,秘書広聴課長,企画政策課長,会計課長
構成職員	室員:危機管理課員に加えて,総務課,財政課,秘書広聴課,企画政策課,
	会計課の職員を増強して構成する。
事務室の	①災害対策本部組織内の総合調整を実施するとともに,本部長の意思決定
基本的な	を補佐すること。
一 役 割	②各部・班の事務分掌について、具体的に指示をするとともに、実行状況
	を把握すること。
	1 応急対策班(危機管理課員・秘書広聴課員)
	・災害対策本部会議の運営、関係機関との連絡調整・要請に関すること
	・応急対策方針,各種対策の検討に関すること
	・被災地域の簡易調査に関すること
	・避難情報の発令・解除に関すること
	・災害救助法の適用に関すること
	・避難所(統括)に関すること
	2 情報・広報班(企画政策課員)
	・気象,河川情報の収集に関すること
	・被害情報収集・分析・整理に関すること
	・災害の広報、報道に関すること
	・災害地の写真撮影に関すること
事務分掌	3 総務班(総務課員)
4 33 3 4	・災害時における人員の動員及び調整に関すること
	・本部職員の給食休憩及び健康管理に関すること
	・支援物資の受入れ、保管、仕分け及び輸送に関すること
	4 財政班(財政課員・会計課員)
	・公用車配車,燃料の確保に関すること
	・災害に関する諸経費の支出に関すること
	5 共通事項
	・住民等からの問い合わせに関すること
	・相談窓口に関すること
	・プロジェクトチーム(被災者の生活再建支援等)に関すること
	・クロノロジーの記載に関すること
	・災害対策本部会議室及び同事務室内の掲示物の更新に関すること
	・上記以外で、室長又は副室長から命ぜられたこと
各部・班の	事務室の事務分掌は,基本的に各部・班の事務分掌の指針等となるもの
事務分掌	であり、各部・班の事務分掌は、実際にそれぞれの部・班が担当する災害
との関係	対策等の活動に関するものである。

災害対策本部組織図 注:令和5年4月現在 本部長(市長) 副本部長(副市長, 教育長) 危機管理監 災害対策本部会議(本部員) 班等名 班等長 所属職員 部名(部長) 総務部 災害対策本部事務室 危機管理課長 危機管理課員 (総務部長) 総務課員 総務課長 企画部 財政課長 財政課員 (企画部長) 秘書広聴課長 秘書広聴課員 企画政策課長 企画政策課員 会計課長 会計課員 生活班 地域創生部 地域創生課長 地域創生課員 (地域創生部長) 定住推進課長 定住推進課員 各支所長 各支所員 支所班 市民生活部 市民班 市民課員 市民課長 (市民生活部長) 環境班 生活環境課長 生活環境課員 調査班 税務徵収課長 税務徵収課員 福祉班 保健福祉部 社会福祉課長 社会福祉課員 (保健福祉部長) こども課長 こども課員 長寿福祉課長 長寿福祉課員 健康推進課長 健康推進課員 医療救護·防疫班 医療保険課長 医療保険課員 商工・労務班 商工観光課長 商工観光課員 産業観光部 (産業観光部長) 農政班 農林振興課長 農林振興課員 農業委員会事務局員 農業委員会事務局次長 家 畜 班 建設部 住宅班 都市計画課長 都市計画課員 (建設部長) 駅周辺整備推進課員 駅周辺整備推進課長 土木班 土木建設課長 土木建設課員 上下水道班 上下水道部 施設管理課長 施設管理課員 (上下水道部長) 総務経営課長 総務経営課員 学校教育班 学校教育課長 学校教育課員 教育委員会 (教育部長) 社会教育班 生涯学習課員 生涯学習課長 文化スポーツ課長 文化スポーツ課員 総務課長 総務課員 消防本部 消防総務班 (消防長) 警防課長 警防課員 消防班 予防課長 予防課員 東·西消防署長 東・西消防署員 議会事務局 議会班 議会事務局員 (議会事務局長)

事務分掌表【その他, 非常時優先業務(市業務継続計画)を参考】

注:令和5年4月 現在

事務万事及しての他、	非常時優先業務(市業務継続計画)を参考】	注:令和5年4月 現在
部名(災害対策本部員)	班名(班長(正・副))所属職員 事務分掌	
各部共通 (各部長)	各班(各課長)各課員 1 班の庶務に関すること 2 班内職員の動員,配備に関すること 3 班の所管施設等に関する被害状況及び応急活動等状況の取りまる事項 4 被災地域の簡易調査の協力に関すること 5 プロジェクトチーム(被災者の生活再建支援等)の協力に関 6 応援の受入れに関すること 7 班の活動状況,所管施設等に関わる被害状況の撮影,記録に 8 避難所の設置・運営に関すること	すること
地域創生部 (地域創生部長) (各支所長)	生活班(正:地域創生課長・副:定住推進課長)地域創生課員・定1 被災者等のニーズ調査に関すること 2 災害救助法に基づく被服,寝具その他生活必需品の給与・貸3 災害時の外国人の相談に関すること 支所班(各支所長)各支所員 1 災害情報の収集に関すること 2 被災地域等の調査協力及び応急相談に関すること 3 災害の状況により,避難所の設置に関すること	
市民生活部(市民生活部長)	市民班(市民課長)市民課員 1 避難所外避難者への生活支援に関すること 環境班(生活環境課長)生活環境課員 1 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること 2 災害ゴミ等の収集及び処理に関すること 3 仮設トイレのし尿処理に関すること 4 避難所,被災地の防犯に関すること 調査班(税務徴収課長)税務徴収課員 1 り災証明及び住家被害認定調査・発行等に関すること	
保健福祉部 (保健福祉部長)	福祉班(正:社会福祉課長・副:こども課長・副:長寿福祉課長)社会員 1 災害救助法に基づく埋葬に関すること 2 被災者生活再建支援法に関すること 3 災害弔慰金,災害見舞金の支給及び災害援護資金等の貸付に 4 義援金の受入れ,配分に関すること 5 避難行動要支援者の安全確保対策に関すること 医療救護・防疫班(正:健康推進課長・副:医療保険課長)健康推進 1 救護所の設置運営及び医療救護に関すること 2 救護医療班の出動に関すること 3 医薬品,衛生材料等の調達に関すること 4 災害地の防疫に関すること 5 被災者の健康管理に関すること 6 災害救助法に基づく医療・助産に関すること	関すること
産業観光部 (産業観光部長)	商工・労務班(商工観光課長)商工観光課員 1 商工関係の被害調査に関すること 2 商工関係のり災証明及び発行に関すること 農政班(正:農林振興課長・副:農業委員会事務局次長)農林振興課員 1 農産物・林業関係の被害調査に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 農機具等の被災証明及び発行に関すること 家畜班(正:農林振興課長・副:農業委員会事務局次長)農林振興課員 1 家畜の被害調査に関すること 2 家畜の飲料供給及び伝染病予防に関すること	
建設部長)	住宅班(正:都市計画課長・副:駅整備周辺推進課長)都市計画課員・ 1 市有建築物の被害調査及び応急処理に関すること 2 応急仮設住宅の設置に関すること 3 災害救助法に基づく災害家屋の応急修理及び応急仮設住宅の4 応急危険度判定に関すること 5 被災宅地危険度判定に関すること 6 都市公園の被害調査及び対策に関すること 土木班(土木建設課長)土木建設課員 1 道路及び橋りょうの被害調査及び復旧に関すること 2 交通規制に関すること 3 道路等の障害物の除去及び指導に関すること 4 河川の被害調査及び復旧に関すること	

- ※1 災害の状況等により,本部長及び危機管理監の判断で,他班への応援を指示する。
 - 2 災害対策本部員は統括責任者,班長は責任者を兼ねる。
 - 3 避難所とは,指定避難所,福祉避難所及び一時滞在避難所をいう。

部名(災害対策本部員)	研名(班長(正・副))所属職員 事務分掌
EL E OCENTANI L'ELOCO	72 1 72 7
上下水道部 (上下水道部長)	上下水道班(正: 施設管理課長・副: 総務経営課長) 施設管理課員・総務経営課員 1 給水源の確保及び被災地への給水に関すること 2 災害救助法に基づく飲料水の供給に関すること 3 水源池の浄水場及び水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること 4 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 5 その他上下水道施設の災害に関すること
教育委員会 (教育部長)	学校教育班(学校教育課長)学校教育課員 1 学校関係の防災計画及び児童生徒の避難指導に関すること 2 学校施設の被害調査及び復旧に関すること 3 教科書,学用品の被害調査に関すること 4 災害救助法に基づく学用品の給与に関すること 5 炊き出しその他による食品の献立に関すること 6 学校関係の防疫に関すること 社会教育班(正:生涯学習課長・副:文化スポーツ課長)生涯学習課員・文化スポーツ課員 1 社会教育施設,文化財等の被害調査及び復旧に関すること
消防本部 (消防長)	消防総務班(総務課長)総務課員 1 被害状況調査の総合調整及び報告に関すること 2 消防職員の動員に関すること 消防班(正:警防課長・副:予防課長・副:東,西消防署長)警防課員・予防課員・東,西消防署員 1 災害の被害状況調査に関すること 2 災害の応急復旧に関すること 3 被災者の救助・救出に関すること 4 災害救助法に基づく被災者の救出及び死体の捜索・処理に関すること 5 避難住民の避難誘導に関すること 6 消防車両を使った広報活動に関すること 7 災害対策本部との連絡調整に関すること
議会事務局 (議会事務局長)	議会班(議会事務局長)議会事務局員 1 市議会緊急災害対策委員会に関すること 2 市議会への情報提供及び連絡調整に関すること

- ※1 災害の状況等により、本部長及び危機管理監の判断で、他班への応援を指示する。
 - 2 災害対策本部員は統括責任者, 班長は責任者を兼ねる。
 - 3 避難所とは、指定避難所、福祉避難所及び一時滯在避難所をいう。

(2) 災害対策本部員等の参集が困難な場合の対応

災害対策本部員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、 参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を 確保する。

【災害対策本部長の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	
市長	副市長	教育長	

【災害対策副本部長の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	
副市長	危機管理監	企画部長	
教育長	<u> </u>		

【危機管理監の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	
危機管理監	危機管理課長	防災監	

【災害対策本部員の代替職員】

火音对水平印具の	V E 1W E I	1			
名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)		
企画部長					
地域創生部長					
市民生活部長					
保健福祉部長					
産業観光部長					
建設部長	- 次級の先任者である市職員が代替職員となる -				
上下水道部長					
議会事務局長					
教育部長					
消防長					
山方支所長					
美和支所長					
緒川支所長					
御前山支所長					

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 防災行政無線等による通信の確保

茨城県、職員、消防団、市民のそれぞれに対する通信手段は以下のとおりである。茨城県防災情報ネットワークシステム、市防災行政無線など無線通信を基本に、一般加入電話、携帯電話、携帯メール等を利用する。

1 茨城県など関係機関との通信手段

- (1) 茨城県防災情報ネットワークシステム
- (2) 茨城県消防救急無線
- (3) 一般加入電話,携帯電話,携帯メール
- (4) 総合行政ネットワーク (LGWAN) の電子メール機能

2 職員相互間の通信手段

- (1) 市防災行政無線(同報系·移動系)
- (2) 一般加入電話,携帯電話,携帯メール

3 消防団と市との通信手段

- (1) 市防災行政無線 (移動系)
- (2) 一般加入電話,携帯電話,携帯メール

4 市民と市との通信手段

- (1) 市防災行政無線 (同報系)
- (2) 一般加入電話,携帯電話,携帯メール

第2 代替通信機能の確保

防災行政無線や一般加入電話等による通信が不可能な際は、以下の手段で通信の確保を図る。

1 NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

(1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、東日本電信電話(株)茨城支店 長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。(事前対策)

(2) 災害時優先通話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

2 NTTの非常・緊急電報の利用

「非常・緊急電報」は、「115番」にダイヤル(※8時から19時まで受付)し、オペレータに「非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること」、「発信電話番号と機関名称等」、「電報の宛先住所と機関名称等」、「通信文と発信人名」を告げる。なお、電報が著しく輻輳(ふくそう)するときは、受付けを制限する場合がある。

3 非常通信の利用

非常・緊急通話など,有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は,電波法第52条の規定に基づき非常通信を利用する。

官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には許可業務以外の 通信を取り扱うことができる。市内に非常通信を取扱う無線局を有する機関は官公庁、会社にはなく、 「常陸大宮市アマチュア無線クラブ」の協力を得ながら、非常通信を行う。

4 他機関の通信設備の利用

市は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災害対策基本法第57条、第79条の規定に基づき他機関の通信設備を使用することができる。

5 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して通信の確保を図る。

第3 地震情報の種類

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(当市は「茨城県北部」に該当))に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

また,最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

2 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容			
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した 地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの 検知時刻を速報。			
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した 場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。			
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干 の海面変動が予想されるた時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した 震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手 していない地点がある場合は、その市町村・地点 名を発表。			

地震情報の種類	発表基準	内容			
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四 方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報と して発表。			
長周期地震動に 関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち 長周期地震動階級1以上を観測し た場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。			
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半~2時間程度で発表			
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した 場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震 が多発した場合の震度1以上を観測した地震回 数情報等を発表。			

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係 地方公共団体、報道機関等に提供している資料については、下記のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表・ ・津波警報・注意報発表時(遠地地震による発表時除く)・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が 初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう に、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する 情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び 津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県 別に取りまとめた資料
地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 に発表するほか、状況に応じて必要 となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観 測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意 事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地 震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の 地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取 りまとめた資料 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況 に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災 に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内 及び)その地方の地震活動の状況をとりまとめた地 震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	· 定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国 の地震活動の状況をとりまとめた資料

4 南海トラフ地震に関連する情報

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表される。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件		
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模 な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場 合		
	・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合		
	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を		
南海トラフ地震関連解説情報	発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)		
	※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南		
	海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。		

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(キーワード)」の形で情報発表する

情報名の後にキーソートを付記して「開海トラノ地農臨時情報(キーソート)」の形で情報発表する					
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件			
地震発生等		下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催			
から5~30		する場合			
分後		・監視領域内 ^(注1) でマグニチュード 6.8 以上 ^(注2) の地震 ^(注3) が発生			
		・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係			
	調査中	すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆ			
		っくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震			
		との関連性の検討が必要と認められる変化を観測			
		・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象			
		が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観			
		測			
地震発生等	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注4) 8.0 以上			
から最短で	巨八地長書成	の地震が発生したと評価した場合			
2時間後		・監視領域内において、モーメントマグニチュード (注4) 7.0 以上の地震 (注3) が発生			
	 巨大地震注意	したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)			
	巨八地長任息	・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生した			
		と評価した場合			
	調査終了	・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価し			
	列 且 7	た場合			

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。(以降、Mwと記載。)

5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関連する情報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震である。

その中で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合、気象庁において一定精度のMwを推定(地震発生後15分~2時間程度)し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

当該情報が発表された場合には、先発地震発生後1週間の間は、防災対応を呼びかける期間として、国の呼びかけに応じて、県及び市町村等は住民に対して呼びかけを行う。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関連する情報の名称及び発表条件」

情報名	情報発表条件
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合・想定震源域の外側で Mw7.0以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合

第4 地震情報の収集・伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム(Jアラート)により、地方公共団体に伝達する。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、市民へ伝達する。

地震情報伝達系統図

第5 被害状況の把握・調査

1 震度5弱のときは危機管理監が「警戒体制」を、震度5強のときは市長が「非常体制」を宣言し、 直ちに被害状況の把握・調査を各部に指示・連絡する。各部では、「常陸大宮市被害調査・報告書」 の様式に沿って、調査範囲における人的・物的被害の状況、応急対策の実施状況を実走や伝聞により 調査し、不明な点も含め結果を災害対策本部事務室(災害対策本部設置前にあっては危機管理課長) に電話、庁内メール、無線等により報告する。

災害発生直後 初期以降の (概ね2時間以内)の体制 情報収集体制 関係各部 発災直後の情報に引き続き,所管 災害対策本部の初動対応 する事項についての災害情報(概 • 市民 に必要な情報を迅速に収 要)を把握し,災害応急対策活動 · 自主防災組織 集する の準備体制を整える 事業所 市 災 避難場所 【情報の種類】 害 ・火災の発生,延焼の状況 ・避難場所の地域における 発災直後の情報に引き続き,避難 対 住家等建物の被害 被害,避難状況等につい 市民等から詳細情報の収集を行 策 人的被害の情報 て情報を迅速に収集する 本 ・公共施設等の被害状況 部 道路・橋梁の被害状況 警察署 ・ライフラインの被害状況 ・その他の状況 消防署 防災関係機関

初動期の市災害対策本部での被害状況の把握の流れ

- 2 震度 6 弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は, 自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため, 原則として発災後12時間以内に, 次の 3 点を把握し, 市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。
 - (1) トップマネジメントは機能しているか。
 - (2) 人的体制(マンパワー)は充足しているか。
 - (3) 物的環境(庁舎施設等)は整っているか。

第6 被害状況の報告

- 1 災害対策本部事務室は、市消防本部と連携しながら被害状況及び応急対策の実施状況を「茨城県被害状況等報告要領」の「災害概況即報」「被害状況即報」の様式により、茨城県防災情報ネットワークシステムを通じて随時茨城県に報告する。茨城県に報告ができない場合は、直接消防庁に報告する。
- 2 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

報告すべき災害

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が近隣市町にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1) \sim (4)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、市内で震度4以上を観測したとき
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者, 行方不明者, 負傷者, 要救助者, 建物損壊, 火災, 道路・ 鉄道・港湾被害, 公共施設被害等に関すること

- ① 被害発生時刻
- ② 被害地域(場所)
- ③ 被害様相(程度)
- ④ 被害の原因
- (2) 措置情報
 - ① 災害対策本部の設置状況
 - ② 主な応急措置 (実施, 実施予定)
 - ③ 応急措置実施上の措置
 - ④ 応援の必要性の有無
 - ⑤ 救助法適用の必要性

報告すべき事項

被害情報,措置情報の収集伝達は,原則として災害情報共有システムを利用して行う。なお,報告すべき内容の主なものは,次のとおりである。

- (1) 被害状況
- (2) 人的被害状况
- (3) 災害対策本部設置状況
- (4) 避難所状況
- (5) 避難指示等の発令状況
- (6) 道路規制情報

茨城県の報告先

消防庁の報告先

		平日 (9:30~18:30) ※ 応 急 対 策 室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室		
10000000000000000000000000000000000000		03—5253—7527	03—5253—7777		
NTT回線	FAX	03—5253—7537	03—5253—7553		
消防防災無線	電話	90—49013	90—49102		
1 何例例火無豚	FAX	90—49033	90—49036		
地域衛星通信 電話		T N-048-500-90-49013	T N-048-500-90-49102		
ネットワーク	FAX	T N-048-500-90-49033	T N-048-500-90-49036		

第7 災害情報の広報

1 広報の手段

災害対策本部事務室は、市防災行政無線、広報車、インターネットホームページ、行政情報アプリ「ひたまるアプリ」、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、掲示板等を用いて以下の内容の広報を行う。災害の状況に応じて、その他の各部及び関係機関が協力しながら実施する。

また、記者会見など報道機関の取材に協力するとともに、報道機関に災害情報の広報への協力を依頼する。さらに、市は、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して市民に情報提供するものとする。

広報すべき内容

- 1 火災防止の呼びかけ (通電火災の防止, ガスもれの警戒, 放火警戒等)
- 2 避難指示等の出されている地域及び内容
- 3 流言, 飛語の防止の呼びかけ
- 4 治安状況, 犯罪防止の呼びかけ
- 5 近隣の助け合いの呼びかけ
- 6 公的な避難所,救護所の開設状況
- 7 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況,復旧状況
- 8 鉄道,バスの被害状況,運行状況
- 9 救援物資,食料,水の配布等の状況
- 10 し尿処理,衛生に関する情報
- 11 被災者への相談サービスの開設状況
- 12 死体の安置場所, 死亡手続き等の情報
- 13 臨時休校等の情報
- 14 ボランティア組織からの連絡
- 15 全般的な被害状況
- 16 防災関係機関が実施している対策の状況

2 各種情報伝達手段の市民への周知

市は、災害情報を市民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平時より周知するものとする。

また、視聴覚障がい者に対する広報は、聴き取りやすい放送、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

3 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

市は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施するものとする。

4 危機感が伝わる情報提供の実施

市は、避難情報等の災害情報を市民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信(サイレン等)に留意すること。

5 被災地外の市民に対する広報内容

市は、被災地外の市民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。

この際, 視聴覚障がい者に対する広報は, 聴き取りやすい放送, 正確でわかりやすい文書や字幕付き 放送等によるものとする。また, 必要に応じて, 被災地市民向けの情報と同様の内容についても広報す る。

被災地外の市民に対する広報内容

- 1 避難指示等の出されている地域及び内容
- 2 流言・飛語の防止の呼びかけ
- 3 治安状況, 犯罪防止の呼びかけ
- 4 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ(被災地外の知人,親戚への被災者 の安否情報の伝言の呼びかけ)
- 5 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- 6 ボランティア活動への参加の呼びかけ
- 7 全般的な被害状況
- 8 防災関係機関が実施している対策の状況

6 自衛隊等への広報要請

市及び県は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

7 Lアラートの活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・ 確実に情報を送信する。

8 報道活動への協力

市は、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

第3節 応援・派遺

第1 自衛隊の派遣要請・受け入れ

市長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、速やかに自衛隊の派遣を要請する。自衛隊の派遣要請や受け入れの計画を以下のとおり定める。

1 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、緊急かつやむを得ないと認められるもので他に実施する組織等がない場合である。概ね次の事項を依頼する。

自衛隊派遣要請の範囲

(1)被害状況の把握
 (8)人員及び物資の緊急輸送
 (2)避難の援助
 (9)救援物資の無償貸与又は譲与
 (3)避難者の捜索・救助
 (10)危険物の保安及び除去
 (4)水防活動
 (11)給食及び給水
 (5)消防活動
 (12)通信支援
 (6)道路又は水路の啓開
 (13)広報活動
 (7)応急医療、救護及び防疫
 (14)その他

2 派遣要請の依頼方法

自衛隊派遣要請は,市長が茨城県知事に対し行い,茨城県知事に対して要請ができない場合に直接 最寄りの部隊に依頼する。

具体的には、市災害対策本部事務室から、茨城県災害対策本部(防災・危機管理課)に対し、様式「自衛隊の災害派遣要請について(依頼)」(参考資料参照)により、茨城県防災情報ネットワークシステムを通じて送付するものとし、様式文書を送付することができない場合は、無線・電話等により依頼し、事後速やかに様式文書を送付する。

近隣の部隊所在地

部 隊 等 の 長 (所在地)		連 絡	責 任 者	電 話 番 号	
		課業時間内	課業時間外		
陸 上自衛隊	施設学校長(勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029-274-3211 内線 時間中 234 時間外 302	
陸 上 自衛隊	第一施設団長(古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第3科長	団当直長	0280-32-4141 内線 時間中 236, 237 時間外 203	
航 空自衛隊	第7航空団司令部(百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331 内線 時間中 2231 時間外 2215	

3 派遣部隊の受け入れ体制の確保

自衛隊との連絡調整窓口を一本化することが望ましいため、市災害対策本部事務室長とする。 ヘリコプターの発着場は、以下の場所を利用する。

指揮連絡用防災ヘリコプター発着場

名 称	所在地	電話番号 (0295)
大宮南部コミュニティセンター	上村田 882-5	53-5655
大宮運動公園(多目的広場)	鷹巣 1860	53-7311(野球場)
常陸大宮市立山方中学校グランド	山方 3292	57-2802
旧常陸大宮市立美和中学校グランド	高部 454	
旧常陸大宮市立御前山中学校グランド	野口 4088	

※このほか、ドクターヘリコプター発着場も利用できる。

派遣部隊に対し、本部事務室、宿舎、材料置場、炊事場(野外の適切な広さ)、駐車場を準備する。 市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、また、最も効果的に 作業を分担するよう先行性のある計画を立て、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整えかつ諸 作業に関係ある管理者の了解を速やかにとりうるよう配慮する。

市であらかじめ定めるべき作業要請計画

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管 (調達) 場所
- (5) 部隊との連絡責任者,連絡方法及び連絡場所

4 派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、様式「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)」(参考資料参照)により、速やかに茨城県知事に対して撤収要請を依頼する。

5 経費負担区分

派遣された自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として本市において負担するものとし、2以上の市町村にわたって活動した場合は、関係市町村が協議して定める。

市で負担すべき経費

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊装備にかかわるものを除く。)等の購入費,借上料,及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地, 建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱, 水道, 電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

第2 その他の応援要請

協定等に基づく応援要請や国・茨城県への応援等の要請の方法を以下のとおり定める。

1 応援協定等に基づく応援の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、応援協定等に基づく方法により、協定等の相手方に対し応援を要請する。

2 茨城県に対する応援・職員派遣の斡旋の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、茨城県知事に応援又は職員派遣の斡旋を求める。

次の事項を記載した文書をもって要請することを原則とし、緊急を要し文書をもってすることができないときは口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

応援要請時に記載する事項

- (1) 災害の状況
- (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資,資材,機械,機具等の品名及び数量
- (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- (6) その他必要な事項

職員派遣の斡旋時に記載する事項

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 国に対する職員派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

職員派遣の要請時に記載する事項

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

4 受入体制の確保

(1) 国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡調整窓口は、市災害対策本部総務部総務課長に一本化する。

ただし、消防に関する応援は市災害対策本部消防本部消防長、原子力災害に関する応援は市災害対策本部保健福祉部長とする。

市であらかじめ定めるべき作業要請計画

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (5) 応援人員の宿泊場所と食料,燃料,生活必需品等の提供方法
- (6) 応援チームとの連絡責任者,連絡方法及び連絡場所

(2) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入を決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

5 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

市で負担すべき経費

- (1) 職員等の応援に要した交通費, 諸手当, 食料費
- (2) 応援のために提供された資機材等物品の費用及び輸送費等
- (3) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第3 他市町村被災時の応援

他都道府県,他市町村において大規模な災害が発生した場合には,応援協定等や国・茨城県からの要請に基づき,市長の指示のもと物資の供給や職員の派遣等の応援を行う。

他都道府県・他市町村からの避難者に対し、広域一時滞在提供施設として「大宮中央公民館(福祉センター)」を開放し、被災市町村職員と連携しながら食料・飲料水・生活必需品の提供や相談業務等を実施する。

第4節 被害軽減対策

第 1 警備対策

大災害の発生時には、茨城県警察本部に警備本部が、大宮警察署に警察署警備本部が設置される。市 は、警察による市民の救助、避難誘導、行方不明者の調査及び要保護者の保護、犯罪の予防、交通規制 等に協力し、市民の生命、身体、財産の保護を図り社会秩序の安定を図る。

第2 避難指示等・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、そ の他災害の拡大を防止するため、市長は関係機関の協力を得て、「避難指示」及び「緊急安全確保」の ほか、一般市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に 避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導し て未然に被害をくい止めるものとする。

1 留意点

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難指示等の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よ りも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の潰漏がないようにする 必要がある。

(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要 があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣住民(自主防災組織等)、 ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、 病弱者、小児、乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

2 避難指示. 緊急安全確保. 高齢者等避難の方法

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警 戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示・緊急安全確保を伝達する。

また必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

・崖崩れ、地すべり

・地震による建物倒壊

• 延燒火災

・地震水害 (河川, ため池等)

・危険物漏洩(毒劇物,爆発物) ・その他

(2) 避難指示,緊急安全確保,高齢者等避難

市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危 険を及ぼすと認められるときは、危険地域の市民に対し、速やかに立退きの避難指示等を行うものとす る。

また、市長は、必要に応じ、立退きの避難指示等の前の段階で、市民に立退きの準備又は立退きに時 間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務をするための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示,緊急安全確保,高齢者等避難の内容

避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 要避難(準備)対象地域
- イ 避難先及び避難経路
- ウ 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難の理由
- エ その他必要な事項
- (4) 避難措置の周知

避難指示,緊急安全確保を実施した者及び高齢者等避難を出した者は、当該地域の市民に対してその 内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民への周知

避難指示,緊急安全確保を実施した者及び高齢者等避難を出した者は,速やかにその旨を市民に対して周知する。また,避難の必要がなくなった場合も,速やかに周知する。この場合,文書(点字版を含む)や掲示板による周知を行うこととし,視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに,情報の混乱を防止する。

また, 高齢者等以外の者に対して, 必要に応じて, 普段の行動を見合わせ始めることについて 周知する。

- ① 直接的な周知として、市防災行政無線、サイレン、広報車等を活用する。また、これによる 避難呼びかけの際には、市民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこし た呼びかけを行うものとする。
- ② Lアラート等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。また、 市は自主防災組織等との協力・連携を図り、要配慮者を含めた周知漏れを防ぐ。
- イ 関係機関への連絡

避難指示等の発令及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場で情報混乱を未然 に防止する。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

(5) 指定緊急避難場所

市は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、高齢者等避難の発令等とあわせて 指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 警戒区域の設定

市長は、避難指示等を行った場合、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合は警察官が市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

また,災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は,市長,警察官が現場にいない場合に限り,市長の権限を代行する。この場合も直ちにその旨を市長に通知する。

なお、消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

4 避難誘導時の措置

避難誘導時は、市職員、自主防災組織、消防団等が連携し、次の措置を実施する。

避難誘導時の措置

- (1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定する。
- (3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- (4) 市職員,警察官等関係機関の職員,自主防災組織,消防団など地域住民が協力して,避難者の誘導措置を講ずる。
- (5) 市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者、日本語での災害情報が理解できにくい外国人等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。
- (6) 避難先において、自主防災組織等単位に、要配慮者一人ひとりの避難状況の確認を行う。
- (7) 携行品等は、緊急を要する場合には、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券、鍵等)、携帯電話、治療薬、防寒具など必要最小限とし、時間的余裕のある場合にも、下着類、食料、生理用品など身の回り品のみとするよう、市民の理解を得るよう努める。
- (8) 自家用車,バイク,自転車での避難は,有効なケースと不適切なケースがあるため,自主防災組織等とその是非を協議して市が決定し,防災行政無線等で周知し,市民の理解を得るよう努める。

5 広域避難(広域一時滞在)

市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市が直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

|第3 交通対策・緊急輸送

発災時に、交通支障箇所の緊急調査を行い、必要に応じて交通規制を行い二次災害の防止を図る。 また、緊急輸送道路を確保し、迅速な応急対策につなげる。

1 交通応急対策

(1) 被害状況の調査の実施

市は、市道について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には災害対策本部建設部土木班が調査チームを編成し、道路の被害状況を速やかに調査する。

調査の結果、支障箇所を発見したときは速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の 有無その他被災の状況等を関連する道路管理者相互間や警察署と連絡を取り合う。

(2) 応急対策の実施

市は、道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し道路交通の確保を図る。

2 交通規制

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

このため、大宮警察署及び市は、防災関係機関との連携を図り、被災地における交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため的確な交通規制を実施する。

交通規制は、以下の表にある根拠法令に基づき、主に警察官や警察関係機関が行う。

市は,道路法第46条第1項に基づき,道路の破損,決壊その他の事由により通行が危険であると 認められる場合に市道の規制を行うことができる。

市道について,道路法による交通規制を実施する場合,路線名,区間,期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により当該道路の通行を禁止し又は制限する。この場合,適当な迂回路を設定し,指示標識等により誘導して一般交通に支障のないよう努める。また,緊急のため標識の設置が困難又は不可能な場合は,市職員を派遣し現場において指揮に当たらせる。

市道について,道路法による交通規制を実施し又は実施しようとする場合には,あらかじめ大宮警察署長に対して,路線名,区間,期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがないときは事後速やかに通知する。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報するいとまがないときは、大宮警察署に対して道路法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

交通規制の種類

実施者	規制種別	規	制	理	由	等	規制対象	根拠法令
		(1) 災害によ はその他の					歩行者 車両等	道路交通法 第4条
公安委員会	通行の禁止又は制限	(2) 災害が発 場合に,災害 うにするたる	 事応急対策	新が的確z	かつ円滑に	こ行われるよ	緊急通行 車両以外 の車両	災害対策基本法 第 76 条
警察署長	同上	災害により 発生し,必要 区域が他の警 が1か月未満	があると 察署の管	認めると 轄区域に	き。ただし こ及ばない		歩行者 車両等	道路交通法 第5条
警察官	同上	(1) 災害発生 し, 又は混雑 交通の円滑 き。	雑するお	それがあ	り,当該違	直路における	車両等	道路交通法
	車両等の後退又は 道路交通法の定める 方法と異なる通行 方法の命令	(2) 前号の措	置を行う	ほかやむ	を得ない	とき。	現場にあ る車両等 の運転者	第6条第2項
	必要な指示	(3) 前2号の 混雑を緩和 [*]				こよる交通の	現場の 関係者	道路交通法 第6条第3項
	通行の禁止又は制限		通の危険 亥道路には	が生ずる おける危障	おそれが	情により道路 ある場合に つるため緊急	歩行者 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損 であると認め	,	.— •	由により	通行が危険	同上	道路法 第 46 条第 1 項

3 放置車両等の移動

市は、立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件(車両から落下した積載物等)の占有者、所有者又は管理者に対し当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することを命じるものとする。

また、車両等の占有者等が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者が現場にいない場合など占有者等により移動の措置をとることができない場合、市が当該車両等の移動の措置を行う。

さらに、車両等の移動場所を確保するため、周辺に公有地などがなくやむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し又は竹木その他障害物を処分することができるものとする。

4 緊急通行車両の確認手続

公安委員会が,災害対策基本法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合,同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、大宮警察署において実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。

なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し災害対策基本 法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付される。交付された標章は、 運転者席の反対側(助手席)ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両 に備えつける。

5 「災害時緊急給油票」の発行

茨城県、市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておく。

6 緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

なお、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、自衛隊等のヘリコプター派遣要請を行う。

- (1) 総括的に優先されるもの
 - ① 人命の救助,安全の確保
 - ② 被害の拡大防止
 - ③ 災害応急対策の円滑な実施
- (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの
 - ① 第1段階(地震発生直後の初動期)
 - ア 救助・救急活動, 医療活動の従事者, 医薬品等人命救助に要する人員, 物資
 - イ 消防, 水防活動等災害の拡大防止のための人員, 物資
 - ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者, 重症患者

- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設,輸送拠点の応急復旧,交通規制等に必要な人員,物資
- ② 第2段階(応急対策活動期)
 - ア 前記①の続行
 - イ 食料,水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- ③ 第3段階(復旧活動期)
 - ア 前記②の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員,物資
 - ウ 生活用品
 - 工 郵便物
 - オ 廃棄物の搬出

第4 消火・救助・救急活動, 医療救護活動

災害対策本部消防本部職員は消防長の指示,消防団員は消防団長の指示のもと,警察等と連携しなが ら火災の鎮圧,救助・救急活動を行う。

救急告示医療機関は、消防本部と連携しながら傷病者を受け入れ、医療救護活動を行う。

その他の医療機関は、救護所に医師など専門職員を派遣し、医療救護活動を行う。

1 消火・救助・救急活動

(1) 消防機関による消火活動

消防本部,消防団は,119番通報,駆け込み通報や目視や伝聞,報道等による被災現場の状況をふまえ,被害の全容を総合的に把握し,被災現場に出動し,消火・救助・救急活動に当たる。

救出した傷病者は、直ちに救急告示病院である常陸大宮済生会病院や救護所に搬送し、応急処置を行い、重症者については後方医療機関に搬送する。

自らの消防・救急力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の 消防本部に対して応援を要請する。

また,消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは,茨城県知事に対し 無線,電話等により他都道府県への応援要請やヘリコプターの出動等を依頼する。

大規模災害時には、以下の原則に基づき消火・救助・救急活動を行う。

大規模災害時の対応の原則

- (1) 避難地及び避難路確保優先の原則
 - 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。
- (2) 重要地域優先の原則
 - 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
- (3) 市街地火災消火活動優先の原則
 - 大工場,大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し,多数の消防隊を必要とする場合は,市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし,部隊を集中して消火活動に当たる。
- (4) 重要対象物優先の原則
 - 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。
- (5) 火災現場活動の原則

- ① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- (6) 緊急性の高い傷病者優先の原則

救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

① 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

② 消火活動

市民及び自主防災組織等は,消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

2 医療救護活動

(1) 救急告示医療機関による医療の実施

救急告示医療機関は、消防本部と連携しながら傷病者を受け入れ、医療救護活動を行う。

(2) 救護所の設置

災害対策本部長は、那珂医師会の協力のもと、救急告示医療機関による医療のみで傷病者の治療などの医療需要に対応できないときに、救護所を設置し、市民や市職員、関係機関に周知する。

救護所の設置場所は、被災の状況、那珂医師会から派遣を受ける医師など専門職員のマンパワーの状況、活用できる医療機器の状況などをふまえ、市の各保健センターなどから適切な場所を 選定する。

なお、甚大な災害の場合、茨城県、茨城県医師会により救護所が設置されることが考えられる。 その場合、市による救護所の県救護所への統合を那珂医師会と協議して決定し、医療資源の効率 的な活用に努める。

(3) チーム医療の実施

救護所では、災害対策本部保健福祉部医療救護・防疫班と那珂医師会や歯科医師会、薬剤師会など関係団体が連携し、専門職員5~6名を1チームとしたチーム医療を展開する。

医療救護・防疫班長は、市内の医療機関の被災状況や開院状況等を調査・把握し、救護所での 医療需要の動向に応じて専門職員の救護所への派遣を要請する。

また、必要な医薬品及び医療器材の確保に努める。

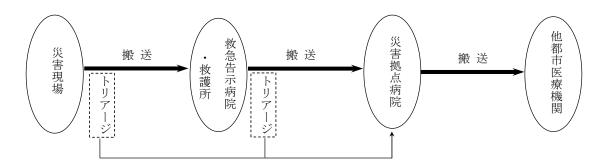
DMAT等の専門的な応援チームや医療ボランティアが派遣された場合には、医療救護・防疫 班長が調整の窓口となり、常陸大宮済生会病院、救護所との業務の役割分担の調整を図る。

(4) 傷病者の搬送

救急告示医療機関や救護所では治療が困難な傷病者は、後方医療機関に搬送し、必要な応急医療を実施する。

医師の指揮のもと、トリアージを実施し、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

救急告示病院・救護所・後方支援病院への搬送の流れ



(5) 時系列に沿った医療救護活動

災害時の医療救護は、発災後の時間の経過とともにニーズが大きく変化するので、時間経過に 応じた適切な医療救護対策をとる。

時系列に沿った医療救護活動

区 分	要 救 護 状 況
第 1 段 階 (発災直後から概ね3日目)	あらゆるレベルの負傷者が混在する。 治療に当たるスタッフも限られるため、トリアージし、優先順位を整理し て治療搬送を行う必要がある。
第 2 段 階 (発災後概ね4日目から1週間)	外傷による負傷者のほか、内科系慢性疾患患者が加わる。 この時期には応援による医療スタッフも増えるため、薬剤師等の協力を得 て、発災以前の治療の内容を調査する必要がある。
第 3 段 階 (発災後概ね1週間以後)	内科系慢性疾患患者の継続治療が必要となる。そして通常の医療機関への 移行が考慮される。一方、被災者の精神が不安定になる時期であり、被災者 への心のケアが必要になる。

(6) 在宅患者,入院患者等の医療の確保

人工透析,酸素療法,人工呼吸療法,経静脈栄養療法,経管栄養療法などを受けている在宅・ 入院・入所の市民は、電源や水など基本的なライフラインが不可欠である。

基本的なライフラインの不通により、市内で適切な医療が行えない場合は、医療救護・防疫班長はその全容把握に努め、茨城県及びその他関係機関の協力を得ながら受け入れ先の確保を図る。

(7) 自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第5節 被災者生活支援

第1 避難者,疎開者,自宅被災者の把握

1 情報の把握

市は、指定避難所ごとに受け入れている避難所に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所 (自宅、車中泊、テント泊等)で生活し、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把 握に努めるものとする。

2 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

発災後,災害対策本部事務室は,避難者,疎開者,避難場所で生活せず食事や物資を受け取る必要 のある自宅被災者の氏名,住所,性別,年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また,個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況,配慮を要する事項等を一元的に集 約した被災者台帳を積極的に作成し,被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 ニーズの把握

地域創生部は、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、さらには茨城県などから派遣される専門職員等と連携しながら、ニーズ調査チームを編成し、避難所や被災者の自宅等を巡回しニーズの把握・整理を図る。

ニーズ調査で把握すべき主な事項

- (1) 家族・親戚, 知人等の安否の状況
- (2) 不足している生活物資のニーズ
- (3) 避難所運営や自宅生活でのニーズ(入浴,洗濯,トイレ,ゴミ処理等)
- (4) メンタルヘルスに関するニーズ
- (5) 介護・福祉サービスのニーズ
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)などのニーズ
- (7) 経済的支援制度等に関するニーズ

第2 避難生活の確保,健康管理

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

(1) 市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難 所を開設し、市民に対し周知徹底を図るものとする。この際、急きょ指定避難所等を開設する場 合等に備え主な指定避難所等に直行できる職員や、引き続き指定避難所等を運営する職員を平時 から指名しておくものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。状況によっては、車中泊避難のための避難場所として、指定避難所の駐車場や運動公園の駐車場などの使用を検討する。この場合、熱中症やエコノミークラス症候群等の健康対策に万全を図る。

なお,災害の想定等により必要に応じ,近隣の市町村の協力を得て,指定緊急避難場所を近隣 市町に設けることとする。 さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には 発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所 が相互にかねる場合においては、特定の災害において当該施設において避難することが不適当で ある場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として 開設しないものとする。

(2) 市は、防災行政無線、災害情報共有システム(Lアラート)などを活用し、避難所の開設を広く市民に周知するとともに、避難所を開設した場合には開設の目的、箇所数及び収容人員、開設期間の見込みを茨城県に報告する。

※災害情報共有システム(Lアラート)とは、放送事業者等と連携し、市が直接避難所情報等を発信できるシステム(NHKデータ放送で避難所開設情報が確認できる、など)。

避難所の開設要領

対象者	(1) 住家が被害を受け居住の場所を失った者(2) 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人,通行人等)した者(3) 災害によって,現に被害を受けるおそれのある者
設置場所	(1) 避難所としてあらかじめ指定している施設(2) 広域避難地等に設置する小屋,テント等の野外収容施設
設置期間	災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、 茨城県知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。
災害救助 法による 設置費用 の範囲	賃金職員等雇上費 消耗器材費 建物の使用謝金 器物の使用謝金,借上費又は購入費 光熱水費 仮設便所等の設置費
その他	市は、避難所が不足する場合は、茨城県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

2 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ 策定した避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。そ の際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十 分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所 の早期解消に努める。さらに必要があれば、茨城県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の巡回を要請する。

なお、災害時における動物の避難等は、原則飼い主が責任をもって行うものとするが、市が設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮に努める。

避難所運営の留意点

- (1) 男女双方の視点
 - ・女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
 - ・生理用品、女性用下着等の女性用品の女性による配付
- (2) 避難所の安全性の確保
 - ・巡回警備や防犯ブザーの配布

避難所における市民の心得

- (1) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- (2) 正確な情報の伝達,食料・飲料水等の配布,清掃等への協力
- (3) ごみ処理, 洗濯, 入浴等生活上のルールの遵守
- (4) 要配慮者への配慮
- (5) プライバシーの保護
- (6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されている施設等を指定する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。

(2) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(3) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

(4) 福祉避難所の開設

市は,一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり,福祉避難所の開設が必要と判断する場合は,対応可能な福祉避難所を開設する。

(5) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿(名簿は随時更新する)
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名, 各対象受入れ人員(高齢者, 障がい者等)
- ④ 開設期間の見込み

4 避難所の生活環境の向上

(1) 市は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・手指消毒用品の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、必要に応じ入浴の提供を行う。

(2) 避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

また、避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、 扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

- (3) やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (4) インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、部屋の換気等、避難者が自ら感染症対策を行えるよう保健指導や健康教育を行う。
- (5) 市は、避難所において、「避難所感染症対策の手引き」「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル(令和2年7月)」を参考に、人と人との距離の確保等の感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し感染症の拡大防止に努める。
- (6) 避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。

5 被災者の健康管理の支援

災害対策本部保健福祉部は、那珂医師会や茨城県の協力を得ながら被災者の健康管理の支援に努める。 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」「常陸大宮市災害時保健活動マニュア ル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾病の予防など、フェイ ズに応じた活動を実施する。

健康管理の支援で行うべき事項

- (1) 医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康(身体・精神)状態の把握及び健康相談を行う。必要に応じ、巡回診療を行う。
- (2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- (3) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- (4) エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- (5) 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- (6) 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

また、保健所、茨城県の精神保健福祉センター、精神科医等と連携し、特に、心理サポートが必要となる 遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケ アを行う。

- (7) 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。
- (8) 避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。
- (9) 支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。
- (10) 災害後の一過性ストレス反応(急性ストレス障害, ASD) や心的外傷後ストレス障害(PTSD)の情報や災害時の心的反応プロセスを,被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し,必要な支援が得られるようにする。
- (11) 災害直後から、見守りの必要があると思われる市民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。
- (12) 医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回している災害派遣精神医療チーム (DPAT) の医師等に相談する。また、かかりつけ (精神科) 医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

時系列に沿った心のケア活動

区 分	ケアの内容		
第 1 段 階	・心の健康相談,巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動		
(発災直後から概ね3日目)	※必要に応じ災害派遣精神医療チーム(DPAT)による巡回診療		
第 2 段 階	・継続的な対応が必要なケースの把握、対応		
(発災後概ね4日目から1週間)	(近隣の精神科医療機関による診療再開)		
第 3 段 階	・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動		
(発災後概ね1週間以後)	・長期,反復するPTSD症状(心的外傷後ストレス障害)への相談活動		

第3 ボランティア活動の支援

市社会福祉協議会は、災害発生後直ちに災害対策本部保健福祉部や茨城県、茨城県社会福祉協議会が 設置するボランティア支援本部の協力を得ながら「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティ ア活動の支援を行う。

市は災害ボランティアセンターとの連絡調整,情報収集・提供活動等を行うとともに,ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう,必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するほか,地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに,中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り,情報を共有する場を設置するなどし,被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また,災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ,片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により,連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに,ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

災害ボランティアセンター(市社会福祉協議会)の活動内容

- (1) 市及び関係機関からの情報収集
- (2) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (3) ボランティア活動用資機材,物資等の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティアの調整及び割り振り
- (6) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (7) 必要に応じて、ボランティア支援本部の応援要請
- (8) ボランティア保険加入事務
- (9) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (10) その他被災者の生活支援に必要な活動

ボランティアに協力依頼する主な内容

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援(水汲み,炊き出し,救援物資の仕分け・配布,高齢者等の介護等)
- (3) 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護,食事・飲料水の提供等)
- (4) 配送拠点での活動(物資の搬出入, 仕分け, 配布, 配達等)
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

不便で不安な生活を解消し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめこまやかで適切な情報 提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

被災者のニーズ

- (1) 家族, 縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理(入浴,洗濯,トイレ,ゴミ処理等)
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり,独居),障がい者等のケアニーズの把握については,市職員,民生委員・児童委員,ホームヘルパー,保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて,各種サービス供給の早期確保を図るとともに,円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても,語学ボランティアの活用等により,ニーズ把握に努める。

高齢者等要配慮者のニーズ

- (1) 介護サービス(食事,入浴,洗濯等)
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

2 相談窓口の設置

災害対策本部は、被災後速やかに必要な部合同の相談窓口を設置する。設置場所は、市役所本庁又は支所とするが、災害の範囲や被災者の状況を考慮し、複数個所に設置する必要があると判断した場合は、状況に合わせた設置を行う。

相談窓口では、個人情報への留意のもと相談情報のデータベース化に努め、市民からの相談・質問が多い制度等については広報・インターネットホームページ等で積極的に情報提供に努める。

また、茨城県など各関係機関が設置する相談窓口の情報の把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口を紹介する。

想定される相談内容

- (1) 生命保険, 損害保険(支払い条件等)
- (2) 家電製品 (感電,発火等の二次災害)
- (3) 法律相談(借地借家契約,マンション修復,損害補償等)
- (4) 心の悩み(恐怖,虚脱感,不眠,ストレス,人間関係等)
- (5) 外国人(安否確認, 震災関連情報等)
- (6) 女性(避難生活での困りごと等)
- (7) 住宅(仮設住宅,空家情報,公営住宅,復旧工事)

- (8) 雇用, 労働 (失業, 解雇, 休業, 賃金未払い, 労災補償等)
- (9) 消費(物価,必需品の入手)
- (10) 教育(学校)
- (11) 福祉 (障がい者, 高齢者, 児童等の生活支援)
- (12) 医療·衛生(医療,薬,風呂)
- (13) 廃棄物 (ガレキ, ゴミ, 産業廃棄物, 家屋の解体)
- (14) 金融(融資,税の減免)
- (15) ライフライン (電気, ガス, 水道, 下水道, 電話, 交通)
- (16) 手続き(り災証明,死亡認定等)
- (17) 複合災害に関する相談(例:原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

3 生活情報の提供

広報やインターネットホームページ、情報発信アプリ「ひたまるアプリ」、ツイッター、広報車等を活用し、定期的に被災者に対する生活情報の提供を行うとともに、各避難所においても、ボランティア等の協力を得ながら掲示板等で生活情報の提供を行う。

また,各報道機関等の協力を得て,テレビ,ラジオ,インターネットなどにより,生活情報の提供を行う。なお,聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配 慮した伝達を行う。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力 して、被災者に関する情報の収集に努めるとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情 報の管理を徹底するよう努める。

第5 食料の提供

市は、自力で食料を調達・調理できない被災者に対し、避難所等において食料を提供する。 なお、災害救助法適用等により、自衛隊や茨城県が行うケースもある。

1 食料の提供方法の決定

災害対策本部事務室は,市の備蓄食料の被害状況,応援協定等による流通備蓄の被害状況,それら を利用するに当たっての障害等を速やかに調査し,市長に報告する。

市長は、被災者の人数、被災場所の分布等を勘案しながら、食料の提供方法(品目・回数・数量・ 調理方法等)を決定し、災害対策本部会議で各部に提供を指示する。

その後,災害対策本部会議では,実際の供給の動向を見ながら,随時提供方法を検討・決定し各部 に提供を指示する。災害対策本部事務室は,各提供場所での提供数を記録しておく。

2 食料の調達

市の備蓄食料,応援協定等による流通備蓄で十分な供給体制が確保できないときは,応援協定を締結している豊島区・秋田県大館市・宮城県蔵王町及び茨城県又は災害時の物資提供に関する協定を締結している事業所等に支援を要請する。受援による食糧の集積地は,市役所本庁,山方地域センター,美和地域センター,緒川地域センター,御前山地域センターの中から市長が決定し各部及び関係機関に周知する。

3 食料の提供

茨城県災害救助法施行細則(昭和36年茨城県規則第83号)に定める「主食,副食及び燃料等の経費とし1人1日当たり1,230円以内」を目安に、日赤奉仕団等の協力を得ながら炊き出しを実施し食料を提供する。多大な被害を受け市において炊き出し等が行えないときは、自衛隊、茨城県及び近隣市町村に協力を要請する。

第6 生活必需品等の供給

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活 必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な被災者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、 その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。災害救助法適用等により自衛隊や茨城県が行うケ ースもある。

1 生活必需品等の提供方法の決定

災害対策本部事務室は、産業観光部、地域創生部、教育委員会と協力しながら市の生活必需品等の備蓄の被害状況、応援協定等による流通備蓄の被害状況、それらを利用するに当たっての障害等を速 やかに調査し市長に報告する。

市長は、被災者の人数、被災場所の分布等を勘案しながら、生活必需品等の提供方法(品目・回数・数量・配布方法等)を決定し、災害対策本部会議で各部に提供を指示する。

その後,災害対策本部会議では,実際の供給の動向を見ながら,随時,提供方法を検討・決定し各部に提供を指示する。災害対策本部事務室は,各提供場所での提供数を記録しておく。

2 生活必需品等の調達

市の生活必需品等,応援協定等による流通備蓄で十分な供給体制が確保できないときは,応援協定を締結している豊島区,大館市,蔵王町及び茨城県又は災害時の物資提供に関する協定を締結している事業者等に支援を要請する。受援による生活必需品等の集積地は,市役所本庁,山方地域センター,美和地域センター,緒川地域センター,御前山地域センターの中から市長が決定し各部及び関係機関に周知する。

3 生活必需品等の提供

茨城県災害救助法施行細則に定める金額を目安に生活必需品等を提供する。品目は、以下を目安にする。

茨城県災害救助法施行細則に定める生活必需品等の給与又は貸与のため支出できる費用

(1) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

令和5年10月現在

(1) 11.2/(-/ 11./96)	13 JH O 1 TO 11 70 JT					
世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6 人以上 1 人を 増すごとに
夏季 (4月から9月まで)	19, 200 円	24,600 円	36, 500 円	43,600 円	55, 200 円	8,000円
冬季 (10月から3月まで)	31,800円	41, 100 円	57, 200 円	66, 900 円	84, 300 円	11,600円

(2) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6 人以上 1 人を 増すごとに
夏季 (4月から9月まで)	6,300円	8,400 円	12,600円	15, 400 円	19,400 円	2,700円
冬季 (10月から3月まで)	10, 100 円	13, 200 円	18,800円	22, 300 円	28, 100 円	3,700円

なお, 季別は災害発生の日をもつて決定する。

生活必需品等の品目(茨城県地域防災計画)

① 寝 具	(毛布, 段ボール製ベット・シート・間仕切り等)
② 日用品雑貨	(石鹸, タオル, 歯ブラシ, 歯磨き粉, マウスウォッシュ, トイレットペーパー, ゴミ袋, 軍手, バ
	ケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生
	理用品,ティッシュペーパー,ウェットティッシュ,乳児・小児用おむつ,おしりふき,使い捨て
	カイロ,マスク,ガムテープ等)
③ 衣 料 品	(作業着,下着,靴下,運動靴,雨具等)
④ 炊事用具	(鍋,釜,やかん,ケトル,包丁,缶切等)
5 食 器	(箸,スプーン,皿,茶碗,紙コップ,ほ乳ビン等)
⑥ 光熱材料	(発電機, ローソク, マッチ, 懐中電灯, 乾電池, L P ガス容器一式, コンロ等付属器具, 卓上ガス
	コンロ等)
⑦ その他	(ビニールシート,仮設トイレ,土嚢袋等)

第7 応急給水の実施

水道が断水又は汚染し、市民や一時滞在者が飲料に適する水を得ることができないときに、「災害の ため現に飲料水を得ることができない者」を対象に給水車等により給水を行う。

本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、茨城県その他関係機関の応援を得て実施する。

1 提供方法の決定

災害対策本部上下水道部は,市内の断水状況,水道施設の被害状況を速やかに調査し市長に報告する。

市長は、断水地域の分布、避難所の設置・運営状況、医療機関など公益施設の断水や水需要の動向、他のライフラインの被害状況や復旧の見込み等を勘案しながら、応急給水の方法(回数・数量・配布方法等)を決定し災害対策本部会議で上下水道部や関係各部に提供を指示する。

その後,災害対策本部会議では,実際の供給の動向を見ながら,随時提供方法を検討・決定し各部に提供を指示する。上下水道部は,各提供場所での提供数量を記録しておく。

2 応急給水の配布方法

- (1) 備蓄飲用水の配布 備蓄倉庫に備蓄している飲用水を配布する。
- (2) 水道水の搬水給水 本市上水道及び県水等から消毒した給水タンク、補助タンク等により搬水給水を実施する。

(3) ろ水器による給水

水道水の搬水給水を補う方法として、茨城県、近隣市町村、その他関係機関が所有するろ水器 を利用して、ろ水し薬品による消毒、検水の後応急的に給水する。

3 応急給水の数量・配布場所

配布は、食料、生活必需品等との同時配布を原則とし、茨城県や豊島区、秋田県大館市、宮城県蔵 王町その他応援市町村からの受援も含め、以下の数量、市民の水の運搬距離を目標に給水を行う。

応急給水量等の目標設定例(茨城県地域防災計画)

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生~3日まで	3リットル /人・日	概ね1km以内 ※1	拠点給水(耐震性貯水槽等), 運搬給水を行う。
7日 ※2	20~30 リットル /人・日 ※3	概ね 250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮 設給水栓を設置して仮設給水 を行う。
14 日	被災前給水量(約250リットル/人・日)	概ね 10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。

- (注1) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。
- (注2) 目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。
- ※1 本例では概ね1km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。 また、住民等に対して日常から水の備蓄等を呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。
- ※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。
- ※3 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20リットル/人・日とし、これに水洗トイレ(1~2回/人・日とする場合は30リットル/人・日とした。20リットル/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

4 災害用井戸水等の活用

災害用井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。

5 給水施設の応急復旧

地震により配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最 小限度に止め、要員を非常招集して復旧する。

火災発生時は、水道施設の大部分は地下に埋設されており直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち 上がり等であるので、作業員の出動を求め極力漏水を止めるとともに臨時給水栓を設置する。

トラック等路面交通により配水管が切断された場合は、至近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲に止め応急復旧を行う。これに要する各種水道資材は常に準備しておく。

浄水場の所在地

地域	所在地	電話番号	名称	処理能力
大宮 地域	宇留野 3030	52-0427	大宮浄水場	給水区域大宮地域(宮の郷を除く) 給水人口 32,130 人 1日最大給水量 16,300 立方メートル
山方 地域	西野内 1656 小貫 218-2 家和楽 35	JJ	西野内浄水場 小貫浄水場 家和楽浄水場	給水区域山方地域 給水人口 8,970 人 1日最大給水量 3,953 立方メートル
美和 地域	高部 4414-1	11	美和浄水場	給水区域美和地域給水人口 4,480 人 1日最大給水量 1,720 立方メートル
緒川 地域	上小瀬 2159-1 上小瀬 1266-1	"	緒川浄水場 上小瀬浄水場	給水区域緒川地域給水人口 4,900 人 1 日最大給水量 2,200 立方メートル
御前山地域	野口 3212-3 上伊勢畑 1543 下伊勢畑 3003	IJ	御前山北部浄水場 御前山上伊勢畑浄水場 御前山下伊勢畑浄水場	給水区域御前山地域 給水人口 4,815 人 1 日最大給水量 1,907 立方メートル

第8 要配慮者支援

近年の災害では、要配慮者(自力で避難することが困難な高齢者、小児、乳幼児、障がい者及び日本 語での災害情報が理解できにくい外国人など)と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、県、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)は、各種災害から要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また,市は,避難行動要支援者を適切に避難誘導し,安否確認等を行うための措置について定めるものとし,平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し,避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入り口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度) について整理・保管する。

市は、要配慮利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、 他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等 との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医療品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所となるよう配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(4) 防災教育, 防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

また,市は施設管理者に対し,防災知識及び意識の普及,啓発を図るとともに,防災関係機関,近隣住民(自主防災組織),ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(5) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡 調整を行う。

(6) 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

(7) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

2 要配慮者の救援体制の確保

(1) 安否確認, 救助活動

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民(自主防災組織等)、福祉団体(社協、高齢者クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援 者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織等)の協力を得るとともに、救急 自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保 した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者に係る情報(要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等)の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(4) 災害時の情報提供,緊急通報システムの整備

市は県と連携し、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、視聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、情報伝達体制の確立に努める。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、 情報伝達体制の整備に努める。

また,市は県と連携し,災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため,要配慮者に対する緊急通報装置の給付促進など,緊急通報システムの整備を図る。

(5) 相互協力体制の整備

市は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、要配慮者を対象とする地域包括支援センター、在宅介護支援センターやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、 防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援計画の策定をするとともに、避難支援体制の 整備に努める。

また,避難行動要支援者の移送に当たっては,運送事業者等の協力を得ながら,移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 防災知識の普及・啓発, 防災訓練の実施

市は、近隣住民(自主防災組織)、地域包括支援センター、在宅介護支援センターやボランテ

ィア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また,要配慮者の防災行動マニュアルの策定など,要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に 関する普及・啓発を図る。

3 避難行動要支援者への対策

災害が発生し、また災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(災害対策基本法第49条の10)の避難支援を適切かつ円滑に実施する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備

避難行動要支援者について避難の支援,安否の確認,その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿)を災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき整備する。

- ① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 次に掲げる自宅にある方のうち、自力で避難することが困難な者とする。
 - ア 75歳以上のみの高齢者世帯
 - イ 要介護認定3~5を受けている者
 - ウ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者
 - エ 療育手帳A又はOAを所持する知的障害者
 - オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の者
 - カ 特定疾患及び小児慢性特定疾患重症認定患者
 - キ その他支援が必要と市長が認める者
- ② 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア氏名
- イ 生年月日
- ウ性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に当たり,避難行動要支援者に該当する者を把握するため,市が 保有する要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに,避難行動要支援者名簿への登録 を希望する者については避難支援等関係者と協議し,その情報を入手する。また,必要に応じて, 県等に情報提供を求めることとする。

- (2) 避難行動要支援者の支援体制
 - ① 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するため、住民の転入・転出、要介護認定、 身体障害者手帳交付等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を更新し、最新の状態に保つもの とする。

② 避難支援等関係者への名簿情報の提供

災害が発生、又は発生する恐れがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ア 消防本部・各消防署・消防団
- イ 警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- 工 常陸大宮市社会福祉協議会
- 才 自主防災組織等
- カ その他避難支援等の実施に携わる関係者
- ③ 避難行動要支援者名簿情報の管理

避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては,避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう, 次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 災害対策基本法第49条の13に基づき,避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ウ 避難行動要支援者名簿は、厳重な保管をするよう指導するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿は、必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- ④ 避難支援等関係者が円滑に避難支援を行うための措置 災害が発生又は洪水その他による被害の発生が予測される時は,防災行政無線のほか,広報車, 災害情報共有システム,携帯端末の緊急速報メール,ホームページ等の様々な手段を確保し,避 難準備情報等の緊急情報を提供する。
- ⑤ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して,避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり,避難支援等関係者は,地域の実情や災害の状況に応じて,可能な範囲で避難支援等を行うものとするが,支援できない可能性もあることについて避難行動要支援者等に周知するものとする。

4 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

- (2) 外国人を含めた防災訓練の実施
 - 市は県と連携し、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。
- (3) 防災知識の普及・啓発

市は県と連携し、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害マニュアルの携行促進

市は県と連携し、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人

登録の窓口等で氏名や住所,連絡先,言語,血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し, 携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 市は、避難誘導の際に配慮を要する訪日外国人旅行者を含む外国人への情報伝達体制として、 避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザイン の統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また,市は,県及び他の市町村と連携し,案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

イ 外国人への行政情報の提供

市は、県と連携し、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、県と連携し、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

エ 語学ボランティアの支援

市は、県と連携し、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

第9 応急教育・保育

学校・保育所等での被災時の安全確保を図るとともに、通常の教育・保育ができなくなった場合には 応急教育・保育を実施し、速やかな通常教育・保育の再開をめざす。

1 情報等の収集・伝達

災害対策本部は,災害が発生し又は発生するおそれがある場合,市内の学校・保育所(園)・認定 こども園に対し,災害に関する情報を防災行政無線,電話等の方法で迅速・的確に伝達するとともに, 必要な措置を指示する。

各校長・園長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。児童生徒等への伝達に当たっては混乱を防止するよう配慮する。児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を災害対策本部その他関係機関に報告する。

2 児童生徒等の避難等

各校長・園長は、災害の状況をふまえ各教職員等に屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。教職員等は、各校長・園長の指示が得られないときは、災害の状況をふまえ個々に判断する。

教職員等は、あらかじめ定める計画に基づき児童生徒の避難誘導を行う。

下校させる場合は、通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講ずる。

下校させることが危険であると認める場合は、校内(園内)に保護し、速やかに保護者に連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内(園内)での保護を継続する。

3 応急教育(保育)の実施

施設が、り災したときあるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育(保育) を実施する。

応急教育(保育)の実施方法(茨城県地域防災計画)

- (1) 校舎(園舎)の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎(園舎)の被害は相当に大きいが、一部校舎(園舎)の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎(園舎)で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 施設の使用不能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校(休園)し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎(園舎)が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態,避難所として使用中の施設の状況等を勘案し,必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 教職員等の不足により、応急教育(保育)の実施に支障がある場合は、施設間における教職員等の応援、 臨時採用等により必要な人員の確保を図る。
- (7) 教科書・学用品等の給与、授業料等の徴収猶予・免除など必要な措置を講ずる。

4 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するため、事前に次の措置を講ずる。

- (1) 市は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

第 10 帰宅困難者対策

JR水郡線の不通,道路等の通行止めなどにより市外への帰宅困難者が発生した場合には,「大宮中央公民館(福祉センター)」に一時滞在避難所を開設し,食料,飲料水,毛布等の提供を行う。

第6節 災害救助法の適用

災害救助法(昭和22年法律第118号)は、一定規模以上の災害が発生した被災地に対して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序とに影響を与える程度以上のものであるときに適用され、重要な目的を持ちかつ大規模な救助であるため、国の責任において国から茨城県への委託事務として実施される。

災害救助法が適用になった場合、以下の救助にかかる費用は茨城県が負担する。

災害救助法による救助の項目

- 1 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服,寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索
- 11 死体の処理
- 12 障害物の除去

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、市町村の人口規模で区分され、本市の場合は以下のとおりである。

災害救助法の適用基準 ((1)~(4)のいずれか)

- (1) 市内の住家のうち滅失した世帯の数が60世帯以上であること。
- (2) 茨城県内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上であって,市内の住家のうち滅失した世帯の数が 30世帯以上であること。
- (3) 茨城県内の住家のうち滅失した世帯の数が9,000 世帯以上で,市内の住家のうち滅失した世帯の数が多数の場合,又は災害が隔絶した地域に発生したものである等,被災者の救護が著しく困難である場合であって市内の住家のうち滅失した世帯の数が多数であること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあること。
- 注1: 災害の程度については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条による。
- 注2:災害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって1世帯とする。

2 災害救助法の適用手続

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて茨城 県知事に対して報告する。

茨城県知事は、市長の報告により救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について本市及び茨城県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 救助業務の実施者

救助は国の責任において行われるものであるが、その実施については全面的に茨城県に委任されている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市が行う。この場合、茨城県が事務の内容及び期間を市に通知する。

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

被災建築物、宅地に関する応急危険度判定を行うとともに、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し応急仮設住宅を提供し又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行う。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

(1) 危険度判定の種類

危険度判定には、被災建築物応急危険度判定と被災宅地危険度判定がある。

危険度判定の区分

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判 定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目 視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより,二次災害を軽減・防止し,市民の安全を確保するもの

(2) 判定士の派遣要請

災害対策本部建設部住宅班は、地震等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度 判定士及び被災宅地判定士の派遣を茨城県に要請する。

(3) 判定活動

災害対策本部建設部住宅班は,派遣された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地判定士の協力を得ながら,被害状況報告に基づき被災度区分判定作業を行う。判定結果の責任は市が負う。

2 公共施設の応急措置

市は、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物等に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

3 住宅の応急修理

市が行う住宅の応急修理は,災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して,災害に直接起因する損壊のうち居室,炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分とする。

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

市において資材が不足した場合は、茨城県(土木部)に要請し調達の協力を求める。

4 応急仮設住宅の設置

(1) 応急仮設住宅の定義

応急仮設住宅は災害救助法に基づき供与される住宅であり、「住家が全壊、全焼又は流出し、居住する家のない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容する」ものとされている。災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は完成の日から2年以内である。住宅の供与主体は茨城県であり、茨城県は市町村に仮設住宅の発注や入居手続き、入居後の管理等の業務を委任できることとされている。

(2) 用地の確保

ア 応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準に従い適切な用地選定を行う。

用地は、公有地又は建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。なお、私 有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

応急仮設住宅適地の基準

- ① 飲料水が得やすい場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ⑤ 浸水等のおそれのない場所
- ③ 交通の便を考慮した場所

イ 応急仮設住宅建設候補地

西部総合公園多目的グランド(工業団地 25)

(3) 応急仮設住宅設置計画の策定

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を茨城県へ報告する。茨城県は、市町村からの報告を基に全体計画を作成する。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、茨城県が協定締結団体の協力を得て建設する。

茨城県から仮設住宅の発注業務を委託された場合、市は市内建設業者等に応急仮設住宅の建設を発注するものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、茨城県又は他市町村へ応援を要請する。なお、応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。

また、市は、一般社団法人日本ムービングハウス協会と「災害時における応急仮設住宅(移動 式木造住宅(ムービングハウス))の建設に関する協定を締結しており、令和元年東日本台風の際 には、被災者の応急仮設住宅としてムービングハウスを活用した。

(5) 既存住宅の利用

応急仮設住宅には、民間賃貸住宅等を借り上げて供与するものも含まれている。市は、茨城県 と連携して関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方 法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。また、市は市営住宅の空き家情報を茨城県に 提供する。

(6) 入居者の選定

入居者の選定は, 茨城県が実施する。

応急仮設住宅の入居基準

- ① 住居が全焼(壊)又は流出した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等
 - エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - オ 前各号に準じる経済的弱者等

|第2 障害物の除去・ゴミ処理・し尿処理

災害により発生した障害物の除去に努めるとともに、ゴミ、し尿等の廃棄物を適切に処理する。

1 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

災害対策本部市民生活部環境班は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で 日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認めら れる場合は除去を実施する。

また、市のみでは処理が困難な場合は、茨城県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

(3) 河川関係障害物の除去

市民生活の障害となる河川関係障害物については、河川管理者(国・茨城県)に対し、除去を要請する。

2 ゴミ処理

(1) ゴミ排出量の推定

災害対策本部市民生活部環境班は、大宮地方環境整備組合を構成する那珂市と協議しながら、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、被災後速やかに災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分したゴミ排出量を推定し、災害廃棄処理計画を策定する。

(2) 作業体制の確保

災害対策本部市民生活部環境班は、大宮地方環境整備組合を構成する那珂市と協議しながら、 迅速に処理を行うため平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。

(3) 処理の実施

災害対策本部市民生活部環境班は、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて市民に広報する。 市民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速 やかに運び処理する。その際、処理能力を超えかつ他に手段がない場合は、茨城県の指導を受け 環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。仮集積場において、ゴミの飛 散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、ゴミの処理方法 に応じた分別を進める。

また、必要があれば茨城県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請するとともに、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)へ人材・資機材の支援を要請し、ゴミの適正かつ効率的な処理を進める。

ゴミ処理施設の状況

名 称	所 在 地	電話番号	FAX	処理能力
大宮地方環境整備組合環境センター	那珂市静 1894	029-296-1744	029-296-1764	180 t /日 ごみ収集車両 15 台

3 し尿処理

(1) し尿排出量の推定

倒壊家屋, 焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については被災地における防疫上, 収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため,災害対策本部市民生活部環境班は,各地域別の被災状況を速やかに把握し,大宮地 方環境整備組合を構成する那珂市と協議しながら被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計す るとともに,作業計画を策定する。

(2) 作業体制の確保

災害対策本部市民生活部環境班は、大宮地方環境整備組合を構成する那珂市と協議しながら、 し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出 量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は近隣市町村へ収集・処理の応援要請を行う。

(3) 処理の実施

大宮地方環境整備組合衛生センターは、被災後、施設の点検、復旧作業を行い速やかに処理を 再開する。災害対策本部市民生活部環境班は、大宮地方環境整備組合を構成する那珂市と協議し ながら、必要があれば、茨城県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

災害対策本部市民生活部環境班は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するとともに、し尿処理関連業者等の協力を得ながら仮設トイレのし尿の収集・運搬・処理を行う。

し尿処理施設の状況

名 称	所 在 地	電話番号	FAX	処理能力
十字地士理辞敕供组入海生社以及	 常陸大宮市小野 2090-1	0295-52-35	0295-53-	150kl/日
大宮地方環境整備組合衛生センター	吊陸八呂川小野 2090-1	35	5794	し尿運搬車両 10 台

|第3 防疫・食品衛生

保健所等と連携しながら、被災時の感染症や食中毒等の防止に努める。

1 防疫活動の実施

(1) 情報の収集・報告

災害対策本部保健福祉部医療救護・防疫班は、保健所等と連携し防疫措置の必要な地域又は場所などを把握するとともに相互に情報の伝達を行う。

また,医療機関においても,被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに,発見した場合又は疑いのある場合は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお,国立感染症研究所感染症情報センター(感染研情報センター)が開発した「避難所感染症サーベイランスシステム」を活用し、定期的な状況の把握に努める。

(2) 消毒薬品・器具機材等の調達

災害対策本部保健福祉部医療救護・防疫班は、保健所等と連携し、災害時の防疫措置に必要な 消毒薬等を迅速に調達する。

(3) 防疫措置等の実施

災害対策本部保健福祉部医療救護・防疫班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」などに基づき、保健所の指示・指導を受けながら必要な防疫措置等を行う。

2 食品衛生指導及び検査の実施

保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生 指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ弁 当等の検査を行う。

市は検査に協力し、市民への食品衛生の啓発に努める。

3 患者等の措置

保健所は、被災地において感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、法に基づく措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

市は感染症のまんえん予防等のため、消毒など必要な措置を講ずる。

4 記録の整備及び状況等の報告

災害対策本部保健福祉部は、警察等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その 状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

5 医療ボランティアの協力要請

茨城県及び本市は、必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の 指導等について協力を仰ぐ。

第4 行方不明者等の捜索,遺体の収容

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行いかつ死体の応急的な埋葬を実施する。

1 行方不明者等の捜索

災害対策本部消防本部消防班を中心に,災害により現に行方不明の状態にあり,かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を警察署,消防団員,自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。

本市だけでは十分な対応ができない場合,周辺市町村,茨城県,自衛隊等に対し応援の要請を行い, これらの機関の応援を得て実施する。

2 遺体の処理

遺体の処理は災害対策本部保健福祉部を中心に実施する。ただし、災害救助法に基づき茨城県が行うこともある。

遺体が多数にのぼる等、本市で対応が困難な場合には、茨城県に応援を要請する。

災害対策本部保健福祉部は,災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には, 人心の安定上,腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を 行い,遺体を一時保存し,身元確認,検案,埋葬に備える。

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき医学的検査をなすことである。

災害対策本部保健福祉部は、那珂医師会、茨城県、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局等の協力 を得ながら検案を実施する。

3 遺体の収容(安置),一時保存

検視・検案を終えた遺体は、市が設置する遺体収容所に収容する。

災害対策本部保健福祉部を中心に、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中・大規模化した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要 に応じて周辺市町村に対し収容所(安置所)の設置、運営に協力を求める。

災害対策本部保健福祉部を中心に,死者数,行方不明者数を早期に把握し,棺,ドライアイス等を確保する。必要に応じ,全国霊柩自動車協会と災害時応援協定を結んでいる茨城県に対し搬送車両,棺,ドライアイス,遺体収納袋等の確保の協力を依頼する。

延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認 に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し身元不明遺体を集中安置する。

災害対策本部保健福祉部は,警察の協力を得て遺体の身元を確認し,遺体処理票及び遺留品処理票 を作成のうえ納棺する。また,埋火葬許可証を発行する。

一時保存場所の状況

名 称	所 在 地	面積(㎡)
(旧) 市立塩田小学校体育館	常陸大宮市北塩子 1721	690

4 遺体の火葬

遺体を葬る方法は原則として火葬とし、災害対策本部保健福祉部を中心に実施する。ただし、災害 救助法に基づき茨城県が行うこともある。

おおみや広域聖苑の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、茨城県を通じて他市町村に対して遺体の火葬受入を要請する。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き 渡す。

火葬場の状況

名 称	所 在 地	電話番号	処理能力
おおみや広域聖苑	常陸大宮市東野 545	0295-54-0202	1日 6件 釜3基

第5 土木施設・ライフラインの応急復旧

茨城県や関係機関と連携しながら、被害を受けた道路、河川・砂防・治山施設、農地、農業用施設、 水道施設、下水道施設等の応急復旧に努める。

水道の応急復旧の留意点(茨城県地域防災計画)

- 1 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- 2 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- 3 施設復旧に当たる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- 4 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- 5 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- 6 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

下水道の応急復旧の内容(茨城県地域防災計画)

1 下水管渠

管渠,マンホール内部の土砂の浚渫,止水バンドによる圧送管の止水,可搬式ポンプによる下水の送水,仮水路,仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

2 ポンプ場,終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

第3章 復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 り災証明書・被災証明書の発行

市民が各種被災者生活支援制度を利用するための「り災証明書」,災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。この際,被災者生活再建支援システムの積極的な活用を図る。

1 り災証明書の発行

(1) り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、主に住家(居住のために使っている建物)の被害程度を証明するものである。市長は、被災者からの申し出により住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するり災証明書を発行する。

なお、り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」を判定する。家財道具や門柱、門扉などの外構部分はり災証明の対象外である。

(2) 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また,市は,住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し,必要に応じて,発災後に応急危険度判定の判定 実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について被災写真等に基づき発行する。

証明書発行を申請する市民は,可能な限り被災写真等(2~3枚)を添付し,申請する。

3 り災証明書及び被災証明書の申請期限

被災から長期間経過すると、その被害が災害によるものか判別困難となり、り災や被災判定が行えなくなる恐れがあるため、災害発生から原則3ヶ月以内に申請する。

第2 義援金品の募集及び配分

茨城県が行う義援金品の募集及び受付に協力するとともに,市に配分又は寄託された義援金品を適切 に被災市民に配分する。

1 義援金品の募集及び受付

一般の県民及び他都道府県等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合, 茨城県が 義援金品の受付窓口を設置し, 募集及び受付を実施する。市も義援金品の募集や窓口での受付に協力す るとともに, 寄託者の要望により必要と認められる場合は市独自に窓口を開設し受付を行う。

また,募集に当たっては,新聞,テレビ,ラジオ等の報道機関と協力し,義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

2 配分委員会の設置

市は、被災者あての義援金を寄託された場合、被災者に公平かつ効率的に配分することを目的として学識経験者、被災者代表、義援金受付団体、福祉団体代表からなる配分委員会を設置し、義援金の配分対象、配分基準、配分時期、配分方法等について審議し決定する。

3 義援金品の保管

一般の県民及び他都道府県から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを行い、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により被災者に対し迅速かつ適正に配分する。 配分委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について茨城県防災会議に報告するとともに報道 機関を通じて公表する。

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け住居や家財の喪失、経済的困窮により 地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで市、茨城県、市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協 議会は被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し災害弔慰金及び災害障害見 舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

1 災害弔慰金,災害障害見舞金の支給,災害援護資金の貸付け

災害により家族を失い又は精神、身体に著しい障害を受け又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」に基づく市条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

各種支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明及び被災証明の交付体制を確立し、被災者に証明書を交付する。

災害弔慰金の支給

対象災害	・当該市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・茨城県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・茨城県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受 給 遺 族	① 配偶者,子,父母,孫,祖父母 ② ①の遺族がいずれも存在しない場合は,死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し,又は生計を同じくしていた者に限る。)
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② その他の者が死亡した場合 250 万円
費用負担割合	国(1/2),茨城県(1/4),市(1/4)

災害障害見舞金の支給

対象災害	・当該市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・茨城県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・茨城県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害				
受給者及び障害の程度	前記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑧ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が①~⑧と同程度以上と認められるもの				
支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円② その他の者が障害を受けた場合 125 万円				
費用負担割合 国 (1/2), 茨城県 (1/4), 市 (1/4)					

災害援護資金の貸付け

対	象 災 害	・県内においてに災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害				
貸	付限度額	① 世帯主の1か ② 家財の1/3以 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が ⑥ ①と②が重複 ⑦ ①と③が重複 () は特別の	以上の損害 限度額 150 万円 限度額 170 万円(250 万円) 限度額 250 万円(350 万円)			
		世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額			
		1人	220 万円			
	所得制限	2人	430 万円			
		3人	620 万円			
貸		4人	730 万円			
付条		5人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額			
件		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする				
	貸付利率	年3%以内で市町	村条例で定める率 (据置期間中は無利子)			
	据置期間	3年(特別な事情	のある場合は5年)			
	償還期間	10年(据置期間を	含む)			
	償還方法	年賦,半年賦又は	月賦			
貸	付原資負担	国 (2/3), 県	(1/3)			

2 市災害見舞金及び弔慰金

市では、「常陸大宮市災害見舞金等に関する条例」等に基づく独自支援も行っている。

支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明及び被災証明の交付体制を確立し、被災者に 証明書を交付する。

常陸大宮市災害見舞金及び弔慰金の支給

【常陸大宮市災害見舞金】

(1) 死亡, 負傷等の場合

区 分	金 額
死亡	200,000 円
全治3か月以上の負傷	40,000 円
全治1か月以上3か月未満の負傷	20,000 円
全治1週間以上1か月未満の負傷	10,000 円

(2) 住家の損壊, 滅失等の場合

区 分	金 額
住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	100,000 円
住宅の半壊,半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住する ことができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯	50,000 円

【常陸大宮市災害弔慰金】

区 分	金 額
災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡 当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとな る者の生計を主として維持していた場合	5,000,000 円
その他の場合	2,500,000 円

3 茨城県災害見舞金の支給

茨城県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して,「茨城県見舞金支給要項(平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用)」に基づき,見舞金が支給される。

支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明及び被災証明の交付体制を確立し被災者に証明書を交付する。

茨城県災害見舞金の支給

 茨城県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助業の支給の要件に該当する者 	
支 紿 額	 ・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円

4 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金の貸付は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、市社会福祉協議会及び民生委員・児童委員の協力を得て行われる制度であり、発災時の利用促進に努める。

なお,災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

生活福祉資金の貸付

		貸	寸対象世	世帯				利率	
資金	の種類/資金の目的	低所得世帯	障がい者世帯		貸付上限額	据置期間	償還 期限		
福祉費	福祉費 災害を受けたことにより 臨時に必要となる経費			0	1,500,000円	6月以内 ※	7年	連帯保証 人あり 無利子	連帯保証 人なし 年 1.5%
	緊急小口資金	0	0	0	100,000円	2月以内 ※	12 月	無禾	小子

[※] 据置期間中は無利子。災害を受けたことにより、福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で措置期間を伸長することができる。

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき,災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し,その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るための制度として,母子父子寡婦福祉資金の貸付制度であり,発災時の利用促進に努める。

母子父子寡婦福祉資金の貸付け

	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
住宅	貸付限度	150 万円以内。(特に必要と認められる場合 200 万円以内)
資金	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
	貸付利率	無利子(保証人のいない場合年 1.0%。ただし据置期間中は無利子)

6 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と 経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下、 「天災融資法」という。)及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公 庫法により融資が行われる。

また、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済による共済金の支払いも行われる。これらの利用促進や補償業務の迅速、適正化を促進する。

天災融資法に基づく融資

貸	付の	相手	方	被害農林漁業者
貸	付 対	象事	工 業	種苗,肥料,飼料,薬剤,農機具(政令で定めるものに限る。),家畜,家きん,しいたけほだ木,漁具(政令で定めるものに限る。),稚魚,稚貝,餌料,漁業用燃油等の購入資金,漁船(政令で定めるものに限る。)の建造又は取得資金,その他農林漁業経営に必要な資金
貸	计 利 率		率	年 6.5%以内 (利率はその都度定める。)
償	遺 還 期 限		限	6年以内(ただし、激甚災害のときは7年以内)
貸	付の	限度	額	被害農林漁業者当たり 200 万円以内 (激甚災害のときは 250 万円)
貸	付	機	関	農業協同組合,森林組合,漁業協同組合又は金融機関
そ	そ の 他		他	市長の被害認定が必要である。

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 農林漁業者に対する融資

貸	付 の	相 手	方	被害農林漁業者
貸	付 対	象 事	業	種苗,肥料,飼料,薬剤,農機具,家畜,しいたけほだ木,漁具,稚魚,稚貝,餌料,漁業用燃油等の購入資金,漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸	付	利	率	5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)
償	還	期	限	6年以内
貸	付	限度	額	被害農林漁業者当たり 200 万円以内
貸	付	機	関	農業協同組合,森林組合,漁業協同組合又は金融機関
そ		0)	他	当該市町村長の被害認定が必要

(2) 被害組合に対する融資

貸	付の	相手	方	被害組合				
貸	付 対	象 事	業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金				
貸	付	利	率	6.5%以内				
償	還	期	限	3年以内				
貸	付の	限度	額	2,500 万円以内 (連合会は 5,000 万円以内)				
貸	付	機	関	農業協同組合連合会,森林組合連合会,漁業協同組合連合会又は金融機関				

(3) 被害農業者等の農業用施設の復旧に必要な資金の融資

() 1//	7 队员放光自马。及光/7/2000 6 区户12 2 6 交至。1000								
貸	付 の	相 手	方	被害農業者又は特別被害農業者					
貸	付 対	象 事	業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金					
貸	付	利	率	5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)					
償	還	期	限	12 年以内(共同利用施設は 15 年以内)					
貸	付『	艮 度	額	被害農林漁業者当たり 200 万円以内 (共同利用施設は 2,000 万円以内)					
貸	付	機	関	農業協同組合,森林組合連合会又は金融機関					
そ	そ の 他 市長の被害認定が必要		市長の被害認定が必要						

株式会社日本政策金融公庫による融資

そ	O	か	他	日本政策金融公庫のほか,農業協同組合,漁業協同組合,同連合会,農林中央 金庫等で申し込み可能 市町村が発行する「り災証明書」が必要			
担			保	保証若しくは担保			
貸	付 阝	退 度	額	共同利用施設においては負担する額の80%,主務大臣指定施設は貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円,漁船20トン未満:1,000万円, 20トン以上:最大11億円)のいずれか低い額			
貸	付	利	率	※公庫所定の利率による			
償	還	期	限	共同施設においては 20 年 (据置 3 年を含む。) 以内,主務大臣指定施設 果樹の 改樹等 25 年 (措置 10 年を含む。) 以内,その他 15 年 (措置 3 年を含む。) 以内			

7 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として,一般金融機関(普通銀行,信用金庫,信用組合)及び政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫,株式会社商工組合中央金庫)の融資,信用保証協会による融資の保証,災害融資特別県費預託等により,施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう,茨城県により次の措置が実施される。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。 関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化,条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化,貸付条件の緩和 等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

市,中小企業関係団体を通じ,国,茨城県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金の出えん等の措置を行う。

8 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法(昭和 25 年法律第 156 号)の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

茨城県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住 宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融 資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る よう努める。

災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」,「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で, 13m ² 以上175m ² 以下の住宅部分を有する住宅を建設する者				
貸付限度	原則 1,500 万円以内				
土地取得費	原則 970 万円以内				
整 地 費	400 万円以内				
償 還 期 間	① 木造(一般) 25 年以内 ② 耐火,準耐火,木造(耐久性) 35 年以内				

新築購入、リ・ユース(中古住宅)購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」,「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で, 50 ㎡ (共同建ての場合は 30 ㎡) 以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	① 新築住宅 原則 2,470 万円以内 (土地取得資金を含む)② リ・ユース住宅 原則 2,170 万円以内 (土地取得資金を含む)
償 還 期 間	25~35 年以内

補修資金

貸	付 対 象	者	補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の交付を受けた者
貸	付 限	度	660 万円以内
移	転	費	400 万円以内
整	地	費	400 万円以内
償	還 期	間	20 年以内

災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合に市長は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、 被災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、被災者に融資制度 の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

第4 租税、利用料等の徴収猶予及び減免の措置

国, 茨城県及び市は, 災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について, 法令及び条例の規定に基づき申告, 申請, 請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長, 国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

また,市は,災害の状況に応じて上下水道料金,公共施設利用料等の徴収猶予及び減免の措置を検討する。利用者負担額(保育料)については、状況に応じて全額又は一部の免除を検討する。

第5 被災者生活再建支援法の適用

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等,法に定める基準を満たした場合に,被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し,支援金を支給することにより,生活の再建を支援し,もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

被災世帯の定義

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊に よる危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、 その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎杭、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯((2)及び(3)に掲げる世帯を除く。)
- ※ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位は、災害救助法における基準を参照

支援法の適用基準

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) (1) 又は(2) に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口 10 万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- (5) (3) 又は(4) に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。) の区域で(1)~(3) に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)
- (6) (3) 又は(4) に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、その自然災害により5(人口5万人未満の市町村にあっては2)世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第6号)

2 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告」により茨城県知事に対して報告する。当該報告については、自然災害発生後の初期段階では災害救助法適用手続きにおける報告(「被害状況報告表」)で兼ねることができる。

茨城県知事は,市長の報告を精査した結果,発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたと きは,内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに,支援法対象の 自然災害であることを速やかに公示し,市に対して,支援法が適用されたことを通知する。

支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位:万円)

(1) 複数性用の物口			· ·	平位.7511 /
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊	建設・購入	100	200	300
解体	補修	100	100	200
長期避難	貸借	100	50	150
	建設・購入	50	200	250
大規模半壊	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100
	建設・購入		100	100
中規模半壊	補修		50	50
	賃借	_	25	25

(2) 単数世帯の場合

(単位	:	万	円)

(4) 主教に市の物口				千四・カロン
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊	建設・購入	75	150	225
解体	補修	75	75	150
長期避難	貸借	75	37. 5	112.5
	建設・購入	37. 5	150	187. 5
大規模半壊	補修	37. 5	75	112.5
	貸借	37. 5	37. 5	75
	建設・購入	_	75	75
中規模半壊	補修	_	37. 5	37. 5
	貸借	_	18.75	18.75

3 支援金支給申請手続き

制度の対象となる被災世帯に対して,支給申請手続き等について説明し,支給申請書に添付する必要のある書類を被災者からの請求に基づき発行する。

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認、とりまとめのうえ速やかに茨城県に送付する。

支給申請書に添付する必要のある書類

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在,世帯の構成が確認できる証明書類 (2) り災証明書類
- (3) 預金通帳の写し (4) 契約書の写し (加算支援金申請時のみ) (5) その他

4 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、

被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに,支給金は支給決定に基づき原則 として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより,申請者に支給する。

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に 基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第6 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法(以下「法という。」)の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業(以下「補助事業」という。)により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

市が住家の被害状況を把握し,次の基準で被災世帯の認定を行う。

被災世帯の定義

- (1) 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯((2)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)
- (4) 当該自然災害により住家が半壊した世帯((2)及び(3)に掲げる世帯を除く。)
- ※ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位は、災害救助法における基準を参照

支援法の適用基準

- (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

2 支援金の支給額

支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位:万円)

(1) 接数世市の初日			`	十 [五 · /J]]/
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
^ l#	建設・購入	100	200	300
全壊解体	補修	100	100	200
777 177	貸借	100	50	150
	建設・購入	50	200	250
大規模半壊	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100
	建設・購入		100	100
中規模半壊	補修	_	50	50
	貸借		25	25
半壊	_	20	_	20

(2) 単数世帯の場合

(2) 単数世帯の場合 (単位:万円				
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
A 1++	建設・購入	75	150	225
全壊 解体	補修	75	75	150
为年 /平	貸借	75	37. 5	112. 5
	建設・購入	37. 5	150	187. 5
大規模半壊	補修	37. 5	75	112. 5
	貸借	37. 5	37. 5	75
	建設・購入		75	75
中規模半壊	補修	_	37. 5	37. 5
	貸借		18. 75	18. 75
半壊	_	15	_	15

3 支援金支給申請手続き

制度の対象となる被災世帯に対して,支給申請手続き等について説明し,支給申請書に添付する必 要のある書類を被災者からの請求に基づき発行する。

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認、とりまとめのうえ速やかに茨城県に送付する。

支給申請書に添付する必要のある書類

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在,世帯の構成が確認できる証明書類 (2) り災証明書類
- (3) 預金通帳の写し (4) 契約書の写し (加算支援金申請時のみ) (5) その他

4 支援金の支給

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し,適正と認められる場合は直接口座振替払いにより 申請者に支援金を支給する。

第7 雇用対策

ハローワーク等と連携しながら、求職者に対して求人の開拓や就職相談等に努める。

第2節 被災施設の復旧

第1 災害復旧事業計画の作成

茨城県各部局及び市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧計画
- 2 農林水産施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上,下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設,病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため茨城県、市、指定地方行政機関、指定公共機関 及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第早期に実施するため必要な職員の配備、 職員の応援及び派遣等について措置する。

第3 解体、がれき処理の作業体制の確保

市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。 また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して災害時における人員、 資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

災害復旧事業の実施に伴って,被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には,発生する廃棄物の再生利用により,最終処分量の削減に努める。

第3節 激甚災害の指定

第1 激甚災害制度の趣旨

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき、政府が中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

第2 災害調査

市は、茨城県が行う施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に定める必要な事項に関する調査等について協力する。

第3 財政援助の交付手続き等

市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、茨城県に提出する。

第4節 復興計画の作成

第1 事前復興対策の実施

市は、過去の復興事例等を参考として方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。また、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

第2 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に市長を本部長とする震災復興 対策本部を設置する。

第3 震災復興方針・計画の策定

1 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は速やかにその内容を市民に公表する。

2 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお,大規模災害を受けた場合は,大規模災害からの復興に関する法律を活用し,国の復興基本方針に即して,復興計画の策定を行う。

第4 震災復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 被災市街地における建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、茨城県より建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を受ける。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行い、茨城県により 被災市街地復興推進地域の指定の承認を受ける。

また,複数の市町村にまたがって,広域的な被災市街地復興推進地域の指定が行われる場合は, 茨城県知事が定める都市計画として決定される。

2 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を設置し、茨城県の技術的、財政的な支援を受けながら、震災復興計画に基づき震災復興事業を推進する。

第3編 風水害·土砂災害対策計画 第1章 予防計画

第1節 治山・治水対策の推進

第1 治水の推進

1 河川改修等の促進

- (1) 令和元年東日本台風による久慈川及び那珂川の洪水対策については、久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトにおいて、最終とりまとめ(令和2年1月)が行われ、今後、多重防御治水の推進(河道の流下能力の向上、遊水・貯留機能の確保・向上、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせて対応)が実施されることとなった。本市においても、久慈川・那珂川流域における減災対策協議会などを通じ関係機関等と連携し、久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクトの最終とりまとめにより治水対策を進める。
- (2) 定期的に排水不良箇所を点検し、溢水危険個所については、管理団体に堤防の補強など溢水防止策を要請する。
- (3) 玉川については、国、茨城県に対して工事の促進を図るよう働きかけを行い、併せて用排水整備を図って営農体制を確立する。
- (4) 被害を未然に防止するため樋管等の点検管理を行うとともに逐次排水施設等の検討を行う。

2 洪水浸水想定区域の指定

- (1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。この際、その内容について、市長に通知される。
- (2) 市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ通知するものとする。
- (3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

3 洪水対策

(1) 洪水予報河川については、浸水想定区域の指定を受けて、洪水ハザードマップ等を定期的に市民に配布し、その周知を図るとともに洪水予報の伝達方法、要配慮者を含む円滑な避難方法の確立に努める。

また、市は少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ア 洪水予報等の伝達方法
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 洪水,雨水出水に係る避難訓練に関する事項,その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保 を図るために必要な事項
- エ 浸水想定区域内の社会福祉施設,学校,医療施設等の施設の名称,所在地並びに当該施設の 所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域内の施設

名 称	所 在 地	電話番号 (0295)
らいおんハートリハビリ児童デイサービス常陸大宮	小倉 1517	55-9611
エイトファクトリーおおみや	下村田 706	58-7658
フロイデ総合住宅サポートセンター山方	山方 1361	54-4511
デイサービス蘭	長倉 1081-1	55-8678
上野小学校	根本 231	52-0309
さくら保育園	上岩瀬 382	53-4789

※ 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(2) 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう「避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担当)」及び「避難情報等の発令に係る基本的考え方(茨城県)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした「常陸大宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」を活用する。

また、避難場所、避難経路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難 誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等によ り、屋内にとどまっていた方が安全な場合等、止むを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保 措置を講ずるべきことにも留意するものとする。

(3) 市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫等により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省)及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(4) 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充 を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、要 配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2 土砂災害の防止

山の保水機能を高めるとともに、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなど土砂災害を防止するため、 必要な措置を講ずる。

1 治山の推進

森林には,集中豪雨などによる洪水を緩和し,土砂の流出や崩壊を防ぐなどの災害を防止する働きがある。このため,市民の協力を得ながら,保安林をはじめ市域の森林の適切な保育に努める。

2 調査研究の推進

茨城県など関係機関と連携しながら、危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、 擁壁の状態及び崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等の調査を進める。

また、斜面判定士等の専門的な人材の育成及び活用を図るとともに、近年全国的に多発している深 層崩壊の調査研究を進める。

3 防災パトロールの強化

平時の定期的な防災パトロールを実施するほか,大雨など土砂災害を誘発するような状況下に随時 パトロール等を実施する。

4 必要な措置の実施

国・茨城県に対し、砂防事業や住宅移転など必要な事業を要望していく。

5 情報伝達・警戒避難体制の確立

- (1) 土砂災害の発生のおそれがある場合又は危険が切迫した場合を想定し、迅速かつ適切な指示及び伝達ができるよう、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に規定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に居住する市民及び社会福祉施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設に対する情報伝達、警戒避難体制の確立を図るとともに、予兆発生時の早期避難の啓発を図る。
 - ※土砂災害警戒区域とは, 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に, 市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、土砂災害特別警戒区域とは, 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に, 建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域をいう。

警戒避難を行うべき土砂災害の予兆

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- イ 渓流の流末が急激に濁りだした場合や、立木がまざりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合(上流に崩壊が発生し,流れが止められている危険がある)
- エ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ 渓流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合
- (2) 市は、警戒区域の指定を受けたときは、当該警戒地域ごとに次に掲げる事項について定める。
 - ア 情報伝達, 予警報の発表, 伝達に関する事項
 - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
 - ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また, 土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の名称及び所在地について把握するとともに, 当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

土砂災害警戒区域内の施設

名 称	所 在 地	電話番号 (0295)
グループホームひより	下檜沢 3526	58-2156
フロイデグループホーム美和	鷲子 686-1	54-6131
特別養護老人ホームみわ	鷲子 2023-2	58-2213
アリア介護施設	大岩 2207	56-3060
グループホーム喜楽	下伊勢畑 948-8	55-2165
美和小学校	小田野 22	58-2419
大賀保育所	小祝 238	53-0387

※ 避難確保計画の策定等

土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれのある場合の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担当)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした「常陸大宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」を活用する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。危険な傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど実践的な避難の実施等による市民の意識啓発に努めるものとする。

(4) 市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、 関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、要配慮者に も配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

6 警戒避難に関する事項の市民への周知

地域ごとの特色をふまえたうえで、円滑な警戒避難等に関する情報を記載した土砂災害ハザードマップ等を対象地域の市民に配布するとともに、市ホームページで公開し市民への周知を図る。

7 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に土砂災害警戒区域等に指定して行為制限ができるよう調整する。

8 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに 避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、国(国土交通省)及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、いくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や土砂災害警戒判定メッシュ情報(以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という。)を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

なお、県は、土盛による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された土盛について、対策が 完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった 場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第2節 防災まちづくりの推進

第1 道路の安全性の向上

水害や土砂災害に強い道路づくりに向けて,災害防除事業等により災害の発生するおそれのある危険 箇所を緊急度の高い箇所から,逐次危険性の解消を図るとともに,道路建設の際には以下の点に配慮す る。

道路建設上配慮すべき事項

- 1 平面線形,できるだけ河川との接近や湿地,沼等を避ける。
- 2 縦断線形,平坦地における切土法面はなるべく取らず,水田等を通過する場合,洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- 3 横断こう配,路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- 4 路側,横断構造物,切土部において法長が大きく崩土おそれのある個所,盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用),水田を通る部分等にはコンクリート擁壁,間知石積を施し法面の保護を図る。
- 5 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- 6 排水側溝,路面水を処理し,速やかに排水路にみちびき,地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。

第2 農地の整備

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため,老朽化したため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

1 ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含む。以下同じ。)、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる 農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修に努める。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において,立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で,これを防止するために排水機,排水樋門,排水路等の新設又は改修に努める。

3 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するために、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備に努める。

第3 農業被害の軽減

風水害等による農業被害の軽減を図るため、以下の対策により農家を支援する。

1 気象情報の伝達体制の充実

気象情報の伝達体制を充実し、農家の事前対策に供する。

2 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

3 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や台風等の災害により被害が生じた場合には必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及 び未然防止対策等について検討する。

4 資材の確保

- (1) 茨城県有及び市の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。
- (2) 災害の発生が予測される場合に薬剤等が迅速に確保されるよう、全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。
- (3) 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

5 家畜対策

家畜の被災防止のために、農家に対して低湿地畜舎の周囲の土盛り、排水路の整備、増浸水の場合 を想定した避難移動場所の確保、倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を働きかける。

第4 下水道による雨水排水の推進

久慈川と玉川の合流点に当たる下岩瀬地区や国道118号沿いの南町、栄町の一部など、長雨豪雨の際 に内水の滞留が懸念される地域を中心に、雨水下水道網の整備を進める。

第3節 防災教育・訓練

市は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域を選定し、水防訓練を定期的に実施する。関係機関と緊密な連絡を図りつつ、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

第2章 応急対策計画

第1節 初動対応・組織編成

第1 参集・動員の基準

1 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

風水害・土砂災害発生時の職員の配備及び災害対策本部の設置基準は、以下のとおりとする。

職員の配備と災害対策本部の設置の基準

種 類	配備基準	配備人員	災害対策本部 の設置
連絡配備	次の注意報の1以上が市内に発表されたとき (1)大雨注意報 (2)洪水注意報	危機管理監及び危機管理課員 (状況により, 自宅待機)	_
警戒体制(事前配備)	次の警報の1以上が市内に発表されたとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)暴風雪警報 (5)大雪警報 (6)土砂災害警戒情報	危機管理監及び危機管理課員並び に危機管理監の指定する課 所属人員の3分の1以下	_
非常体制第1配備	特別警報が発表されたとき, 概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき, 若しくは局地災害が発生したとき,又はその他の状況に より本部長が必要と認め指令を発したとき	水防, 救助活動及び情報連絡活動等 が円滑に行い得る体制 所属人員の3分の1	
非常体制第2配備	事態が切迫し、市内に災害が発生すると予想されるとき、若しくは発生したとき、又はその他の状況により本部長が必要と認め指令を発したとき	非常第1配備体制を強化し各部の 所要人員をもって対処する体制 所属人員の3分の2	設置
非常体制第3配備	災害が拡大し、非常第2配備体制では対処できないとき、又はその他の状況により本部長が必要であると認め 指令を発したとき	本部の全員をもって対処する体制 所属人員全員	

2 消防団の出動基準

消防団の出動基準は、以下のとおりとする。ただし、市長又は団長命令により出動命令が発せられた場合はその命令指揮下に従う。また、出動者以外の団員は出動でき得る状態で待機する。

消防団の出動基準(風水害・土砂災害)

種 類	配備基準	配備人員
第1次出動	概ね12時間後に災害が発生するおそれ がある場合若しくは局地災害が発生し たとき	団幹部役員は消防本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団は出動 分団長,副分団長は出動準備し自宅待機
第2次出動	事態が切迫し、市内に災害が発生する と予想される場合、若しくは発生した とき	団幹部役員は消防本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団は出動 他の分団の班長以上は機械器具置場に参集
第3次出動	災害が拡大し、非常第2次出動体制で は対処できないとき	全団員出動とする 団幹部役員,分団長及び本部員は消防本部に参集 災害発生地には出場区域表により第1次出場分団及び応援 出場分団は出動 他の分団の副分団長以下は管轄内の対応及び応援出場の準備
特命出動	特別命令する場合	特命する分団

第2 安全配慮

水防活動に従事する者が水防活動を行うに当たっては,自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、樋門等操作時においても水防従事者自身の安全を確保するものとする。

第2節 気象情報等の収集・伝達

第1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」,「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで,出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう,災害の切迫度に応じて,5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はも ちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自 らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報·警報·注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、都道府県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称(茨城県県北地域)が用いられる場合がある。

特別警報の発表基準

		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	気	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
別	特 象 暴	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
警報		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
ŦK	地震(地震動)	震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の大きさの地震動が予想される場合
	火山噴火		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合

常陸大宮市の警報・注意報等の発表基準

令和5年6月8日現在

	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
	人的	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	104
		単独基準	流域雨量指数基準	緒川流域=17.1, 小田野川流域=5.0
	洪水	複合基準	流域雨量指数基準	久慈川流域=38.5 那珂川流域=57.1 緒川流域=15.3
警 報	供水	後日本中	表面雨量指数基準	久慈川流域=8 那珂川流域=8 緒川流域=8
		指定河川洪水予	報による基準	久慈川[富岡], 那珂川[小口・野口]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
大	+==		表面雨量指数基準	10
	人的		土壤雨量指数基準	71
		単独基準	流域雨量指数基準	緒川流域=13.6 小田野川流域=3.7
	344 - d.c	複合基準	流域雨量指数基準	久慈川流域=34.7 那珂川流域=50.8 緒川流域=13.6 小田野川流域=3.1
	洪水		表面雨量指数基準	久慈川流域=7 那珂川流域=5 緒川流域=8 小田野川流域=7
		指定河川洪水予報による基準		久慈川[富岡], 那珂川[小口・野口]
	強風		平均風速	12m/s
注意報	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷			落雷等により被害が予想される場合
	濃霧		視程	100m
	乾燥			最小湿度 40%で,実効湿度 60% (湿度は水戸地方気象台)
	低温			夏期:最低気温 15℃以下が 2 日以上継続
				冬期:最低気温-7℃以下
	霜			早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下
	着氷・着	雪		著しい着氷・着雪が予想される場合

土壌雨量指数:降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したもの流域雨量指数:流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を示したもの

3 気象情報等

(1) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

キキクル等の種類と概要

種類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を,地図上で1㎞四方の領域ご
(大雨警報(土砂災害)の危険	とに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測
度分布)	を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報
	等が発表されたときに,危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとさ
	れる警戒レベル5に相当。
	・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相
	当。
	・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レ
	ベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等,避難に備え自ら
	の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種類	概 要
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領
(大雨警報(浸水害)の危険度	域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて
分布)	常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度
23.4(1)	が高まっている場所を面的に確認することができる。
	- ・「災害切泊」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとさ
	れる警戒レベル5に相当。
MI. I. In In In In	
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の
(洪水警報の危険度分布)	洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階
	に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごと
	に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的
	に確認することができる。
	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとさ
	れる警戒レベル5に相当。
	・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相
	± 0
	・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レ
	ベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら
	の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川において
加みい里田数ツノー関胆	
	は、その支流や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、
	洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域
	内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)
	を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高],[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報, 関東甲信地方気象情報, 茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する(茨城県・関東甲信地方・全般)気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量100ミリ以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県北部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県北部)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例

茨城県竜巻注意情報 第1号

令和××年4月20日10時27分 水戸地方気象台発表

茨城県北部では, 竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱 雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

この情報は,20日11時30分まで有効です。

4 火山関係

気象庁は、全国111の活火山(近隣では富士山、箱根山、浅間山、那須岳)を対象として、噴火警報・噴火予報を発表している。

(1) 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺)・噴火警報 (周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

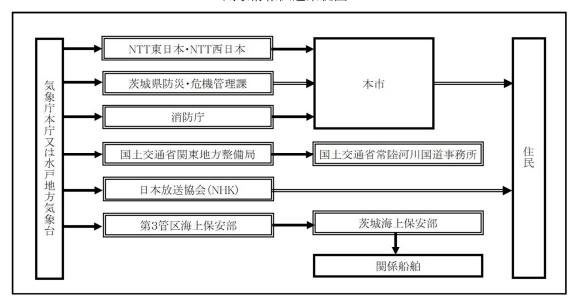
気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度 と予想される場合に発表する。

第2 気象情報の収集・伝達

気象庁又は水戸地方気象台は、特別警報や警報事項を発表したときは、茨城県や消防庁、NTT, NHK, 国土交通省、海上保安庁に伝達する。

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、茨城県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するともに、市民に周知する。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により市民に周知する。

気象情報伝達系統図



第3 土砂災害警戒情報の活用

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、茨城県と水戸地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

茨城県は、大雨による土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量(危険降雨量)に達し、より厳重な警戒が必要な場合に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条の規定に基づき、該当市町村に対し土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報(土砂災害警戒情報)を通知するとともに、水戸地方気象台と共同で発表する。

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。また、国(国土交通省)、県の助言等を受けながら避難指示等の発令範囲をあらかじめ具体的に決定するとともに、必要に応じ見直すように努める。なお、避難指示等の解除の判断が困難な場合、茨城県に意見を求めるものとする。

第4 警戒レベルと市民がとるべき行動

1 警戒レベルの目的等

市民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応が明確化された。「警戒レベル3」高齢者等避難,「警戒レベル4」全員避難とし、避難のタイミングを明確化するとともに、命を守る行動のために極めて困難な災害が実際に発生しているとの情報を、「警戒レベル5」緊急安全確保と位置付けられた。

2 避難のタイミングの明確化

	市民がとるべき行動	市民に行動を 促す情報	市民が自ら行	市民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル			洪水に関する情報		[75((((中)))
	C 0 C 17.33	避難指示等	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	土砂災害に 関する情報
警戒レベル5	・すでに災害が発生している 状況であり、命を守るため の最善の行動をとる。	711 - 2 1 - 11	• 氾濫発生情報	・大雨特別警報 (浸水害)	・大雨特別警報 (土砂 災害)
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。		• 氾濫危険情報	・洪水警報の 危険度分布 :紫(危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報:紫(危険)
警戒レベル3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難 の準備をし、自発的に避難 する。		・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の 危険度分布 :赤(警戒)	・大雨警報(土砂災害)・土砂災害に関する メッシュ情報 : 赤(警報)
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の 危険度分布 : 黄(注意)	・土砂災害に関する メッシュ情報 : 黄(注意)
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報			

[※]災害は「自然現象」であるため、不測の事態も想定される、このため、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切であるとは言えず、浸水の程度によっては、避難所等に避難する際に被害に遭うことが予想されるため、状況に応じ自宅や隣接建物の2階以上に避難させる等、適切な避難指示等の発令が必要である。

第5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

那珂川の大田原市から海までと,久慈川の本市辰ノロ堰から海までは,国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川に指定されている。また,国土交通省はこの区間の水防警報も発する。

久慈川の辰ノロ堰より上流は,茨城県が行う水位情報の周知区間に定められている。また,茨城県は この区間の水防警報も発する。

洪水予報等の情報は、国土交通省常陸河川国道事務所から関係市町村に直接伝達される。併せて、水戸地方気象台が、茨城県防災・危機管理課に通報し、茨城県防災・危機管理課から関係市町村に伝達される。

また,水戸地方気象台からNTT東日本の通信系統を経由して関係市町村に伝達される(この場合は,警報の標題のみ)。

市は、洪水予報・水防警報の伝達を受けたときは、防災行政無線等で職員・市民に周知し、速やかに初動活動を開始する。

洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要と なる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに 身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

水防警報の発表基準

水 防 警 報 水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。	
---	--

各水位観測所の基準水位

単位: m

河川名	標名		消防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	過去の 最高水位	最高水位 年月日
	舟生	插	2. 20	2.80	3. 30	3.60	5. 63	H11. 7. 14
久慈川	Ш	方		_	_	_	5. 08	S22. 9. 16
	富	岡	1. 50	2. 50	2.90	3. 50	5. 73	R1. 10. 13
那珂川	野	П	2. 50	3. 50	4. 10	4.50	6. 48	R1. 10. 13

第3節 水防計画

第1 水防組織

本市における水防活動は、消防組織を中心とし、各関係機関と密接な連携と協力のもとに推進する。

第2 出動の基準

水防警報等が発せられた場合における出動準備及び出動の基準は,洪水対策計画書(国土交通省常陸河川国道事務所)による水防警報の種類・内容発表基準の待機,準備,出動,指示,情報,解除に準じる。

第3 避難指示等(注の基準

1 避難指示等の発出

災害対策本部長は、下記の河川水位を目安に避難指示等を発出する。

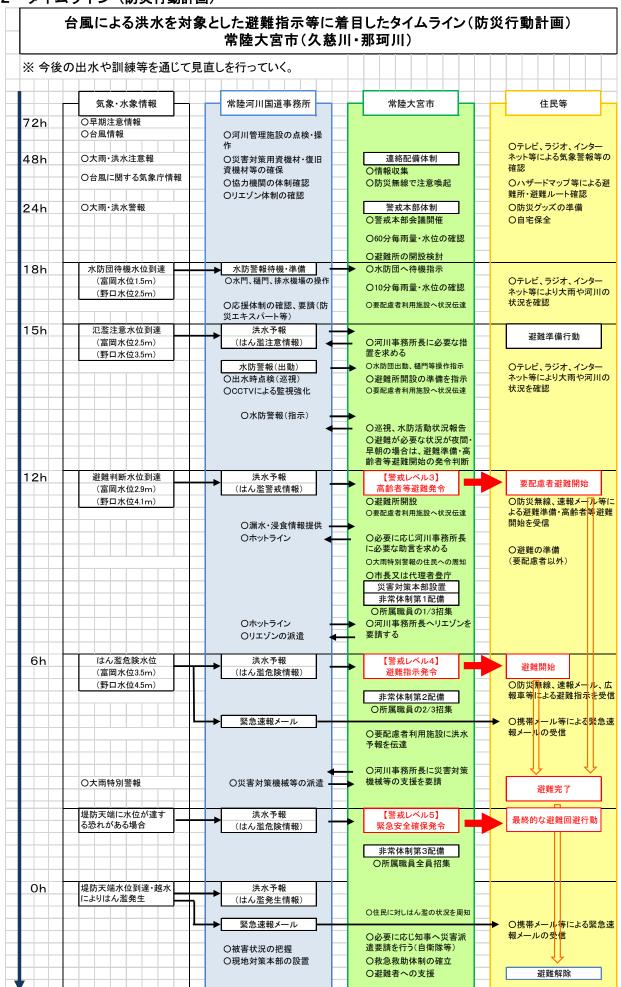
河川水位による避難指示等の目安

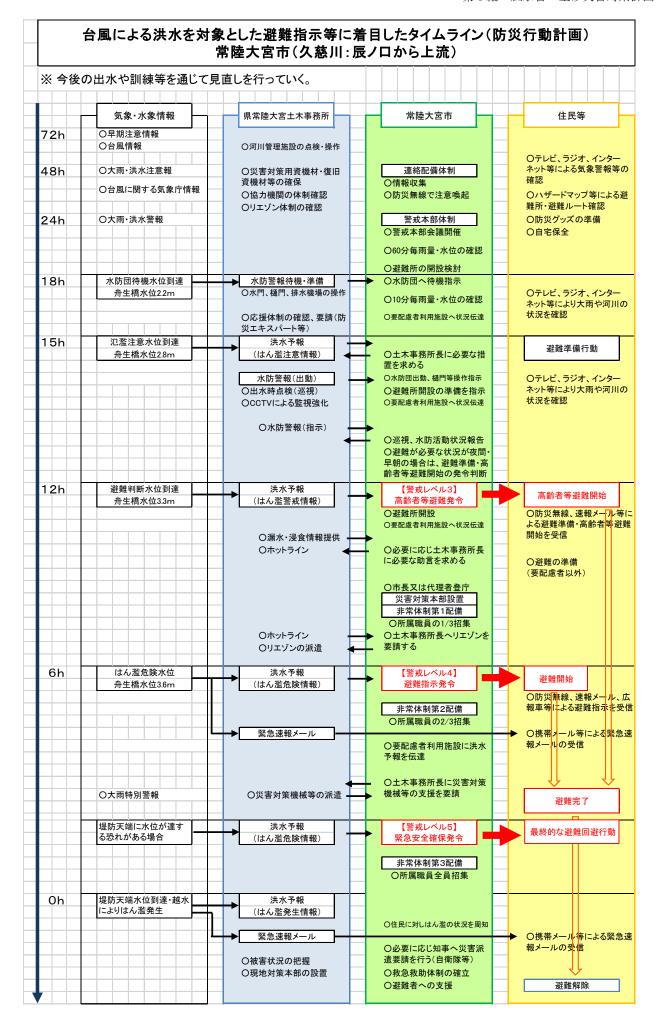
		河川(水	位観測所)
	扒	久慈川(富岡)	那珂川(野口)
1	洪水注意報・警報が発表され たとき(気象庁)	警戒体制を執る。 ・情報収集を行う。	警戒体制を執る。 ・情報収集を行う。
2	消防団待機水位に達したとき	河川水位 1.5m 警戒体制を強化する。 ・消防本部及び消防団等との連携により、情報収集を行う。	河川水位 2.5m 警戒体制を強化する。 ・消防本部及び消防団等との連携により、情報収集を行う。
3	氾濫注意水位に達したとき	河川水位 2.5m ・消防本部及び消防団等との連携により、情報収集を強化する。 ・「警戒レベル3」高齢者等避難開始について検討を行う。 (岩崎・上大賀・辰ノ口・塩原・小倉・富岡・久慈岡・鷹巣・高渡町・下町・宇留野圷・根本・上岩瀬・下岩瀬・下村田などの地域)	報収集を強化する。 ・「警戒レベル3」高齢者等避難発令について検討を行う。 (野田川岸前・長倉川岸前・金井・野口(滝
4	避難判断水位に達したとき	河川水位 2.9m ・「警戒レベル3」高齢者等避難発令 ・消防本部及び消防団等との連携により,情報収集を強化する。 ・避難所の開設(職員の配置) ・自主避難者の対応 ・該当区長及び自主防災組織への連絡 ・「警戒レベル4」避難指示について,検討を行う。 ・災害対策本部の設置を協議	河川水位 4.1m ・「警戒レベル3」高齢者等避難発令 ・消防本部・消防団等との連携により,情報 収集を強化する。 ・避難所の開設(職員の配置) ・自主避難者の対応 ・該当区長及び自主防災組織への連絡 ・「警戒レベル4」避難指示について,検討を行う。 ・災害対策本部の設置を協議
5	氾濫危険水位に達したとき	河川水位 3.5m ・「警戒レベル4」避難指示の発令 ・避難所の開設(職員の配置) ・該当区長及び自主防災組織への連絡	河川水位 4.5m ・「警戒レベル4」避難指示の発令 ・避難所の開設(職員の配置) ・該当区長及び自主防災組織への連絡
	計画高水位に達する恐れがある場合 久慈川 (富岡 6.09m) 那珂川 (野口 7.56m)	河川水位 4.5m ・「警戒レベル5」緊急安全確保の発令	河川水位 5.5m ・「警戒レベル5」緊急安全確保の発令

備考

- ・長倉、金井地域は、樋門等閉鎖後に内水によって、より早い段階で対応が必要となる場合がある。
- ・気象条件,施設状況,地域の特性等によっては、より早い段階で対応が必要となる場合がある。なお、那珂川については、 上伊勢畑、下伊勢畑、野口、野口平、門井、小野、小場の各地域についても対応が必要となる場合がある。
- ・情報伝達については、防災行政無線・エリアメール・広報車・巡回等で呼びかける。
- (注) 避難指示等とは: 高齢者等避難, 避難指示, 緊急安全確保をいう。

2 タイムライン(防災行動計画)





第4 警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合,水防管理者である市長が必要と認めたときは水防 関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により一般住民に周知する。

警報の伝達・周知方法

1	消防署	サイレンの吹鳴,広報車等による市内巡回伝達等,周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底
2	消防団	サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底
3	本市	市防災行政無線の利用,広報車等による市内巡回伝達を実施し,市民への周知徹底

第5 避難

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画(水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。)に基づき、危険地域の市民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長は、相互に連携をとり、避難指示等を実施する。 必要に応じ、避難指示等の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に 可能な範囲で、県等から助言を受ける。

また,国(国土交通省)及び県は,市長による洪水時における避難指示等の発令に資するため,市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めることとしている。

さらに、市長は、あらかじめ災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

なお、避難指示等の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局面的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

2 緊急安全確保,避難指示,高齢者等避難の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 要避難(準備)対象地域
- (2) 避難先及び避難経路

- (3) 避難指示,緊急安全確保及び高齢者等避難の理由
- (4) その他必要な事項

3 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の市民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

(1) 市民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて 市民に周知徹底を図る。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた市民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう市民に周知しておくものとする。

また、市民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川 上流の水位の急激な上昇が予想される場合や線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指 示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、 「緊急安全確保」を行うべきことにも留意する。

さらに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい 時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ市民への周知漏れを防ぐように努める。

(2) 関係機関相互の連絡

市長は、避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、 当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知することになっている。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を 代行する。この場合も、直ちにその旨を市長に通知することになっている。

消防活動,水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようにする ことができる。

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合には、避難指示等と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(3) 避難の誘導

ア 避難誘導の方法

避難誘導については、市民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行う。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- (ア) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (イ) 危険な地点には標示,縄張りを行うほか,状況により誘導員を配置して安全を期すこと。
- (ウ) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (エ) 市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。
- (オ) 避難誘導は受入れ先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば区等の単位で行うこと。 イ 市民の避難
 - (ア) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

(イ) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)等とし、比較的時間 に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 この際、被災者生活再建支援システムの積極的な活用を図る。

第6 決壊時の処置

1 通報

堤防等が決壊し又はこれに準じた事態が発生した場合,水防法第25条に基づき直ちにその旨を国 土交通省常陸河川国道事務所,常陸大宮土木事務所,氾濫の予想される方向の隣接する市町村に通報 する。

2 警察官の出動要請

災害対策本部長は、堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防法第 22 条の 規定に基づき大宮警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

災害対策本部長、水防団長又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定に基づきその区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

第7 応援

水防法第23条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは,他の水防管理者又は市町村長若 しくは消防長に対し応援を求めることができる。

第8 避難のための立ち退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められているとき,水防管理者は水防法第29条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し,消防車,広報車等により立ち退き又はその準備を指示する

とともに警察署長に通知する。避難指示等を発令したときには、災害対策基本法第60条の規定に基づき 茨城県に報告するとともに、申し合わせによりテレビ、ラジオの放送事業者に対しても、「災害時にお ける放送要請に関する協定(NHK・茨城放送)」に基づき「放送要請の手続き」の様式により発令に ついて連絡する。

第9 水防活動時の安全対策

水防活動に従事する者の安全確保に十分留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も, 水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- (2) 水防活動は必ず複数 (2名以上) で活動する。
- (3) 水防活動時には、最新の気象情報等を確認するため、ラジオ等を携行する。
- (4) 連絡を行うための通信機器を携行する。

第10 水防記録

災害対策本部では、以下の事項に関する記録を作成し、保管する。

記録すべき事項

- 1 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名,海岸名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 消防団員(水防団員)又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防, その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 8 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具,資材の種類,数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察の援助状況
- 12 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- 13 現場指導の官公署氏名
- 14 水防関係者の死傷の有無
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲消防団(水防団)とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第4節 防 疫

被災地の防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症の発生の予防やまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び予防接種法(以下「予防」という。)に基づき次の事項を行う。

- 1 清潔方法及び消毒方法の施行(感染症法第27条第2項及び第29条第2項)
- 2 そ族昆虫等の駆除(感染症法第28条第2項)
- 3 生活用水の供給(感染症法第31条第2項)
- 4 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 5 臨時予防接種の実施(予防第6条)
- 6 防疫用資材の調達方法の確立

第5節 農業の応急対策

第1 農地の応急対策

農地が冠水した際は、農家や市など施設の管理者は以下の応急対策を講じる。

1 応急ポンプ排水の実施

農地が湛水し農作物の生産に重大なる支障を生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急 仮設工事を行う。

2 農業用施設の応急対策の実施

ため池等の堤防ののり崩れが発生した場合は,腹付工及び土止杭棚工事,水路が破壊された場合は, 素堀仮水路の設置,及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

頭首工については,一部被害の場合は土俵積等,全体被災の場合は石積工,杭柵工等を行う。また, 農道が破壊された場合,特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2 農業被害の軽減

農作物や家畜の被害に対し、農家は、以下の応急対策を講じる。

1 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い被害の発生又は拡大の防止を図る。

2 家畜の応急措置

- (1) 風害
 - ア 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
 - イ 外傷家畜の治療と看護に努める。
 - ウ 事故畜等の早期処理に努める。
- (2) 水害
 - ア 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。
 - イ 清掃後畜舎内外の消毒を励行する。
 - ウ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当 を行う。
 - エ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める。
 - オ 必要に応じ発病が予想される家畜感染病の緊急予防注射を実施する。

第3章 復旧・復興計画

震災対策計画を準用する。

第 4 編 大規模火災・林野火災対策計画 第 1 章 予防計画

第1節 大規模火災・林野火災の想定

地震に伴う大規模火災,危険物施設での火災,交通災害での火災,林野火災など,通常の消防力では 消火・救助活動に困難が伴う火災の発生が想定される。

また、危険物施設、危険物の移送等での爆発事故や有害物質の漏洩なども想定される。

第2節 火災に強い地域づくり

第1 事業所防災体制の強化(一部再掲)

学校・病院・工場等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防 火管理者を選任し、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を 行うことになっている。

また、消防法で定める、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質(以下「危険物品等」という。)は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり、災害発生時においては被害を拡大する要因ともなる。

このため、多数の人が出入りする施設や危険物品等を取り扱う施設は、防火管理体制等の構築を図る とともに、市消防本部は施設の関係者と連携を図り災害予防管理の指導に努める。

特に、複数の用途が存在し管理権原が分かれている建物の防火管理体制については、統括防火管理者が中心となった防火管理体制がとれるよう指導する。

第2 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるので、火災の発生しやすい 時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、火災予防対策を図る。

第3 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し, 林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより, 林野火災防止対策の強化を図る。

第4 防火意識の啓発

年2季の全国火災予防運動及び防災週間等の期間中に,各種広報媒体を活用し情報を発信することで, 市民の防火意識の高揚と防火思想の普及啓発を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の確保

市は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、茨城県・茨城県警察本部をはじめ、防災関係機関相互間において情報の収集・連絡体制、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の確保を図る。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努める。

第2 災害応急体制の整備

本市職員及び自主防災組織,地域防災協力員を含む防災関係機関は,それぞれの機関において実情に 応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに,職員等に災害時の活動内容等を周知させる。

災害発生時には,防災関係機関相互の連携体制が重要であることから,それぞれの機関は応急活動及 び復旧活動に関し,相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、緊急時へリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

第3 救助・救急, 医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火 用資機材、車両等の把握を行い、手持機材で対応が不足することが予想されるものについて応援先との 連携による対応に努める。また、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとと もに、その適正な配置に努める。

第4 緊急輸送活動への備え

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また,災害時の交通規制を円滑に行うため,発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

第5 大規模火災・林野火災を想定した防災訓練の実施

大規模火災・林野火災を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練の 実施に努める。

第2章 応急対策計画

第1節 初動対応,情報の収集・連絡

第1 参集・動員の基準

1 職員配備の基準

職員の配備及び災害対策本部の設置基準は、以下のとおりとする。非常体制は震災対策に準じた第 1配備を基本とし、災害の規模により市長が第2配備~第3配備を指示する。

職員の配備と災害対策本部の設置の基準

種	類	配備基準	配備人員	災害対策本部 の設置
	戒 体 制	大規模火災・林野火災により,多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき, 又はその他の状況により危機管理監が必要と 認めたとき	危機管理監及び危機管理課員並びに危 機管理監の指定する課,所属人員の3分 の1以下	_
	常体制第1配備)	大規模火災・林野火災により,多数の死傷者等が発生したとき, 又はその他の状況により本部長が必要と認め たとき	大規模火災・林野火災応急対策が円滑 に行える体制。所属職員の3分の1 (必 要に応じ所属職員の3分の2〜全員)	設置

2 消防団の出動基準

消防団の出動基準は,以下のとおりとする。ただし,市長又は団長命令により出動命令が発せられた場合はその命令指揮下に従う。

また、出動者以外の団員は出動でき得る状態で待機する。

消防団の出動基準(火災)

種 類	配備基準	配備人員
第1次出動	火災の発生するおそれがあるとき	団幹部役員は消防本部に参集。 分団長、副分団長は出動準備し自宅待機。
第2次出動	山林, 原野, 車両等の火災で建物 以外のとき	団幹部役員は現場指揮本部に参集。災害発生地には出場区域 表により第1次出場分団は出動。他の分団長,副分団長は出 動準備し自宅待機。
第3次出動	建物火災で火点が確認,しかも初期 火勢大であり延焼危険が強いとき	団幹部役員は現場指揮本部に参集。災害発生地には出場区域 表により第1次出場分団及び応援出場分団は出動。
特命出動	特別命令する場合	特命する分団

第2 災害情報の収集・連絡

火災の発生状況,人的被害の状況,林野の被害の状況等の情報を収集するとともに,被害規模に関する概括的情報,応援の必要性等を含め,把握できた範囲から直ちに茨城県へ連絡する。併せて,「火災・災害等即報要領」に基づき,消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)		
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)		
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234(同 内線 302)		
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751(総合当直同左)		
茨城県警察本部	地域課	029-301-0110 内線 3571(総合当直同左)		

第3 応援・派遣

自力による応急対策等が困難な場合,震災対策計画に準じて迅速・的確な応援要請の手続きを行うと ともに,受入れ体制の確保を図る。

必要と認められた場合には、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

第4 火災気象通報の収集・連絡

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに水戸地方気象台が茨城県知事に対して通報し、茨城県を通じて常陸大宮市や常陸大宮市消防本部に伝達される。

第2節 救助・救急、医療及び消火活動

|第1 救助・救急活動

被害状況の早急な把握に努め救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請する。

第2 資機材等の調達等

消火・救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。 必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的に救助・救急 活動を行う。

第3 医療活動等

震災対策計画に準じ,関係機関との密接な連携のもとに応急手当,医療機関への搬送,救護所の設置, 保健衛生活動などを行う。

第4 避難指示等・交通規制

必要に応じて、震災対策計画に準じて避難指示等・誘導を行うとともに、道路交通規制、関係者への 道路誘導などを行う。

第5 地上消火活動

火煙の大きさ,規模などを把握し迅速に消火隊を整え出動するとともに,消防相互応援協定に基づく 広域応援を要請するなど,火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

第6 空中消火活動

本市が空中消火を要請した場合は、市が設置する現地指揮本部の指揮のもとに空中消火活動を行う。 茨城県及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、空中消火基地(ヘリコプター離発着場、飛行準備場 所(燃料集積所を含む。)) の適地を選定する。

活動内容により、近隣消防本部(大子町など)に備蓄してある航空燃料の搬送を依頼する。

第3節 広報・情報提供・被災親族等支援

第1 広報・情報提供活動

必要に応じ、関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

また、被害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、 交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を放送事業者、通信社、新聞社等の報道機 関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字 幕付き放送、文字放送による。

伝達すべき事項

- 1 本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- 2 避難の指示,勧告及び避難先の指示
- 3 被災者の氏名・住所
- 4 地域住民等への協力依頼
- 5 その他必要な事項

第2 被災親族等への支援

茨城県及び応援機関等と連携し、被災親族等関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住 民やバス会社等の協力を得て輸送等の各種サービスを実施する。

また、必要に応じ震災対策に準じた遺体の収容(安置)、一時保存場所を提供する。

第3 防疫,障害物の除去等

茨城県及び応援機関等と連携し、必要に応じ防疫活動を実施するとともに、障害物の除去を行う。

|第4節 二次災害の防止活動

林野火災により,流域が荒廃した地域の下流部においては,土石流等の二次災害が発生するおそれが あることに留意し,二次災害の防止に努める。

第3章 復旧・復興計画

震災対策計画を準用する。

第5編 交通災害対策計画

第1章 予防計画

第1節 交通災害の想定

第1 鉄道災害

水郡線はローカル線であるが、通勤・通学時などには多数の乗客が乗車しており、単独の脱線等の事故のほか、地震、土砂災害等による複合災害が発生した場合、大きな被害が想定される。

第2 道路災害

地震や風水害, 土砂災害等により, 道路が被災し通行中の車両, 歩行者等に被害が発生することが想定されるほか, 危険物等を運搬している車両の事故等が想定される。

第3 航空災害

茨城県には、民間共用空港が1箇所(茨城空港)、公共用ヘリポートが1箇所(つくば)、非公共用飛行場が2箇所(阿見、龍ヶ崎)、非公共用ヘリポートが2箇所(前山下妻、茨城県庁)及び自衛隊の飛行場が2箇所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)、百里(航空自衛隊、茨城空港と共用)ある。

また, 茨城県の上空には, 成田, 羽田及び百里の管制区が設定されており, 本市においても, 旅客機 やヘリコプター等の墜落事故の発生といった航空災害は十分想定される。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の確保

市は、大規模な事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、市道の道路パトロール等の実施に努める。

また,道路・鉄道・航空の災害に備え国土交通省常陸河川国道事務所,茨城県・県警察本部,JR東日本,代替輸送のためのバス会社,百里空港事務所,その他公共機関や運送事業者等との情報連絡体制の確保を図る。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の確保を図る。

第2 災害応急体制の整備

本市職員及び自主防災組織,関係機関は,それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の 整備を図るとともに,職員等に災害時の活動内容等を周知させる。

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動 及び復旧活動に関し相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火 用資機材、車両等の把握を行い、手持機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先と の連携による対応に努める。

第4 緊急輸送活動への備え

市は,警察署と連携し信号機,情報板等の道路交通関連施設について,災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また,災害時の交通規制を円滑に行うため,発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

第5 防災関係機関の防災訓練への協力

市は、国・茨城県・JR東日本などが行う交通災害に対する防災訓練等に協力し、大規模な災害への対応能力の向上に努める。

第2章 応急対策計画

第1節 初動対応,情報の収集・連絡

第1 参集・動員の基準

職員の配備及び災害対策本部の設置基準は、以下のとおりとする。非常体制は、震災対策計画に準じた第1配備を基本とし、災害の規模により、市長が第2配備~第3配備を指示する。 消防団の出動基準は、震災・火災対策に準じる。

職員の配備と災害対策本部の設置の基準

種	類	配備基準	配備人員	災害対策本部 の設置
	戒 体 制前配備)	交通災害により,多数の死傷者等が発生するおそれ のあるとき,又はその他の状況により危機管理監が 必要と認めたとき	危機管理監及び危機管理課員並びに危機管理監の指定する課,所属人員の3分の1以下	_
	常 体 制 第1配備)	交通災害により、多数の死傷者等が発生したとき、 又はその他の状況により本部長が必要と認めたと き	応急対策が円滑に行える体制。所属職員の3分の1(必要に応じ所属職員の3分の2~全員)	

第2 災害情報の収集・連絡

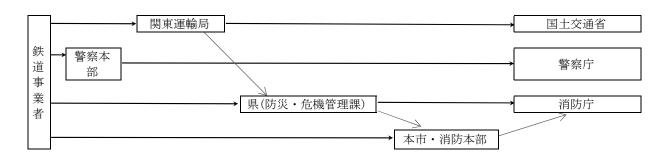
異常な事態を発見した市民は、直ちにその旨を市(危機管理課又は消防本部)又は警察署に通報する。 危機管理課は、大規模な事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を茨城県に行う。 また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、応援の必要性等を含め、被害規模に関する概括 的情報等把握できた範囲から逐次茨城県に連絡する。

自己運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちに百里空港事務所へ連絡する。

連絡先一覧表

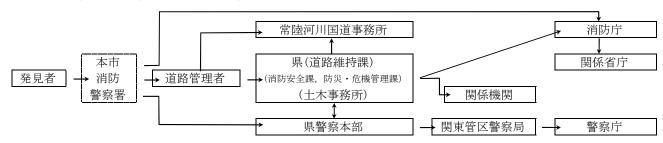
災害区分	関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
鉄道・道	 消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室(宿直室 03-5253-7777)
路・航空	但6011	夜間	03-5253-7777	宿直室
鉄道	門市海松巴	昼	045-211-7240	鉄道部安全対策課
	関東運輸局	夜間	<u> </u>	各鉄道事業者に通知済の職員宅の電話番号
道路	常陸河川国道事務所	<u>昼</u> 夜間	029-240-4073	道路管理第二課
坦昭	市陸門川區追事務所		同上	
航空	百里空港事務所	昼	0299-54-0672	航空管制運航情報官
加丘土	日至生代事务所	夜間	同上	同上
航空	茨城海上保安部	昼	029-262-4304	警備救難課
加丘土	13 177111 - 11 3 1111	夜間	同上	同上
航空	陸上自衛隊	昼	029-274-3211 内線 234	警備課防衛班
加丘土	施設学校	夜間	同 内線 302	
航空	陸上自衛隊	昼	0298-42-1211 内線 2410	警備課
/I)/L .	霞ヶ浦駐屯地	夜間	同 内線 2302	
航空	航空自衛隊	昼	0299-52-1331 内線 231	防衛班
74	第7航空団	夜間	同 内線 215	
鉄道・道	茨城県	昼	029-301-2873	防災・危機管理課
路・航空	/ <u>/</u> //////////////////////////////////	夜間	同上	同上
鉄道・	茨城県警察本部	昼	029-301-0110 内線 5751	警備課
航空	次频尔音乐平印	夜間	029-301-0110	総合当直
道路	大宮警察署	昼	0295-52-0110	警備課
足阳		夜間	同上	同上
鉄道	東日本旅客鉄道㈱	昼	029-225-3140	水戸支社鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット
		夜間	同上	同上
鉄道	茨城交通㈱	昼	029-251-2129	運輸部整備・鉄道課
3// JU	/八%人型(P1)	夜間	029-262-3358	同上
鉄道	日本貨物鉄道㈱	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長(指令)
趴旭	1 平貝彻默坦(柄	夜間	同上	同上

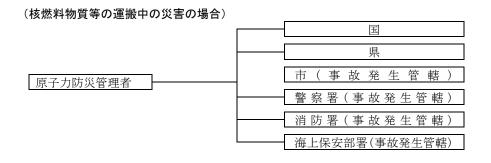
鉄道事故情報の収集・連絡系統図



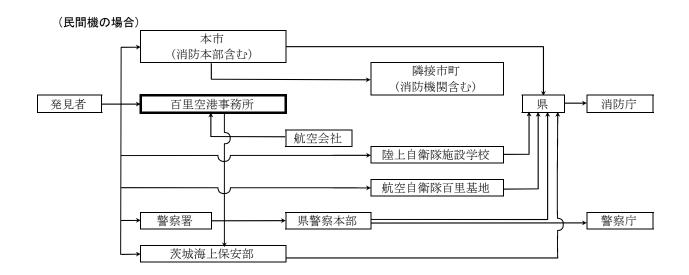
道路事故情報の収集・連絡系統図

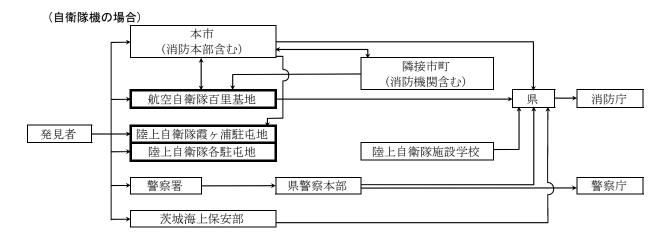
(核燃料物質等の運搬中以外の災害の場合)





航空事故情報の収集・連絡系統図





第3 応援・派遣

自力による応急対策等が困難な場合,震災対策計画に準じて迅速・的確な応援要請の手続きを行うと ともに,受入れ体制の確保を図る。

必要と認められた場合には、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

第2節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 捜索活動

災害の状況により、茨城県(防災・危機管理部、警察本部)と相互に連携して捜索を実施する。

第2 救難, 救助・救急及び消火活動

速やかに火災の発生状況を把握し、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要 に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定 する。

|第3 資機材等の調達等

消火・救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。 必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的に救助・救急 活動を行う。

第4 医療活動等

震災対策に準じ、関係機関との密接な連携のもとに、応急手当、医療機関への搬送、救護所の設置、 保健衛生活動などを行う。

第5 避難指示等·交通規制

必要に応じて震災対策計画に準じて避難指示等・誘導を行うとともに、道路交通規制、関係者への道路誘導などを行う。

第3節 道路施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設(交通安全施設を含む)の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を実施する。

第4節 広報・情報提供・被災親族等支援

第 1 広報·情報提供活動

必要に応じ、関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

また、被害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、 交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を放送事業者、通信社、新聞社等の報道機 関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字 幕付き放送、文字放送による。

伝達すべき事項

- 1 本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- 2 避難の指示,勧告及び避難先の指示
- 3 被災者の氏名・住所
- 4 地域住民等への協力依頼
- 5 その他必要な事項

第2 被災親族等への支援

交通災害は、市民の被災も想定されるが、市外・茨城県外の旅行者等の被災が想定される。

このため, 茨城県及び応援機関等と連携し, 被災親族等関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに, 地域住民やバス会社等の協力を得て輸送等の各種サービスを実施する。

また、必要に応じ震災対策計画に準じた遺体の収容(安置)、一時保存場所を提供する。

第3 防疫,障害物の除去等

茨城県及び応援機関等と連携し、必要に応じ防疫活動を実施するとともに、障害物の除去を行う。

第3章 復旧・復興計画

震災対策計画を準用する。

第6編 原子力災害対策計画

※1 計画の対象となる範囲

本計画の対象となる原子力事業所は、「原子力災害対策特別措置法」(以下、「原災法」という。)第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(以下、「原子力災害対策重点区域」という。)の範囲(「原子力災害対策指針」に示されている緊急防護措置を準備する区域(UPZ)の目安を基準とする。)であり、下表のとおりとする。

対象となる原子力 事業所の名称	重点地域の範囲 (施設からの距離)		対 象 地 域
日本原子力 発電所(株) 東海発電所・東海	UPZ 約 30km	大 宮	栄町,南町,中富町,抽ヶ台町,上町,下町, 北町,東富町,姥賀町,高渡町,野中町, 田子内町,東野,八田,若林,上大賀,岩崎, 鷹巣,小祝,辰ノ口,塩原,小倉,富岡, 下岩瀬,上岩瀬,根本,泉,宇留野,下村田, 上村田,石沢,小場,小野,三美,西塩子, 北塩子,照田
第二発電所 (略称:原電東海)		山方	山方,野上,舟生,西野内,諸沢,北富田,小貫, 照山,盛金,家和楽,長田,長沢,照田
		美 和	氷之沢, 下檜沢
		緒 川	那賀,下小瀬,国長,小玉,上小瀬,小瀬沢
		御前山	野口, 野口平, 門井, 下伊勢畑, 金井

- ※2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
 - (1) 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。
 - (2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによ る測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル (OIL) と照らし合わせ、 必要な防護措置を実施する。
- ※3 この計画で定めのない事項に関しては、「第2編震災対策計画」及び「常陸大宮市広域避難計画」 により対応するものとする。

第1章 予防計画

第1節 原子力施設の安全確保の基本方針

市は、市民の安全確保を図るため、平常時から原子力事業所の安全管理体制等について確認するとともに、原子力通報連絡協定等の積極的な運用を図る。

第2節 国・県及び関係機関等の連携

市は、地域防災計画(原子力災害対策計画編)の作成及び修正、原子力事業所の防災体制に関する情報収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンター(原子力災害における対応拠点となる施設)の防災拠点としての活用、市民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、平常時より、国、県、所在・関係周辺市町村、警察、自衛隊、消防機関等との密接な連携を図るものとする。

第3節 災害応急体制及び設備の整備

1 市の活動体制の整備

- (1) 警戒態勢をとるために必要な体制
 - ア 市は、警戒事態発生の通報を受けた場合及び大規模自然災害(立地市町村で震度5弱以上の地震等)が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。
 - イ 市は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対 策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段 等を定めておくものとする。
- (2) 災害対策本部体制等の整備
 - ア 市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、施設敷地緊急事態が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。
 - イ 市は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一堂に会し、各種防護対策を実施、調 整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定めるものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

3 広域的な応援体制

市は、県との協力のもと災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備、充実に努める。また、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。

4 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の 方法を取り決めておくとともに、連絡先の確認徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求 するものとする。また、どのような分野(救急、救助、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣要請を 行うのか、県と事前に調整を行うものとする。

5 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第4節 情報収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を 円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他の防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保することを目的として、次の項目を参考にして情報収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ア 事業者からの連絡を受信する窓口(夜間・休日等の勤務時間外の対応,通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。)
- イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ウ 防護対策の決定者への連絡方法(報告内容,通信手段,通常の意思決定者が不在の場合の代替者(優先順位つき)を含む。)
- エ 関係機関への連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応,通信障害時なども考慮した,代替 となる手段(衛星電話等非常用通信機器等)や連絡先を含む。)

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・ 連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移動通信、アマチュア無線等による 移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの通報や関係機関相互の連絡が迅速かつ 正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、 その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急 措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

市は、市民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備・維持に努めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(4) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第5節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報伝達・市民広報の手段の整備

(1) 市は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、オフサイトセンター、支援・研修センター 及び原子力事業者その他防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るととも に、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システム等を整備、 確保する。

- (2) 市は、県が国及び支援・研修センターと共同で実施する「統合原子力防災情報ネットワークシステム」の整備に協力し、情報を入手できるようにする。
- (3) 市は、防災行政無線の整備に努めるなど、市民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

2 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、国、県とともに、災害対策本部等からの市民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

- (1) 市は、国、県、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。
 - ア 市民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく市民の感覚を最大限に考慮して、市民が理解できるよう情報を整理する。
 - イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報(平常時の数値、 法令等の基準・指標)を必ず付記する。
 - ウ 事故発生事業所の場所,避難対象区域,交通規制の状況等の情報を伝達する場合には,地図 などを用いて分かり易いようにする。
- (2) 報道機関との連携強化

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

- (3) 外国人も含めた「市民問合せ窓口」対応体制の整備
 - ア 市は、国、県、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ& A集を準備しておく。
 - イ 市災害対策本部に寄せられる問合せのうち技術的事項の解説等については,支援・研修センターで対応できるよう,相互に転送が行える機能を整備する。

第6節 環境放射線の監視

1 平常時からの監視の実施

市は、市内に設置されている県のモニタリングポストの値を確認するとともに、「茨城県東海地区環境 放射線監視委員会」に報告される原子力施設周辺環境の空間線量の測定、環境試料の放射能調査結果を確 認する等して、原子力施設周辺環境の安全を監視する。

2 モニタリング設備の維持

市は、モニタリングポストの状態を定期的に確認するとともに、異常があった場合は県に報告する。

|第7節 避難計画等の整備

1 避難計画の整備

市は、使用済核燃料が現存する原電東海において、原子力災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合に備え、市域を越えた広域的な避難に必要な体制等を構築し、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、「常陸大宮市原子力災害広域避難計画」を策定した。本計画

は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、国の原子力災害対策指針や茨城県広域 避難計画の改定をはじめ、避難先自治体や関係機関等との協議、本市の各種対策の検討、検証等を踏まえ、 随時、修正・見直し等を行うこととしている。

2 避難所等の市民への周知

(1) 避難所

市は、市民等の避難にあたって、市が定めた避難経路にしたがって、避難先自治体に避難させる。その際、避難先毎に設定した「基幹避難所兼中継所」に立ち寄ってから指定された避難所に避難する。そのため平常時からあらゆる機会を通じて、避難所の場所や避難経路について周知徹底を図る。

(2) 避難誘導用資機材,移送用資機材・車両等の確保 市は、県等と協力し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保に努めるものとする。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下、「生徒等」という。)の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに 関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県及び市と連携し、多数の避難者の集中や混乱に も配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意 する。

6 市民等への避難等の周知徹底及び提供すべき情報の整理

市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難方法(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。)、 屋内退避の方法等について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を対象となる市民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者と協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて 周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第8節 要配慮者への対応

1 要配慮者に対する防災体制の整備

(1) 市は,在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画により,避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努めるものとする。

- (2) 市は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅チーム、ボランティア組織等との連携により、高齢者、外国人、障がい者等要配慮者の避難誘導、安全確保に係る協力体制の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時における避難先、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時における避難先、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立

市は、要配慮者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置(日常生活用具給付種目の一つ)の給付促進並びに、メール及び防災行政無線の戸別受信機等による一斉情報発信システムの整備に努める。

3 防災知識の普及

市は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障がい者、外国人等の要配慮者にも十分配慮したきめ細やかな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第9節 防災関係資機材の整備

市は、県の協力を得て、応急措置に必要な救助・救急活動用資機材等の確保に努めるものとする。

|第 10 節 物資の調達、供給活動

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行うものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、初期の対応に十分な量の公的備蓄の充実に努めるものとする。

第 11 節 国・県による緊急輸送活動への協力

1 専門家の移送体制

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への 移送体制協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等)につい て、県に協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。 また、本市の避難経路となる、国道 118 号、国道 293 号及び国道 123 号に連接する市道の整備を重視する。

第 12 節 原子力災害医療体制等の確立

1 緊急被ばく医療チーム派遣要請

市は、県の放射線障害専門病院等のスタッフからなる原子力災害医療チーム派遣の要請手続きについて、 あらかじめ確認しておくものとする。

2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、国の原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、市民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の配布及び服用ができるよう、準備しておくものとする。

- (1) 市は、県と連携し、市民等が避難を行う際に安定ョウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 市は、県と連携し、避難する市民等に対して安定ョウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

3 救命の優先等

原子力災害医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第 13 節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

市は、原子力災害対策に従事する防災業務関係者に対し、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、県が各関係機関の防災業務関係者に行う研修等を積極的に活用する。次に掲げる事項等について、県が研修を実施する。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質,放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- (6) 原子力災害時の広報に関する知識
- (7) 防災基本計画, 防災業務計画, 地域防災計画等に関する知識
- (8) 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- (9) オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備に関する知識
- (10) 放射線の防護に関する知識
- (11) 放射線被ばく医療(応急手当を含む。)に関する知識
- (12) 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (13) 原子力災害時に市民が取るべき行動,留意すべき事項 (避難方法,交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- (14) 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- (15) 安定ヨウ素剤の効果,副作用

2 防災訓練計画の策定

- (1) 市は、県が行う次の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた原子力防災訓練実施計画の作成に協力、又は独自に訓練実施計画を作成するものとする。
 - ア 災害対策本部等の設置運営訓練
 - イ オフサイトセンターへの参集,立ち上げ,運営訓練
 - ウ 緊急時通信連絡訓練
 - エ 緊急時モニタリング訓練
 - 才 原子力災害医療訓練
 - カ 市民に対する情報伝達訓練
 - キ 住民避難・交通規制訓練
 - ク 人命救助活動訓練
- (2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の企画立案に協力するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、必要に応じ、訓練終了後、国、県、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

4 自主防災組織等の育成

- (1) 市は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や要配慮者に対する 支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努めるものとする。
- (2) 市は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知するものとする。
- (3) 市は、市民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。
 - ア 自主防災組織のリーダー,ボランティア等に対する避難方法の習熟,周知徹底
 - イ 要配慮者の避難方法の習熟、支援者の育成

第 14 節 市民に対する防災知識の普及

市は、県及び原子力事業者と協力して、原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対して平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、分かり易く記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

その際,市は学校等とも連携し,総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに,高齢者,障がい者,乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- 1 原子力施設の概要
- 2 原子力施設の安全確保
- 3 放射性物質,放射線の性質
- 4 放射線による健康への影響
- 5 環境放射線モニタリング
- 6 原子力災害時の市民への広報手段
- 7 原子力災害時に市等が講じる防災対策の内容, その意味
- 8 原子力災害時に市民が取るべき行動,留意すべき事項 (避難等の方法や経路,避難先の連絡,避難開始時期,自主避難,交通規制が実施された場合の車両の 運転者の義務等)
- 9 地区毎の市民のための一時集合所、避難所
- 10 安定ヨウ素剤の効果,副作用

第 15 節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第2章 応急対策計画

第1節 警戒事態発生時における連絡及び初期活動

1 警戒事態発生時の通報連絡

(1) 原子力事業所からの通報

原子力事業所において警戒事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者 防災業務計画の定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項を県(知事)、所在・関係周辺市町村長、 県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

- ア 原子力事業者の名称及び場所
- イ 事項の発生箇所
- ウ 事故の発生時刻
- エ 事故の種類
- オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
- カ その他事故の把握に参考となる情報
- (2) 放射線監視における異常検知時の県からの連絡

県は、上記(1)の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された時は、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

そのため、市は、県との連絡体制を整備する。

2 警戒事態発生時の広報

- (1) 原子力事業者から、上記1(1)の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報が実施される。
- (2) 市は、国、県と連携して、上記(1)の通報の内容について、また、あらかじめ作成した広報文例 に従い市民のとるべき当面の行動の指針について、市民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

3 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に県知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

市長は、県知事と相互に緊密な情報交換を行う。

4 通信連絡の方法

市と県との間の通信連絡は、原則として、専用又は加入回線による電話(ファクシミリ)、県防災情報ネットワーク電話(ファクシミリ)、統合防災情報ネットワーク、テレビ会議で行う。

5 市の活動体制

市長は、事故発生の通報等を受けたときは、職員を動員・配備し、必要に応じて原子力事業所職員経験者等の活用により活動体制の強化を図る。

特に、市民への防護措置が必要になる可能性がある場合には、その実施に備えて準備を開始する。

6 初期活動

(1) オフサイトセンターへの職員派遣

市長は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターへの職員派遣を行うものとする。

(2) 気象情報の収集

市長は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに水戸地方気象台に対し、あらかじめ別に定めるところにより、気象情報を提供するよう要請する。

(3) 広報

市は、国、県、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、市民がとるべき行動の指針等について、 市民及び報道機関に対し定期的に広報を行う。

(4) 要配慮者の避難準備

市長は必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、入院患者その他の要配慮者の早期避難準備を行うものとする。

第2節 市災害対策本部の設置

1 事故発生時における市の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

事故発生時における県の体制及び職員配備の決定基準は、放射性物質等の放出状況等により次のとおり 定める。なお、消防団の出動基準は、震災・火災対策に準じる。

職員の配備と災害対策本部の設置の基準

種 類	配備基準	配備人員	災害対策本部 の設置
連絡配備	環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	危機管理監及び危機管理課員	_
警 戒 体 制 (事前配備) 第 1	環境への有意な放射性物質等の放出があり、茨城県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が 0.5 μ S ν /時未満の事故・トラブル	危機管理監及び危機管理課員並 びに危機管理監の指定する課 所属人員の3分の1以下	_
警 戒 体 制 (事前配備) 第 2	ア 環境への有意な放射性物質等の放出があり、茨城県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が 0.5 μ S v / 時以上 5 μ S v / 時未満の事故・トラブルイ 警戒事態の発生	情報連絡活動等が円滑に行い得 る体制 所属人員の3分の1	_
非常体制第1配備	1 ストにおいて 空間線量率から # Sv/時以上(1押点)	災害応急対策が円滑に行える体制 所属人員の3分の2	設置
非常体制第2配備	ア 環境への有意な放射性物質等の放出があり、茨城県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が5μSv/時以上(2地点以上又は10分以上/地点)の事故・トラブルイ 全面緊急事態の発生	本部の全員をもって対処する体 制 所属人員全員	以臣

2 職員の動員・配備の決定

警戒体制は危機管理監が、非常体制は市長が動員配備を決定する。ただし、決定者が不在かつ連絡不能の場合は、以下の表の代決者が代決する。

職員の動員・配備の決定者

	> + + - + y .	代 決 者				
	決定者	1	2			
警戒体制	危機管理監	危機管理課長	防災監			
非常体制	市長	副市長	教育長			

3 市災害対策本部の設置基準

市災害対策本部は、次の場合に設置するものとする。

- (1) 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態(敷地境界付近で5 μ S ν / 時以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など全面緊急事態に至る可能性があるとき)の発生通報を受けたとき
- (2) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5 \mu S v$ / 時以上 (中性子線が測定された場合は、ガンマ線の放射線量を合計) の放射線量が検出されたとき
- (3) 内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (4) その他, 市長が常陸大宮市災害対策本部の設置を認めたとき

4 常陸大宮市災害対策本部の廃止基準

常陸大宮市災害対策本部は次の場合に廃止する。

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- (2) 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

第3節 事故発生事業所の原子力防災要員等の受入

施設敷地緊急事態等発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を、県、所在・関係周辺市 町村に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

1 施設敷地緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態が発生した原子力事業所は、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、県、所在・関係周辺市町村が実施する市民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報(市民問合せ窓口を含む。)への協力などの業務を実施する。

2 市民避難等への対応

施設敷地緊急事態等発生事業所は、避難及び屋内退避の指示等を行った所在・関係周辺市町村へ原子力 防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、避難所及び屋内退避場所において事故 状況、応急措置等に関する説明など市民に対する広報を行う。

第4節 関係機関等への協力要請

市,国,県及び関係機関(消防・消防団を含む。)等は,相互に協力し,応急対策活動を円滑に実施するものとする。

防災関係機関(消防・消防団を含む。)等への協力要請事項は、以下のとおりとする。

1 防災関係機関等への協力要請

- (1) 事故発生時(応急対策が必要と判断した場合) 防災関係機関等に対する活動準備要請
- (2) 広報実施時
 - ア 報道機関に対する報道要請
 - イ 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設、公共交通機関に対し、施設利用者等への情報提供 要請
- (3) 屋内退避・避難等実施時 関係機関等に対し、広報、要員・資機材の配備、避難誘導、避難者の緊急搬送等への協力要請

2 自衛隊への災害派遣要請

市長は、事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、県知事に対して直ちに自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

また,市長は,自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには,速やかに県知事に対し,撤収 要請を要求するものとする。

- (1) 被害状況の把握 被害状況の情報収集のための車両、航空機等の派遣要請
- (2) 退避,避難等実施時
 - ア 捜索救助の支援要請(行方不明者,傷病者,被ばく者等の捜索救助も含む。)
 - イ 避難誘導及び避難者の緊急搬送 (ヘリコプター派遣を含む。) への協力要請
 - ウ 炊飯及び給水のための人員、資機材の派遣等の支援要請
 - エ その他市長が必要と認める事項の支援要請
- (3) 消防活動への協力 原子力事業所外における消防機関への支援要請
- (4) 原子力災害医療実施時
 - ア 被ばく者搬送の支援要請
 - イ 被ばく者の除染や除染した放射能物質の一時保管等の支援要請
- (5) 緊急輸送実施時 緊急輸送のための人員, 車両等の派遣等の支援要請

3 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の見直し・再設定(計画的避難の実施や一時立入業務を含む。)、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

4 広域的な応援要請

市長は、県知事に対し、事故の規模や収集した被害情報から判断して、必要があれば所在・関係周辺市 町村以外の市町村や、関係都道府県に対し、災害応急対策要員の派遣、資機材の提供等の応援要請を要求 するものとする。

第5節 広 報

1 広報の基本方針

市は、事故発生時の市民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、市民への情報提供、避難指示等の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、防災関係機関(指定(地方)公共機関として指定されている報道機関を含む。)及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合,放射線量のデータや事故の状況,交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま市民や報道機関に情報を提供する。一方、市民がとるべき行動の指針(避難・屋内退避等)などの「行政の判断」については、市民に混乱を生じさせないよう、行政機関(災害対策本部や原子力災害合同対策協議会)が判断した後、直ちに市民や報道機関に情報を提供する。

また,広報の基本的な内容については,オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場等を通じて,必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないよう、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がける とともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、市民全体を対象として広報を行うこととする。 情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障がい 者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2 市の行う広報

- (1) 市は、あらかじめ作成する広報文例等に従い、市の状況に応じて次の事項について広報を行うものとする。
 - ア 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - イ 国, 県, 市及び防災関係機関の対策状況
 - ウ 市民のとるべき行動の指針及び注意事項
 - エ 交通規制,避難経路,一時集合所や避難所等の状況
 - オ その他必要と認める事項
- (2) 市は、外国人も含めた市民からの問合せ等に対応するため「市民問合せ窓口」を設置するとともに、視聴覚障がい者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティア等の協力を得て、県と連携しテレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語等による情報提供を行う
- (3) 市長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

3 原子力事業者の行う広報

原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関に対し定期的に広報 を行う。

4 その他の防災関係機関等の行う広報

- (1) 観光客等の一時滞在者が多く集まる施設の管理者及び公共交通機関の長は、県災害対策本部長又は市長からの要請があったときは、施設利用者等に対し、施設、駅構内及び車内等における放送や文字表示等により、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (2) 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、県災害対策本部長と連絡、調整のうえ行うものとする。

5 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。
 - ア 事故発生時
 - イ 施設敷地緊急事態発生時(本部設置時)
 - ウ 応急対策実施区域設定時
 - エ 事故等の状況変化があった場合
 - オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ア 事故の状況, 市の対応状況等, 多くの情報を提供する場合や, 市民に一般的な注意を促す場合には, テレビ, ラジオ等を活用する。
 - イ 市民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には、確実に伝達する必要があるため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。
- (3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。
 - ア 事故発生後,初期の段階

「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

- イ 市民に具体的な行動を求める段階
 - (ア) 対象となる地域名, とるべき行動を具体的に示し, あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に, 重点的な広報を行う。
 - (イ) 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
- ウ 屋内退避・避難等の市民に求める行動が地域に応じて異なる場合
 - (ア) それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - (イ) それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- エ 避難所等における広報
 - (ア) 退避所,一時集合所,避難所等においては,情報不足によるパニックを回避するため,定期的に情報を提供する。

第6節 屋内退避・避難

1 屋内退避・避難等の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「避難」「屋内退避」又は「一時 移転」の措置を講ずるものとする。

OIL (介入し ベル) の種類	基準の概要	初期設定値 注1)	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線, 再浮遊した放射性物質の吸入, 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため, 市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測し た場合の空間放射 線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定 し,避難等を実施。(移動が困難 な者の一時屋内退避を含む。)
OIL 2	地表面からの放射線,再浮遊した放射性物質の吸入,不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため,地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに,市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測し た場合の空間放射 線量率 ^{注2)})	1日内を目途に区域を特定し, 地域生産物の摂取を制限すると ともに,1週間程度内に一時移 転を実施。

「避難」「屋内退避」又は「一時移転」の基準

- 注1:「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった 時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- 注2:本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2ついては、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- 注3:「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間 以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

2 屋内退避・避難等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針等に基づき、避難・屋内退避等の防護活動を実施するものとする。

感染症流行下での原子力災害時においては、自宅や一時集合所等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

ただし、一時集合所において一時的に滞在する場合、安定ョウ素剤の緊急配布場所において屋内で配布する場合、UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合及び自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うこととする。

(1) 屋内退避・避難等の指示

- ア 市長は、警戒事態発生時には、県、関係市町村、関係機関と緊密な連携を図りつつ、情報収 集に努めるものとする。
- イ 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国、県の指示又は独自の判断により、市内のUPZ の予防的防護措置(屋内退避)を行うこととする。また、市内のUPZ以外の地域に対しても、 必要に応じて予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性のある旨の注意喚起を行うものとする。
- ウ 市長は、事態進展が急速であるとして、国、県からの指示に従い、又は独自の判断により、
 - OILの値を越え, 又は超えるおそれのある場合は, 市民等に対する屋内退避, 避難又は一時

移転のための立退きの指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請するものとする。

- エ 市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要 その他の避難に資する情報について、県から提供を受けるものとする。
- オ 市は、避難のための立ち退き指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定めた方法により市民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- カ 市は、市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、市が協定を締結した受入先市町 に避難又は、国の協力のもと県が調整した受入先の市町に避難するものとする。
- (2) 屋内退避・避難等の実施方法

ア 屋内退避・避難等の実施方法

- (ア) 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。
 - また,自宅のある地域が既に避難の対象となるなど,学校,職場等からの帰宅が困難な場合には,滞在している場所に屋内退避するものとする。
- (イ) 避難,一時移転等の指示が発せられた場合には,自家用車等による避難を開始するものとする。
- (ウ) 自家用車を持たないあるいは使用しない市民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。
- (エ) 避難した市民等に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを 確認するため、避難退域時検査を実施するものとする。

イ 留意事項

- (ア) 市長は、避難の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添い人を優先する。
- (イ) 市長は、要配慮者に十分配慮し、自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。
- (ウ) 市長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県災害対策本部長に対し応援を要請するものとする。
- (エ) 市長は、避難の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災 組織等の協力を得て、市民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗 車割当等の業務を円滑、迅速に行う。
- (オ) 市長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、市民の避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。
- (カ) 市長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における市民の受入れ・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者に係る情報の早期把握に努め、県災害対策本部長あてに報告するものとする。
- (*) 市長は、県災害対策本部長と連携し、市民の安否情報の提供等に資するため、地区毎の市民の最終的な受入れ施設の所在等について、幅広く広報を行う。

ウ協力要請

市長は、必要なときは、県災害対策本部長を通して関係原子力事業所、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局(茨城運輸支局長)及び輸送機関に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。

3 避難所等

- (1) 市は、県又は受入れ市町の支援を受けて、緊急時に受入先の市町が開設する避難所及び県が開設する避難退域時検査等の場所について、市民等に対する周知徹底を実施するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することとする。
- (2) 市は、県又は受入れ市町の支援を受けて、各避難所等の適切な運営・管理を実施するものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食糧、水等の配布、安定ョウ素剤の準備、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。
- (3) 市は、県又は受入れ市町と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- (4) 市は、国、県又は受入れ市町と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特 段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福 祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また,市は,県又は受入れ市町と連携し,保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 市は、県又は受入れ市町と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、感染症防止対策として、自然災害の場合と同様に、感染者とそれ以外の者との分離、人 と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の実施を徹底する。

4 避難の際の市民に対する避難退域時検査の実施

市は、県が原子力災害対策指針に基づき、市民等が避難区域等から避難した後に行う避難退域時検査及び除染に協力するものとする。

5 安定ヨウ素剤の配布及び服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、県、医療機関等と連携して、安定ョウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、市民等に対する服用の指示等の措置を講じるものとする。

また、市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、市民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ョウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなど、あらかじめ定めた代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に屋内退避指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に 基づき、迅速かつ安全に生徒等を帰宅させるものとする。また、生徒等を帰宅させた場合及び生徒等を保 護者へ引き渡した場合は、市教育委員会に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、屋内退避指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、速やかに帰宅するよう呼びかけるものとする。

8 飲食物, 生活必需品等の供給

市長は、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達・供給するものとし、調達が困難な場合には県災害対策本部長及び受入市町長に協力を要請する。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

9 交通規制等

- (1) 市長は、県災害対策本部長の判断に基づき、応急対策実施区域が指定されたときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止する。
- (2) 市長は、必要と認めるときは、独自の判断又は県災害対策本部長の指導・助言を得て、原災法 第28条第2項の規定に基づき、読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区 域を設定するものとする。

第7節 治安の確保

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局、県と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域については、パトロールや生活の安全に関する情報 の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第8節 要配慮者の対応

1 広報

市は、県と連携して、視聴覚障がい者、外国人に配慮した情報提供を行う。また、外国人からの問合せ 等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

2 避難・屋内退避等

- (1) 市は、避難誘導、避難所での生活に関し県と連携し、国の協力を得て、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- (3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに 定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患 者を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者を避難させた場合は、県に対し速 やかにその旨連絡するものとする。

第9節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県、防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人身救助,緊急活動に必要な輸送,国の現地対策本部長,県及び市の災害対策本部長(又はその代理者)など
- 第2順位 避難者の輸送,災害状況の把握・進展予測のための専門家(支援・研修センターの関係者を含む。)及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のための必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・緊急活動,医療・救護活動に必要な人員,資機材
- (2) 避難者等の搬送
- (3) 市の災害対策本部長(又はその代理者)等,災害対策要員(原子力災害現地対策本部要員,原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員),国の専門家(支援・研修センターの関係者を含む。)及び必要とされる資機材
- (4) 避難所を維持,管理するために必要な人員,資機材
- (5) 一般医療機関,初期医療機関,原子力災害拠点病院,高度被ばく医療支援センターへ搬送する 傷病者,被ばく者等
- (6) 食糧,飲料水等生命の維持に必要な物資
- (7) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、県、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 市長は、人員、車両等の調達に関して、県を通じて自衛隊(陸上自衛隊施設学校)、関東運輸局 (茨城運輸支局)、第三管区海上保安本部(茨城海上保安部)及び運輸機関等に支援要請を行うと ともに、必要に応じ周辺市町村に支援を要請するものとする。
- (3) 市長は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。
- (4) 市は、避難車両における感染症対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の実施を徹底する。また、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制に当たる県警察と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第 10 節 原子力災害医療

1 原子力災害医療の体制

市は、原子力災害時に、県が行う放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、事故発生 事業所での負傷者及び原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等の医療体制の確立に協力するも のとする。

2 原子力災害医療措置

市は、必要な場合、県が行う原子力災害医療措置について協力するものとする。

|第 11 節 飲食物等に関する措置

1 暫定飲食物摂取制限

市長は、国及び県の指示又は独自の判断により、OILの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を 講じた場合は、合わせて当該地域の生産物の摂取制限を実施するものとする。

2 飲食物等の摂取制限

市長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 市長は、知事の指示に基づき、当該区域内市民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講ずるものとする。
- (2) 市長は、知事の指示に基づき、当該区域内の市民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 市長は、知事から飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置の指示を受けたとき、県及び防災関係機関と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努めるものとする。

基準の 種類	基準の概要		初期設定値 注1)						
OIL6	経口摂取による 被ばく影響を防 止するため、飲	核種	飲料水 牛乳·乳製品	野菜類, 穀類, 肉, 卵, 魚, その他	1週間内を目途に 飲食物中の放射 性核種濃度の測				
	食物の摂取を 制限する際の	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg 注2)	定と分析を行い, 基準を超えるもの				
	基準	放射性セシウム	$200 \mathrm{Bq/kg}$	500Bq/kg	につき摂取制限を				
		ウラン	$20 \mathrm{Bq/kg}$	100Bq/kg	迅速に実施。				
		プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg					

飲食物等の摂取制限措置に関する指標

- 注1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- 注2) 根菜, 芋類を除く野菜類が対象。

第 12 節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれる場合,あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を市民等へ周知する。なお、行政機関においては市民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 市は、業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- 3 市は、市内の一部が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合は、当該指示等を受けていない地域の適切な施設において必要な業務を継続できるように、県の支援を受けるものとする。

第3章 復旧·復興計画

第1節 放射性物質の除去等

市は、県が支援・研修センターとの協力のもと、国及び防災関係機関の長と連携し行う環境中の放射性物質の除去・除染に協力する。

第2節 各種規制措置の解除

市長は、県が行う緊急時モニタリングの結果、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷・摂取制限等の解除を行うものとする。

第3節 広 報

市は、県が緊急モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめたものについて、県と連携し公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。 なお、事故等の影響により、本市において風評被害が発生するおそれがある場合、積極的に広報を行うものとする。

第4節 被害状況の調査等

1 市民の登録

市長は、国、県と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に受け入れた市民について、あらかじめ定める記録票により登録するものとする。

2 被害調査

市長は、国、県と連携して、次に掲げる事項に起因して市民が受けた被害を調査するものとする。

- (1) 避難・屋内退避等の措置
- (2) 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- (3) 立入禁止措置
- (4) その他必要と認める事項

3 被災者の生活の支援

市は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国、県、関係機関と連携・協力し、必要に応じ、義援金の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 市民相談総合窓口の設置

市民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

- (2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援 被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を 設置する。
- (3) 損害賠償関係 損害賠償が迅速,的確に行われるよう対策窓口を設置する。

第5節 市民等の健康影響調査等の実施

- 1 市は、国、県と連携し、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査(健康診断等)及び心のケアを含む健康相談を実施する。
- 2 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤 師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

|第6節 事故発生事業者の原子力防災要員の受入れ等

市は、復旧段階において、事故発生事業者から派遣された原子力防災要員等を速やかに受け入れる。派遣された原子力防災要員等は、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、市が実施する市民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報(住民相談窓口を含む。)への協力をする。

また,事故発生事業者は,被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等,必要な体制を整備する。

第7節 物価の監視

市は、国、県及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を 公表するものとする。

第7編 参考資料

第1節 消防力の状況

消防職員配置状況

注:令和5年4月1日現在

所属			消	肖防本部				東洋	肖防署	<u>.</u>			Ī	西消防署	昬	
) //) //) // (消	次	総	予	警	本	署	第	第	第	東	署	第	第	第	西
	防		務	防	防	部		—	<u> </u>	三	消 防 署		<u> </u>	=	三	消防器
階級	長	長	課	課	課	計	長	部	部	部	者計	長	部	部	部	署 計
消防司令長	1					1										
消防司令			3	2	2	7	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4
消防司令補			1 派遣 1	(兼務 1)	1 (兼務 3)	3		4	5	5	14		3	3	2	8
消防士長			1 (兼務 1)	1 (兼務 1)		2		3	3	3	9				1	1
消防副士長			(兼務 1)	(兼務 1)				4	2	4	10		1	2	1	4
消防士			1 (兼務 2)			1		2	3	1	6		2	1	2	5
事務職員			1			1										
計	1		8	3	3	15	1	14	14	14	43	1	7	7	7	22

車両等の状況

注:消防压器 会和5年4月1日現在

車河	両等の状況				注:消防年報	令和5年4月1日現在
所属	車種	社名	年式	排気量 cc	車両番号	型式
	指揮隊車	トヨタ	R4	2,700	水戸 830 せ 20-22	本部指揮隊車
	団本部車	トヨタ	Н27	1,500	水戸 800 せ 18-02	消防団指揮広報車
	司令車	トヨタ	H12	2, 500	水戸 300 せ 33-14	
本部	連絡車	トヨタ	R3	1,500	水戸 430 ね 20-21	
	事務連絡車	トヨタ	H24	1,000	水戸 532 ろ 119	
	運搬車	トヨタ	H16	3,000	水戸 331 そ 119	
	ドクターカー	三菱	R1	2, 400	水戸 301 む 48-73	
	指揮車	ニッサン	H13	2,000	水戸 800 さ 66-38	署指揮車
	水槽付ポンプ車	日野	R5	5, 100	水戸 830 て 20-23	I-B 型モリタ CAFS (緊急消防援助隊登録)
	消防ポンプ車	日野	R4	4,000	水戸 830 と 20-22	CD-1 型モリタ 小型水槽付
	消防ポンプ車	日野	Н19	4,000	水戸 830 た 20-07	CD- I 型モリタ CAFS 小型水槽付
-t- PP	救助工作車	日野	H21	6, 400	水戸 800 は 913	Ⅱ型
東署	資機材搬送車	日野	Н29	4,000	水戸 830 つ 20-17	
	救急車	トヨタ	Н30	2,700	水戸 830 て 20-18	高規格救急車 (緊急消防援助隊登録)
	救急車	トヨタ	Н26	2,700	水戸 830 せ 20-14	高規格救急車 (緊急消防援助隊登録)
	救急車	トヨタ	H20	2,700	水戸 830 せ 20-08	高規格救急車
	広報車	ニッサン	H15	1,800	水戸 800 さ 97-14	查察広報車
	広報車	ニッサン	H14	2,000	水戸 800 さ 84-99	資機材搬送型
	消防ポンプ車	日野	Н27	4,000	水戸 830 ち 20-15	CD- I 型モリタ CAFS 小型水槽付
西署	救急車	ニッサン	R2	2, 500	水戸 830 ね 20-20	高規格救急車
	広報車	ニッサン	R2	2, 500	水戸 830 は 20-20	署指揮広報車
	広報車	日野	R1	4,000	水戸 830 せ 20-19	資機材搬送型

消防団員の配置状況表

令和5年4月1日現在

		fefe law	
Í		第1部	第1区,第2区,第3区,第4区,第5区,第6区,第7区
	第1分団	第2部	第8区, 第9区, 第10区, 第11区, 第12区
		第3部	泉, 宇留野 (宇留野圷を除く)
		第1部	東野,八田,大宮照田
	無の八田	第2部	北塩子,西塩子
	第2分団	第3部	鷹巣,小祝,上大賀(久慈岡を除く)
		第4部	岩崎,上大賀(久慈岡)
		N4 1 H4	2 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7
		第1部	辰ノ口、塩原
	第3分団	第2部	小倉
	71, o 21 El	第3部	富岡
		知り即	田門
		第1部	上岩瀬,下岩瀬
		第2部	根本、宇留野(宇留野台を除く)
	第 4 分団		•
		第3部	下村田
		第4部	石沢,上村田
		第1部	若林
	第 5 分団	第2部	小場
		第3部	小野
		第4部	三美
		fefa . Jan	
	第6分団	第1部	山方(元上町,仲町,下町,館,市野沢,根古屋)舟生,西野内
	//v - /v III	第2部	山方(芝,皆沢,和田,大久保)
		告 1 ^{分17}	山方(小池、神奉地、台ノ内)
		第1部	
	第7分団	第2部	野上
		第3部	小貫,照山
		答 1 初	※2 √2 □
	第8分団	第1部	諸沢,北富田
		第2部	盛金,久隆,家和楽
		第1部	山方照田
	第9分団		
団長 副団長	男 9 万凹	第2部	長田
		第3部	長沢
		第1部	氷之沢、下檜沢の一部
本部員	第 10 分団	第2部	下檜沢の一部
		277 4 DD	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		1	
松道昌公		第1部	上檜沢
指導員会	第 11 分団	第1部	上檜沢 高部 (三ツ木、上町、下町、関山)
指導員会	第 11 分団	第2部	高部(三ツ木,上町,下町,関山)
指導員会	第 11 分団	-	
指導員会	第 11 分団	第2部	高部(三ツ木, 上町, 下町, 関山) 高部(三河戸)
指導員会		第2部 第3部 第1部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿
指導員会	第 11 分団	第2部 第3部 第1部 第2部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅)
指導員会		第2部 第3部 第1部 第2部 第3部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿)
指導員会		第2部 第3部 第1部 第2部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅)
指導員会		第2部 第3部 第1部 第2部 第3部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿)
指導員会	第 12 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉
指導員会		第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長
指導員会	第 12 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉
指導員会	第 12 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長
指導員会	第 12 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷)
指導員会	第 12 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西)
指導員会	第 12 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷)
指導員会	第 12 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西)
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(中島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(中島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(中島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 4 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋)
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 4 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋)
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団	第 2 部 第 3 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 15 分団	第 2 部 第 3 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,淹若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 15 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 3 部 第 2 部 第 2 部 第 3 部 第 2 部 第 3 部 第 3 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(中島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 16 分団 第 17 分団	第 2 部 第 3 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 15 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 3 部 第 2 部 第 2 部 第 3 部 第 2 部 第 3 部 第 3 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(中島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 16 分団 第 17 分団	第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 16 分団 第 17 分団	第 2 部 第 3 部 第 3 部 第 4 部 第 4 部 第 5 部 第 5 部 第 6 日 第 7 部 第 7 部 第 8 日 第 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(中島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 16 分団 第 17 分団	第 2 部 第 3 部 第 3 部 第 4 部 第 4 部 第 5 部 第 5 部 第 6 日 第 7 部 第 7 部 第 8 日 第 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居 下伊勢畑 上伊勢畑,檜山
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 15 分団 第 16 分団 第 17 分団 第 18 分団	第 2 部 第 3 部 第 3 部 第 4 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,冥加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居 下伊勢畑 上伊勢畑,檜山 常陸大宮市全域
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 16 分団 第 17 分団	第 2 部 第 3 部 第 3 部 第 4 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,淹若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居 下伊勢畑 上伊勢畑,檜山
指導員会	第 12 分団 第 13 分団 第 14 分団 第 15 分団 第 16 分団 第 17 分団 第 18 分団	第 2 部 第 3 部 第 3 部 第 4 部 第 3 部 第 4 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 1 部 第 2 部 第 3 部	高部(三ツ木,上町,下町,関山) 高部(三河戸) 高部(谷熊,細草,大貝)小田野宿 小田野(上,中,下,复加平住宅) 鷲子(下郷,袋木,宿) 鷲子(仲島,花輪,田沢,鳥居土) 那賀,下小瀬,小玉 国長 小瀬沢,松之草,吉丸 上小瀬(宿,下郷) 上小瀬(本郷,西根,川西) 大岩,小舟 油河内,入本郷 千田 野口(宿,滝若,津波,西根) 野口(館,内古屋) 野口平,門井 金井,長倉 野田 秋田,中居 下伊勢畑 上伊勢畑,檜山 常陸大宮市全域

消防団の消防ポンプ等の状況 注:令和5年4月1日現在

	2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		14 IV 0	
分団名	普通 ポンプ車	小型ポンプ 積載車	その他 の車両	計
第 1 分団	3	23.77	, , ,	3
第 2 分団	1	3		4
第 3 分団		3		3
第 4 分団		4		4
第 5 分団		4		4
第6分団	1	1		2
第7分団	2	1		3
第8分団		2		2
第 9 分団		3		3
第 10 分団	1	1		2
第 11 分団	1	2		3
第 12 分団	1	3		4
第 13 分団	1	2		3
第 14 分団	1	1		2
第 15 分団	1	2		3
第 16 分団	1	2		3
第 17 分団	1	2	· ·	3
第 18 分団	1	1		2
ボート部		1	1	2
計	16	38	1	55

消防水利の状況

注:令和5年4月1日現在

						. ,
地域別	大宮	山方	美和	緒川	御前山	∌1.
水利別	地域	地域	地域	地域	地域	計
公設防火水槽	273	226	113	196	140	948
公設消火栓	201	127	98	138	118	682
指定水利(私設水利)	72	4	2	3	2	83
その他の水利	47	11	1	2	0	61
計	593	368	214	339	260	1,774

第2節 避難所の一覧

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、その危険から逃れる場所。

指定避難所

災害の危険性があり、避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設。

○指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定

◆地 震: 安全な構造 (新耐震基準)を有している施設。もしくは、その周辺に地震発生時に生命・身体に

危険をおよぼす恐れのある建築物や工作物がない場所。

◆洪水・浸水: 浸水想定区域に立地していない施設や場所。もしくは、想定水位以上の高さに避難者を受入れる

部分があり、かつ避難上有効な階段その他の経路があり2階以上の階に避難できる施設。

◆土砂災害: 土砂災害警戒区域等の危険区域内に立地していない施設や場所。もしくは鉄筋コンクリート造な

どの強固な構造の施設。

◆大規模火災: 大規模火災による輻射熱等の影響の及ばない施設や場所。

- ○指定避難所欄「○」は指定避難所と緊急避難場所を兼ねる場合。「−」は指定緊急避難場所のみを表す。
- ○災害種別ごとの適否「○」適。「×」不適。
- ○指定緊急避難場所の収容人員は,参考値。

避難所集計

是											
	指定避難所・指定緊急避難場所										
地域名			指定緊急避難場所								
	箇所数	面積	地域人口≒	収容人員≒	収容率	箇所数	面積				
大宮地域	16	12, 662	23, 698	4, 215	17.8%	45	79, 056				
山方地域	8	3, 744	5, 226	1, 245	23.8%	30	25, 733				
美和地域	7	2, 424	2, 706	805	29.7%	30	22, 476				
緒川地域	6	4,871	2,823	1,623	57.5%	23	28, 140				
御前山地域	4	1, 972	2, 947	659	22.4%	15	6, 329				
計	41	25, 673	37, 400	8, 547	22.9%	143	161, 734				

注: 収容人員算定は、トイレ、廊下等を除いた収容可能面積から、1人当たり3㎡で算定(指定緊急避難場所は、屋内施設の場合、延べ床面積の70%、屋外施設(公園等)は、駐車場・広場・グランド等の平地面積の50%を収容可能面積とし、1人当たり3㎡で算定)

大宮地域指定緊急避難場所 指定避難所一覧

								緊急				
No	施設の名称	所在地	電話番号 (0295)	構造	築年	指定 避難所	火 地震	手種別 洪水・浸水	土砂災害	道 大規模火災	面積	収容人員
1 '	常陸大宮市文化センター	中富町 3135-6	53-7200	鉄筋平	Н7	0	0	0	0	0	226	75
2 :	大宮小学校体育館	北町 116	52-0049	鉄骨平	S59	0	0	0	0	X	716	238
3 ;	大宮西小学校体育館	抽ヶ台町 2906-8	52-0159	鉄骨平	S56	0	0	0	0	0	713	237
4	大宮中学校体育館	抽ヶ台町 3117	52-0068	鉄骨平	S47	0	0	0	0	0	1, 144	381
5 ;	大宮中央公民館[福祉センター]	下町 217	52-0673	鉄筋平	S42	0	×	0	0	×	451	150
6	県立常陸大宮高等学校体育館	野中町 3257-2	52-2175	鉄骨平	S53	0	0	0	0	0	997	332
7	大宮北小学校体育館	東野 3323	52-0314	鉄骨平	S62	0	0	0	0	0	550	183
8 ;	大賀小学校体育館	小祝 218-2	52-0518	鉄骨平	S60	0	0	0	0	0	550	183
9	大宮東部コミュニティセンター	小倉 1873	52-4244	鉄骨平	Н9	0	\circ	0	0	0	198	66
10 .	上野小学校体育館	根本 231	52-0309	鉄骨平	S58	0	\circ	×	×	0	580	193
11 7	寸田小学校体育館	上村田 1259-1	53-1891	鉄骨平	S61	0	\circ	0	0	0	540	180
12	大宮南部コミュニティセンター	上村田 882-5	53-5655	鉄骨平	H1	0	0	0	0	0	721	240
13	第二中学校体育館	石沢 1555	52-0561	鉄骨平	H29	0	\circ	0	0	0	698	232
14	西部総合公園体育館	工業団地 25	52-5223	鉄筋平	H11	0	\circ	0	0	0	2, 731	910
15	おおみやコミュニティセンター	北町 400-2	53-5885	鉄筋2	S63	0	\circ	0	0	0	1, 297	432
16	旧小場小学校体育館	小場 981-2		鉄筋平	Н3	\circ	0	0	0	0	550	183
	指定避難所計									_	12,662	4, 215

地域人口≒ 23,698 面積計 12,662 収容人口≒ 4,215 収容率 17.8%

注: No. 5 大宮中央公民館 [福祉センター] は、帰宅困難者も含む。

								定緊急 害種別				収容人員
No	施設の名称	所在地	電話番号 (0295)	構造	築年	指定 避難所	地震	洪水・浸水	土砂災害	大規模火災	面積	
1	玉川自然公園	東野 1058-2		_	_	_	0	0	0	0	300	50
2	辰ノ口親水公園	辰ノ口 1339-2		_	_	_	0	X	X	0	13, 250	2, 200
3	西部総合公園	工業団地 25			_		0	0	0	0	26, 500	4, 410
4	大宮自然公園	石沢 60-2		_	_	_	0	0	0	×	1, 130	180
5	大宮運動公園	鷹巣 1860		_	_	_	0	0	0	0	22, 220	3, 700
6	大賀ファミリー公園	小祝 227-2			_	<u> </u>	0	0	0	0	1, 400	230
7	宮の郷公園	宮の郷 2153-19			_	<u> </u>	0	0	0	0	5, 450	900
8	栄町コミュニティセンター	栄町 1212-1		木造平	H30	<u> </u>	0	0	0	×	162	40
9	南町公民館	南町 3140	53-5788	木造平	Н2		0	0	0	×	177	40
10	抽ケ台公民館	抽ヶ台町 3365-4	53-1999	木造平			0	0	0	×	176	40
11	第5区集会所(上町)	上町 420-2	53-3968	木造平			0	0	0	×	83	20
12	第8区公民館(北町)	北町 76-1		木造平			0	0	0	×	115	30
13	東富コミュニティセンター	東富町 668-1	53-3940	木造平	НЗ	<u> </u>	0	0	0	×	187	45
14	第 10 区集会所(姥賀町)	姥賀町 584-1	52-2945	木造平			0	0	0	×	145	35
15	野中集会所	野中町 748-2		木造平	H11	<u> </u>	0	0	0	×	208	50
16	田子内集会所	田子内町 3247-2		木造平		<u> </u>	0	0	0	0	297	70
17	玉川地区センター	東野 4313-1		木造平	S56		X	0	0	×	232	55
18	八田集落センター	八田 1074-1	53-3941	木造平	S58		0	0	0	0	177	40
19	若林公民館	若林 1388-1	53-2850	木造平	L	—	0	0	0	0	264	60
20	上大賀集会所	上大賀 632-2	53-3967	木造平			0	0	0	0	105	25
21	岩崎コミュニティセンター	岩崎 526-1	53-1997	木造平	H11		0	×	×	X	245	60
22	小祝新農村集落センター	小祝 336-2	53-1998	木造平			0	0	0	X	135	30
23	鷹巣ふるさとコミュニティセンター	鷹巣 925-4		鉄骨平	H15		0	0	0	0	186	45
24	大坂平新農村集落センター	鷹巣 2681-5		木造平			0	0	0	0	93	20
25	辰ノ口集会所	辰ノ口 1251-1	53-1995	木造平			0	0	0	0	154	35
26	塩原農村集落センター	塩原 2764-1	52-2947	木造平		l	0	X	X	0	170	40
27	富岡集会所	富岡 303-1	53-3964	木造平			0	X	X	0	118	30
28	下岩瀬新農村集落センター	下岩瀬 500		木造平			0	X	X	X	158	35
29	上岩瀬新農村集落センター	上岩瀬 842-1	53-0969	木造平	L		0	X	X	0	219	50
30	上野地区センター	根本 162-1		木造平	ļ		0	X	X	X	255	60
31	泉コミュニティセンター	泉 813-1	53-1994	木造平	L	l	0	0	0	X	268	60
32	宇留野台ふれあい交流センター	宇留野 370-6		木造平	L	l	0	0	0	0	200	45
33	宇留野圷農村文化伝統館	宇留野 1483-1		木造平	1112	l	0	X	×	0	165	40
34	下村田公民館	下村田 2814		木造平	H16		0	0	0	0	183	40
35	村石地区センター	上村田 1123-1		木造平	L	l	0	0	0	0	274	65
36	石沢公民館	石沢 1158-2	53-0956	木造平	111		0	0	0	0	109	25
37	大場地区センター	小野 219-1		木造平	Н6	l	0	0	0	0	263	60
38	小場公民館	小場 6567-1		木造平	L	 	×	0	0	0	224	50
39	三美公民館	三美 386-1	53-0976	木造平	L	<u> </u>	0	0	0	0	155	35
40	西塩子田園都市センター	西塩子 1696-1	53-3965	木造平	111	l	0	0	0	×	91	20
41	塩田地区センター	北塩子 2163		木造平	H7	l	0	0	0	0	279	65
42	くりえーとセンター大宮	工業団地 34	53-6688	鉄筋平	L	l	0	0	0	0	367	85
43	大宮第3区集会所	中富町 1055-2	33 0000	木造平	L	l 	0	0	0	0	186	45
44	道の駅常陸大宮かわプラザ	岩崎 717-1	58-5038	Au E -	H28	l	0	×	×	0	1, 773	410
	下町ふるさとコミュニティセンター	下町 1490-1	30 0000	木造平	L	ļ		 	ļ	ļ		
45		1 -1 1490 1		小坦干	птя		0	0	0	0	208	50
指定	緊急避難場所面積計										79, 056	13, 720

山方地域指定緊急避難場所・指定避難所一覧

	施設の名称	□ 指定避難所一覧	指定緊急			急避難場所 別ごと適否						
No		所在地	電話番号 (0295)		築年	指定 避難所		洪水・浸水	土砂災害	大規模火災	面積	収容人員
1	山方小学校体育館	山方 3292	57-2801	鉄骨平	S53	0	0	0	0	0	560	186
2	山方南小学校体育館	野上 1067	57-3236	鉄骨平		0	0	0	0	0	442	147
3	山方中学校体育館	山方 3267	57-2802	鉄筋平	H18	0	0	0	0	0	907	302
4	山方地域センター別館	山方 660	57-2903	鉄筋2	S49	0	0	0	0	0	1, 033	344
5	西野内地区センター	西野内 294-1		木造平	S56	0	×	×	X	0	104	34
6	諸富野地区センター	諸沢 116-2	57-3032	鉄筋2	S54	0	0	Χ	X	0	240	80
7	舟生地区センター	舟生 470-3		木造平	S57	0	0	×	X	0	84	28
8	神奉地コミュニティセンター	山方 530-1	57-3963	鉄筋平	S58	0	0	×	X	0	374	124
指定	避難所計	<u> </u>		•	•		•		•		3, 744	1, 245
	人口≒ 5,226 人口≒ 1,245	面積計 3,744 収容率 23.8%										
1	パークアルカディア	山方 5858-4	57-6630		_	_	0	0	0	×	1, 180	190
2	山方運動公園	山方 5819		—	_	_	0	0	0	0	12, 000	2,000
3	もりがね富士見公園	盛金 2692			_	_	0	0	0	×	1,000	160
4	22 世紀の森	諸沢 5042		—	_	_	0	×	X	×	480	80
5	陰陽山森林公園	山方 5061				_	0	0	0	×	1, 100	180
6	西野内運動公園	西野内 655-4 地先河川敷		—	—	_	0	×	Χ	0	6, 400	1,060
7	山方宿駅交流センター	山方 848-2				_	0	×	X	×	113	25
8	和大地区センター	山方 2589-3		木造平	НЗ	_	0	0	0	0	160	40
9	久隆地区センター	久隆 387-2		木造平		_	0	0	0	×	185	45
10	長田地区センター	長田 1753-1		木造平	S57	_	0	0	0	0	184	45
11	野上地区センター	野上 1194-2		木造平	S59	_	0	0	0	0	184	45
12	小貫地区センター	小貫 675-5		木造平	S57	_	0	0	0	0	118	30
13	照山地区センター	照山 1114-2		木造平	H4	_	0	0	0	0	165	40
14	諸沢西地区センター	諸沢 5026-3		木造平	S62	_	0	0	0	×	143	35
15	盛金地区センター	盛金 2478-2		鉄筋平	S56	_	0	0	0	0	500	115
16	山方2区集会所	山方 969-6		木造平	S45	_	X	×	X	0	96	25
17	南皆沢集会所	山方 5466-2		木造平	S61	_	0	0	0	×	60	15
18	北皆沢集会所	山方 6004-2		木造平	H4	_	0	0	0	0	60	15
19	芝新農村集落センター	山方 4023-1		木造平	H4	_	0	0	0	0	234	55
20	諸沢2区農村集落センター	諸沢 785-2		木造平	НЗ	_	0	0	0	×	166	40
21	諸沢3区集落センター	諸沢 2172-3		木造平	S61	_	0	0	0	×	178	40
22	諸沢4区集落センター	諸沢 3369-2		木造平	H4	<u> </u>	0	0	0	×	164	40
23	北富田集会所	北富田 898		木造平	S56	_	×	0	0	0	70	15
24	平山集会所	盛金 2090-6		木造平	Н5	_	0	0	0	0	67	15
25	盛金川東集会所	盛金 1113-2	}	木造平	S61	_	0	0	0	0	67	15
26	桧沢口岡平集会所	盛金 3057-1	·	木造平	H1	_	0	0	0	×	67	15
27	家和楽農村集落センター	家和楽 113-1	·	木造平	S59	_	0	X	X	0	177	40
28	梶畑集会所	家和楽 622	·	木造平	J	_	0	0	0	0	67	15
29	長沢農村集落センター	長沢 1380-5	l	木造平	J	 	0	0	0	0	193	45
30	照田集落センター	照田 349-2		木造平		<u> </u>	0	0	0	0	155	35
指定	緊急避難場所計	<u> </u>	1	<u>I</u>	1	1				i	25, 733	4, 515

美和地域指定緊急避難場所。指定避難所一覧

	種和地域指定緊急避難場所・ 施設の名称						指定緊急避難場所 災害種別ごと適否					
No		所在地	電話番号 (0295)	構造	築年	指定 避難所	地震	洪水・浸水	土砂災害	大規模火災	面積	収容人員
1	美和地域センター	高部 5281-1	58-2111	木造平	R4	0	0	0	0	0	257	85
2	美和地域センター別館	高部 5278	58-2142	木造2	Н2	0	0	0	0	×	430	143
3	表郷みらい館	氷之沢 150-1	58-5442	木造平	H14	0	0	0	0	0	64	21
4	下郷ふるさとコミュニティセンター	下檜沢 3747-3	58-2102	木造平	H14	0	0	0	0	0	84	28
5	美和小学校体育館	小田野 22	58-2419	鉄骨平	H29	0	0	0	0	0	442	147
6	美和高齢者コミュニティセンター	鷲子 2072-1		木造平	S59	0	0	0	0	0	134	44
7	旧美和中学校体育館	高部 454		鉄筋	H16	0	0	0	0	0	1,013	337
指定	避難所計						_	i		<u> </u>	2, 424	805
地域	人口 = 2,706 人口 = 805	面積計 2,424 収容率 29.7%									,	
1	美和運動公園	上檜沢 1523		_	_	_	0	0	0	0	13, 000	2, 160
2	花立自然公園	高部 4611-1	58-2277	—		_	0	0	0	×	3, 140	520
3	三浦杉公園	小田野 131-1		—			0	×	X	0	850	140
4	小田野山村広場	小田野 2171-1					0	×	X	×	1, 300	210
5	鷲子運動広場	鷲子 2109-3					0	0	0	0	1,600	260
6	野沢会館	氷之沢 2370-1		—	H14		0	×	X	×	142	35
7	元沢集落センター	氷之沢 788		—	S61		0	0	0	0	87	20
8	宿里ふるさとコミュニティセンター	下檜沢 3323-1		木造平	H10		0	×	×	0	150	35
9	仲檜沢会館	下檜沢 1958-1		木造平	l		X	×	X	0	57	15
10	下檜沢上郷コミュニティセンター	下檜沢 2732-2	58-3076	木造平	1		X	X	X	0	145	35
11	上檜沢生活改善センター	上檜沢 163-2	58-2548	木造平	S44		X	X	X	0	68	15
12	中組集落センター	上檜沢 754		木造平	Н6		0	0	0	X	155	35
13	上組会館	上檜沢 1758-2	58-2083	木造平	S46		×	0	0	×	80	20
14	上町集落センター	高部 3925-1	58-3675	鉄筋平			×	×	×	0	96	20
15	谷熊公民館	高部 4076-3		木造平			×	×	X	0	80	20
16	細草集落センター	高部 4472-2	58-3446	木造平	J		X	0	0	0	76	
17	大貝生活改善センター	高部 4925-6		木造平			X	X	X	0	68	
L	東河戸集落センター	高部 1880-1	58-3619	木造平	S54	_	X	×	X	0	123	
19	入檜沢下集落センター	高部 3644		木造平			0	×	X	0	69	
20	入檜沢上コミュニティセンター	高部 3218-1	58-4310	木造平	J	_	0	0	0	0	103	25
21	仲河戸集落センター	高部 2438-4	58-3508	木造平			×	×	X	0	96	
22	小田野宿集落センター	小田野 69-1		木造平			×	0	0	X	124	30
23	小田野下郷営農改善センター	小田野 2432-1		木造平	1		×	X	X	0	60	15
24	小田野中郷集落センター	小田野 2176		木造平	J		0	X	X	×	98	
25	小田野上郷生活改善センター	小田野 1015-1		木造平	1		×	X	X	0	73	
26	鷲子下郷農村集落センター	鷲子 449-2		木造平	J		0	X	X	×	160	40
27	袋木集落センター	鷲子 1103-1	58-2526	木造平			×	X	X	0	87	20
28	鷲子宿集落センター	鷲子 1664	58-2531	木造平	l		0	0	0	×	122	30
29	花輪集落センター	鷲子 2555	58-2329	木造平	J		0	0	0	×	156	35
30	鳥居土集落センター	鷲子 3173-3	- 2020	木造平	1	l	0	0	0	X	111	25
90	緊急避難場所計	/mg 1 02.0 0		11.45	110		\circ	\cup	\cup	^	22, 476	

緒川地域指定緊急避難場所・指定避難所一覧

相川地域相上系态避無場所:								E緊急 手種別				
施設 ⁶	0名称	所在地	電話番号 (0295)	構造	築年	指定 避難所	地震	洪水・浸水	土砂災害	大規模火災	面積	収容人員
1 緒川高齢者コミュニティ゙	とりター「やすらぎ荘」 小弁	1 1282		鉄筋平	S54	0	0	0	0	0	174	58
2 ふるさとセンター		} 1234-2	56-3494	鉄筋 2	S62	0	0	0	0	0	285	95
3 緒川小学校体		>瀬 751	56-3704	鉄骨平	Н2	0	0	0	0	0	616	205
4 明峰中学校体	育館 上月	瀬 1281	56-2004	鉄骨平	S49	0	0	0	0	0	1, 116	372
5 緒川地域センター	上月	瀬 1259	56-5111	鉄 2F1B	H11	0	0	0	0	0	1, 113	371
6 県立小瀬高等	学校体育館 上月	瀬 1881	56-2204	鉄骨 2F	H17	0	0	0	0	0	1, 567	522
指定避難所計	·										4,871	1,623
* "	,823 面積i ,623 収容 ²³											
1 やすらぎの里	公園 小舟	1234-2	56-2401	_	_	_	0	0	0	0	3, 100	510
2 緒川運動公園	上月	>瀬 5777				_	0	0	0	0	19, 700	3, 280
3 百観音自然公	園 那賀	₹ 2440		_		_	×	×	X	0	2, 100	350
4 那賀集落農事		₹ 101		木造平		_	0	0	0	0	198	45
5 下小瀬生活改	善センター 下月	瀬 407	56-2476	木造平		_	X	0	0	0	180	45
6 国長生活改善		₹ 714-1		木造平	S57	_	0	0	0	0	184	45
7 小玉集落センター		≣ 554		木造平		_	0	0	0	0	83	20
8 下郷農村集落		瀬 359		木造平	S59	_	0	0	0	0	220	50
9 宿農村集落セン		>瀬 5987		木造平	S58	_	0	0	0	0	204	50
10 本郷ふるさと		>瀬 2812−1	56-3854	木造平	H14	_	0	0	0	0	163	40
11 川西生活改善		∖瀬 2185-5		木造平		_	0	0	0	×	120	30
12 西根生活改善		∖瀬 3730−2		木造平			0	0	0	×	139	30
13 大岩集落センター	大岩	붐 399−2		木造平	S55		×	×	X	0	182	45
14 小舟公民館		} 1953-1		木造平		_	0	X	×	×	73	20
15 前屋大貝生活		} 2449-1	56-2066	木造平	S54		×	0	0	0	119	30
16 小舟上集落セン		} 510–2		鉄筋平		_	0	×	X	×	127	30
17 油河内農村集		万内 199−1		木造平	S61		0	×	X	×	168	40
18 松之草生活改		Z草 16−2		木造平			0	0	0	×	100	25
19 小瀬沢ふるさ		頁沢 125−1		木造平	l		0	0	0	0	150	35
20 吉丸コミュニティセン		և 997-1		木造平	H14		0	×	×	0	158	40
21 入本郷集落センタ	9- 入本	≤郷 455−1		木造平			0	×	X	×	90	20
22 千田田園都市	センター 千日	∃ 464−1	56-3391	木造平	S50	_	×	0	0	X	208	50
23 緒川げんき保	育園下小	瀬 398	54-3122	鉄骨平	H25		0	0	0	0	374	90
指定緊急避難場所認	+					<u>. </u>		1			28, 140	4, 920

御前山地域指定緊急避難場所・指定避難所一覧

仰削山地 域指正案忌避難場所	THE PERSON SE							避難			
施設の名称 No	所在地	電話番号 (0295)	構造	築年	指定 避難所	地震	洪水・浸水	土砂災害	大規模火災	面積	収容人員
1 御前山トレーニングセンター	野口 3195	55-3175	鉄骨2	S58	0	0	0	0	0	918	306
2 御前山小学校体育館	野口 3217	55-1002	鉄骨平	H21	0	0	0	0	0	660	220
3 御前山地域センター	野口 3195	55-2111	鉄筋 2	Н9	0	0	0	0	0	72	24
4 御前山地域センター別館	野口 3195	55-2111	鉄筋 2	S56	0	0	0	0	0	329	109
指定避難所計										1,979	659
地域人口≒ 2,947 面积 収容人口≒ 659 収名	責 1,972 字率 22.4%										
1 三王山自然公園	秋田 428-2		_		_	0	0	0	×	2, 550	420
2 上郷新農村集落センター	野口 3353-4		木造平	Н8		0	0	0	0	174	40
3 野口平公民館	野口平 556		木造平	S54		×	0	0	×	108	25
4 野口地区センター	野口 2084		鉄骨 2	S56	—	×	0	0	×	313	75
5 門井公民館	門井 118-2		木造平	S52	_	×	0	0	×	100	25
6 下伊勢畑地区センター	下伊勢畑 1142		木造平	S53	—	×	0	0	0	210	50
7 上伊勢畑集落センター	上伊勢畑 687-1		木造平	S57	—	0	0	0	0	120	30
8 桧山公民館	桧山 890-2		木造平	S53	—	×	0	0	×	50	15
9 野田集落センター	野田 1121-1		木造平	S57	—	0	0	0	0	192	45
10 長倉地区センター	長倉 1078-1		鉄骨 2	S57	—	0	X	0	×	218	50
11 秋田生活改善センター	秋田 952		木造平	S59	—	0	0	0	×	83	20
12 中居公民館	中居 293-2		木造平	S59	_	0	0	0	×	66	15
13 御前山文化伝習センター	長倉 125-8	55-3198	木造平	H4	_	0	×	0	0	155	35
14 内原農村集落センター	野口 2011-4		木造平	S62	_	0	0	0	×	121	30
15 御前山青少年旅行村	下伊勢畑 2370	55-2222				0	0	0	×	1, 869	440
指定緊急避難場所計										6, 329	1, 315

福祉避難所

一般避難所では避難生活が困難な、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、災害時に配慮が必要な人たち(以下、要配慮者という。)に配慮した市指定の避難施設を言う。

福祉避難所利用対象者

福祉避難所の対象者は、要配慮者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅要支援者。

福祉避難所一覧

No	施設の名称	所在地	電話番号	構造		建物面	積㎡	収容人員
NO	他 取り 名 か	別往地	(0295)	件垣	校舎等	築年	体育館 築年	(有効率)
	大宮地域							
1	総合保健福祉センター〔かがやき〕	北町 388-2	54-7121	鉄筋2F	2, 245	H14		65
2	サングリーンピア大宮	若林 1723-15	55-8855	鉄筋1F	2, 633	H24		通常利用者 の状況による
3	特別養護老人ホーム「みのり園」	鷹巣 2243-1	53-7878	鉄骨 2 F	2, 237	Н5		通常利用者 の状況による
4	特別養護老人ホーム「ドルフィン」	泉 497-1	53-1191	鉄骨 2 F	2, 988	Н15		通常利用者 の状況による
5	地域密着型介護福祉施設 「大宮フロイデドルフ」	抽ヶ台町 889-1	55-8822	鉄骨 2 F	2, 689	Н23		通常利用者 の状況による
	山方地域				•		•	
6	特別養護老人ホーム 「サングリーンピア山方」	西野内 1537-1	57-2100	鉄骨 2 F	3, 032	Н7		通常利用者 の状況による
	美和地域						•	
7	特別養護老人ホーム「みわ」	鷲子 2023-2	58-2213	鉄筋 2 F	2, 865	H13		通常利用者 の状況による
	緒川地域				•	•		
8	緒川地域センター	上小瀬 1259	56-5111	鉄筋 2FB1F	4, 121	H11		371
9	特別養護老人ホーム「おがわ」	上小瀬 4425	56-2500	鉄骨1F	2, 310	Н8		通常利用者 の状況による
	御前山地域				•		•	
10	特別養護老人ホーム 「御前山フロイデガルテン」	野口平 146-1	54-2555	鉄骨2F	4, 265	H13		通常利用者 の状況による
11	御前山地域センター	野口 3195	55-2111	鉄筋 2 F	601	Н9		50
<u> </u>	市外		!		1	!	!	
12	茨城県大子特別支援学校	大子町頃藤 3602	74-1444	鉄筋 1 F	_	<u> </u>		通学利用者 の状況による

第3節 関係機関の連絡先

	各関係機関	防災担当課	電話番号(夜間・休 太字は非常・緊急通		
常	陸大宮市	危機管理課	0295-52-1111	0295-53-0032	
常	陸大宮市消防本部	総務課	0295-54-0119		
	茨城県機関				
1	茨城県	防災・危機管理課		029-301-2879	
		消防安全課		029-301-2896	
		河川課		029-301-4490	
		厚生総務課		029-301-3129	
		原子力安全対策課		029-301-2922	
2	県北県民センター	県民福祉課	0294-80-3322		
3	県北農林事務所	企画調整課	0294-80-3301		
4	常陸大宮土木事務所	河川整備課	0295-52-3157		
5	県警察本部	警備部警備課	029-301-0110	内線 5751	
	大宮警察署	警備課	0295-52-0110		
6	ひたちなか保健所		029-265-5515(代)		
	ひたちなか保健所常陸大宮支	所	0295-52-1157(代)		
	指定地方行政機関				
1	農林水産省関東農政局	茨城県拠点	029-221-2184		
2	国土交通省関東地方整備局常	陸河川国道	029-240-4071		
0	事務所河川管理課		000 004 1106		
3	水戸地方気象台	**************************************	029-224-1106	(029-224-1105)	
4	百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672		
	指定公共機関				
1	東日本電信電話株式会社茨城		029-232-4825		
2	東京電力パワーグリッド(株)	茨城総支社	029-387-4090		
3	日本赤十字社茨城県支部		029-241-4516		
	指定地方公共機関				
1	常陸大宮市社会福祉協議会		0295-53-1125		
2	茨城県土地改良事業団体連合	会	029-225-5651		
	自衛隊				
1	陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211	内線 234	内線(302)
2	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	0298-42-1211	内線 2410	内線(2302)
3	航空自衛隊第7航空団(百里)	防衛班	0299-52-1331	内線 230 231	内線(215)
	医療機関				
1	常陸大宮済生会病院		0295-52-5151		

第4節 医療機関の状況

常陸大宮市内の医療機関

令和5年4月現在

	T	14-11-0	午 4 月 奶任
名 称	所在地	診療科目	電話番号 (0295)
志村大宮病院	上町 313	内,心療内,神経内,呼吸器,消化器,循環器,小児,整形外,皮膚,泌尿器,婦人,眼,耳鼻咽喉,リハビリ,放射線	53-1111
おかざき内科クリニック	上町 323	内,外,呼吸器(内,外)	58-5110
小泉医院	上町 909-1	内,外,皮膚,肛門,リハビリ	
常陸大宮済生会病院	田子内町 3033-3	内,呼吸器,消化器,循環器,小児,外, 整形外,形成外,脳神経外,皮膚,泌尿器, 肛門,呼吸外,放射線,内分泌,代謝内	52-5151
一貫堂クリニック	下町 3993	内,心療内, 小児, 皮膚, 漢方	54-7777
小沢眼科内科病院附属大宮診療所	北町 120-1	眼	53-6800
岡崎外科医院	中富町 1003-6	内,外,呼吸器,脳神経外	52-0547
エヌ・ティークリニック	中富町 3104-14	内,循環器,消化器	55-8865
上久保医院	東富町 466	内,消化器,小児	52-3181
大曽根内科小児科	栄町 1345	内,小児	52-0302
住吉クリニック病院附属大宮診療所	姥賀町 559-5	内,循環器	53-7733
さとう整形外科クリニック	宇留野 3090-4	整形外,リハビリ	55-8211
ひたちおおみやクリニック	泉 219-2	内,外	55-5510
高村外科医院	山方 1117-1	内,消化器,外,整形外,皮膚,泌尿器, 肛門,リハビリ	57-2031
大串医院	山方 928	内,小児,皮膚	57-2411
常陸大宮市国民健康保険美和診療所	高部 5281-1	内,小児,歯	58-2859
緒川クリニック	上小瀬 1426-1	内,呼吸器,消化器,循環器,小児,皮膚, 泌尿器,リハビリ	54-3331
志村クリニックごぜんやま	野口 2138-3	内,呼吸器,消化器,循環器	55-1055
西垣歯科医院	上町 343	歯,口腔歯,小児歯	52-0502
大串歯科医院	上町 310 おぐらやビル 2F	歯,小児歯	52-6868
宮田歯科医院	栄町 1326-10	歯,小児歯	53-4825
みのわ歯科	野中町 3275-21	歯, 小児歯, 矯正歯	55-8718
中央歯科診療所	野中町 717-3	歯, 矯正歯, 小児歯	53-3211
エンゼル歯科医院	石沢 1830-4	歯, 口腔歯, 小児歯	52-5550
市野澤歯科医院	上村田 374-1	歯, 矯正歯, 小児歯	52-3938
立原歯科医院	下村田 2387 ピサーロ 1F	歯, 口腔歯, 小児歯	55-8241
阿部歯科クリニック	泉 445-3	歯,小児歯	52-6480
西垣歯科光樹クリニック	泉 541-16	歯,矯正歯,小児歯,口腔歯	52-6100
かわい歯科クリニック	鷹巣 1563-1	歯, 小児歯	53-7178
ながやま歯科	抽ケ台町 804-27	歯, 小児歯, 口腔歯	58-7007
ノグチ歯科	山方 559-1	歯, 矯正歯, 小児歯	57-6828
常陸大宮市国民健康保険緒川歯科診療所	上小瀬 1259	歯, 矯正歯, 小児歯, 口腔歯	56-5118
大和田歯科医院	野口 1594-2	歯, 小児歯	55-3118
いちのせ歯科	野口 2840-1	歯, 小児歯	55-4181
	.,,.=====	H, 1/4H	55 1101

第5節 ドクターヘリ発着場の状況

		ランデブーポイント登録名称	所在地	着陸場所	電話番号
	1	大賀小学校	小祝 218-2	グランド	0295-52-0518
	2	大宮運動公園(多目的広場)	鷹巣 1940	多目的広場・駐車場	0295-53-7311
	3	大宮北小学校	東野 3323	グランド	0295-52-0314
	4	大宮小学校	北町 116	グランド	0295-52-0049
	5	旧第一中学校	鷹巣 2699-2	グランド	0295-53-6500
	6			グランド	0295-52-0561
		第二中学校	石沢 1555	グランド	
	7	大宮中学校北グランド	抽ヶ台 3117	グランド	0295-52-0068
	8	大宮西小学校	抽ヶ台 2906-8		0295-52-0159
大	9	大宮南部コミュニティセンター	上村田 882-5	グランド又は駐車場	0295-53-5655
宮	10	上野小学校	根本 231	グランド	0295-52-0309
	11	旧小場小学校	小場 981-2	グランド	0295-52-1111
	12	常陸大宮市文書館	北塩子 1721	グランド	0295-52-1111
	13	西部総合公園	工業団地 25	グランド	0295-52-5223
	14	旧世喜小学校	小倉 1517	グランド	0295-53-1931
	15	常陸大宮高等学校	野中町 3257-2	グランド	0295-52-2175
	16	常陸大宮済生会病院	田子内町 3033-3	ヘリポート	0295-52-5151
	17	村田小学校	上村田 1259-1	グランド	0295-53-1891
	18	道の駅 常陸大宮	岩崎 717 番 1	ヘリポート	0295-58-5038
	19	常陸大宮市消防本部ヘリポート	姥賀町 613-4	ヘリポート	0295-54-0119
	1	北富田集会場	北富田 899	グランド	
	2	旧長田小学校	長田 1740-1	グランド	0295-53-6500 • 57-6500
	3	旧小貫小学校	小貫 532	グランド	0295-53-6500
	4	旧久隆小学校	久隆 735	グランド	0295-53-6500
	5	旧舟生小学校	舟生 819-1	グランド	0295-53-6500
山	6	旧盛金小学校	盛金 2463-1	グランド	0295-53-6500
方	7	旧諸富野小学校	諸沢 116-2	グランド	0295-53-6500
//	8	西野内運動公園	西野内	グランド	0295-57-3325
	9	山方小学校	山方 3292	グランド	0295-57-2801
	10	山方中学校	山方 3267	グランド	0295-57-2121
	11	山方南小学校	野上 1067	グランド	0295-57-3236
	12	山方運動公園野球場	山方 819	グランド	0295-52-5225
	1	美和運動公園	上檜沢 1523	グランド	0295-58-2432
	2	美和小学校	小田野 22	グランド	0295-58-2419
共	3	旧美和中学校	高部 454	グランド	0295-53-6500
美	4	小田野山村広場グランド	小田野 2171-1	グランド	0295-58-2891
和	5	鷲子(トリノコ)運動広場	鷲子 2109-3	運動広場	0295-58-2429 • 2438
	6	美和運動公園ミニサッカー場	上檜沢 1741-3	サッカー場	0295-52-5223
	7	旧桧沢小学校	下檜沢 3491	グランド	0295-6500
	1	お川運動公園 (駐車場・グランド)	上小瀬 577-1	駐車場・グランド	0295-52-5223
	2	緒川小学校	上小瀬 751	グランド	0295-56-3704
	3	明峰中学校	上小瀬 1281	グランド	0295-56-2004
	4	小瀬高等学校	上小瀬 1881	グランド	0295-56-2204
緒	5	旧八里小学校	油河内 24	グランド	0295-53-6500
		百観音自然公園駐車場	那賀 2440	駐車場	0295-53-4530
Ш	6			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	7	やすらぎの里公園駐車場	小舟 1234-2	駐車場 ヘリポート	0295-58-2004
	8	ロックヒルゴルフクラブ	上小瀬 5374-5		0295-56-3211
	9	カバヤゴルフクラブ	国長 2408-1	梅コース1番ホール	0295-56-2311
	10	ひたちの圀の健楽園	小瀬沢 814	サッカー場	0295-56-3131
	1	旧伊勢畑小学校	下伊勢畑 1919-1	グランド	0295-53-6500
	2	御前山支援センター	野口 1337	グランド	0295-53-6500
御	3	御前山金井河川敷	金井 430	河川敷	029-288-3266
前山	4	御前山小学校	野口 3217	グランド	0295-55-1002
Щ	5	旧御前山中学校	野口 4088	グランド	0295-53-6500
	6	サニーフィールドゴルフ倶楽部	野口 1743-14	テニスコート	0295-55-3232
	7	御前山ダム公園	上伊勢畑 1506-2	公園	0295-55-2111

第6節 協力建設業者の状況

常陸大宮市建設業協会

商号又は名称	電話番号
(株)小林工務店	52-3650
(株) 瀧工務店	52-0161
大宮建設工業(株)	52-2528
(有) 森嶋建設	53-3451
(株)進栄	52-1242
中村産業	52-1322
(有) 野上産業	52-1866
(有)猿田工業	52-2216
増子建設 (株)	52-0079
大栄建設 (株)	52-0143
(株)弓野組	52-0392
(株) やすくら工務店	52-0593
(株)幡山建設	52-3135
菊池開発 (株)	53-4838

常陸大宮市北西部建設業組合

吊陸人呂川北四部建設耒組合			
商号又は名称	電話番号	商号又は名称	電話番号
(有)鈴木建設	53-2919	(有) 岡﨑建設	58-2905
(株) 神永工務店	52-1700	(有) アンカーライフシステム	58-2400
海老根建材 (有)	53-1804	(有) 桑名工業所	56-2209
掛札建設(株)	57-2602	(有) 山口土建	56-3471
(株) 戸田土建	57-3715	(株)カケフダ	56-2230
中島建材 (株)	57-2143	(有) 好珠設備	56-2163
(有) 小野瀬建設	58-3676	(有) 松葉建設	56-3396
野上建設(株)	57-2521	(株)石川土木	55-3328
(有) 小野瀬住宅設備機器	57-6154	(有) 海老根建設	55-2494
(有) 藤来設備	57-3233	長山工業(株)	55-2527
那北建設(株)	58-2510	(有) 野口建設	55-2769
(株)龍﨑工務店	58-2311	(有) 皆川建設	55-3653
(株) 若葉工務店	58-2226		

第7節 土砂災害危険箇所の状況

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域等の基準

- ○土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)
 - ■急傾斜地の崩壊
 - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域。
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域。
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域。
 - ■十石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域。

■地滑り

- イ 地滑り区域(地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域)。
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は,250m) の範囲内の区域。
- ○土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが,通常の建築物が土石等の 移動に対して市民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えるこ とのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により、力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

地域別土砂災害危険箇所のまとめ

令和4年4月1日現在

PART LIVER										- -/4 - /2			
地域	地	すべり:	危険箇	所	-	土石流危	立険渓	:流	急	傾斜均	也危険	箇所	急傾斜地崩壊
	I	II	Ш	計	I	II	Ш	計	I	Π	Ш	計	危険指定箇所
大宮					3	8		11	16	16	19	51	1
山方	32			32	9	81		90	15	16		31	
美和	7			7	41	145		186	11	12		23	
緒川	10			10	21	130		151	6	10		16	1
御前山	3			3	6	13		19	27	7		34	
計	52	0	0	52	80	377	0	457	75	61	19	155	2

注:危険箇所 I とは、被害想定区域内に人家が 5 戸以上等(5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む)ある場所。

危険箇所Ⅱとは、被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所

危険箇所Ⅲとは、被害想定区域内に人家がない箇所

地すべり危険箇所

令和4年4月1日現在

£1£1 ->>		. ,	T. mt	£1£1 =15		,,	. htt	44		,	I. mrt
箇所	箇所名	1	立置	箇所	箇所名	12	置	箇所	箇所名	佢	位置
番号	直川石	地域	地区	番号	回川石	地域	地区	番号	直別石	地域	地区
2	白打	美和	小田野	32	大沢前	御前山	長倉	96	北生井沢	11	照山
3	西河戸	IJ	高部	33	小田野	美和	小田野	98	相川	御前山	下伊勢畑
4	トカリ沢	IJ]]	34	押沼	山方	照山	100	入檜沢下	美和	高部
5	大貝沢	緒川	谷熊	35	櫃沢	IJ	照山	201	中居	御前山	中居
6	小瀬沢	IJ	小瀬沢	44	田野平	IJ	北富田	202	盛金高井釣	山方	盛金
7	上三ケ草	山方	諸沢	45	岡平	IJ	盛金	203	北富田大崎	IJ	北富田
8	深串	IJ]]	47	野上]]	野上	204	舟生滝沢]]	舟生
9	宝明	IJ]]	48	沼ノ入	IJ	諸沢	205	諸沢戸屋北	IJ	諸沢
10	大塚	IJ]]	49	沢	山方	山方野上	206	諸沢赤坂	11	IJ
11	地割	IJ]]	50	西根	緒川	上小瀬	207	西野内	11	西野内
12	戸屋	IJ	IJ	60	梅ケ草	美和	高部	208	小舟	緒川	小舟
13	小砂谷	IJ]]	61	御在所	山方	盛金	209	高所ノ草	11	入本郷
14	家布都	IJ]]	62	坪ノ沼	IJ	長沢	210	下国長	IJ	国長
15	中丸	山方	諸沢	63	沼ノ入西	IJ	諸沢	211	吉工沢	11	IJ
16	高崎	IJ	IJ	64	下郷	緒川	大岩	212	根岸]]	小瀬沢
17	弓内	IJ]]	91	山口	美和	氷之沢	213	国長	11	国長
18	生井沢	IJ	照山	94	瀬野野	山方	盛金				
19	東谷	IJ	IJ	95	北皆沢	IJ	山方				

地すべり防止区域指定箇所

平成16年2月現在

区域名			位置	面積	指定年月日	告示番号	備考
区域石	地域	地区	箇所名	ha	相处十月日	口小笛り	湘石
中丸	山方	諸沢	中丸前,間板前,削,菅ノ谷津, 沼ノ入,塩地久保,乗越戸,前 若沢	29. 4	昭和 48 年 10 月 13 日	建設省告示 第 2072 号	砂防指定地 前若沢, 周田沢 含む
東谷	山方	照山	後東谷,赤坂,坂, 川向,後沢	7. 48	昭和 53 年 9 月 12 日	建設省告示 第 1472 号	
東谷	"	II.	大舟角,舟角,久保田, 高田,赤坂	5. 93	昭和 62 年 3 月 16 日	建設省告示 第 684 号	追加指定
大沢前	御前山	長倉	大沢前,膳部,膳部沢, 後沢,権現峠,大勢	13.8	昭和 55 年 4月4日	建設省告示 第 808 号	
野上	山方	野上	羽場,槻,圷,滝尻	5. 4	昭和 58 年 3 月 31 日	建設省告示 第 925 号	
沼の入	IJ	諸沢	大沢,蜂削,沼の入	0. 91	昭和 60 年 10 月 2 日	建設省告示 第 1320 号	追加指定
櫃沢	JJ	照山	大平,持田,元恭, 去屋,割余し,細田	11.7	昭和 58 年 3 月 31 日	建設省告示 第 921 号	
沢	JJ	山方, 野 上	沢	6.96	昭和 59 年 3 月 31 日	建設省告示 第 841 号	
西根	緒川	上小瀬	山ノ葉,大平,四方木 平谷津	5. 2	昭和 61 年 3 月 25 日	建設省告示 第 781 号	
坪の沼	山方	長沢	トノ田, 坪沼, 寺谷津, 小船登 屋, 岡, 称ノ木田, サイカチ田	8. 92	昭和 63 年 3 月 18 日	建設省告示 第 820 号	
後在所	山方	盛金	後在所,滝沢,漆久保, 皿久保,ニタノ久保	8. 3	昭和63年7月18日	建設省告示 第 1575 号	
山口	美和	氷之沢	六把田, 山口	5. 46	平成5年 3月25日	建設省告示 第 962 号	
上原	山方 (大子)	盛金,西金,盛金	上原,外出,長久保, 掴木沢,廣町	20. 95	平成 13 年 3 月 21 日	国土交通省 告示第 278 号	
国長	緒川	国長	森下,久保,山岸,道畑,大倉 田,並松,大久保,桐ケ久保, 入口,住谷	12. 2	昭和 61 年 3 月 17 日	農林水産省 告示第 399 号	
押沼	山方	照山	去屋, 杉久保, 沖, 大沢, 水抜谷ツ, 富士山, 登り山	21. 01	平成 12 年 3 月 24 日	農林水産省 告示第 414 号	

急傾斜地危険箇所(I·Ⅱ·Ⅲ)自然斜面, 人工斜面

平成28年4月1日現在

斜	面区分			保全人	土砂	災害	斜ī	面区分			保全人		災害
	地域	箇所数	延長m	家戸数	警戒区域	特別警戒 区域		地域	箇所数	延長m	家戸数	警戒区域	特別警戒 区域
市	合計	156ヵ所	23, 140	662	132 ヵ所	131ヵ所							
I	自然斜面	73ヵ所	12, 215	395	73ヵ所	72ヵ所	П	自然斜面	61ヵ所	7, 675	250	61ヵ所	61 ヵ所
	大宮	16ヵ所	2, 455	87	16 ヵ所	16ヵ所		大宮	17ヵ所	1, 955	41	16ヵ所	16 ヵ所
	山方	13ヵ所	1, 840	58	13 ヵ所	13 ヵ所		山方	16 ヵ所	1, 790	53	16ヵ所	16ヵ所
	美和	11ヵ所	1, 650	48	11 ヵ所	11 ヵ所		美和	12ヵ所	1, 610	47	12ヵ所	12 ヵ所
	緒川	6ヵ所	730	28	6ヵ所	6ヵ所		緒川	10ヵ所	1, 410	45	10ヵ所	10ヵ所
	御前山	27ヵ所	5, 540	174	27ヵ所	26 ヵ所		御前山	7ヵ所	1, 000	64	7ヵ所	7ヵ所
I	人工斜面	2ヵ所	230	9	2ヵ所	2ヵ所	Ш	自然斜面	19ヵ所	2, 930	8	18ヵ所	18 ヵ所
	山方	2ヵ所	230	9	2ヵ所	2ヵ所		大宮	19ヵ所	2, 930	8	18ヵ所	18 ヵ所

急傾斜地危険箇所(I·Ⅱ·Ⅲ)自然斜面,人工斜面(詳細内訳)

+ 田	区分	箇所名	地域						保全人	帯ケート	土砂	火吉
	箇所番号	箇所数		位置		延長	勾配	高さ	家戸数	警戒 区域	特別警 戒区域	指定年月日
[自然斜面		御前山	1	計	5, 540		<u> </u>	174	27	1成区域 26	<u> </u>
	308- I -001	〆場	1 111111111	野口平	〆場	250	50	20	9	0	0	H21. 3. 1
	308- I -002	山根		野口平	山根	150	40	20	5	0	0	H21. 3. 1
				}	·- -	.+	·	 	 	 	ļ	
	308- I -003	間々 大滝		野口平	下間々	100	50	11	20	0	0	H21. 3. 1
	308- I -004			野口平	大滝	100	40	25	2	0	0	H21. 3. 1
	308- I -005	館		野口	館	350	45	30	11	0	0	H21. 3. 1
	308- I -006	内原	. 	野口	内原	100	40	10	7	0	0	H21. 3. 1
	308- I -007	滝沢		野口	滝沢	210	40	6	7	0	0	H21.3.1
	308- I -008	津波		野口	津波	90	40	10	0	0	0	H21. 3. 1
	308- I -009	西の内		野口	細内	200	40	10	7	0	0	H21.3.1
	308- I -010	細内		野口	細内	150	40	20	7	0	-	H21. 3. 1
	308- I -011	根岸−1		金井	根岸下	160	50	20	10	0	0	H21. 3. 1
	308- I -012	根岸-2		金井	根岸下	130	40	10	11	0	0	H21. 3. 1
	308- I -013	大沢前	-	長倉	大沢前	220	40	17	16	0	0	H21. 3. 1
	308- I -014	館下	-	長倉	館下	70	45	12	0	0	Ō	H21. 3. 1
	308- I -015	荒町下	-	長倉	風呂坂	60	40	20	5	0	Ö	H21. 3. 1
	308- I -016	新地	-	長倉	新地	220	45	6	5	0	0	H21. 3. 1
	308- I -017	星の宮		長倉	星の宮	220	50	20	5	0	0	H21. 3. 1
	308- I -017 308- I -018	生の呂 石崎			産の呂 石崎	+		 	 	 	†	H21. 3. 1
				野田	. 4	200	35 45	10	5	0	0	
	308- I -019	岩戸		上伊勢畑	岩戸	410	45	10	5	0	0	H21. 3. 1
	308- I -020	沼の上	[上伊勢畑	沼の上	340	45	15	8	0	0	H21. 3. 1
	308- I -021	高内	[上伊勢畑	高内	100	50	20	5	0	0	Н21.3.1
	308- I -022	川畑	_[下伊勢畑	川畑	250	35	40	5	0	0	H21. 3. 1
	308- I -023	西ノ内	[秋田	西ノ内	80	40	40	0	0	0	H21. 3. 1
	308- I -024	大倉	_	長倉	大倉	250	50	13	5	0	0	H21. 3. 1
	308- I -025	相川		下伊勢畑	相川	600	40	50	8	0	0	H21.3.1
	308- I -026	房ケ上	-	下伊勢畑	房ケ上	150	50	20	4	0	0	H21. 3. 1
	308- I -027	登屋	-	秋田	登屋	40	45	10	2	Ō	Ō	H21. 3. 1
	自然斜面	7ヵ所	御前山		計	1,000	10	1 10	64	7	7	11211 011
	308-Ⅱ-001	三丸田	1 100 144	秋田	三丸田	150	35	25	3	0	0	H26. 2. 6
	308 II -001 308- II -002	宮前		野田	宮前	40	30	10	2	0	0	H26. 2. 6
				L						 		· -
	308− II −003	越郷		野口平	越郷	120	50	10	3	0	0	H26. 2. 6
	308-Ⅱ-004	相川A		下伊勢畑	相川	100	40	20	2	0	0	H26. 2. 6
	308-Ⅱ-005	相川B		下伊勢畑	相川	120	40	45	3	0	0	H26. 2. 6
	308-Ⅱ-006	桧山		桧山	<u> </u>	120	45	10	16	0	0	H26. 2. 6
	308-Ⅱ-007	西ノ内		秋田	西ノ内	350	45	10	35	0	0	H26. 2. 6
	自然斜面	16ヵ所	大宮		計	2, 455			87	16	16	
	344- I -001	大角谷		北塩子		110	51	20		0	0	H22. 3. 2
	344- I -002	牛久保		西塩子		130	55	7	5	0	0	H22. 3. 2
	344- I -003	所貫		西塩子	Ī	190	50	15	5	0	0	H22. 3. 2
	344- I -004	寺下	1	岩崎		170	35	7	5	0	0	H22. 3. 2
	344- I -005	大賀保育所	-	小祝	†	180	36	28	8	0	Ō	H22. 3. 2
	344- I -006	鷹巣宮下	-	鷹巣		25	40	6		0	0	H22. 3. 2
	344- I -007				北町	.+	45	 	6	 	0	·+
		北三丁目		大宮	기나면J	220		10	!	0	†	Н22. 3. 2
	344- I -008	外城		宇留野	<u> </u>	350	40	21	30	0	0	H22. 3. 2
	344- I -009	宮下		小野	<u> </u>	120	35	19	6	0	0	H22. 3. 2
	344- I -010	高倉	[小野	<u> </u>	300	40	13	8	0	0	H22. 3. 2
	344- I -011	西条-2	.4	小場	<u> </u>	100	43	30	0	0	0	H22. 3. 2
	344- I -013	上小貝野	_[北塩子	上小貝野	150	40	20	1	0	0	H22. 3. 2
	344- I -012	上ノ内	_]	西塩子		<u> </u>		<u></u>	<u></u>	0	0	H22. 3. 2
	344- I -014	姥賀	_	姥賀	<u> </u>	170	40	19	5	0	0	H22. 3. 2
	344- I -015	大宮尻	1	下町	大宮尻	140	60	6	4	0	0	H22. 3. 2
	344- I -016	宇留野	7	宇留野	Ī	100	50	8	÷	0	0	H22. 3. 2
	自然斜面	17ヵ所	大宮		計	1, 955		<u> </u>	41	16	16	-
	344- Ⅱ -001	小貝野	1	北塩子		80	45	7	4	0	0	H26. 2. 6
	344- II −002	登屋	-1	西塩子	 	90	30	25	3	0	0	H26. 2. 6
	344-II-003	西条-1		小場	西条	90	75	8	3	0	0	H26. 2. 6
				小場 上大賀	上河原	.+	ļ	7	<u> </u>	 		- }-
	344- II -004	上河原		<u> </u>	· -	110	55 40	 	3	0		H26. 2. 6
	344-II-005	諏訪下	[鷹巣	諏訪下	130	40	15	2	0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅱ-006	下小貝野	.4	北塩子	下小貝野	70	35	15	3	0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅱ-007	後坪	_[北塩子	後坪	65	40	12	2	0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅱ-008	細内	_]	北塩子	細内	100	80	7	3	0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅱ-009	待合	1	北塩子	待合	90	60	8	2	0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅱ-010	岩花	1	岩崎	岩花	210	50	12	3	0	0	H26. 2. 6
	344- II −011	小割	1	北塩子	小割	100	35	23	2	0	0	H26. 2. 6
	LOTT TT OTT	1.1 13.1				.+	}	10	ļ	0	4	
	344- П -019	生力 促		1 1 1 恒子	- 生以 怪	20						
	344- II −012 344- II −013	生久保 宮前		北塩子 富岡	牛久保 宮前	80 70	30 30	42	3 2	0	0	H26. 2. 6

斜面		箇所名	地域						/E A I		土砂	 災害
	箇所番号	箇所数		位置		延長	勾配	高さ	保全人 家戸数	警戒 区域	特別警戒区域	指定年月日
	344-Ⅱ-016	抽ケ台		抽ケ台	抽ケ台	170	38	40		0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅱ-017	上宿		上宿		300	33	50		0	0	H26. 2. 6
Ш	自然斜面	19ヵ所	大宮	•	計	2,930			8	18	18	
	344-Ⅲ-001	台		辰ノ口	台	130	32	20		0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-002	下坪		辰ノ口	下坪	100	33	20		0	0	H26. 2. 6
	344-III-003	蒲沢 a		東野	蒲沢 a	140	42	20		0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-004 344-Ⅲ-005	蒲沢 b 仲坪 a		東野東野	蒲沢 b 仲坪 a	160 160	51 45	10 20		0	0	H26. 2. 6 H26. 2. 6
	344-III-006	仲坪 b		東野	仲坪 b	150	39	20 15		0	0	н26. 2. 6 H26. 2. 6
	344-III-007	上ノ内a		西塩子	<u> </u>	160	39	25		0	Ö	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-008	上ノ内b		西塩子	上ノ内b	160	59	20		0	Ö	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-009	上ノ内 c		西塩子	上ノ内 c	170	36	20		0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-010	<u></u> ДПа		北塩子	<u></u> 山口 а	120	42	20		0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-011	山口 b		北塩子	山口b	100	36	30		0	0	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-012	下中郷		北塩子	下中郷	170	45	30		-	_	-
	344-III-013	白谷a		北塩子	白谷 a	110	49	20		0	<u> </u>	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-014 344-Ⅲ-015	白谷 b 白谷 c		北塩子 北塩子	自谷 b 白谷 c	190 180	41 51	25		0	0	H26. 2. 6 H26. 2. 6
	344-Ⅲ-016	白谷 d		北塩子	白谷 d	270	46	20 20		0	0	H26. 2. 6
	344-III-017	小貝野	-	北塩子	小貝野	260	45	30		0	0	H26. 2. 6
	344- Ⅲ -018	宮下	1	小野	宮下	80	40	9		0	Ö	H26. 2. 6
	344-Ⅲ-019	高ノ倉	<u> </u>	小野	高ノ倉	120	40	9	8	0	Ō	H26. 2. 6
Ι	自然斜面	13ヵ所	山方	9	計	1,840			58	13	13	
	345- I -003	宿		山方	宿	140	55	8	9	0	0	H19. 11. 8
	345- I -004	檜沢口		盛金	檜沢口	120	40	60	6	0	0	H19. 11. 8
	345- I -005	平山		盛金	平山	90	30	30	0	0	0	H19. 11. 8
	345- I -006 345- I -007	長貫		家和楽	長貫	200	35 30	70 100	5 8	0	0	H19. 11. 8
	345- I -007 345- I -008	穴城 諸沢		盛金 諸沢	穴城	250 140	30 40	30	0	0	0	H19. 11. 8 H19. 11. 8
	345- I -009	中合1		諸沢	中合	100	40	15	1	0	0	H19. 11. 8
	345- I -010	中合2		諸沢	中合	70	35	13	5	0	Ö	H19. 11. 8
	345- I -011	長田	•	長田	<u> </u>	170	30	20	7	Ö	Ö	H19. 11. 8
	345- I -012	西ノ内		西ノ内		150	35	30	5	0	0	Н19. 11. 8
	345- I -013	押沼		照山	押沼	170	80	13	7	0	0	H19. 11. 8
	345- I -014	釜額		照山	釜額	200	40	20	5	0	0	H19. 11. 8
	345- I -015	岡平	1 1.	盛金	岡平	40	35	30	0	0	0	H19. 11. 8
П	自然斜面 	16 ヵ所 久隆上	山方	久隆	計 久隆上	1,790	20	GO.	53	16	16	1107 1 96
	345- II −001 345- II −002	久隆工 檜沢口		<u> </u>	ク隆工 檜沢口	130 130	30 60	60 70	4	0	0	H27. 1. 26 H27. 1. 26
	345-II-003	岡平		盛金	岡平	130	50	70	3	0	0	H27. 1. 26
	345− II −004	平山		盛金	平山	100	50	60	3	0	Ö	H27. 1. 26
	345-Ⅱ-005	舟生 A		舟生		110	35	100	3	0	0	H27. 1. 26
	345-Ⅱ-006	舟生 B		舟生		85	40	50	3	0	0	Н27. 1. 26
	345-Ⅱ-007	舟生 C		舟生	<u> </u>	95	35	20	3	0	0	H27. 1. 26
	345-II-008	舟生 D		舟生	le le	70	70	20	3	0	0	H27. 1. 26
	345-II-009	梶畑 成会		家和楽	梶畑 御左訴	70	35	60	3	0	0	H27. 1. 26
	345- II −010 345- II −011	盛金 諸沢 A	-	盛金 諸沢	御在所 下三ケ草	200 60	45 30	20 12	4 4	0	0	H27. 1. 26 H27. 1. 26
	345-II-011 345-II-012	諸沢 B		超火 諸沢	1 一7 早	120	55	28	4	0		H27. 1. 26
	345− II −013	荒屋	1	長田	荒屋	80	33		3	0	0	H27. 1. 26
	345-Ⅱ-014	長田 A]	長田	知知内	110	30	25	3	Ö	0	H27. 1. 26
	345-Ⅱ-015	長田 B		長田	仲内	100	40	30	3	0	0	Н27. 1. 26
	345-Ⅱ-016	生井沢		照山	生井沢	200	45	6	4	0	0	H27. 1. 26
Ι.	人工斜面	11 ヵ所	美和	وسل میات	計	230		_	9	2	2	TIVO CO
	346- I -001	仲河戸-1		高部	仲河戸上	190	50	6 15	6	0	0	H18. 12. 4
	346- I -002 346- I -003	仲河戸-2 富沢		高部 小田野	仲河戸上 富沢	70 340	45 55		5 8	0	0	H18. 12. 4 H18. 12. 4
	346- I -003	宿1		下檜沢	宿	40	30	45	0	0	0	H18. 12. 4
	346- I -005	上町	-	高部	上町	130	35	30	2	0	0	H18. 12. 4
	346- I -006	野沢	1	氷之沢	野沢	230	40	50	8	0	Ö	H18. 12. 4
	346- I -007	大貝		高部	大貝	240	45	30	4	0	Ö	H18. 12. 4
	346- I -008	谷熊		高部	谷熊	200	40	60	6	0	0	H18. 12. 4
	346- I -009	鷲子下郷		鷲子	鷲子下郷	50	50	12	1	0	0	H18. 12. 4
	346- I -010	上檜沢		上檜沢	上檜沢	70	40	30	4	0	0	H18. 12. 4
17	346- I -011	小谷向	关 む-	下檜沢	小谷向	90	40	30	4	10	0	H18. 12. 4
Π	自然斜面 346-Ⅱ-001	12 ヵ所 仲檜沢	美和	上檜沢	計 仲檜沢	1,610	35	20	47 3	12	12	Поб о оч
	346- II -001 346- II -002	東河戸		上僧次 高部	東河戸	120	35 40	20 40	3 4	0	0	H28. 3. 24 H28. 3. 24
	346-II-003	諏訪前	-	高部	諏訪前	110	35		4	0	0	H28. 3. 24
	L	1 0 1 10 4 11 3	.1	Los este					·	<u> </u>	<u></u>	

斜面	区分	箇所名	地域						保全人		土砂	災害
	箇所番号	箇所数		位置		延長	勾配	高さ	家戸数	警戒 区域	特別警 戒区域	指定年月日
	346-Ⅱ-004	上町		高部	上町	80	35	30	4	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-005	仲河戸下		高部	仲河戸下	100	30	30	4	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-006	仲河戸上		高部	仲河戸上	90	40	50	4	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-007	塙		鷲子	塙	270	40	30	4	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-008	角合		上檜沢	角合	170	45	15	4	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-009	元沢		氷之沢	元沢	190	40	20	4	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-010	田沢 A		鷲子	田沢 A	110	40	40	4	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-011	田沢 B		鷲子	田沢 B	160	50	15	5	0	0	H28. 3. 24
	346-Ⅱ-012	上郷		小田野	上郷	180	50	20	3	0	0	H28. 3. 24
I	自然斜面	6ヵ所	緒川		計	730	<u> </u>		28	6	6	
	347- I -001	前田		油河内	前田	150	40	10	6	0	0	H23. 1. 13
	347- I -002	土草]	油河内	土草	120	50	20	5	0	0	Н23. 1. 13
	347- I -003	日向]	上小瀬	日向	180	50	14	6	0	0	Н23. 1. 13
	347- I -004	大平]	上小瀬	大平	30	35	20	5	0	0	Н23. 1. 13
	347- I -005	二本松		下小瀬	二本松	170	35	12	3	0	0	H23. 11. 13
	347- I -006	下り藤		大岩	下り藤	80	30	20	3	0	0	H23. 1. 13
П	自然斜面	10ヵ所	緒川		計	1,410			45	10	10	
	347-Ⅱ-001	岩倉		上小瀬	岩倉	150	35	25	3	0	0	H27. 10. 29
	347-Ⅱ-002	東沢]	入本郷	東沢	100	40	30	3	0	0	Н27. 10. 29
	347-Ⅱ-003	谷久田]	吉丸	谷久田	140	30	20	3	0	0	Н27. 10. 29
	347-Ⅱ-004	小幡		小瀬沢	小幡	100	40	30	3	0	0	Н27. 10. 29
	347-Ⅱ-005	森下		松之草	森下	190	40	40	3	0	0	Н27. 10. 29
	347-Ⅱ-006	石原 A		小舟	石原	120	40	25	2	0	0	Н27. 10. 29
	347-Ⅱ-007	油河内		油河内	中油河内	90	30	30	3	0	0	Н27. 10. 29
	347-Ⅱ-008	三賀		大岩	三賀	40	30	17	2	0	0	H27. 10. 29
	347-Ⅱ-009	石原 B]	小舟	石原	80	50	12	10	0	0	Н27. 10. 29
	347-Ⅱ-010	下り藤		大岩	下り藤	400	45	15	13	0	0	Н27. 10. 29

急傾斜地崩壊危険指定箇所

平成17年4月1日現在

箇所番号	箇所名	位置	勾配	高さm	延長 m	面積 ha	人家戸	指定 年月日	示号告番
191	北三丁目	常陸大宮市北三丁目	30. 35°	12. 25	1,725	1, 208	5	S6. 8. 18	974 号
234		常陸大宮市上小瀬	45. 00°	5∼18.5	157	0.34	5	S13. 2. 13	138 号

土石流危険渓流

平成28年4月1日現在

						平成 28 年 4 /	月1日現仕
				渓流		土砂災害	
渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
危険渓流 I							
箇所計	80				80	69	
344- I -001	久慈川	玉川	後坪沢2	後坪	0	0	H22. 3. 23
344- I -002	久慈川	玉川	後坪沢1	後坪	0	0	H22. 3. 23
344- I -003	久慈川	久慈川	北向沢	北向	0	0	H22. 3. 23
345- I -001	久慈川	久慈川	沢口沢1	沢口	0	0	Н19.11.8
345- I -002	久慈川	久慈川	沢口沢2	沢口	0	0	Н19.11.8
345- I -003	久慈川	久慈川	井戸沢 1	宿	0	0	Н19.11.8
345- I -004	久慈川	久慈川	久隆沢	久隆	0	0	Н19.11.8
345- I -005	久慈川	久慈川	前崎沢	久隆沢	0	0	Н19.11.8
345- I -006	久慈川	久慈川	神堂沢	長貫	0	0	Н19.11.8
345- I -007	久慈川	久慈川	長貫沢1	長貫	0	0	Н19.11.8
345- I -008	久慈川	久慈川	びょうぶ沢	柿ケ平	0	0	H19.11.8
345- I -009	久慈川	久慈川	釜額沢 1	釜額	0	0	Н19.11.8
346- I -001	那珂川	小舟川	向沢 1	大貝	0	0	H18. 5. 15
346- I -002	那珂川	緒川	西ノ内沢	表郷	0	0	Н18. 5. 15
346- I -003	那珂川	元沢川	美ノ巳沢	元沢	0	0	Н18. 5. 15
346- I -004	那珂川	元沢川	愛宕沢	元沢	0	0	Н18. 5. 15
346- I -005	那珂川	元沢川	元沢川	元沢	0	0	Н18. 5. 15
346- I -006	那珂川	緒川	松沢	仲桧沢	0	0	Н18. 5. 15
346- I -007	那珂川	緒川	関山沢	高部宿	0	0	Н18. 5. 15
346- I -008	那珂川	緒川	花輪沢 1	花輪	0	0	Н18. 5. 15
346- I -009	那珂川	緒川	中嶋入沢	仲島	0	0	Н18. 5. 15
346- I -010	那珂川	緒川	鷲子宿沢 1	鷲子宿	0	_	Н18. 5. 15
346- I -012	那珂川	小田野川	井戸沢入沢	下郷	0	0	Н18. 5. 15
346- I -013	那珂川	小田野川	与十内沢	中郷	0	0	Н18. 5. 15
L	-4						

346- I -014	那珂川	小田野川	鴨内沢	中郷	0	0	U10 Б 1Б
346- I -015	那珂川	小田野川	田沢 1	上郷	0		H18. 5. 15 H18. 5. 15
346- I -016	那珂川	緒川	忍平沢	小田野口	0	0	H18. 5. 15
346- I -017	那珂川	緒川	谷熊沢1	谷熊	Ö	0	H18. 5. 15
346- I -018	那珂川	緒川	谷熊沢 2	谷熊	0	0	H18. 5. 15
346- I -019	那珂川	和田川	カゾン沢	元沢	0	0	Н18. 5. 15
346- I -020	那珂川	和田川	和平入沢	元沢	0	0	H18. 5. 15
346- I -021	那珂川	仲河戸川	地境入沢	仲河戸下	0	0	H18. 5. 15
346- I -022	那珂川	仲河戸川	竹ノ入沢	仲河戸上	0	0	H18. 5. 15
346- I -023	那珂川	東河戸川	東河戸下沢	東河戸下	0	0	H18. 5. 15
346- I -024	那珂川	東河戸川	途中沢	仲河戸上	0	0	H18. 5. 15
346- I -025	那珂川	和田川	赤坂沢	赤坂	0	0	H18. 5. 15
346- I -026 346- I -027	那珂川那珂川	和田川 緒川	和田沢 御領平沢	高部宿 三ツ木	0	0	H18. 5. 15 H18. 5. 15
346- I -028	那珂川	緒川	空久保沢	三ツ木	0	0	H18. 5. 15
346- I -029	那珂川	緒川	台沢	三ツ木	0	0	H18. 5. 15
346- I -030	那珂川	緒川	熊沢	仲平	Ö	0	H18. 5. 15
346- I -031	那珂川	緒川	犬塚沢	犬塚	0	0	H18. 5. 15
346- I -032	那珂川	熊久保川	石宇沢	能久保	0	0	Н18. 5. 15
346- I -033	那珂川	熊久保川	田代沢 1	熊久保	0	0	Н18. 5. 15
346- I -034	那珂川	緒川	沢口沢	竹之内	0	0	H18. 5. 15
346- I -035	那珂川	緒川	小作沢	宿	0	0	H18. 5. 15
346- I -036	那珂川	緒川	見獄沢	宿	0	<u> </u>	Н18. 5. 15
346- I -037	那珂川	緒川	高松沢	下郷	0	0	H18. 5. 15
346- I -038	那珂川	緒川	高松沢 2	下郷	0	0	H18. 5. 15
346- I -039 346- I -040	那珂川	緒川 緒川	岩ノ沢 下郷沢 1	下郷下郷	0	0	H18. 5. 15 H18. 5. 15
346- I -040	那珂川	緒川	関沢入沢	下郷	0	0	н16. 5. 15 Н18. 5. 15
347- I -001	那珂川	千田川	叶屋沢 1	牛屋	0	0	H23. 1. 13
347- I -002	那珂川	千田川	叶屋沢 2	牛屋	0	0	H23. 1. 13
347- I -003	那珂川	那珂川	坂上沢	保内	0	0	H23. 1. 13
347- I -004	那珂川	那珂川	坂内久保	保内	0	-	Н23. 1. 13
347- I -005	那珂川	那珂川	久保	保内	0	_	Н23. 1. 13
347- I -006	那珂川	那珂川	谷久田沢1	谷久田	0	0	H23. 1. 13
347- I -007	那珂川	油河内川	熊久保	前田	0	0	H23. 1. 13
347- I -008	那珂川	油河内川	大石田沢	前田	0	_	H23. 1. 13
347- I -009	那珂川	小舟川	下り藤沢1	下り藤	0	0	H23. 1. 13
347- I -010	那珂川	小舟川	大久保	三賀	0	_	H23. 1. 13
347- I -011 347- I -012	那珂川那珂川	小舟川 小舟川	田之沢 伊豆原沢	当原 菅坪	0	 O	H23. 1. 13 H23. 1. 13
347- I -012	那珂川	小舟川	デュ かん	菅坪	0	0	н23. 1. 13 H23. 1. 13
347 - I -014	那珂川	小舟川	上郷沢1	上郷	0		H23. 1. 13
347- I -015	那珂川	小舟川	上郷沢 2	上郷	0	0	H23. 1. 13
347- I -016	那珂川	千舟川	宿沢	宿	0	0	H23. 1. 13
347- I -017	那珂川	小舟川	小沢入	宿	0	-	Н23. 1. 13
347- I -018	那珂川	小舟川	長田沢	大貝	0	0	H23. 1. 13
347- I -019	那珂川	小舟川	西ノ入	前屋	0	_	Н23. 1. 13
347- I -020	那珂川	小舟川	田が谷沢	前屋	0	_	H23. 1. 13
347- I -021	那珂川	曲田川	立野沢	岩倉	0	0	H23. 1. 13
308- I -001	那珂川	那珂川	無名沢1	下伊勢畑	0	0	H21. 3. 12
308- I -002	那珂川	那珂川	無名沢4	下伊勢畑	0	<u> </u>	H21. 3. 12
308- I -003	那珂川	相川	相川 無夕沢 6	下伊勢畑	0	0	H21. 3. 12
308- I -004 308- I -005	那珂川 那珂川	松山川 郵珂川	無名沢6	桧山 全土	0	0	H21. 3. 12
308- I -005 308- I -006	那珂川	那珂川 那珂川	金井 滝沢	金井 野口	0	0	H21. 3. 12 H21. 3. 12
危険渓流Ⅱ	74145-37 FT	7414E-37-11	PEV	77 -)		1101.0.14
箇所計	377				377	314	
344− II −001			上ノ内沢		0	0	H26. 2. 6
344- Ⅱ -002			後坪沢3		0	0	H26. 2. 6
344-Ⅱ-003			下仲郷沢1		0	0	H26. 2. 6
344-Ⅱ-004			下仲郷沢 2	<u></u>	0	0	H26. 2. 6
344− II −005		<u> </u>	上仲郷沢1	 	0	0	H26. 2. 6
344− II −006		ļ	上仲郷沢 2		0	0	H26. 2. 6
344-Ⅱ-007		<u> </u> 	山根沢	 	0	0	H26. 2. 6
344-II-008		<u> </u> 	小根台沢		0	0	H26. 2. 6
308-II-001		<u>i</u>	無名沢2	 	0	<u> </u>	H26. 2. 6
308- II -002		<u> </u>	無名沢3	 	0	0	H26. 2. 6
308- II −003 308- II −004			クヅレが沢 和田東沢		0	0	H26. 2. 6 H26. 2. 6
308- II -004		<u>i</u>	和田東沢和田西沢		0	0	H26. 2. 6 H26. 2. 6
308- II −006		<u> </u>	無名沢 5		0	0	H26. 2. 6
308-II-007			檜山沢(中沢)		0	0	H26. 2. 6
000 H 001	l	i	i a m v V I v V	L	L		

308-Ⅱ-008	檜山沢支渓	0	0	H26. 2. 6
308-Ⅱ-009	檜山沢支渓	0	0	H26. 2. 6
308-Ⅱ-010	檜山沢支渓	0	0	Н26. 2. 6
308-Ⅱ-011	野田	0	0	H26. 2. 6
308-Ⅱ-012	登谷	Ō	Ō	H26. 2. 6
308- II −013	越郷	Ö	Ö	H26. 2. 6
345- II −001	竹ノ内沢	Ö	Ö	H27. 1. 26
345-II-002	鹿ノ場沢1			H27. 1. 26
		0	0	
345-II-003	鹿湯沢	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-004	鹿ノ場沢 2	0	_	H27. 1. 26
345-Ⅱ-005	朝房沢	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-006	北町沢	0	0	H27. 1. 26
345− II −007	北皆沢1	0	0	H27. 1. 26
345- Ⅱ -008	北皆沢 2	0	\circ	H27. 1. 26
345- Ⅱ -009	沢口沢3	0	0	Н27. 1. 26
345-Ⅱ-010	関沢 1	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-011	関沢 2	0	0	H27. 1. 26
345- II −012	舟生沢1	Ö	Ö	H27. 1. 26
345-II-013	舟生沢 2			
		0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-014	舟生沢 3	0	_	H27. 1. 26
345-Ⅱ-015	<u> </u>	0	_	H27. 1. 26
345-Ⅱ-016	平山沢 1	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-017	平山沢 2	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-018	宿沢1	0	0	Н27. 1. 26
345-Ⅱ-019	宿沢 2	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-020	桧沢口沢 1	0	0	H27. 1. 26
345- Ⅱ -021	久隆沢1	Ö	0	H27. 1. 26
345- II −022	久隆沢 2	Ö	0	H27. 1. 26
345- II -023	久隆中沢			H27. 1. 26
		0	0	
345- II −024	久隆上沢1	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-025	・	0	<u> </u>	H27. 1. 26
345− II −026	久隆上沢 2	0	0	H27. 1. 26
345- II -027	久隆上沢3	0	0	H27. 1. 26
345-II-028	久隆上沢 4	0	0	H27. 1. 26
345- Ⅱ -029	久隆上沢 5	0	-	Н27. 1. 26
345-Ⅱ-030	久隆上沢 6	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-031	久隆上沢 7	0	0	H27. 1. 26
345- II −032	久隆沢3	Ö	Ö	H27. 1. 26
345- II −033	久隆下沢1	0		H27. 1. 26
			0	H27. 1. 26
345-II-034	久隆下沢 2	0	0	
345- Ⅱ -035	久隆下沢3	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-036	久隆沢 	0	_	H27. 1. 26
345− II −037	桧沢口沢 2	0	0	H27. 1. 26
345− II −038	桧沢口沢 3	0	0	H27. 1. 26
345− II −039		0	0	H27. 1. 26
345- Ⅱ -040	岡平沢	0	0	Н27. 1. 26
345- Ⅱ -041	後在所沢 1	0	0	Н27. 1. 26
345-Ⅱ-042	後在所沢 2	0	0	H27. 1. 26
345-II-043	高井釣沢	Ō	Ō	H27. 1. 26
345-II-044	大崎沢 1	Ö	Ö	H27. 1. 26
345-II-045	大崎沢2			H27. 1. 26
		0	0	
345-II-046	大崎沢3	0	0	H27. 1. 26
345- Ⅱ -047	田野平沢	0	0	H27. 1. 26
345-II-048	長貫沢 2	<u> </u>	0	H27. 1. 26
345− II −049	蛙田沢	0	_	H27. 1. 26
345-Ⅱ-050	間坂沢 1	0	0	H27. 1. 26
345− II −051	間坂沢 2	0	0	Н27. 1. 26
345-Ⅱ-052	仲合沢 1	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-053	仲合沢 2	0	_	H27. 1. 26
345- Ⅱ -054	仲合沢 3	Ö	0	H27. 1. 26
345-II-055	沢又沢	0	<u> </u>	H27. 1. 26
345-II-056	久保沢 1	0	<u> </u>	H27. 1. 26
	高間草沢			
345-II-057	&	0	0	H27. 1. 26
345-II-058	上三草沢	0	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-059	上三ヶ草沢 1	<u> </u>	0	H27. 1. 26
345-Ⅱ-060	上三ヶ草沢 2	0	_	H27. 1. 26
345-Ⅱ-061	折戸沢	0	-	H27. 1. 26
345-Ⅱ-062	堂ノ下沢 1	0		Н27. 1. 26
345-Ⅱ-063	堂ノ下沢 2	0	_	H27. 1. 26
345-II-064	久保沢 2	Ö	_	H27. 1. 26
345-II-065	久保沢3	Ö	_	H27. 1. 26
345-II-066	久保沢 4	0	_	H27. 1. 26
L 010 H 000 L	シヘントルノュ			1141.1.40

49-11 - 10-07		-5-81 No			770= 1 00
345-11-070	345-Ⅱ-067	宝明沢	<u> </u>	_	H27. 1. 26
345	 	·		O	
345 H 072	 				· <u>:</u>
345	345-Ⅱ-070	仲合沢 4	0	0	H27. 1. 26
345- II - 073	345-Ⅱ-071	仲丸沢1	0	_	
345- II - 074	345-II-072	仲丸沢 2	0	0	H27. 1. 26
345- II - 0776	345-Ⅱ-073	仲丸沢 3	0	-	H27. 1. 26
345- H-076	345-Ⅱ-074	古舘沢	0	_	H27. 1. 26
345- H-076	345- II -075	·	0	-	H27, 1, 26
345- II - 077	- b			\cap	
345-H-078					
345- II - 909	 				·¦
345- 1-080	 				
346-II-001 大久保沢 3					
346-II-002	- b				
346-II-002 正平入沢					
346-II-003	346-Ⅱ-001	大貝沢 1	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-006	346- Ⅱ -002	正平入沢	0	0	
346-II-005	346-Ⅱ-003	大貝沢	0	0	H28. 3. 24
346-II-006	346-Ⅱ-004	大貝沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-II-006	346- II -005	野沢川1	0	_	H28. 3. 24
346-II-007 道場沢1 ○ 128.3.24 346-II-008 道場沢2 ○ 128.3.24 346-II-000 上野沢 ○ 128.3.24 346-II-010 表郷沢1 ○ 128.3.24 346-II-012 表郷沢2 ○ 128.3.24 346-II-012 表郷沢2 ○ 128.3.24 346-II-013 元沢沢1 ○ 128.3.24 346-II-014 元沢沢2 ○ 128.3.24 346-II-015 元沢沢3 ○ 128.3.24 346-II-016 元沢沢3 ○ 128.3.24 346-II-017 元沢沢3 ○ 128.3.24 346-II-018 元沢沢6 ○ 128.3.24 346-II-019 下郷沢2 ○ 128.3.24 346-II-020 仲陰沢沢1 ○ 128.3.24 346-II-020 仲陰沢沢1 ○ 128.3.24 346-II-021 仲俊沢沢2 ○ 128.3.24 346-II-022 仲の平沢 ○ 128.3.24 346-II-023 小野田口沢 ○ 128.3.24 346-II-024 瀬庫京沢1 ○ 128.3.24 346-II-025 瀬庫京沢1 ○ 128.3.24 346-II-026 下郷沢3 ○ 128.3.24 346-II-028 下郷沢3 ○ 128.3.24 346-II-028 下郷沢6 ○ 128.3.24 346-II-028 下郷沢5 ○ 128.3.24 346-II-031 元沢沢5 ○ 128.3.24 346-II-032 元沢沢5 ○ 128.3.24 346-II-033 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-034 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-035 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-036 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-037 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-038 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-039 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-031 荒子沢2 ○ 128.3.24 346-II-033 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-034 元極沢7 ○ 128.3.24 346-II-035 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-036 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-037 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-038 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-039 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-044 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-045 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-046 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-047 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-048 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-049 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-040 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-041 田沢7 ○ 128.3.24 346-II-042 田沢7 ○ 128.3.24 346-II-043 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-046 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-047 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-048 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-II-049 元塚沢5 ○ 128.3.24 346-				\cap	
346-II-008					
346-II-009					,
346-II-011 101 表際沢1 ○ 128.3.24					
346- 1-011	 				;
346-Ⅱ-012 表釋於2 ○ ○ H28.3.24 346-Ⅱ-013 元於於1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-015 元於於2 ○ ○ H28.3.24 346-Ⅱ-016 元於於4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-017 元於於5 ○ - H28.3.24 346-Ⅱ-017 元於於5 ○ - H28.3.24 346-Ⅱ-018 元於於6 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-019	_	·			
346-Ⅱ-013	346-Ⅱ-011	山口沢	0	0	
346-II-014	346-Ⅱ-012	表郷沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-II-015	346-Ⅱ-013		0	0	Н28. 3. 24
346-II-015	346-Ⅱ-014	元沢沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-II-016				0	
346-II-017					!
346-II-018	 	·		_	
346- II −019	 	·			· <u>:</u>
346-II-020					
346-Ⅱ-021					
346-II-022	·				
346-II-023			0	0	
346-Ⅱ-024 細草沢 1	346-Ⅱ-022		0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-025	346- II -023	小野田口沢	0	0	H28. 3. 24
346-II-026	346-Ⅱ-024	細草沢 1	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-027	346-Ⅱ-025	細草沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-027	346-Ⅱ-026	下郷沢 3	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-028	346- П-027			0	
346-Ⅱ-029 下郷沢 6 ○	346- П-028	·		_	!
346-Ⅱ-030 鷺子沢1 - H28.3.24 346-Ⅱ-031 鷺子沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-032 鷺子沼沢3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-033 花輪沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-034 花輪沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-035 鳥居土沢1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-036 鳥居土沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-037 鳥居土沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-038 鳥居土沢3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-039 鳥居土沢4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-040 鳥居土沢5 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-041 田沢沢1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-042 田沢沢2 ○ - H28.3.24 346-Ⅱ-043 花輪沢4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-043 花輪沢4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-045 春丸沢 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-046 鷺子沢3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-046 鷺子沢3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-049 鷺子沢3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-049<		·		\cap	
346-Ⅱ-031	 				
346-Ⅱ-032					
746 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	 				
346-Ⅱ-034	 				
346-II-035	 			<u> </u>	·
346-II-036	346-Ⅱ-034		0	0	
346-II-037	346-Ⅱ-035	鳥居土沢 1	0	0	H28. 3. 24
346-II-038	346-Ⅱ-036	鳥居土沢 2	0	0	H28. 3. 24
346- II - 039	346-Ⅱ-037	鳥居土沢 3	0	0	H28. 3. 24
346- II - 039	346-Ⅱ-038	鳥居土沢 4	0	0	H28. 3. 24
346-II-040	 	·		0	
346- II - 041	 				;
346- II - 042	 				
346-Ⅱ-043 花輪沢 4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-044 仲島沢 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-045 春丸沢 ○ - H28.3.24 346-Ⅱ-046 驚子沢 3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-047 鷲子沢 4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-048 鷲子沢 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-049 鷲子下郷沢 1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-050 鷲子下郷沢 2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-051 鷲子下郷沢 3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-052 下郷沢 7 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-053 下郷沢 8 ○ - H28.3.24 346-Ⅱ-053 中郷沢 1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-055 中郷沢 2 ○ H28.3.24	 				
346-Ⅱ-044 仲島沢 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-045 春丸沢 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-046 鷲子沢 3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-047 鷲子沢 4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-048 鷲子沢 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-049 鷲子下郷沢 1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-050 鷲子下郷沢 2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-051 鷲子下郷沢 3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-052 下郷沢 7 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-053 下郷沢 8 ○ - H28.3.24 346-Ⅱ-054 中郷沢 1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-055 中郷沢 2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-056 中郷沢 2 ○ H28.3.24	 				· <u> </u>
346-Ⅱ-045 春丸沢 - H28.3.24 346-Ⅱ-046 鷺子沢3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-047 鷺子沢4 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-048 鷺子沢 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-049 鷺子下郷沢1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-050 鷺子下郷沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-051 鷺子下郷沢3 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-052 下郷沢7 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-053 下郷沢8 - H28.3.24 346-Ⅱ-054 中郷沢1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-055 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-056 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-056 中郷沢2 ○ H28.3.24				····	
346-II-046 萬子沢 3 ○ H28.3.24 346-II-047 驚子沢 4 ○ H28.3.24 346-II-048 驚子沢 ○ H28.3.24 346-II-049 驚子下郷沢 1 ○ H28.3.24 346-II-050 驚子下郷沢 2 ○ H28.3.24 346-II-051 驚子下郷沢 3 ○ H28.3.24 346-II-052 下郷沢 7 ○ H28.3.24 346-II-053 下郷沢 8 ○ - H28.3.24 346-II-054 中郷沢 1 ○ H28.3.24 346-II-055 中郷沢 2 ○ H28.3.24 346-II-056 中郷沢 2 ○ H28.3.24	 -			U	·j
346-II-047 驚子沢4 ○ H28.3.24 346-II-048 驚子沢 ○ H28.3.24 346-II-049 驚子下郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-050 驚子下郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-051 驚子下郷沢3 ○ H28.3.24 346-II-052 下郷沢7 ○ H28.3.24 346-II-053 下郷沢8 ○ - H28.3.24 346-II-054 中郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-055 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-056 中郷沢 ○ H28.3.24				-	
346-II-048 驚子沢 ○ H28.3.24 346-II-049 驚子下郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-050 驚子下郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-051 驚子下郷沢3 ○ H28.3.24 346-II-052 下郷沢7 ○ H28.3.24 346-II-053 下郷沢8 ○ - H28.3.24 346-II-054 中郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-055 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-056 中郷沢 ○ H28.3.24	346-Ⅱ-046		0	0	H28. 3. 24
346-II-048 驚子沢 ○ H28.3.24 346-II-049 驚子下郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-050 驚子下郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-051 驚子下郷沢3 ○ H28.3.24 346-II-052 下郷沢7 ○ H28.3.24 346-II-053 下郷沢8 ○ - H28.3.24 346-II-054 中郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-055 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-056 中郷沢 ○ H28.3.24	346-Ⅱ-047		0	0	H28. 3. 24
346-II-050 驚子下郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-051 驚子下郷沢3 ○ H28.3.24 346-II-052 下郷沢7 ○ H28.3.24 346-II-053 下郷沢8 ○ - H28.3.24 346-II-054 中郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-055 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-056 仲郷沢 ○ H28.3.24	346- Ⅱ -048		0	0	H28. 3. 24
346-II-050 驚子下郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-051 驚子下郷沢3 ○ H28.3.24 346-II-052 下郷沢7 ○ H28.3.24 346-II-053 下郷沢8 ○ - H28.3.24 346-II-054 中郷沢1 ○ H28.3.24 346-II-055 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-II-056 仲郷沢 ○ H28.3.24	346-Ⅱ-049	鷲子下郷沢 1		0	Н28. 3. 24
346-II-051 驚子下郷沢 3 ○ H28.3.24 346-II-052 下郷沢 7 ○ H28.3.24 346-II-053 下郷沢 8 ○ - H28.3.24 346-II-054 中郷沢 1 ○ H28.3.24 346-II-055 中郷沢 2 ○ H28.3.24 346-II-056 仲郷沢 ○ H28.3.24	<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>			0	
346-Ⅱ-052 下郷沢 7 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-053 下郷沢 8 ○ - H28.3.24 346-Ⅱ-054 中郷沢 1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-055 中郷沢 2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-056 仲郷沢 ○ H28.3.24	 				
346-Ⅱ-053 下郷沢 8 - H28.3.24 346-Ⅱ-054 中郷沢 1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-055 中郷沢 2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-056 仲郷沢 ○ H28.3.24	-				
346-Ⅱ-054 中郷沢1 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-055 中郷沢2 ○ H28.3.24 346-Ⅱ-056 仲郷沢 ○ H28.3.24	 				
346-Ⅱ-055 中郷沢 2 ○ H28. 3. 24 346-Ⅱ-056 中郷沢 ○ H28. 3. 24	 				
346-II-056 仲郷沢 ○ ○ H28. 3. 24					
	 				
[346-Ⅱ-057] [中郷状 3 [
	346-11-057	甲鄉沢3	J O	U	H28. 3. 24

246 H 050	rt 607 3rd 4			1100 0 04
346-II-058	中郷沢4	0	0	H28. 3. 24
346-II-059	上郷沢1	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-060	上郷沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-061	上郷沢3	0	-	H28. 3. 24
346- Ⅱ -062	上郷沢 4	0	0	H28. 3. 24
346- II -063	上郷沢 5	0	0	H28. 3. 24
346- Ⅱ -064	上郷沢 6	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-065	上郷沢7	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-066	中郷沢 5	0	0	H28. 3. 24
346-II-067	中郷沢 6	Ö	0	H28. 3. 24
346-II-068	中郷沢 7	Ö	0	H28. 3. 24
346-II-069	中郷沢8	0	<u> </u>	H28. 3. 24
 	-+	 		-
346-II-070	下郷沢 9	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-071	源田沢	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-072	下郷沢 10	0	0	H28. 3. 24
346- Ⅱ -073	高部沢	0	0	H28. 3. 24
346- Ⅱ -074	入桧沢下沢1	0	0	H28. 3. 24
346- Ⅱ -075	入桧沢下沢2	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-076	入桧沢下沢3	0	0	H28. 3. 24
346- II -077	入桧沢下沢4	0	0	H28. 3. 24
346- II -078	礎上沢	Ö	0	H28. 3. 24
346-II-079	礎上沢1	0	0	H28. 3. 24
	-÷	 		-
346-II-080	入桧沢上沢1	0	0	H28. 3. 24
346-II-081	入桧沢上沢2	0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-Ⅱ-082	入桧沢上沢3	0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-Ⅱ-083	入桧沢上沢4	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-084	入桧沢上沢 5	0	-	H28. 3. 24
346-Ⅱ-085	入桧沢上沢 6	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-086	入桧沢上沢7	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-087	入桧沢上沢8	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-088	仲河戸下沢1	0	_	H28. 3. 24
346-II-089	下仲河戸沢	Ö	_	H28. 3. 24
346-II-090	仲河戸下沢2	 	0	H28. 3. 24
-	仲河戸上沢 1	0		
346-II-091		0	0	H28. 3. 24
346-II-092	仲河戸上沢2	0		H28. 3. 24
346-Ⅱ-093	仲河戸沢 1	0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-Ⅱ-094	仲河戸沢 2	0	0	H28. 3. 24
346- Ⅱ -095	仲河戸沢3	0	0	H28. 3. 24
346- Ⅱ -096	仲河戸沢 4	0	_	H28. 3. 24
346- II -097	仲河戸上沢3	0	0	H28. 3. 24
346-II-098	入桧沢下沢1	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-099	入桧沢下沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-100	東河戸下沢1	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-101	東河戸上沢1	0	0	H28. 3. 24
346- II −102	東河戸上沢 2	Ö	0	H28. 3. 24
346-II-103		Ö	0	H28. 3. 24
 	東河戸上沢3	 		-
346-II-104	東河戸上沢4	0	0	H28. 3. 24
346-II-105	東河戸上沢 5	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-106	東河戸下沢2	0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-Ⅱ-107	東河戸下沢3	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-108	東河戸下沢4	0	_	H28. 3. 24
346-II-109	東河戸下沢 5	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-110	諏訪前沢 1	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-111	諏訪前沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-112	高部宿沢 1	0	0	H28. 3. 24
346-II-113	三ツ木沢	Ö	—	H28. 3. 24
346-Ⅱ-114	台之沢沢	Ö	0	H28. 3. 24
346-II-115	T	0	0	H28. 3. 24
	古内沢1			-
346-Ⅱ-116	古内沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-II-117	古内沢 3	0	0	H28. 3. 24
346-II-118	古内沢 4	0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-Ⅱ-119	古内沢 5	0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-Ⅱ-120	七内沢1	0	0	H28. 3. 24
346-II-121	七内沢 2	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-122	七内沢3	0	0	H28. 3. 24
346-Ⅱ-123	七内沢 4	0	0	H28. 3. 24
346-II-124	犬塚沢	Ō	_	H28. 3. 24
346-II-125	熊久保沢 1	Ö	0	H28. 3. 24
346- II −126	熊久保沢 2	0	0	H28. 3. 24
346- II −127	熊久保沢3	r	0	-
		0		H28. 3. 24
346-Ⅱ-128	熊久保沢 4 上郷二沢 1	0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-Ⅱ-129			0	H28. 3. 24

		[1			
346-II-130	鍛冶屋入沢		0	_	H28. 3. 24
346-II-131	上郷二沢3		0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-II-132	上郷二沢4		0	0	H28. 3. 24
346-II-133	上郷二沢 5		0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-II-134	上郷二沢6		0		H28. 3. 24
346-II-135	上郷二沢7		0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-II-136	上郷二沢8		0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-II-137	熊久保沢 5		0	<u> </u>	H28. 3. 24
346-II-138	熊久保沢 6		0	0	H28. 3. 24
346-II-139	熊久保沢 7		0	0	H28. 3. 24
346-II-140	竹ノ内沢1		0	0	H28. 3. 24
346-II-141	竹ノ内沢2		0	0	H28. 3. 24
346-II-142	宿沢3		0		H28. 3. 24
346-II-143	谷津沢1		0	0	H28. 3. 24 H28. 3. 24
346- II -144 346- II -145	下郷沢 11 下郷沢 12		0	0	н28. 3. 24
347-II-001	叶屋沢 1	千田	0		H27. 10. 29
347-II-002	雨先沢1	千田	0	0	H27. 10. 29
347-II-003	雨先沢 2	千田	0	0	H27. 10. 29
347 II -003	申田沢1	千田	0	0	H27. 10. 29
347- II -005	申田沢2	千田	0	0	H27. 10. 29
347- II -006	猿久保沢1	千田	0	0	H27. 10. 29
347- II -007	猿久保沢 2	千田	0	<u> </u>	H27. 10. 29
347-II-008	猿久保沢 3	千田	0	0	H27. 10. 29
347- П -009	猿久保沢 4	千田	0		H27. 10. 29
347- II -010	猿久保沢 5	千田	Ö	0	H27. 10. 29
347- II -011	猿久保沢 6	千田	0	<u>_</u>	H27. 10. 29
347- II −012−1	<u> </u>				
347-II-012-2	申田沢3	千田	0	0	H27. 10. 29
347-II-013	池の入沢	千田	0	_	H27. 10. 29
347-Ⅱ-014	叶屋沢 2	千田	Ō	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-015	保内沢 1	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-016	西沢沢	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-017	深山沢 1	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-018	深山沢 2	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-019	保内沢 2	入本郷	0	-	H27. 10. 29
347- Ⅱ -020	東沢沢	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-021	重田沢1	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-022	重田沢 2	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-023	重田沢3	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-024	重田沢4	入本郷	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-025	仲丸木沢 1	吉丸	0	0	Н27. 10. 29
347- Ⅱ -026	仲丸木沢 2	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-027	ソリ町沢 1	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347- Ⅱ -028	ソリ町沢 2	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347- Ⅱ -029	仲丸木沢 3	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-030	仲丸木沢 4	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-031	仲丸木沢	吉丸	0	_	H27. 10. 29
347-Ⅱ-032	仲丸木沢 5	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-033	宮下沢	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-034	谷久田沢 2	吉丸	0	_	H27. 10. 29
347-Ⅱ-035	柿下沢1	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-036	柿下沢2	吉丸	0	_ 	H27. 10. 29
347-Ⅱ-037	柿下沢3	吉丸	0	<u> </u>	H27. 10. 29
347-Ⅱ-038	柿下沢4	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-039	谷久田沢3	吉丸	0	0	H27. 10. 29
347-II-040	吉の沢1	国長	0	_	H27. 10. 29
347-II-041	吉の沢2	国長	0	0	H27. 10. 29
347-II-042	吉之沢3	国長	0	0	H27. 10. 29
347- II -043	上国長沢 1	国長	0	0	H27. 10. 29
347-II-044-1	入山沢	国長	0	\circ	H27. 10. 29
347- II -044-2				_	
347-II-045	上国長沢 2	国長	0	0	H27. 10. 29
347-II-046	高久沢	国長	0	_	H27. 10. 29
347-II-047	吉の沢4	国長	0	_	H27. 10. 29
347-II-048	吉の沢 5	国長	0	_	H27. 10. 29
347-II-049	吉の沢 6	国長	0	_	H27. 10. 29
347- Ⅱ -050	下国長沢 1	国長	0	_	H27. 10. 29
247- П -051		団.耳.	\sim .	_	
347- II -051	下国長沢 2	国長	0	_	H27. 10. 29
347-Ⅱ-052	下国長沢 2 小玉沢 1	小玉	0	O	H27. 10. 29
-	下国長沢 2			- O - O	

347-II-055	十文字沢 2	小瀬沢		0	H27. 10. 29
347-II-056	十文字沢 3	小瀬沢	0	0	H27. 10. 29
347-II-057	根岸沢 1	小瀬沢	Ō	Ō	H27. 10. 29
347-Ⅱ-058-1 347-Ⅱ-058-2	小幡沢 1	松之草	0	0	Н27. 10. 29
347- II −059-1 347- II −059-2	石沢	松之草	0	0	Н27. 10. 29
347-II-060	一つ石沢	松之草	0	0	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-061	谷久田沢 4	松之草	0	0	H27. 10. 29
347-II-062	森下沢 1	松之草	0	<u> </u>	H27. 10. 29
347-II-063	森下沢 2	松之草	0	0	H27. 10. 29
347-II-064 347-II-065	東上沢 1 東上沢 2	松之草 松之草	0	<u> </u>	H27. 10. 29 H27. 10. 29
347-Ⅱ-066	東上沢 3	小瀬沢	0	0	H27. 10. 29
347- II -067	小幡沢 2	小瀬沢	Ö	0	H27. 10. 29
347-II-068	小幡沢 3	小瀬沢	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-069	根岸沢 2	小瀬沢	0	_	H27. 10. 29
347-Ⅱ-070	根岸沢3	小瀬沢	0	0	H27. 10. 29
347-II-071		小瀬沢	0	<u> </u>	H27. 10. 29
347-II-072	万平沢	上小瀬	0	0	H27. 10. 29
347-II-073 347-II-074	山本沢 塩田沢 1	上小瀬 上小瀬	0	0	H27. 10. 29 H27. 10. 29
347-II-075	前田沢	油河内	0	0	H27. 10. 29
347- II -076	吉田沢 1	油河内	Ö	0	H27. 10. 29
347-II-077-1 347-II-077-2	吉田沢 2	油河内	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-078	中油河内沢1	油河内	0	_	H27. 10. 29
347-Ⅱ-079	中油河内沢2	油河内	0	0	H27. 10. 29
347-II-080	前田沢2	油河内	0	0	H27. 10. 29
347-II-081	北田沢1	油河内	0	<u> </u>	H27. 10. 29
347- II -082 347- II -083	北田沢 2 土草沢 1	油河内油河内	0	0	H27. 10. 29 H27. 10. 29
347-II-084	工早八 1 土草沢 2	油河内	0	0	H27. 10. 29
347-II-085	栗平沢 1	小舟	0	0	H27. 10. 29
347- II -086	栗平沢 2	小舟	Ö	0	H27. 10. 29
347-II-087	栗平沢 3	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-088	栗平沢 4	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-089	細入沢 1	大岩	0	<u> </u>	H27. 10. 29
347-II-090	下り藤沢 2	大岩	0	0	H27. 10. 29
347- II −091 347- II −092-1	下り藤沢 3	大岩	0	0	H27. 10. 29
347-11-092-2	下り藤沢 4 	大岩 大岩	0	0	H27. 10. 29
347-II-093 347-II-094	石原沢 下り藤沢 5	大岩	0	0	H27. 10. 29 H27. 10. 29
347- II -095	下り藤沢 6	大岩	0	0	H27. 10. 29
347-II-096	別当原沢 1	大岩	Ö		H27. 10. 29
347-Ⅱ-097	三賀沢 1	大岩	0	0	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-098	三賀沢 2	大岩	0	0	H27. 10. 29
347-II-099	三賀沢 3	大岩	0	<u> </u>	H27. 10. 29
347- II −100	三賀沢 4	大岩	0	0	H27. 10. 29
347-II-101 347-II-102	三賀沢 5 別当原沢 2	大岩 大岩	0	0	H27. 10. 29 H27. 10. 29
347-II-103	細入沢 2	大岩	0	-	H27. 10. 29
347-Ⅱ-104	下郷沢 1	大岩	Ö	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-105	下郷沢 2	大岩	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-106	萱坪沢1	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-II-107	萱坪沢 2	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-II-108 347-II-109	萱坪沢 3 萱坪沢 4	小舟 小舟	0	<u> </u>	H27. 10. 29 H27. 10. 29
347- II -109 347- II -110		小舟	0	\cap	H27. 10. 29
347-II-111	上郷沢 3	小舟	Ö	Ö	H27. 10. 29
347-Ⅱ-112	石原沢 1	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-113	石原沢 2	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-114	子舟沢1	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-115	子舟沢 2	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-II-116 347-II-117	中郷沢 前屋沢 1	小舟 小舟	0	0	H27. 10. 29 H27. 10. 29
347- II −117 347- II −118	前屋沢 1 大貝沢 1	小舟	0	0	H27. 10. 29
347- II −119	大貝沢 2	小舟	0	0	H27. 10. 29
347-Ⅱ-120	大貝沢 3	小舟	Ö	Ö	H27. 10. 29
347-Ⅱ-121	前屋沢 2	小舟	0	-	H27. 10. 29
347-Ⅱ-122	前屋沢3	上小瀬	0	0	H27. 10. 29

347-Ⅱ-123		滝沢	上小瀬	0	0	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-124		西根沢 1	上小瀬	0	0	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-125		西根沢 2	上小瀬	0	0	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-126		塙沢	上小瀬	0	0	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-127		上小瀬沢	上小瀬	0	-	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-128		臼本沢	上小瀬	0	-	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-129	Ì	川東沢	上小瀬	0	0	Н27. 10. 29
347-Ⅱ-130		三賀沢 6	大岩	0	0	Н27. 10. 29

砂防指定地

平成17年4月1日現在 出典:平成17年度 茨城県水防計画

		1		平成 17				成 17 年度 茨城県水防計画
箇所番号	•	幹川名	渓流名	31	面積 ha	指定	年月日	告示番号
		- 105 ヵ所	I r was some	計	266. 86			I r u w =
10	久隆	久慈川	久隆沢	<u> </u> _	6.90		15. 7. 4	内告第 109 号
11	盛金	久慈川	入山沢		1.41		15. 7. 4	JI JI
12	上小瀬	小舟川	小瀬沢川		5.86	+	15. 7. 5	〃第 411 号
13	小舟	緒川	小舟川		1.28		16. 6. 14	〃第 407 号
16	高部	緒川	和田川		1.00	S		〃第 642 号
17	八里	緒川	小舟川		0.44	S	17. 11. 10	11 11
21	下檜沢	熊久保川	寄藤沢	<u></u>	4.04	S	18. 8. 11	〃第 541 号
69	下檜沢	緒川	谷川沢		0.20		27. 8. 18	建告第 1143 号
70	中居,長倉	那珂川	大沢川		0.07	S	27. 8. 18	JI JI
74	秋田	那珂川	大沢川		0.55	S	27. 8. 18	וו וו
75	下檜沢	緒川	谷川沢	Ī	0.10	S	27. 8. 18	11 11
78	上檜沢	緒川	七内川	<u>-</u>	0.20	·	30. 3. 8	〃第 166 号
79	秋田	那珂川	大沢川	·	0.01	S	30. 3. 8	JI JI
92	檜山沢	相川	檜山沢	<u>-</u>	0. 13	S	30. 3. 8	JJ JJ
106	舟生沢	久慈川	舟生沢		0.95		31. 11. 10	〃第 1780 号
109	下檜沢	熊久保川	寄藤沢		0.37	S	31. 11. 10	JI II
110	下檜沢	緒川	谷川沢		0. 63	S		11 11
119	高部	和田川	木の出沢		0. 59	S		建告第 1649 号
120	下檜沢	緒川	赤木沢		0.39		32. 12. 16	用用 1049 万 川川
125	秋田	大沢川	秋田川		0. 77	÷	32. 12. 16	<i>II II</i>
	久隆,盛金	久慈川	久隆沢			*		<i>" "</i>
136					1.85		33. 4. 8 33. 4. 8	### ### ### ### #####################
143		相川	檜山沢		6. 42			ル第 595 号
157	家和楽, 西野内	久慈川	森戸川		0.90	÷	34. 3. 30	
158	上檜沢	緒川	太平沢		0.31	S	34. 3. 30	
170	舟生,越金	久慈川	小瀬川	-	0.92	S	35. 1. 21	建告第 103 号
181	盛金	久慈川	後沢		1. 26	S	36. 2. 6	〃第 141 号
182	上小瀬	緒川	蛇谷津沢	<u></u>	0.45		36. 2. 6	11 11
183	氷之沢	緒川	深入沢		0.45	S	36. 2. 6	// // // // // // // // // // // // //
195	盛金	久慈川	盛金沢 岩花沢		0.42	S	36. 10. 10	〃第 274 号
196	鷲子	緒川	岩花沢		0. 27	S	36. 10. 10	JJ JJ
197	上小瀬	緒川	藤室沢		0.35		36. 10. 10	JJ JJ
208	西の内, 家和楽	久慈川	森戸川		0.29	S	38. 2. 26	〃第 274 号
209	下檜沢	緒川	松沢		0.43	S	38. 2. 26	II II
210	小瀬沢	緒川	小瀬沢		0.32	S	38. 2. 26	JJ JJ
218	舟生	久慈川	小瀬川		1. 18	S	38. 10. 25	〃第 2698 号
219	小舟	小舟川	見沢		0.55	S	38. 10. 25	<i>II II</i>
221	下伊勢畑,塩子	那珂川	相川		2.60	S	38. 10. 25	JJ JJ
231	小舟,大岩	小舟川	萱坪沢	1	0.50	S	38. 10. 25	JI JI
232	上檜沢	緒川	七内川	-	0.74	S	38. 10. 25	JJ JJ
	高部	和田川	東河戸沢		1.20	÷	38. 10. 25	JJ JJ
235	上檜沢	緒川	仁田久保沢	<u>†</u> -	0. 24	S		〃第 3406 号
237	<u> </u>	久隆川	高谷沢	t	0. 20	S	39. 12. 19	JI JI
238	久隆	久隆川	前崎沢		0. 13	S		建第 3406 号
239	久隆	久隆川	隅虫沢		0. 18	S	39. 12. 19	II II
240	久隆	久隆川	久隆沢		0. 23	S	39. 12. 19	11 11
244	諸沢	諸沢川	前若沢		0. 23	S	40. 11. 8	建告第 3100 号
244	諸沢	諸沢川	周田沢		1. 16		40. 11. 8	建音第 3100 方 ##
			\$			†		<i>II II</i>
250	下小瀬	小舟川	滝沢 伊工九伊河		0.05	S	40. 11. 8	
252	小田野	小田野川	保土久保沢		0.07	S	40. 11. 8	<i>II II</i>
255	上伊勢畑	那珂川	相川		0.51	S	40. 11. 8	
259	小田野	小田野川	第一保土久保沢		0.06	†	41. 3. 31	〃第 950 号
261	上檜沢	七内川	二又川		0. 23	S	41. 8. 16	# 第 2766 号
262	門井	緒川	前沢		0.35	S	41. 8. 16	建告第 2766 号
270	久隆	久隆川	無南沢		0.15	÷	41. 8. 16	JJ JJ
277	鷲子	緒川	六十ヶ沢	<u> </u>	1.68	S	42. 5. 31	〃第 1700 号
278	下檜沢	緒川	谷津沢		1.64	S	42. 5. 31	11 11
279	小田野	緒川	国出入沢		1.06	S	42. 5. 31	JI JI
280	大岩	小舟川	萱坪沢	<u>-</u>	0.79	S	42. 5. 31	<i>II II</i>

281	下檜沢	緒川	矢の沢	1. 76	S	42. 5. 31	JJ JJ
282	小舟	小舟川	大貝沢	3. 10	S	42. 5. 31	<i>" "</i>
283	下檜沢	緒川	高松沢	0.66	S	42. 5. 31	<i>" "</i>
288	大隆 大隆	人隆川 人隆川	無南沢	1. 05	S	42. 5. 31	<i>" "</i>
295	上小瀬	緒川	川西沢	8.00	S	42. 12. 28	リ第 4614 号
296	小田野	小田野川	栃本沢	2. 20	S	42. 12. 28	″ 月 4014 ク
297	小舟	小舟川		12. 00	h	42. 12. 28	// // // //
298	袋木	緒川	三賀沢 袋木沢	12. 50	S S	42. 12. 28	<i>II II</i>
301	盛金	久慈川	後沢	7. 00		42. 12. 28	<i>II II</i>
302	舟生	久慈川	舟生沢 	9. 20	S	42. 12. 28	<i>II II</i>
308	小田野	緒川	が 小田野川	9. 20 6. 00	S	44. 1. 22	〃 第 103 号
309	諸沢	和川 久慈川	諸沢川	15.80	S	44. 1. 22	# 第 103 万 # #
325	油河内	小舟川	熊久保沢	0. 28	S S	45. 8. 11	〃 第 1335 号
329		久慈川	諸沢川	2. 50		45. 8. 11	// 第 1333 万 // // // // // // // // // // // // //
335	諸沢 高部	東河戸川	途中川及び途中沢左支川	7. 10	S S	46. 10. 5	ッ第 1671 号
336	高部	小田野川	第一保土久保沢	1.60		46. 10. 5	″ 第 1071 万 川 川
337	舟生 	小田野川 久慈川	第一体工人体状 関沢	2.50	S	46. 10. 5	<i>II II</i>
349		(本語)川 緒川	小田野川	2. 50 5. 50	S S	46. 10. 5	ッ第 160 号
361		和川 久慈川	北皆沢	5. 50 19. 00			〃第 160 号 〃第 1419 号
362	<u>山方</u> 長沢	久慈川	北百八 	19. 00 28. 00	S S	48. 6. 18 48. 6. 18	ル 舟 1419 万 ルル
374	高部,赤石	小舟川	大貝沢及び大久保沢			49. 4. 30	〃
383		大沢川	大貝の人の人へ保め 秋田沢	12. 00 1. 35	S S	51. 1. 16	〃第 55 号
	秋田 盛金	久慈川		1. 50		53. 3. 4	
392 393	盛金	久慈川	入山沢 入山沢	3. 58	S S	53. 3. 4 54. 4. 12	リ第 262 号 リ第 841 号
393	盛金	久慈川	入山沢 入山沢	3. 58 1. 38		54. 4. 12 55. 3. 19	リ第 332 号
405		ス 総 川 緒 川	公田代 鍛冶屋入沢	1. 38 0. 76	S	59. 2. 24	〃 第 332 写 〃 第 217 号
412	下桧沢 下桧沢	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		0. 76	S	59. 2. 24 59. 10. 30	リ第 1453 号
412	盛金	和川 久隆川		0. 14	S	60. 12. 4	リ第 1453 号 リ第 1694 号
415	高部	(本) 	久隆沢 小倉沢	0. 35	S S	62. 3. 28	〃第 1094 号 〃第 834 号
		稲川 緒川	小月代 仲河戸川			62. 3. 28	リ 男 834 万 リ リ
426 438	高部 盛金	和川 久隆川	1中円 戸川 久隆沢	0. 72 0. 29	S S	63. 3. 18	〃 第 797 号
445	高部	<u> </u>	へ 仲河戸川	0. 42		63. 11. 1	リ第 2118 号
446	高部	緒川		0. 42	S	63. 11. 1	″ 第 2110 万 川 川
446	諸澤	諸澤川	小倉沢 国光沢	0. 29	S S	63. 11. 1	// //
459	高部	緒川	関山沢	0. 23	H	元. 11. 1	〃 第 1841 号
460	照山	久慈川	前沢	0. 23	п Н	元. 11. 1	″ 月 1041 万 川 川
467	大岩	緒川	田の沢	3. 91	п Н	2. 12. 12	ッ第 1994 号
467	諸沢	諸沢川	国光沢	9. 54	п Н	3. 3. 28	〃第 1994 号 〃第 814 号
476	高部	緒川	仲河戸川	1.87	п Н	3. 3. 20 4. 3. 4	リ第 523 号
477	照山	久慈川	前沢	0.67	п Н	4. 3. 4	//
477		緒川	春丸沢	4. 11	п Н	4. 3. 4	<i>II II</i>
479	大岩	緒川	田の沢	0. 24	п Н	4. 3. 4	// // // //
488	小舟・上小瀬	緒川	田ヶ谷沢	1.48	п Н	5. 3. 25	〃 第 937 号
502	第子	緒川	関ノ入沢	12.35	п Н	10. 3. 23	リ第 762 号
503	諸沢	諸沢川	宝明沢	2. 19	п Н	10. 3. 23	// 另 102 与
510	高部	門田ヤヘノコ	忍平沢	1. 16	п Н	12. 5. 10	〃 第 1277 号
510	諸沢		宝明沢	1. 16	п Н	13. 3. 13	国土交通省告示第 225 号
917	門日がく		上·冗伙	1.07	П	10. 0. 10	四工义四百口小用 440 万

第8節 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(1) 人の体感・行動, 屋内の状況, 屋外の状況

(1) 人(7)	体感・行動,屋内の状况,屋外の状況		
震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが, 地震計 には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中に は、揺れをわずかに感じる人がい る。	_	_
2	屋内で静かにしている人の大半 が、揺れを感じる。眠っている人 の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わず かに揺れる。	_
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てるこ とがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を 覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく 揺れ、棚にある食器類は音を立て る。座りの悪い置物が、倒れるこ とがある。	電線が大きく揺れる。自動車を 運転していて,揺れに気付く人が いる。
5 弱	大半の人が,恐怖を覚え,物に つかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく 揺れ、棚にある食器類、書棚の本 が落ちることがある。座りの悪い 置物の大半が倒れる。固定してい ない家具が移動することがあり、 不安定なものは倒れることがあ る。	まれに窓ガラスが割れて落ちる ことがある。電柱が揺れるのがわ かる。道路に被害が生じることが ある。
5 強	大半の人が,物につかまらない と歩くことが難しいなど,行動に 支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で, 落ちるものが多くなる。テレビが 台から落ちることがある。固定し ていない家具が倒れることがあ る。	窓ガラスが割れて落ちることが ある。補強されていないブロック 塀が崩れることがある。据付けが 不十分な自動販売機が倒れること がある。自動車の運転が困難とな り、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損, 落下することがある。
6強	立っていることができず, はわ ないと動くことができない。揺れ	固定していない家具のほとんど が移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損, 落下する建物が多くなる。補強さ れていないブロック塀のほとんど が崩れる。
7	にほんろうされ,動くこともできず,飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんど が移動したり倒れたりし, 飛ぶこ ともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損, 落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損 するものがある。

(2) 木造建物(住宅)の状況

震度	木造建物	物(住宅)
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	_	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがあ る。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがあ る。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- 注1:木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 注2:この表における木造の壁のひび割れ, 亀裂, 損壊は, 土壁(割り竹下地), モルタル仕上壁(ラス, 金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は, 建物の変形が少ない状況でも, モルタル等が剥離し, 落下しやすくなる。
- 注3:木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震 度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度	鉄筋コンタ	クリート造建物
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	-	壁, 梁(はり), 柱などの部材に, ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁,梁(はり),柱などの部材に,ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁,梁(はり),柱などの部材に,ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁,梁(はり),柱などの部材に,ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁,梁(はり),柱などの部材に,斜めや X 状のひ び割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ,倒れるものがある。
7	壁,梁(はり),柱などの部材に,ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し,まれに傾くものがある。	壁,梁(はり),柱などの部材に,斜めや X 状のひ び割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ,倒れるものが多く なる。

- 注1:鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 注2:鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度	地盤・	斜面等の状況						
階級	地盤の状況	斜面等の状況						
5弱	- 亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。						
5強	电表※1 ~似仏化※2 が生しることがある。							
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。						
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊						
7	八さな地削4ルが生しることがある。	が発生することがある※3。						

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合,地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また,大量の崩壊土砂が 土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

	·
	安全装置のあるガスメーター (マイコンメーター) では震度 5 弱程度以上の揺れで
ガス供給の停止	遮断装置が作動し,ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には,安全のため
	地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水,停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、
鉄道の停止、高速道路の規制等	運転見合わせ,速度規制,通行規制が,各事業者の判断によって行われる。(安全確
	認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
	地震災害の発生時,揺れの強い地域やその周辺の地域において,電話・インターネ
	ット等による安否確認,見舞い,問合せが増加し,電話等がつながりにくい状況(ふ
電話等通信の障害	くそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあ
	った地震などの災害の発生時に,通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言
	板などの提供が行われる。
一	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全
エレベーターの停止	のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

[※]震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

	超高層ビルは固有周期が長いため,固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物
	に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし,長周
長周期地震動※による	期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定
超高層ビルの揺れ	の弱いOA機器などが大きく移動し,人も固定しているものにつかまらないと,同じ
	場所にいられない状況となる可能性がある。
	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れ
石油タンクのスロッシング	る現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることが
	ある。
大規模空間を有する施設の天	体育館,屋内プールなど大規模空間を有する施設では,建物の柱,壁など構造自体
大規模空間を有りる施設の人 井等の破損、脱落	に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱
开寺♥7級頂, 脫洛 	落することがある。

[※]規模の大きな地震が発生した場合,長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて 長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第9節 災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表

	保		祉 部 和	3厚生 年	上総系 E	落課扱 月		1	被害状況時現在	報告表	発生 中間 決定	様式					市町村
(1)	災	害	発	生	Ø	日	時									
2)	災	害	発	生	の	場	所									
(3		災	害	発	生	Ø	原	因									
4		被	55	\ \	Ø	*	犬	況									
		1	ļ	区		分			棟		世	帯	人		備	考	
ア	人	死						者			/						
イ	的	行	1	方	不	Ę	明	者									
ウ	被害		重					傷									
エ	百	者	軽					傷									
オ		全	壊	· 刍	È 焼	又	よ 流	失	,	棟		世帯		人			
力	住		垺	Ħ.	又	は	半	焼									
丰	家被	_		部		破		損									
ク	害			上		浸		水									
ケ		床		下		浸		水									
(5		救	耳	h	の	扌	旹	置									
		_	_	_	_	救助	力の利	重類									
	分							_									
ア					置												
1					を要												
6					か - -				7.41.								
	令和 年 月 日 時報告 茨城県保健福祉部長殿																
	(報告者) 市災害対策本部長 報告書作成者 職 氏 名 (印)																
	注								式によって行 ける報告もこ			らこと。					

第 10 節 常陸大宮市防災会議条例

常陸大宮市防災会議条例

沿革情報

- ◆昭和38年6月28日 条例第15号
- ◇昭和54年3月26日 条例第4号
- ◇平成8年3月14日 条例第2号
- ◇平成12年3月14日 条例第6号
- ◇平成 16 年 9 月 15 日 条例第 29 号
- ◇平成 24 年 12 月 27 日 条例第 31 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、常陸大宮市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 常陸大宮市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防計画その他水防に関し重要事項を調査審議すること。
- (4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、常陸大宮市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、35人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市職員のうちから市長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長,消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(委員の任期)

- 第3条の2 前条第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、常陸大宮市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか,防災会議の議事その他防災会議の運営に関し,必要な事項は,会長が防災会議に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和38年7月1日から施行する。
 - (山方町,美和村,緒川村及び御前山村の編入に伴う経過措置)
- 2 山方町,美和村,緒川村及び御前山村の編入の日以後最初に委嘱される防災会議の委員の任期は,第3条の2第1項の 規定にかかわらず,平成18年5月6日までとする。

附 則(昭和54年条例第4号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成 16 年条例第 29 号)
- この条例は、平成16年10月16日から施行する。

附 則 (平成24年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

第 11 節 常陸大宮市防災会議規程

常陸大宮市防災会議規程

◆平成 16 年 10 月 15 日 訓令第 18 号

(目 的)

第1条 この規程は、常陸大宮市防災会議条例(昭和38年大宮町条例第15号)第5条の規定に基づき、防災会議の議事及 び運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(議事の決定)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は議決に加わることができない。

(会議の庶務)

第4条 会議の庶務は、総務部危機管理課が主管する。

(会議録)

第5条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名等を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び議長が会議において指名した委員2人がこれに署名しなければならない。

附則

この訓令は、平成16年10月16日から施行する。

附 則 (平成 24 年訓令第 12 号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令第33号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

第 12 節 常陸大宮市防災会議公印規程

常陸大宮市防災会議公印規程

◆平成8年3月29日 訓令第7号

第1条 この規程は、常陸大宮市防災会議の公印の保管及び取扱い等に関し、必要な事項を定める。

第2条 公印の形状,寸法,ひな形等は、別表のとおりとする。

第3条 公印は、総務部危機管理課において保管する。

第4条 この規程に定めるもののほか,必要な事項は、常陸大宮市公印規程(昭和36年常陸大宮市訓令第9号)を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年訓令第 12 号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年訓令第 14 号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令第33号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

 24 mm

 常 陸 大 宮 市

 24 mm
 防 災 会 議

 会 長 之 印

第 13 節 常陸大宮市災害対策本部条例

常陸大宮市災害対策本部条例

沿革情報

- ◆昭和38年6月28日 条例第18号
- ◇平成8年3月14日 条例第3号

(目 的)

第1条 この条例は, 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第23条第7項に基づき, 常陸大宮市災害対策本部 (以下「災害対策本部」という。) に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ災害対策本部長が指名する災害対策副本部長がその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は,災害対策本部長の命を受け,災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き,災害対策副本部長,災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか,災害対策本部に関し必要な事項は,市規則で定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

第 14 節 常陸大宮市災害見舞金等に関する条例

常陸大宮市災害見舞金等に関する条例

沿革情報

- ◆昭和49年6月15日 条例第20号
- ◇昭和62年3月19日 条例第6号
- ◇平成4年3月15日 条例第7号
- ◇平成 16 年 9 月 15 日 条例第 81 号

(目 的)

第1条 この条例は、市民が災害を受けたとき、り災者又は葬祭を行う者に対して、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を贈り、併せてその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この条例において「災害」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 火災
 - (2) 風水害
 - (3) 震災
 - (4) その他の自然災害で市長が特に認めたもの

(見舞金等を贈る対象者)

第3条 見舞金等を贈る対象者(以下「対象者」という。)は、本市に居住する者とする。

(見舞金等の額)

- 第4条 見舞金等の額は、次の各号に掲げる範囲内で規則で定める額とする。
 - (1) 死亡した者 1人につき 200,000円以内
 - (2) 負傷し、全治1週間以上の入院加療を要するもの 1人につき 40,000円以内
 - (3) 住家の損壊,滅失したもの 100,000 円以内
 - (4) 住家の床上漫水したもの 50,000 円以内
- 2 被害の程度は、市長が判定する。

(見舞金等の制限)

- 第5条 市長は,対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは,見舞金等を減額し,又は贈らないことができる。
 - (1) 故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 災害救助法又は常陸大宮市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和 49 年大宮町条例第 19 号)の適用を受けた場合
 - (3) 業務に従事していたことにより、公的扶助を受けた場合

(見舞金等の返還)

第6条 市長は、既に見舞金等を受けた者で、前条の規定に該当すると認めた場合は、その全額又は一部を返還させることができる。

(委 任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、編入前の山方町及び御前山村の区域にあっては、平成17年4月1日から適用する。

(美和村及び緒川村の編入に伴う経過措置)

3 編入前の美和村及び緒川村の区域における災害見舞金の額は、平成16年10月16日から平成17年3月31日までの間、第4 条第1項の規定にかかわらず、編入前の美和村災害見舞金等の支給に関する条例(平成10年美和村条例第9号)又は緒 川村災害見舞金等に関する条例(昭和49年緒川村条例第25号)の例による。

附 則 (昭和62年条例第6号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第81号)

この条例は、平成16年10月16日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第4号の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

第 15 節 災害時応援協定

災害時応援協定一覧

# 〒成7年1月1日 安成7年1月1日 安成7年1日				
2 年成7年1月1日 1		締結年月日	協定の名称	協定の相手方
□ 平成 9年 8月 22 日				
## 17.0 からの番組を終年に関する協定	2	平成7年1月1日		茨城県内全市町村消防本部
。 平成17年月19日 2日 東京映画に2017年度に関する協定 東京 1877年 1878年 1920	3	平成9年8月22日	のための通報連絡等に関する協定	原子力事業者
6 年成19年8月29日 実践における前及話前像力に関する協定書	4	平成12年9月13日		原子力事業者
7 平成20年6月24日 日次月1度無限による近相に関する協定書 東京電力床た会社表版支信 日本度22年9月29日 父告呼における後尾機の姿の提供に関する協定 日本度23年2月17日 父告呼における後尾機の姿の提供に関する協定 日本度23年2月17日 父告呼における後尾機の姿の提供に関する協定 日本度23年12月7日 父告呼における後尾機の姿の提供に関する協定 日本度23年12月7日 父告呼における後尾機の変の提供に関する協定 天成具石油産産品 天成生	5	平成17年5月12日	非常災害時における相互応援に関する協定	
18 平成21年7月1日 実計物文態的大限中でも能定 計田計大・全電器料自動車総合 平成23年2月17日 実書物における後継線の影響に関する協定 日土交通省関東地方整備列 日土交通省関東地方整備列 日土交通省関東地方整備列 日土交通省関東地方整備列 日土交通省関東地方整備列 日土交通省関東地方整備列 日土交通省関東地方整備列 日土交通省関東地方整備列 東京に23年12月7日 実書物における核接線像の影響に関する協定 技元会社の力わや大倉官 株式会社の力わや大倉官 株式会社のプロイン 東端における核接線をの影性に関する協定 東京と34年2月15日 東端における核接線をの影性に関する協定 東京と34年3月3日 地震等大規模災害に関する基本を基 東部に表は大会社大学と1月2日 東端により上の技術を対象の影性に関する協定 東京と34年3月3日 地震等大規模災害に関する基本を基 東日本経常放送 東京と34年3月3日 東京と34年3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3	6	平成18年8月29日		イオン株式会社ジャスコ常陸大宮店・常陸大宮街づくり株式会社
9 平成22年9月29日 (現書時に得ける破疫物質の発用に関ける協定 日本の語では、日本の語では	7	平成20年6月24日	防災行政無線による広報に関する協定書	
10	8			
11	9	平成22年9月29日	災害時における救援物資の提供に関する協定	利根コカ・コーラボトリング株式会社
12 年度23年12月7日	10	平成23年2月17日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
13 単成23年12月7日 災害時における被接時質の程珠に関する協定 株式会社かかわや大宮店	11	平成23年7月11日	災害時における情報通信に関する協定	常陸大宮市アマチュア無線クラブ
14 平成23年12月7日 災害時に記する被援物質の場体に関する協定 株式会社メーバーヒロセヤ 16 平成23年2月7日 災害時に記する被援物質の場体に関する協定 子島東島株は大会社 子島東島株は大会社 子島東島株は大会社 子成23年2月7日 災害時に記する協定 子成23年2月7日 対震が日本に数据す 大阪県 平成24年2月9日 対震が日本に数据す 大阪県 平成25年1月22日 実容生時の影響を参照を参加を受ける協定 大阪県の単位の大学では、 大阪県の単位の大学では、 大阪県の東海県の大学では、 大阪県の東海県の大学では、 大阪県の東海県の大学では、 大阪県の東海県の大学では、 大阪県の東海県の大学では、 大阪県の東海県の大学では、 大阪県の東海県の大学では、 大阪県の東海県の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	12	平成23年12月7日	災害時における救援物資の提供に関する協定	茨城県石油商業組合・茨城県石油業協同組合大宮支部
15	13	平成23年12月7日		株式会社かわねや大宮店
「中成24年9月15日 「東欧大生にタリングボスト設置産生 文部外容音 茨岐県、	14	平成23年12月7日	災害時における救援物資の提供に関する協定	株式会社スーパーヒロセヤ
17 平成24年6月6日 地震等大規模災害に関する基本管書 東日本旅客参議権状会社水戸支柱 19 平成25年1月22日 災害を登時の発急数急物資の保管等に関する協定 芳賀地区広域行政事務組合 ア成25年1月21日 災害時でありた 別時和五丘後協定 京藤東北京の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	15	平成23年12月7日		寺島薬局株式会社
18	16	平成24年2月15日	可搬式モニタリングポスト設置覚書	文部科学省 茨城県
19 平成25年1月2日 突害性上野学の総合枚急物資の保管等に関する協定 次成果6年1月2日 平成25年3月11日 災害性に対する協定 東市次3年3月11日 災害性に対する協定 東市次3年3月11日 災害性に対する協定 東市次3年3月1日 災害性に対する協能避難所の設置運営に関する協定 東日本家客意強和な会社水戸支社 平成25年3月1日 災害性に対する協能避難所の設置運営に関する協定 東日本家客意強和な会社水戸支社 平成25年7月18日 災害性の支援機能送の協力に関する協定 東日本家客意強和な会社水戸支社 平成25年7月18日 災害性に対する物質の供給に関する協定 東日本家客意は取る会社水戸支社 平成25年7月18日 災害性に対する物質の供給に関する協定 茨城県市近ソ保険協会大宮大子京部 平成25年9月10日 災害性に対する物質の供給に関する協定 茨城県市近ソ保険協会大宮大子京部 平成25年11月36日 災害性に対する物質の供給に関する協定 京徳農業経開組合 平成25年11月36日 災害性に対する物質の供給に関する協定 京徳農業経開組合 平成26年4月4日 災害性に対する物質の供給に関する協定 平成26年4月4日 災害性に対する物質の供給に関する協定 平成26年4月15日 災害性に対する物質の供給に関する協定 平成26年4月1日 災害性に対する物質の供給に関する協定 平成26年4月1日 災害性に対する物質の供給に関する協定 平成26年4月1日 災害性に対する物質の供給に関する協定 平成26年4月1日 災害性に対する物質の供給に関する協定 平成26年4月1日 災害性に対する物質の供給に関する協定 中の25.1 スノリ災害対策センター 平成26年4月1日 災害性に対する物質の供給に関する協定 中の25.1 スノリ災害対策センター 平成26年4月1日 災害性に対する物質の供給に関する協定 中の25.1 スノリ災害対策センター 中成26年4月1日 災害性に対する協定難解所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム みりり園 平成26年5月31日 災害性に対する協定避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム みりり園 平成26年5月31日 災害性に対する協定避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 中の25.1 日本シアノマンレアロ方 中成26年5月31日 災害性に対する協定避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護者人 中成26年5月31日 災害性に対する協定避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人ホーム 神別養護老人 中成26年5月31日 災害性に対する協定避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 神別養護老人 中成26年5月31日 実書性に対する協定 特別養護者のに関する協定 特別養護者のに関する協定 特別養護者と、一本 中の26年5月31日 実書性に対する協定 特別養護者と、一本 中の26年5月31日 東書は対する協定整理を同する協定 中成26年5月31日 東書は対する協定整理を同する協定 中成26年5月31日 東書は対する協定整理を同する協定 「本院子の27 アクススス会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	17	平成24年6月6日	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社
20	18	平成24年8月9日	消防相互応援協定	芳賀地区広域行政事務組合
21 平成25年3月11日 災害時における福祉運動所の設置運営に関する協定 茨坂県電気工事業工業組合 22 平成25年3月4日 池慶等大規模(警に関する協定者) 東日本旅客鉄道株工事業工業組合 24 平成25年7月9日 災害時における福祉運動所の設置運営に関する協定 東日本旅客鉄道株工会社大戸支社 25 平成25年7月9日 災害時の歯科医療教護に関する協定 常陸大宮市直科医師会 26 平成25年7月10日 災害時における物資の供給に関する協定 茨坡県市ラック協会大部株支部 27 平成25年9月10日 災害時における協定の協力に関する協定 茨坡県市ラック協会大部株支部 28 平成25年11月26日 災害時における物資の供給に関する協定 大坂県トラック協会大部株支部 30 平成25年11月26日 災害時における物資の供給に関する協定 いてきるニア・大阪機関する協定 31 平成26年4月15日 災害時における物資の供給に関する協定 いてきるニア・大阪機関する協定 32 平成26年4月16日 災害時における物資の供給に関する協定 おの見よのよりとしてより、大阪地に対する協定 33 平成26年7月10日 災害時における福祉運動所の設置運営に関する協定 おの見書をしまりまりますが開まる場合 34 平成27年7月19日 災害時における福祉運動所の設置運営に関する協定 おの見書をしまりまりますが見まりますが見まりますが見まりますが見まますが開まる協定 37 平成28年8月31日 災害時における福祉運動所の設置運営に関する協定 特別養護を入ホーム みのり園 37 平成28年8月31日 災害時における福祉運動所の設置運営に関する協定 特別養護を入ホーム おがわりまますが見まますが見まますが見まますが見まますが見まますが見まますが見まますが	19	平成25年1月22日	災害発生時等の緊急救急物資の保管等に関する協定	茨城県倉庫協会
空の 平成25年3月26日 災害時における福祉養難所の設置運営に関する協定 サングリーンピア大官 東日本宗会が連体式会社水戸支社 平成25年7月9日 投害時における物意の供給に関する協定 東日本宗会が連体式会社水戸支社 突害時に高財経験養態を開き 東日本宗会が連体式会社水戸支社 空成25年7月18日 災害時に高財経験養態を開き 突寒物と環境を考える協議会 突寒物と現境を考える協議会 突寒がと環境を考える協議会 で成25年10月4日 災害時における物資の供給に関する協定 欠成25年10月4日 災害時における物資の供給に関する協定 中成25年11月26日 災害時における物資の供給に関する協定 中成26年4月15日 災害時における物資の供給に関する協定 大部に関する協定 大部に対している場合の供給に関する協定 大部に対している場合の供給に関する協定 大部に対している場合の供給に関する協定 大部に対している場合の供給に関する協定 大部に対している場合は、関する協定 大部に対している場合は、関するは、関するは、関するは、関するは、関するは、関するは、関するは、関する	20	平成25年2月4日	消防相互応援協定	南那須地区広域行政事務組合
23	21	平成25年3月11日	災害時の支援協力に関する協定	茨城県電気工事業工業組合
24	22	平成25年3月26日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	サングリーンピア大宮
24		平成25年5月14日	地震等大規模災害に関する確認書	
25	24			
26				
27	_			
28				
29				
30 平成25年11月26日 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定 生活協同組合パルシステム茨城 平成26年4月4日 災害時における物資の供給に関する協定 株式会社松屋 次書時における物資の供給に関する協定 大門26年4月4日 災害時における物資の供給に関する協定 大門26年7月10日 災害時における相互応援に関する協定 大田原木会社 水戸工場 水田県大館市 大田原木会社 水戸工場 大田原木会社 水戸工会				
31	30	平成25年11月26日	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城
32	31	平成26年4月4日	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社松屋
33 平成26年6月5日 災害時における物資の供給に関する協定 日本ジフィー食品株式会社 水戸工場 34 平成26年7月10日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 秋田県大館市 北田市	32	平成26年4月15日	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター
35 平成27年11月9日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム みわ 36 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム みのり園 37 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム ドルフィン 38 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム サングリーンピア山方 39 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム おがわ 40 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 御前山フロイデガルテン 41 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 御前山フロイデガルテン 42 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 地域密着型介護老人福祉施設 大宮フロイデドルフ 42 平成29年1月18日 災害時における常陸大宮市民の県外広域避難 栃木県 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須島 に関する協定 大麻データテック株式会社 平成29年1月18日 災害時における常陸大宮市民の県外広域避難 栃木県 水田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須島 に関する協定 大麻データテック株式会社 平成30年1月31日 災害時における施設使用に関する協定 大麻データテック株式会社 7 平成30年1月31日 災害時における施設使用に関する協定 茨城県大子特別支援学校 48 平成30年3月31日 災害時における施設使用に関する協定 株式会社アクティオ 常陸大宮市北西部建設業組合 常陸大宮市北西部建設業組合 常陸大宮市北西部建設業組合 常陸大宮市北西部建設業組合 常陸大宮市北西部建設業組合 常陸大宮市北西部建設業組合 常陸大宮市北西部建設業組合 常本原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定 本原子力発電株式会社 日本原子力発電株式会社 第 中成31年4月12日 災害時における応急仮設住宅 (移動式木造住宅) の推設に関する協定 ヤフー株式会社 1 年本ムービングハウス協会 1 年本ムービングハウス協会	33	平成26年6月5日	災害時における物資の供給に関する協定	
36	34	平成26年7月10日	災害時における相互応援に関する協定	秋田県大館市
37	35	平成27年11月9日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム みわ
37 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム ドルフィン 38 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム おがわ 40 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム おがわ 40 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 御前山フロイデガルテン 41 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 地域密着型介護を人福祉施設 大宮フロイデドルフ 42 平成28年8月31日 災害時における避難所等の設利用に関する協定 地域密着型介護を人福祉施設 大宮フロイデドルフ 43 平成29年1月18日 災害時における厳差要請に関する協定 株式会社茨城放送 44 平成29年10月11日 災害時における常陸大宮市民の県外広域遊難 に関する協定 栃木県大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須島山市、那須町、那須町、那須町、那須町、那須町、那須町、那須町、那須町、那須町、那須町	36	平成28年8月31日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム みのり園
39 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム おがわ 40 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 御前山フロイデガルテン 41 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 地域密着型介護老人福祉施設 大宮フロイデドルフ 42 平成28年8月31日 災害時における遊送要請に関する協定 茨城県立小瀬高等学校 43 平成29年1月18日 災害時における放送要請に関する協定 株式会社茨城放送 44 平成29年9月28日 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定 板ボー央大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須島山市、那須町、那珂川町 45 平成29年10月11日 災害時における協定使用に関する協定 大崎データテック株式会社 46 平成30年1月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 茨城県大字特別支援学校 48 平成30年3月29日 災害時における応急復旧に関する協定 株式会社アクティオ 49 平成30年1月27日 災害時における応急復旧に関する協定 株式会社アクティオ 50 平成31年2月15日 原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定 日本原子力発電株式会社 51 平成31年4月12日 災害時における避難所等の施設利用に関する協定 お川生涯現役計画 52 令和1年6月10日 災害時における応急を設施 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急に関する協定 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急で関する協定	37	平成28年8月31日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム ドルフィン
40 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 特別養護老人ホーム 御前山フロイデガルテン 41 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 地域密着型介護老人福祉施設 大宮フロイデドルフ 42 平成28年8月31日 災害時における放送要請に関する協定 茨城県立小瀬高等学校 43 平成29年1月18日 災害時における放送要請に関する協定 株式会社茨城放送 44 平成29年9月28日 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難 に関する協定 栃木県大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須島 山市, 那須町, 那珂川町 45 平成29年10月11日 災害時における協定使力る協定 大崎データテック株式会社 46 平成30年1月31日 災害時における施設使用に関する協定 茨城県大子特別支援学校 47 平成30年1月31日 災害時における応急復旧に関する協定 株式会社アクティオ 49 平成30年3月29日 災害時における応急復旧に関する協定 株式会社アクティオ 49 平成30年11月27日 災害時における応急復旧に関する協定 常陸大宮市建設業協会 常陸大宮市建設業協会 常陸大宮市建設業協会 日本原子力発電株式会社 50 平成31年4月12日 災害時における応急仮設計の協定 第計の設定 第計の表記 表記 表	38	平成28年8月31日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム サングリーンピア山方
41 平成28年8月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 地域密着型介護老人福祉施設 大宮フロイデドルフ 42 平成28年8月31日 災害時における避難所等の施設利用に関する協定 茨城県立小瀬高等学校 43 平成29年1月18日 災害時における放送要請に関する協定 株式会社茨城放送 44 平成29年9月28日 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定 栃木県大田原市,矢板市,那須塩原市,さくら市,那須烏山市,那須町,那珂川町 45 平成29年10月11日 災害時に急給水等業務に関する協定 大崎データテック株式会社 46 平成30年1月31日 災害時における施設使用に関する協定 茨城県大宮警察署 47 平成30年1月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 株式会社アクティオ 48 平成30年3月29日 災害時における応急復旧に関する協定 株式会社アクティオ 49 平成30年11月27日 災害時における応急復旧に関する協定 お陸大宮市北西部建設業組合常陸大宮市北西部建設業協会 50 平成31年2月15日 原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定 日本原子力発電株式会社 51 平成31年4月12日 災害時における応急仮設付等に関する協定 ヤフー株式会社 52 令和1年6月10日 災害時における応急仮設住等に関する協定 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急を仮設性に関する協定 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急に関する協定 ヤフー株式会社	39	平成28年8月31日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム おがわ
42平成28年8月31日災害時における避難所等の施設利用に関する協定茨城県立小瀬高等学校43平成29年1月18日災害時における放送要請に関する協定株式会社茨城放送44平成29年9月28日原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定栃木県大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須島山市、那須町、那珂川町45平成29年10月11日災害時に急給水等業務に関する協定大崎データテック株式会社46平成30年1月31日災害時における施設使用に関する協定茨城県大宮警察署47平成30年1月31日災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定茨城県大子特別支援学校48平成30年3月29日災害時における応急復旧に関する協定株式会社アクティオ49平成30年11月27日災害時における応急復旧に関する協定常陸大宮市建設業協会50平成31年2月15日原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定日本原子力発電株式会社51平成31年4月12日災害時における避難所等の施設利用に関する協定緒川生涯現役計画52令和1年6月10日災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書ヤフー株式会社53令和2年1月16日災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書日本ムービングハウス協会	40	平成28年8月31日		特別養護老人ホーム 御前山フロイデガルテン
42平成28年8月31日災害時における避難所等の施設利用に関する協定茨城県立小瀬高等学校43平成29年1月18日災害時における放送要請に関する協定株式会社茨城放送44平成29年9月28日原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定栃木県大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須島山市、那須町、那珂川町45平成29年10月11日災害時に急給水等業務に関する協定大崎データテック株式会社46平成30年1月31日災害時における施設使用に関する協定茨城県大宮警察署47平成30年1月31日災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定茨城県大子特別支援学校48平成30年3月29日災害時における応急復旧に関する協定株式会社アクティオ49平成30年11月27日災害時における応急復旧に関する協定常陸大宮市建設業協会50平成31年2月15日原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定日本原子力発電株式会社51平成31年4月12日災害時における避難所等の施設利用に関する協定緒川生涯現役計画52令和1年6月10日災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書ヤフー株式会社53令和2年1月16日災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書日本ムービングハウス協会	41			
44平成29年9月28日原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難 に関する協定栃木県大田原市,矢板市,那須塩原市,さくら市,那須烏 山市,那須町,那珂川町45平成29年10月11日 46災害時応急給水等業務に関する協定 災害時における施設使用に関する協定 ・平成30年1月31日 47大崎データテック株式会社 茨城県大宮警察署 ※実時における福祉避難所の設置運営に関する協定 ・ 茨城県大子特別支援学校 ・ 平成30年3月29日 ・ 平成30年3月29日 ・ 平成30年11月27日災害時における応急復旧に関する協定 ・ 常陸大宮市北西部建設業組合常陸大宮市建設業協会49平成30年11月27日 ・ 平成31年2月15日原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定 ・ する協定書日本原子力発電株式会社51平成31年4月12日 ・ 下成31年4月12日 ・ 令和1年6月10日 ・ 災害に係る情報発信等に関する協定 ・ 次書に係る情報発信等に関する協定お川生涯現役計画52令和1年6月10日 ・ 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書ヤフー株式会社	42	平成28年8月31日	災害時における避難所等の施設利用に関する協定	茨城県立小瀬高等学校
44 平成29年9月28日 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難 に関する協定 栃木県大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須島山市, 那須町, 那珂川町 45 平成29年10月11日 災害時応急給水等業務に関する協定 大崎データテック株式会社 46 平成30年1月31日 災害時における施設使用に関する協定 茨城県大宮警察署 47 平成30年1月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 茨城県大子特別支援学校 48 平成30年3月29日 災害時における応急復旧に関する協定 株式会社アクティオ 49 平成30年11月27日 災害時における応急復旧に関する協定 常陸大宮市北西部建設業組合常陸大宮市建設業協会 50 平成31年2月15日 原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定書 日本原子力発電株式会社 51 平成31年4月12日 災害時における避難所等の施設利用に関する協定 お川生涯現役計画 52 令和1年6月10日 災害に係る情報発信等に関する協定 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書 日本ムービングハウス協会	43			
45平成29年10月11日災害時応急給水等業務に関する協定大崎データテック株式会社46平成30年1月31日災害時における施設使用に関する協定茨城県大宮警察署47平成30年1月31日災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定茨城県大子特別支援学校48平成30年3月29日災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定株式会社アクティオ49平成30年11月27日災害時における応急復旧に関する協定常陸大宮市北西部建設業組合常陸大宮市建設業協会50平成31年2月15日原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定書日本原子力発電株式会社51平成31年4月12日災害時における避難所等の施設利用に関する協定を書緒川生涯現役計画52令和1年6月10日災害に係る情報発信等に関する協定ヤフー株式会社53令和2年1月16日災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書日本ムービングハウス協会	44	平成29年9月28日		
46平成30年1月31日災害時における施設使用に関する協定茨城県大宮警察署47平成30年1月31日災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定茨城県大子特別支援学校48平成30年3月29日災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定株式会社アクティオ49平成30年11月27日災害時における応急復旧に関する協定常陸大宮市北西部建設業組合常陸大宮市建設業協会50平成31年2月15日原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定日本原子力発電株式会社51平成31年4月12日災害時における避難所等の施設利用に関する協定 定書緒川生涯現役計画52令和1年6月10日災害に係る情報発信等に関する協定 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書ヤフー株式会社	45	平成29年10月11日		
47 平成30年1月31日 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 茨城県大子特別支援学校 48 平成30年3月29日 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 株式会社アクティオ 49 平成30年11月27日 災害時における応急復旧に関する協定 常陸大宮市北西部建設業組合常陸大宮市建設業協会 50 平成31年2月15日 原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定者 日本原子力発電株式会社 51 平成31年4月12日 災害時における避難所等の施設利用に関する協定を書 緒川生涯現役計画 52 令和1年6月10日 災害に係る情報発信等に関する協定を決定しているが急を表しまする協定を表しまする協定を表しまする協定との建設に関する協定書 ヤフー株式会社	46			
48 平成30年3月29日 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 株式会社アクティオ 49 平成30年11月27日 災害時における応急復旧に関する協定 常陸大宮市建設業協会 50 平成31年2月15日 原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定書 日本原子力発電株式会社 51 平成31年4月12日 災害時における避難所等の施設利用に関する協定 お川生涯現役計画 52 令和1年6月10日 災害に係る情報発信等に関する協定 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書 日本ムービングハウス協会	-			
49平成30年11月27日災害時における応急復旧に関する協定常陸大宮市北西部建設業組合 常陸大宮市建設業協会50平成31年2月15日原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定書日本原子力発電株式会社51平成31年4月12日災害時における避難所等の施設利用に関する協定書緒川生涯現役計画52令和1年6月10日災害に係る情報発信等に関する協定 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書ヤフー株式会社 日本ムービングハウス協会	-			
50 平成31年2月15日 する協定書 日本原子刀発電株式会社 51 平成31年4月12日 災害時における避難所等の施設利用に関する協定 緒川生涯現役計画 52 令和1年6月10日 災害に係る情報発信等に関する協定 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書 日本ムービングハウス協会	49			常陸大宮市北西部建設業組合
51 平成31年4月12日 定書 精川生涯現役計画 52 令和1年6月10日 災害に係る情報発信等に関する協定 ヤフー株式会社 53 令和2年1月16日 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書 日本ムービングハウス協会	50	平成31年2月15日		日本原子力発電株式会社
53 令和2年1月16日 災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅) の建設に関する協定書 日本ムービングハウス協会	51	平成31年4月12日		緒川生涯現役計画
53 令和2年1月16日 の建設に関する協定書 日本ムービングハウス協会	52	令和1年6月10日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
	53	令和2年1月16日	の建設に関する協定書	日本ムービングハウス協会
	54	令和2年12月23日		東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社

	締結年月日	協定の名称	協定の相手方
55	令和2年12月23日	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合大宮支部
56	令和3年2月1日	災害発生時における協力に関する覚書	那珂郵便局長及び大宮郵便局長
57	令和3年6月9日	常陸大宮市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会
58	令和3年7月30日	災害時における相互応援に関する覚書	宮城県蔵王町
59	令和5年3月3日	災害時における住家被害認定調査に関する協定書	茨城土地家屋調査士会
60	令和6年2月6日	災害時における停電復旧に係る応急処置の実施の支 障となる障害物等の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社
61	令和6年2月7日	災害時における電気自動車等による電力供給支援に 関する協定書	茨城日産自動車株式会社

第 16 節 自衛隊の災害派遣要請の様式

(様式1)

 文書番号第
 号

 令和
 年
 月
 日

茨城県知事殿

常陸大宮市長 印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情況及び派遣要請の事由

- 1 災害の種類 水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故, その他(
- 2 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- 3 場 所
- 4 被害状況
- 5 要請する理由

2 派遣を希望する期間

 自 令和
 年
 月
 日
 時
 分

 至 令和
 年
 月
 日
 時
 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

 1 活動希望区域
 県
 市
 町

 郡
 村

2 活動内容

4 その他参考事項

- 1 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- 2 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況
- 3 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- 4 気象の概況
- 5 その他

第 17 節 自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼の様式

(様式 2)				
		文書番号第 令和 年	月	号日
茨城県知事殿	常陸大宮市-	Ę		印
	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)			·
令和 年 月 頼します。	日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記	!のとおり部隊の	撤収要	要請を依
	記			
1 撤収要請理由				
2 撤収期日	令和 年 月 日 時 分			
3 その他必要事項				

第 18 節 市職員・消防職員による被害調査の様式

常陸大宮市被害調査・報告書

災害	名			Ş	災害 報告地域							班				
									報告年月日 令和 年					月	目()
番号	災害日時		ı	被害	項目	ı		被害	状 涉	7	仮復旧(緊急)対応の状			14.35	確認者	
号	(調査日時)	被害場所	人的	道 路	河川	崖崩	建 物	その他		V 1	L					14
1			仮復	夏旧概	算額		ı	ı								
	通行止めの有無	全面・片側・なし	本復旧概算額		本復旧概算額				国災・市単の別	国災	市単災	補正希望	望年度	(仮)	(本)	
											1					
2			仮復	夏旧概象	算額											
	通行止めの有無	全面・片側・なし	本復	夏旧概象	算額	Ī			国災・市単の別	国災	市単災	補正希望	望年度	(仮)	(本)	
3			仮後	夏旧概	算額											
	通行止めの 有無	全面・片側・なし	本復旧概算額						国災・市単の別	国災	市単災	補正希望	望年度	(仮)	(本)	
4			仮復	夏旧概	算額											
	通行止めの 全面・片側・なし		本復	夏旧概	算額				国災・市単の別	国災	市単災	補正希望	望年度	(仮)	(本)	
5			仮後	夏旧概	算額		1	1								
	通行止めの 有無	全面・片側・なし	本復	夏旧概	算額				国災・市単の別	国災	市単災	補正希望	望年度	(仮)	(本)	

[※]被害状況の項目に○をつけてください。

第 19 節 被害状況報告様式(火災・災害等速報要領)

第	1	号様式	(火災)
ਕਾ		つーホー	(ノく)()

								第		報
	報	告	日	時	2	年	月	目	時	分
	都	道	府	県						
	市 <u>(</u> 消	m 前防才	•	村 名 <u>)</u>						
消防庁受信者氏名 ※特定の事故を除く。	報	告	者	名						

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車	両 4 船舟	h 5 航空機	6 その他
出火場所		T	ı	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 月 月	
火元の業態・ 用 途		事業所名(代表者氏名)		
出火箇所		出火原因		
	死者 (性別・年齢) 人	正老の生じた		
死 傷 者	負傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		m² m²
焼 損 程 度	全 焼 棟 焼損 半 焼 棟 排	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m² m² ha
り災世帯数	世帯	気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部(署) 消 防 団 そ の 他(消防防災へリコプター)	台 台 告 ・機	人人人	
救急・救助 活動 状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考	事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

			第		幸
(1 石油コンビナート等特別防災区域内の	報告日時	年 月	日	時	分
事故 事故名 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故	都 道 府 県				
4 その他特定の事故	市 町 村 (消防本部名)				
消防庁受信者氏名	報告者名				
事 故 種 別 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4	その他()			

事故種別	1 火災 2 爆	発 3 漏え	-V 4	その	他 ()				
発 生 場 所										
事業所名				特別	防災区域	レイ 第		ト第一種 種 ,	,第- そ 0	
	_			発り	1 日 時		月	目	時	分
発生日時 (覚知日時)		∃ 時 ∃ 時	分 分)		火 日 時 理完了)	(月月	日日	時時	分 分)
消防覚知方法				気 匀	象 状 況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可 5 毒劇物 6 R I			4 可	燃性ガス)	物質	名			
施設の区分	1 危険物施設 2	高危混在旅	施設 3	高圧	ガス施設	4 その)他	()
施設の概要				危険 区	物施設の 分					
事故の概要			,							
死 傷 者	死者(性別・年前	静)	人		負傷	中等	定定定	,	\ (\ (\ (SSS
				出	場機	関	出場	易人 員	出	場資機材
				事	自衛防災	組織		人		
				業	共同防災	組織		人		
				所	その	他		人		
消防防災活動 状況及び救				消队	方本部(署)		台 人		
急・救助活動 状 況				消	防	団		台人		
				消防	防災ヘリコフ	プター		機 人		
				海	上保安	庁		人		
	数まにはの利力		n+ /\	自	衛	隊		人		
	警戒区域の設定 使用停止命令	月日月日	時 分	そ	の	他		人		
災害対策本部 等の設置状況										
その他参考事	事項									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式(救急・救助事故等・武力攻撃災害等)

							第		報
	報告	日	時	年	Ē	月	日	時	分
	都道	府	県						
	市 町 <u>(消防本</u>		村 名 <u>)</u>						
消防庁受信者氏名	報告	者	名						

事故災害種別	1 救急事故 2	救助事故 3	武力攻撃災害 4	緊急対処事態における災害
発 生 場 所				
発生日時(覚知日時)	月 (月 F	日 時 分 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要				
	死者 (性原	川 ・ 年 齢)	負傷者等	人(人)
死 傷 者 等		計人	重 中等组 軽	人 (人)
	不明	人		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救助人員	
消防・救急・救 助 活 動 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項	頁			

- (注) 負傷者等欄の() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

	(災害概況即報)			報	告	日	時	:	年	月	日	時	分
				都	道	府	県						
<u> </u>	肖防庁受信者氏名			市 <u>(</u> 淮	m 前防才		村 名 <u>)</u>						
3	災害名	(第	報)_	報	告	者	名						
	発生場所					発生	日目	寺		月	月	時	分
					•			•					
災害													
の													
概													
況													
	死 者	人直	重症 :	人				全壊	 	棟	床上浸	水	棟
被害	人的 うち 被害 災害関連死者	人	圣 症	人	住被	家害		半壊	 		床下浸	i	棟
の状況	不 明 119番通報の件数		1. /11.				_	部破損		棟	未分類	類	棟
<i>D</i> u													
	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府	県)			(市	丁木	寸)					
			,消防団,消防防 規模,活動状況等:							条に基合	づく応援消	肖防本部等	争につ
	消防機関等の												
応	活動状況												
急													
対策	自衛隊派遣												
の	要請の状況 その他都道府県又は市場では市場である。	叮ナナーが言葉 パトを	大 角 計築										
状	ての他都進州 州来は川崎	47 /17 // A # H - し / こ	心心以来										
況													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 (′	
都111 时 県 名 (.)	

+mr++ 4	緊急安	全確保	発令日時	避難	指示	発令日時	高齢者	等避難	発令日時
市町村名	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時
	LL-HL-米レバケナ. アル			. 35 5 / /					

[※] 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都這	都道府県									被害
			災害名	5		そ		流失・埋没	ha	
災害			第		報	の他	田	冠水	ha	
• 報台	告番 :	号					畑	流失・埋没	ha	
			(月	(月 日 時現在)				冠水	ha	
+0 4	L -lv						学村	交	箇所	
報告	ら 者の	Ď.						病院		
区分	子				被害		道路	各	箇所	
人		死 うち災	者 害関連死者	人人			橋	りょう	箇所	
的	行	方不明者		人			河川	I	箇所	
被害	負	重傷		人			港灣	が 	箇所	
	負傷者	軽傷		人			砂	方	箇所	
住家				棟			清排	帚施設	箇所	
住家被害	全块	喪		世帯			鉄ì	道不通	箇所	
				人			被铜		隻	
				棟			水道		戸	
	半期	喪	世帯				電話		回線	
				人			電気		戸	
				棟			ガン	ス	戸	
	—- E	邻破損		世帯			ブロ	コック塀等	箇所	
				人						
				棟						
	床_	上浸水		世帯						
				人						
				棟		りり	と 世 書		世帯	
	床下浸水			帯		りり	災者数	汝	人	
				人		火災	建物	勿	件	
非住家	作 公共建物 東			火災発生	危险	食物	件			
家	ま その他			棟			その	D他	件	

Į	<u>×</u>				分	被	害		都		
公	立	文 扌	枚 施	設	千円				道 府		
農	林	水 産	業 施	設	千円			災等	県		
公	共	土 7	木 施	設	千円			害の			
そり	の化	也のな	公共 施	設	千円			対設	市		
小				計	千円			策置	111		
公封	共施	設被害i	市町村数	女	団体			本状	町		
	農	産	被	害	千円			部況	村		
7.	林	産	被	害	千円						
そ	畜	産	被	害	千円						
	水	産	被	害	千円			災適			
の	商	エ	被	害	千円			害用		-1	E7 ().
								市救町		計	団体
61.								助村			
他	そ	0	か	他	千円			法名			
被		害	総	額	千円			119	番通	報件数	件
災害の概況											
		(地元消防	5本部,消防	5団,消	肖防防災へ	リコプター,消防組織	歳法第 39	条に基づくル	芯援消	坊本部等について, その出動規	見模,活動状況等を記入すること。)
応急対策の	消防機関等の活動状況										
状	自	衛隊の	災害派遣	豊				その他	1		
況											
,,,											

^{※1} 被害額は省略することができるものとする。

^{※ 2 119} 番通報の件数は,10 件単位で,例えば約10件,30件,50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第20節 被害の判定基準

以下の表は、災害救助法の適用にかかる被害の認定基準(判定基準)である。被害状況の調査や報告に当たっては、 この基準をもととする。

)基準をもととする。	
	被害区分	認定基準
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡した。
人	/= → π +/.	したことが確実な者
的	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
		当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者
被	負傷者	(重傷者)1ヵ月以上の治療を要する見込みの者
害		(軽傷者)1ヵ月未満で治療できる見込みの者
		※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること
		住家とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうか
		を問わない。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす
		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、
	Λ I II	埋没, 焼失したもの, 又は住家の損壊が甚だしく, 補修により元通りに再使用することが困難
	全壊	なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面
		積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占
		める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする
		構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住すること
	大規模半壊	が困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又
		は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割
/		合が 40%以上 50%未満のものとする
住		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補
家	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、
	中規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の
の		経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満の
被		ものとする
#		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だ
害	半壊	しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の
	, , ,	延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に
		占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする
	2/ft- \1/ 1-ft	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住
	準半壊	家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家
		全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする
	一部損壊	全壊,大規模半壊,半壊に至らない程度の住家の破損で,補修を必要とする程度のものと する
		9 つ 全壊,半壊に該当しないが,その住家の床より上に浸水したもの及び土砂,竹木等の堆積
	床上浸水	生壌、土壌に該当しないが、その住家の床より上に皮がしたもの及び上砂、竹木寺の堆積しのため、一時的に居住することができないもの
	古下河 水	床上浸水に至らない程度浸水したもの
非	床下浸水	
生		
家の	公共建物	部分は住家として取り扱う 官公署庁舎,公民館,公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物
非住家の被害	公共建物その他	自公者庁舎、公氏館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう
吾		
	田の流失・埋没田の冠水	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの 穂の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
	畑の流失, 埋没	15~1元初が元んな\なる住皮に小に佼別が11にもり
	畑の流矢,埋役 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする
	A川VノJ凸ノN	小学校,中学校,高等学校,大学,高等専門学校,盲学校,ろう学校,特別支援学校及び
	文教施設	小字仪、甲字仪、尚寺字仪、大字、尚寺専門字仪、首字仪、ろり字仪、特別文援字仪及び 幼稚園における教育の用に供する施設をいう
		対権圏における教育の用に供する地設をいう 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いた
そ	道路	道路法(昭和 27 年法律弟 180 方)弟 2 采弟 1 頃に規定する連路のうち、僃りようを除いた もの
		もの 国道,県道,市町村道路の全部又は一部の損壊,又は崩土により通行不能あるいは通行規
\mathcal{O}	損壊	国連、原連、中間付連路の生命又は一部の損壊、又は朋工により通行不能のないは通行規 制になったもの及び応急処置が必要となったもの
他	冠水	道路が水をかぶり、通行不能となったもの及び通行規制が必要なもの
100	<u>凡</u>	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なもの
	· ·	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失 - 一直路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失
	橋りょう	道路を連結するにめに、刊川、連刊、湖沿寺の上に朱設された橋で、全部又は一部が流失 したもの及び損壊により応急修理が必要となったもの
		ではい及び損壊により心忌修理が必要となったもの 河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の
	河川	河川伝(昭和 39 年伝律第 107 芳)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の 河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防,護岸,水利,床止めその他の施設若しくは沿
	151/11	何川又はこれらのものの維持官理上必要な堤的、護岸、水利、床上のその他の施設石しくは石 岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする
		廾で杯土するにツスに財殴することを必女とする門肝とする

	被害▷	区分	認定基準								
	河	堤防決壊	河川法にいう1級河川,2級河川,準用河川並びに法定外河川の堤防あるいは溜池,灌漑用水路の堤防が決壊し,復旧工事を要する程度のもの								
	Ш	越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のもの								
		その他	破堤や越水はしていないが,堤防法面が損壊する等応急処理が必要なもの								
	港湾	・漁港	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び漁港法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する水域施設,外かく施設,けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき								
	砂防	ī	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設,同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき								
	がけ	崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖崩れを含む。)による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの								
	地す	べり	地すべりによる災害で地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条に規定する地すべり防止施設及び人命,人家,公共的建物に被害のあったもの								
	土石	流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家及び公共的建物に被害があった もの								
	水道	İ	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする								
	清掃	施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき								
	鉄道	ī不通	災害により運転施設備,駅舎等に被害を受け汽車,電車等の運行が不能となった又は復 工事を要する程度の被害とする								
	電話	Î	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする								
	電気	ί	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする								
	水道	İ	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする								
	ガス	•	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止と なった時点における戸数とする								
	ブロ	ック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする								
り災	り災	世帯	災害により全壊,大規模半壊,半壊及び床上浸水の被害を受け,通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう								
者	り災	者	り災世帯の構成員をいう								
	公立	文教施設	公立の文教施設をいう								
	農林	水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号) による補助対象となる施設をいい,具体的には農地,農業用施設,林業用施設,漁業用施設及 び共同施設をいう								
被	公共	土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象 となる施設をいい,具体的には,河川,海岸,砂防施設,林地荒廃防止施設,地すべり防止施 設,急傾斜地崩壊防止施設,道路,港湾,漁港及び下水道をいう								
被害額	その 設	他の公共施	公立文教施設,農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい,例えば庁舎,公民館, 児童館,都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう								
	農産	被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい,例えばビニールハウス,農作物等の被害をいう								
	林産	被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい,例えば立木,苗木の被害をいう								
	畜産	被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい,例えば家畜,畜舎等の被害をいう								
	水産	被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい,例えばのり,漁具,漁船等の被害をいう								
	商工	被害	建物以外の商工被害で,例えば工業原材料,商品,生産機械器具等の被害をいう								

第 21 節 り災証明申請書の様式

受付欄								
	Ŋ	災証	明申	請 書	간 금			
常陸大宮市長	様							
※太枠部分を記	入してください。				令和	年	月	目
	住所 常陸大宮市							
申請者	現在の連絡先(電	話番号)						
(窓口に来 られた方)	sonta 氏名		り災者との関係	□本人 □同一t □その他	世帯員(妻	子 親)
	住所 常陸大宮市	`	l					
り災者	^{ふりがな} 氏名							
	常陸大宮市							
り 災場所等 (アパート等の 名称・室番号)	□住宅 □共同住宅 □非住宅	□持家 □物置 □事業所 □その他	□貸家 □倉庫 □店舗]借家)	
り災原因								
り災物件	□屋根□ その他(基礎	□壁)	
添付書類	□写真 □修繕	見積書	その他()	
り災程度	□全壊 □大規	模半壊 □	中規模半壊	□半壊	□準半壊		·部損壊	
※本人もしくに	は同一世帯以外の方	が申請者の場合	合は、下記委任	壬状に記入	.してください	`\ _o		
私は,住所 氏名	を代理人	と定め,り災i 委f ※自筆による	令和 任者 住所	び受領に関 年 月		委任しま	す。	
確認欄								

本人確認	□運転免許証 □住基カード □保険証	□住基 □外国人登録証 □納税通知書	□職員による確認 □その他()
------	--------------------------	--------------------------	-------------------	---

担当者

第 22 節 被災証明願・被災証明書の様式

被災証明願 令和 年 月 日 常陸大宮市長 鈴木 定幸 様 申請者 住 所 常陸大宮市 (所有者) 氏 名 ※自筆による署名 電 話 令和 年 月 日に発生しました() により, 下記のとおり被災したことを証明願います。 記 被災場所 常陸大宮市 被災狀況 ※該当する事項の番号を○で囲んでください。 1 保険請求 2 官公署用 使 用 目 的 3 高速道路利用 4 その他()

被災証明書

被災第 1- 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

※この証明は、個人物件以外の被害により被害を受けた事実を証明するものです。

第 23 節 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度, 方法及び期間早見表

令和5年3月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
(法第4条	災害により現に被 害を受け、又は受け るおそれのある者に 供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 340円以内 高齢者等の要援護者等を供 与する「福祉避難所」を設置し た場合,当該地域における通常 の実費を支出でき,上記を超え る額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で。避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込。税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に協議を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条 第2項)	災害が発生するおそれのある場合において,被害を受けるおそれがあり,現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 340円以内 高齢者等の要援護者等を供与 する「福祉避難所」を設置した 場合,当該地域における通常の 実費を支出でき,上記を超える 額を加算できる。	法項をか生と救が日 2 集のでの 2 集のでの 3 集のでの 5 集のでの 5 集のでの 5 まのでの 5 ま を 5 と	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上。
応急仮設住 宅の供与	住家が全壊,全焼又 は流失し,居住する 住家がない者であっ て自らの資力では住 宅を得ることができ ない者	○建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ,実施主体が地域の事情,世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸あたり6,775,000円以内3 建設型応急仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は,当該地域における実費。	災害発生の日 から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費, 労務費,付帯設備工事費,輸送費 及び建築事務費等の一切の経費 として基本額以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上 設置した場合は,集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設 を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以 上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内。
		○賃貸型応急仮設住宅 1 規模 建設型応急仮設住宅に準じ る 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日 から速やかに 借上げ,提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、 礼金、仲介手数料、火災保険等民 間賃貸住宅の貸主、仲介業者との 契約に不可欠なものとして、地域 の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急仮設住 宅と同様。
炊き出しそ の他による 食品の給与	 避難所に避難している者 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 	1人1日当り 1,230円以内	災害発生の日 から7日以内	食品給与のための総経費を延給食 人員で除した金額が限度額以内で あればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対	象		費用	の限度額		其	月 間	備考			
飲料水の供 給	現に飲料水 とができな 料水及び炒 の水である	い者(飲 て事のため	当該地址	域にお	ける通常の			:発生の日 7日以内	輸送費,人件費は別途計上。			
被服寝具そ の他生活必 需品の給与 又は貸与	全半壊(焼 床上浸水等 生活上必要 寝具,その	だにより, 要な被服, D他生活必	1 夏季 (4月~9月) 冬季 (10 月~3月) の季別は災害発生 の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内					・発生の日 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2 現物給付に限ること。			
	需品を喪失 損し,直ち 活を営むこ	た日常生	区分	}	1人世帯	2 人世	上帯	3人世帯	4 人世帯	5 人 世帯	6人以上1 人増すご とに加算	
	な者		全壊 全焼	夏	19, 200 円	24, 6	600円	36,500 円	43,600 円	55, 200 円	8,000円	
			流失	冬	31,800円	41,	100円	57, 200 円	66, 900 円	84, 300 円	11,600 円	
			半壊半焼	夏	6,300円	8, 4	400 円	12,600 円	15, 400 円	19, 400 円	2,700円	
			床上 浸水	冬	10, 100 円	13, 2	200 円	18,800円	22, 300 円	28, 100 円	3,700円	
医療	医療の途を (応急的処		療材料 費 2 病院 保険記 3 施術	1 救護班…使用した薬剤,治療材料,医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内				発生の目 14日以内	患者等の移	送費は別途割	十上 。	
助産	災はべ災をみ流を者等以ん害失な産要)である。	以内に けで の助に のの のの のの の の の の の の の の の	用した 2 助産	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額				んした日 7日以内	妊婦等の移送費は別途計上。			
被災者の救出	1 現に生作 危険な状 者 2 生死不 にある者	態にある明な状態	当該地域	或にお	らける通常の	実費		:発生の日 3日以内	い場合はして取り	こ生死が明ら ,以後「死体 扱う。 人件費は別	の捜索」と	
被災した住宅の応急修理	準を力すいと だけなる 様けはこ だい だい だい だい だい だい おっこ を しゅん はい と 度 焼い と しゅん と しゅん と しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん	に は は は は は は は は は は は は は	居室, 炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ○大規模半壊, 中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ○半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円					発生月 の以害 の以害 か り が り が り た り 、 の り き き き り り り り り り り り り り り り り り り				
学用品の給与	就学上支 小学校児重 生徒,義務	(焼) 又(焼) ス(焼) よ(た) よ<	材の教て文人学学 で承材い方子学校校	対を なり 教具 た 児 生 ない とり ままれる りょう とう かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい	通学用品は, 次の金額以内 4,800	又はいままではいます。	から (教和 1 (通学			登は評価額。 寺の場合は個 する。	々の実情に	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	1 体当り 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死亡したも のであっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり,かつ,各般の事情により既に死亡していると推定されている者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費,人件費は別途計上。 2 災害発生後3日を経過したものは,一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について,死体に関 する処理(埋葬を除 く)をする。	(洗浄, 消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 (一時保存) ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり 5,500 円以内 救護班以外の検案は慣行料金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費,人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス の購入費等が必要な場合は,当該 地域における通常の実費を加算 できる。
障害物の除 去	居室, 炊事場, 玄関 等に障害物が運びこ まれているため, 生 活に支障をきたして いる場合で自力では 除去することができ ない者	1 世帯当り 138, 700 円以内	災害発生の日 から10日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費 (法第4条 第1項)	 被災者の避難支援 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の捜索 死体の処理 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期間以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費 (法第4条 第2項)	避難者の避難支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 〇避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 〇避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4条第1号から第4 号までに規定する者	茨城県災害救助法施行細則により定める額 1 人 1 日当り 医師及び歯科医師 22,200 円以内 薬剤師,診療放射線技師,臨床 検査技師,臨床工学技士及び歯 科衛生士 16,100 円以内 保健師,助産師,看護師及び准 看護師 16,400 円以内 救急救命士 15,200 円以内 土木技術者及び建築技術者 16,200 円以内 大工 27,000 円以内 大工 27,000 円以内 上で職 27,000 円以内	救助の実施が 認められる期 間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額。

常陸大宮市地域防災計画 平成25年3月

(平成29年6月一部改定)

(平成31年4月全部改定)

(令和2 年4月一部改定)

(令和4 年4月全部改定)

(令和6 年4月一部改定)

編集·発行 常陸大宮市防災会議

事務局 常陸大宮市総務部危機管理課 〒319-2292 常陸大宮市中富町 3135-6 Tel:0295-52-1111 Fax:0295-52-0032